ISSN 1346-7328
国総研資料第 1192 号
令 和 4 年 3 月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1192 March 2022

都市公園における
子育て支援機能導入手法に関する技術資料

緑化生態研究室

The Technical Report of
Methods for Introducing the Function of Health Promotion for the Elderly in City Parks

Landscape and Ecology Division

国土交通省　国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

国土技術政策総合研究所資料
第 1192 号 2022 年 3 月

Technical Note of NILIM
No.1192 March 2022

都市公園における
子育て支援機能導入手法に関する技術資料

山岸 裕*　舟久保 敏**　大石智弘***

The Technical Report of Methods for Introducing the Function of Childcare Support in City Parks

YAMAGISHI Yutaka*　FUNAKUBO Satoshi**　OHISHI Tomohiro***

概要

本資料は、社会ニーズの変化に対応した都市公園における子育て支援機能に着目し、それらの機能を導入するにあたり、都市公園に期待される役割及び提供すべき場を体系的に整理し、先進事例調査を通じてこれらの機能を備えた施設及び取組の分類、事業を進める際の基本的なポイント及び留意事項の抽出を行ったものである。

キーワード：少子高齢化、都市公園、子育て支援、ハード／ソフト対策

Synopsis

In terms of the functionality of urban parks in response to changing social needs, this research focuses on childcare support. To introduce the function to urban parks, we first systematically sorted out the roles that urban parks are expected to play, and the atmosphere and place that they are expected to offer. Then, we analyzed existing parks with the function related to childcare support, and categorized their park equipment and efforts to demonstrate those functions. We also found the basic points and important considerations in implementing urban park development projects.

Key words: declining birthrate and aging society, urban park, childcare support, tangible / intangible measures

---

*　社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室　主任研究官
**　元社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室　室長
　　現国土交通本省都市局公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官
***　社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室　室長
*　Senior Researcher, Landscape and Ecology Division, Research Center for Infrastructure Management, NILIM
**　Former Head, Landscape and Ecology Division, Research Center for Infrastructure Management, NILIM
　　Current Director for Parks and Green Project Coordination, Parks,Green Spaces and Landscape Division, City Bureau
*** Head, Landscape and Ecology Division, Research Center for Infrastructure Management, NILIM

はじめに

国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」の最終報告書（平成 28 年 5 月）では、「都市公園の多機能性を地域の特性やニーズに応じて発揮するためには、都市公園の中だけを見るのではなく、健康・医療・福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、地域のにぎわい創出・地方創生など都市全体の取組の視点から考えることが必要」であり、「地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備、管理運営を促進することが必要である」とされている。その後、平成 29 年の都市公園法の一部改正では、保育所や老人福祉センター等の社会福祉施設（通所利用）が都市公園の占用対象として追加されたところである。

このため、国土技術政策総合研究所では、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、少子高齢社会に対応した新たな機能を都市公園に導入するに際してのあり方等について先進的な取り組み事例の情報収集を通じ、検討を進めてきた。

本技術資料は、その検討結果をもとに、都市公園における保育所占用も含めた子育て支援機能の導入手法に関する知見についてとりまとめたものである。本書で扱う子育て支援は、特に、乳幼児、乳幼児を持つ親及び親子連れを対象としている。

なお、本技術資料は、新型コロナウイルス感染症流行以前に実施した調査を元に作成しているため、感染防止対策について言及したものではないことにご留意いただきたい。

本技術資料をとりまとめるにあたっては、次頁に示す、学識経験者、地方公共団体職員、業界団体の方々からなる研究会を立ち上げ、専門的及び実務的な見地からご意見を頂くとともに、都市公園における子育て支援に取り組む地方公共団体等の関係者から、沢山の貴重な資料や情報をご提供頂いた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

令和４年３月

国土交通省 国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室 室長 大石智弘

少子高齢社会に対応した都市公園の機能向上手法に関する検討会（子育て支援機能導入手法）

大木　浩	荒川区防災都市づくり部道路公園課 課長
大矢　芳彦	長岡市教育委員会子ども未来部子ども家庭課 課長
木下　勇	千葉大学大学院園芸学研究科環境造園学領域 環境造園計画学分野 教授
角南　勇二	一般社団法人日本公園施設業協会 専務理事
竹内　智子	東京都建設局東部公園緑地事務所 工事課長
三輪　律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群 国際都市学系まちづくりコース 准教授
吉谷　悠	横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地維持課 担当係長

敬称略、五十音順、所属等は当時（平成 31 年 1 月）

本技術資料は、下記の構成とする。

共通編

Ⅰ　都市公園への子育て支援機能の導入について
- １．国及び地方公共団体の取組状況
- ２．都市公園に期待される役割
- ３．事業を進める際の基本的なポイント
- ４．事業を進める際に留意すべき事項

子育て支援全般編

Ⅱ　都市公園における子育て支援施設の設置
- １.子育て支援機能のための整備施設の分類
- ２．施設整備の内容、整備・管理上のポイント及び留意点

Ⅲ　都市公園における子育て支援の取組
- １．取組の分類
- ２．取組の内容、必要施設及び留意点

保育所占用編

Ⅳ　法制度上の位置づけ及び留意点
- １．都市公園への保育所等施設の設置に関する関係法令の改正の経緯
- ２．関連法令・通知、基準等

Ⅴ　保育所等施設設置の留意点及び事業者間の役割
- １．保育所等施設設置の手順
- ２．各段階の留意点及び公園担当部局、保育担当部局の役割

Ⅵ　保育所等施設の設置における配慮事項
- １．公園施設における配慮事項
- ２．保育所等施設の設置における配慮事項

Ⅶ　保育所等施設の管理運営における配慮事項
- １．施設利用者の安全確保、公園利用・周辺環境に対する配慮事項
- ２．都市公園と一体となった管理運営

Ⅷ　保育所等施設の設置により期待される効果等
- １．社会的課題の解決
- ２．都市公園の価値向上

資料編（事例集）

- １．調査事例一覧
- ２．サブインデックスによる整理
- ３．事例集（子育て支援全般）
- ４．事例集（保育所等施設占用）

（各編の概要）

共　　通　　編：都市公園への子育て支援機能の導入について、国及び地方公共団体の取組状況や都市公園が担うべき役割、事業等を進める際の基本的なポイントなどの一般的な共通項目について説明する。

子育て支援全般編：特に、乳幼児、乳幼児を持つ親及び親子連れを対象とした公園利用及び公園を場とした子育て支援施設の整備及び子育て支援サービスの提供について説明する。

保 育 所 占 用 編：都市公園の占用による保育所等施設の設置及び運営管理について説明する。

資料編（事例集）：本技術資料を作成するにあたり収集・整理した個別事例について掲載。

目　次

（ 共 通 編 ）

Ⅰ　都市公園への子育て支援機能の導入について 3

１．国及び地方公共団体の取組状況 3

（１）少子化等の現状と課題 3
（２）国の計画等 5
（３）地方公共団体の計画や取組 9

２．都市公園に期待される役割 14

（１）子育て支援において期待される役割 14
（２）都市公園が担うべき機能 15

３．事業を進める際の基本的なポイント 17

（１）ニーズの把握 17
（２）上位計画等との整合性 18
（３）関係部局等との連携 18
（４）ハードとソフトの両面からの配慮 21
（５）関係法令や基準の遵守 21

４．事業を進める際に留意すべき事項 25

（１）安全性の確保 25
（２）防犯 25
（３）衛生 26
（４）ベビーカーからのアクセス等のバリアフリー 26
（５）保護者への配慮 29
（６）地域コミュニティとの関わり 29

（子育て支援全般編）

Ⅱ　都市公園における子育て支援施設の設置 33

１．子育て支援機能のための整備施設の分類 33

２．施設整備の内容、整備・管理上のポイント及び留意点 34

（１）既存の公園施設の活用 34
（２）既存の公園施設への子育て支援機能の機能追加 35
（３）乳幼児専用の屋外遊び場の設置 37
（４）屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置 39
（５）近隣の子育て支援施設等と一体的に整備又は連携して利用する施設 43
（６）保育所等社会福祉施設の占用の場の提供 46

Ⅲ　都市公園における子育て支援の取組 47

１．取組の分類 47

２．取組の内容、必要施設及び留意点 48

（１）子育て親子等の交流の促進を目的としたプログラムの提供 48
（２）子育て等に関する相談、援助の実施 51
（３）地域の子育て関連情報の提供 54
（４）子どもの遊びや学習を目的としたプログラムの提供 56
（５）保育所の園庭としての公園利用 63
（６）その他の取組 65

（保育所占用編）

Ⅳ　法制度上の位置づけ及び留意点 71

１．都市公園への保育所等施設の設置に関する関係法令の改正の経緯 71

２．関連法令・通知、基準等 75

（１）都市公園法（昭和三十一年法律七十九号）、都市公園法施行令、都市公園法運用指針（第４版） 75

（２）都市計画法（昭和四十三年法律第百号） 79

（３）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号） 80

（４）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令）（昭和二十三年厚生省令第六十三号） 81

（５）関連通達文 82

Ⅴ　保育所等施設設置の留意点及び事業者間の役割 83

１．保育所等施設設置の手順 83

（１）都市公園における保育所等施設設置の関連部局と関係主体 83

（２）都市公園における保育所等施設設置にあたっての基本的事項 84

（３）保育所等施設設置の手順 85

２．各段階の留意点及び公園担当部局、保育担当部局の役割 87

（１）都市内における保育需要の把握と保育所等施設設置の適地の検討 87

（２）都市公園への保育所等施設の設置の検討 87

（３）都市公園の選定 87

（４）都市公園内での敷地の選定 93

（５）地域との合意形成 94

（６）設置・運営事業者の公募条件等の検討 95

（７）保育所等施設設置にかかる占用許可 99

Ⅵ　保育所等施設の設置における配慮事項 104

１．公園施設における配慮事項 104

（１）植栽 104

（２）園路 104

（３）夜間照明施設 104

（４）駐輪場 104

（５）駐車場 105

（６）トイレ 105

（７）遊具 105

（８）乳幼児とその保護者のための施設 106

２．保育所等施設の設置における配慮事項 107

（１）基本事項 107

（２）インフラ 109

（３）出入口 110

（４）屋外遊戯場（園庭） 110

（５）駐輪スペース 110

（６）駐車場 111

（７）フェンス・塀 112

（８）安全対策 114

（９）夜間照明施設 114

(10) 既存空間の代替施設等 114

(11) 公園利用者や地域住民が利用可能な施設 115

(12) 音環境の対策 117

(13) 防災対策 119

Ⅶ　保育所等施設の管理運営における配慮事項 120
１．施設利用者の安全確保、公園利用・周辺環境に対する配慮事項 120
（１）施設利用者の安全確保 120
（２）公園利用に対する配慮事項 121
（３）送迎時の安全管理 121
（４）屋外遊戯場（園庭）としての公園利用 121
２．都市公園と一体となった管理運営 123
（１）保育所等施設と公園関係主体との連携 123
（２）保育所等施設と公園関係主体との連携事例 123

Ⅷ　保育所等施設の設置により期待される効果等 126
１．社会的課題の解決 127
（１）保育需要への対応 127
（２）地域の子育て支援への寄与 127
（３）地域活性化 128
２．都市公園の価値向上 130
（１）ストックの有効活用 130
（２）子育て支援機能の充実 130
（３）利用の増進 130

参考・引用文献 133

（資料編）

１．調査事例一覧 事例-1
２．サブインデックスによる整理 事例-3
３．事例集（子育て支援全般） 事例-6
４．事例集（保育所等施設占用） 事例-62

共通編

Ⅰ　都市公園への子育て支援機能の導入について

本章では、都市公園へ子育て支援機能を導入するにあたり、背景となる少子化等の現状や課題、関連する国の計画、先進的な地方公共団体の計画や取組を紹介するとともに、都市公園が担うべき役割について示した。

１．国及び地方公共団体の取組状況

（１）少子化等の現状と課題

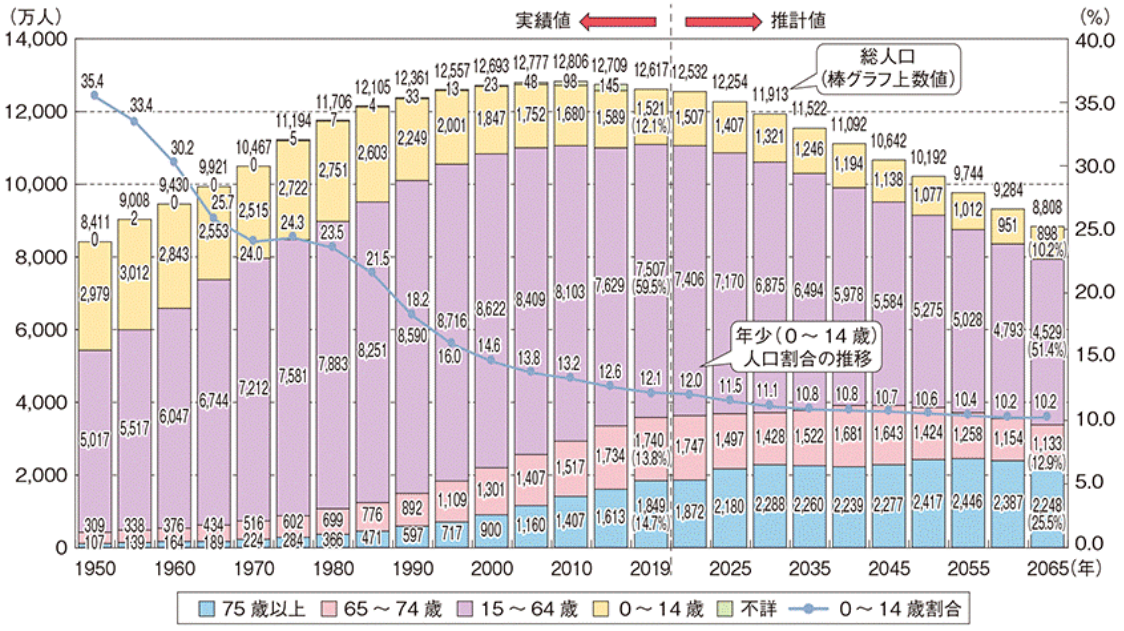
１）少子化の現状と課題

わが国における少子化に関する現状は、以下の通りである。

・我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増している。第２次ベビーブーム世代（いわゆる団塊ジュニア）が 40 代後半になる中、2019 年の出生数（推計）は 86 万 4,000 人と過去最少を記録し、いわば「86 万ショック」とも呼ぶべき状況となった。出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、一旦は 1.45 まで回復した合計特殊出生率もここ数年微減傾向にある。（少子化社会対策大綱（2020 年 5 月 29 日）[1)]，p. 1 より）

・2019 年 10 月 1 日現在、年少人口（0～14 歳）は 12.1％であるが、2065 年には 10.2％まで減少すると推計されている。（内閣府 令和２年度版少子化社会対策白書[2)]，p. 3 より）

このように深刻さを増す少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下であるとされているが、長期的な展望に立って、総合的な少子化対策を大胆に進めること並びに諸外国の取組に学び、長期的な少子化対策を実践することが必要であるとされている。[1)] また、社会全体で行動することによる少子化対策の推進が必要であるとされ、妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備として、都市公園及び河川空間等のバリアフリー化など子育てバリアフリーの推進が必要であるとされている。[2)]

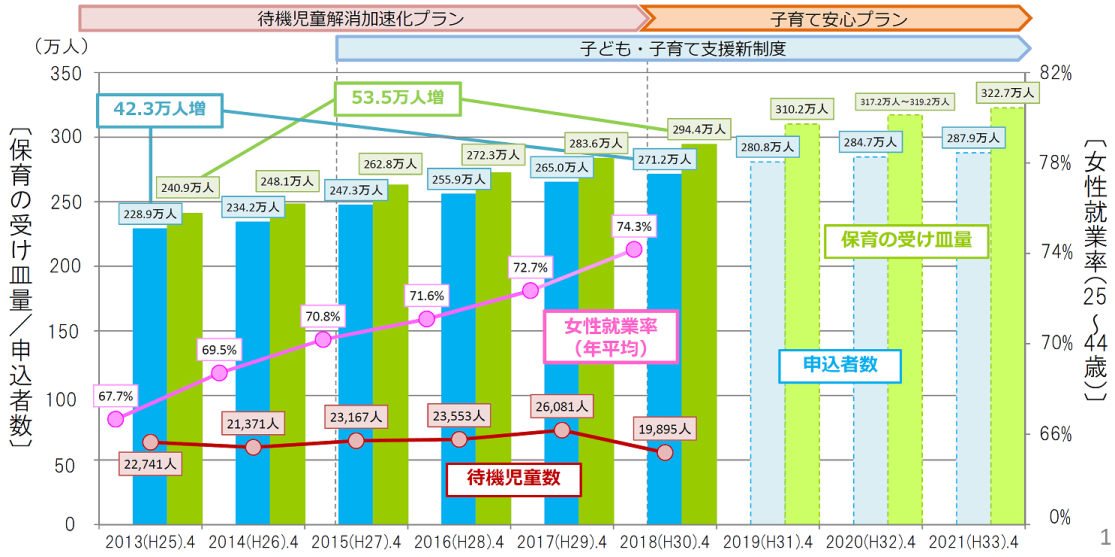


（出典：令和２年度版少子化社会対策白書[2)]，p. 2）

図 1-1 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し

２）待機児童の現状

わが国の25 歳から44 歳の女性の就業率は年々上昇し、それに伴い保育の利用申込者数も年々増加している。このため、保育所等待機児童数についても、やや増加傾向にあったが、平成30年4月時点において19,895 人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果となった。（図 1-2）



（出典：厚生労働省資料[3)]，https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000356833.pdf，令和3年2月8日閲覧）

図 1-2 保育所等施設待機児童の現状（平成30年4月現在）

待機児童は、都市部（首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏(京都・大阪・兵庫）の７都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市）に多く見られる状況にあり、平成30年4月１日現在の合計は13,930人で、全待機児童の 70.0%を占めている。また、都市部の待機児童率（待機児童数÷申込者数）は、その他の道県より0.32ポイント高い0.86%となっており、116人に１人が待機児童となっている状況にある[4)]。

（２）国の計画等

国における少子化対策や子育て支援にかかる計画等のうち、都市公園における取組と関連するものについて紹介する。

１）内閣府

内閣府では、少子化対策について、少子化対策基本法（平成15年法律第133号）に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針としての「少子化社会対策大綱」に基づき、あらゆる施策を推進することとしている。

〇少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定（第４次））[1)]

・少子化対策における基本的な目標として、「「希望出生率1.8」※1の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる」としている。

・基本的な考え方として、①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる、②多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える、③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める、④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる、⑤科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する、の５つを掲げており、④の重点課題の一つに「妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備」が挙げられている。

・ライフステージの各段階における施策の方向性では、子育て段階における子ども・子育て支援として「幅広いニーズが見込まれる一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、広く地域に開かれた施設である認定こども園や地域子育て支援拠点などにおける子育て支援の一層の強化を図る」としている。

・施策に関する数値目標として、園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合を57%（2018年度末：大綱策定時の直近値）から約60%（2020年度）[注)]にすることが挙げられている。

注）上記の数値目標の出典となっている移動等円滑化の促進に関する基本方針は、令和2年12月に改正され、子どもから高齢者、障害者等の多くの方が利用する規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について、令和7年度までにバリアフリー化率を園路及び広場は約70%へ引き上げられている。なお、これ以外の都市公園についても、利用実態等に鑑み、地域の実情を踏まえて、園路及び広場のバリアフリー化を可能な限り実施するとされている。

〇少子化社会対策白書

・令和２年度版の「少子化社会対策白書」[2)]の第２部 第２章 第２節 １．結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりでは、妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備として、子育てバリアフリーの推進を挙げており、都市公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進が具体的な施策の一つとして記載されている。

・上記白書の第２部第１章第１節 ２ 待機児童の解消では、「2017年の「都市公園法」（昭和31年法律第79号）の改正により、保育所等の設置にかかる都市公園における占用特例が一般

※1 若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率

措置化された。これによって保育所設置の取組も広がっている」と記載されている。

２）厚生労働省

厚生労働省では、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進」[5] しており、施策のひとつに「地域子育て支援拠点事業」がある。

○地域子育て支援拠点事業 [6]

・児童福祉法（昭和２２年法律第６４号）第６条の３第６項に基づき、市町村が実施する事業（地域子育て支援拠点事業）について、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」[7]を定め、平成２６年４月１日から適用することとした。
・「地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的」としている。
・次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施することと定めている。

> ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
> イ 子育て等に関する相談、援助の実施
> ウ 地域の子育て関連情報の提供
> エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

・常設の地域子育て支援拠点を開設し基本事業を実施する「一般型」と、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設で基本事業を実施する「連携型」がある。（p. 39、事例-18参照）
・「一般型」において、地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、公共施設等を活用した「出張ひろば」を実施することができるものとしている。

３）文部科学省

文部科学省では主に幼児教育の分野で子育て支援の取組が見られ、なかでも環境教育・学習関連施策において「国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいる」[8] とされている。

○環境教育指導資料［幼稚園・小学校編］（平成26年10月）[9]

文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、学校教育において環境教育の取組の一層の充実が図られるよう、環境教育指導資料［幼稚園・小学校編］を作成している[9]。幼稚園における環境教育については、幼児期から環境教育を推進するために、「環境教育として幼児期から育てたいこと」等の基本的な考え方や環境教育推進に当たっての留意点、実践事例等の解説がなされ、具体的には、環境教育として幼児期から育てたいこととして、

・自然に親しみ、自然を感じる心を育てる
・身近な環境への好奇心や探究心を培う
・身近な環境を自らの生活や遊びに取り入れていく力を養う
ことを挙げ、このことを踏まえ幼児期に経験させたい内容として
・自然に親しむ経験
・身近な環境に興味や関心をもち、働き掛ける経験
・人やものとの関わりを深め、先生や友達と共に生活することを楽しむ経験
を記している。

４）国土交通省

国土交通省における健康福祉の取組として、これからのまちづくりの推進のなかで、超高齢化社会の到来に対応するため、健康・医療・福祉の視点から必要な事業や施策へと大きく舵を切っていくことが必要となることから、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（平成26年8月）」が策定されている（詳細は後述の引用を参照）。[10)]

また、今後１０年程度を見通した大都市政策のあり方を検討するため、平成27年3月に国土交通省に設置された「大都市戦略検討委員会」においては「大都市戦略～次の時代を担う大都市のリノベーションをめざして～」が平成27年8月に策定された。大都市戦略においては、大都市をめぐる状況、課題において、出生率と女性の就労を挙げており、「大都市においては働く女性の割合が低く、年齢別に見た場合、子育て期間中の女性の就業率の落ち込みが深くなっている（p. 11）」としている。また、めざす大都市の姿として４つを提示しており、そのひとつとして、「高齢者が住みやすく、子供が生まれるまち（p. 21）」を提示し、その実現に向けた施策の具体的方向性等を取りまとめている。[11)]

さらに、公園緑地分野では、少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の大きな変化を踏まえ、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開に向け、平成26年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成28年5月に最終報告書としてとりまとめ公表している（詳細は後述の引用を参照）[12)]。また、多様な機能を有する都市公園のストック効果を伝えるための広報資料や地方公共団体向けの手引きと事例集を作成し、公開している[12)]が、同手引きでは、都市公園のストック効果の分類の一つとして子供の健全な育成の場を提供するといった子育て、教育効果を挙げている。

〇健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン

（平成26年8月 国土交通省 都市局 まちづくり推進課・都市計画課・街路交通施設課）[10)]

・同ガイドラインでは、日常生活圏域等において必要な都市機能として①健康機能、②医療機能、③福祉機能、④交流機能、⑤商業機能、⑥公共公益機能を挙げており、③福祉機能には、高齢者等介護福祉機能と子育て支援機能が必要であるとされている。
・日常生活圏域等において必要な前述の都市機能の確保や、歩行空間、公共交通ネットワークの充実などを一体的に取り組むことによって、都市構造のコンパクト化を進めることを基本としている。（p. 17）

〇大都市戦略～次の時代を担う大都市のリノベーションをめざして～（平成27年8月）[11)]

・第４章 戦略の実現に向けた施策の具体的方向性〔２〕大都市「コンパクト＋ネットワーク」の形成（２）水と緑・農の保全・再生では、「社会資本整備重点計画[13)]に基づき、他のインフラとともに、多様な機能を有する公共施設である都市公園についても、地域のニーズに適確に対応し、高齢者の健康増進、子育て支援などの観点からの利活用を一層促進するとともに、必要に応じて、都市公園の配置と機能の再編を推進すべきである。（p.37）」とされている。

〇新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書

（平成28年5月）[12)]

子育て支援関連の記載として、「都市公園の多機能性を地域の特性やニーズに応じて発揮するためには、都市公園の中だけを見るのではなく、健康・医療・福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、地域のにぎわい創出・地方創生など都市全体の取組の視点から考えることが必要（p.25）」であり、「保育所の都市公園内への設置など、子育て支援、福祉、農業といった多様な分野とのハード面、ソフト面の連携の強化（p.26）」を含めた多様な観点から「都市公園に設置できる施設の考え方を再整理するなど、地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備、管理運営を促進することが必要（p.26）」とされている。

（３）地方公共団体の計画や取組

先進的な地方公共団体においては、子育て支援に関する計画等をもとに、子どもの遊び場や子育て中の親子が外出しやすい環境づくりに関する取組を行っている事例がみられる。調査を行った都市公園が関連する箇所を中心として、以下にその一部を紹介する。

１）元気発進！子どもプラン（北九州市）

北九州市では、平成 20 年度に策定した、新たなまちづくりの指針となる「北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）」の中で、「人を育てる　～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出」をまちづくりの取組の第一番目の柱として掲げている。この取組の実現のため、北九州市次世代育成行動計画（平成 22～26 年度）として、「元気発進！子どもプラン」を策定した[14)]。

その中の、具体的な取組として、「子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備」を掲げ、「子育てに配慮した公園整備事業」等を実施した（事例集（子育て支援全般）No. 10）。なお、「元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）」（平成 27～31 年度）においても、引き続き「子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備」が掲げられ「子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業」等が実施されている。

■ 具体的な取り組み

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

No.	事業名［担当課］	事業概要
88	地域に役立つ公園づくり事業 ［建設局・公園建設課］	身近な公園の再整備について、小学校区単位のワークショップで計画段階から地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。
89 新規	安全・安心を高める防犯環境整備モデル事業 ［市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課］	防犯の視点を加えた施設整備を市内に拡げていくため、モデル事業を実施します。対象地域の公共施設を中心に犯罪の起こりにくいまちづくりの視点で点検・ワークショップを実施し、その結果を反映させながら、より安全・安心な施設整備を目指します。
90 新規	子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業 ［建設局・緑政課］	遊具などの公園施設を活用して、子どもが健やかに成長し、また、犯罪等の被害にあわない安全に配慮した公園となるよう、専門家の意見を聞きながら、整備を進めていきます。
91	新・海辺のマスタープラン推進事業 ［港湾空港局・計画課］	平成23年5月に策定した「新・海辺のマスタープラン」の目標（「利用できる海辺を増やす」「親しまれる度合いを高める」）を実現するためのさまざまな取り組みを行います。 【市民が本市の海辺や港について満足している割合】 25年度：33.6％▶32年度：75.0％

（出典：元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）【平成 27～31 年度】（平成 26 年 11 月 北九州市），北九州市 HP https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000706941.pdf（令和 4 年 1 月 6 日閲覧））

図 1-3 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

２）中長期計画に基づく安心で自由な子どもの遊び場の整備（東京都）

・東京都は、平成18年、中長期の都市戦略として「10年後の東京～東京が変わる～」を策定し、この実現のための３年間の実行プログラムを定めた。その後、実行プログラムの改定を毎年度行う中、「10年後の東京」への実行プログラム（平成22年1月）」において、「安心で自由な子どもの遊び場の整備（平成22年度～24年度）」を事業化した[15)]。この事業は都の「『少子化打破』緊急対策　最終報告」（平成22年1月）策定の動きを受けて、都立公園において子供が安心して遊ぶことができる空間の整備の施策化を図ったものであり、事業の柱は、下記ア～ウの３つで構成された[15)]。

ア．幼児とその保護者が安心して遊び、見守ることできる「わくわく広場」

イ．休憩や雨天時の利用を想定した「親子のびのび館」（事例集（子育て支援全般）No.2）

ウ．小学生以下を対象にこれまで禁止されていたキャッチボール等の球技を気兼ねなく行える「いきいき運動広場」

３）東京都子供・子育て支援総合計画（平成27年3月）（東京都）

・東京都福祉保健局が定めた「東京都子供・子育て支援総合計画（平成27年3月）」の目標の一つである「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の中に「安心して外出できる環境の整備」があり、具体的な事業として子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと（p.12参照）」、緑の拠点となる公園の整備、公園の多機能利用等が挙げられている[16)]。

249	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局
子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。		

251	緑の拠点となる公園の整備	建設局
都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 ■事業目標（36年度）　170ha		

253	公園の多機能利用	建設局
緑の保全や防災性の向上と併せた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加と併せて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築する。		

（出典：東京都子供・子育て支援総合計画[16)]，p.155-156）

図 1-4 安心して外出できる環境の整備の具体的な事業（公園関連の一部を抜粋）

４）赤ちゃんの駅ほかの事業

乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、オムツ替えや授乳などで立ち寄ることができる施設（一部である場合を含む）を開放する事業で、多くの地方公共団体において実施している。都市公園をはじめとする公共施設のほか、民間施設等で施設が確保されている場合がある。地方公共団体により「赤ちゃんの駅」「赤ちゃん・ふらっと」等と呼称されている。

〇「赤ちゃんの駅」（板橋区、一宮市ほか）

・板橋区が全国で最初に取り組みを始めたといわれている事業である。同区では、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定している。なお、令和2年11月1日現在、都市公園は指定されていない[17]。

・愛知県一宮市でも、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、同様の事業を行っており、乳幼児連れの保護者が外出しやすいよう、おむつ替え又は授乳をするため気軽に立ち寄れる施設を「一宮市赤ちゃんの駅」として登録している。市内の大野極楽寺公園も「一宮市赤ちゃんの駅」に登録されている（事例集（子育て支援全般）No.17）。

・このほかにも複数の地方公共団体が同様の事業を行っており、名称としては「赤ちゃんの駅」のほか、「あかちゃんの駅」「こどもの駅」等も見られる。



（出典：いちのみや子育て支援サイト http://kosodate.city.ichinomiya.aichi.jp/genre/koryutsudoumanabu/koryutsudoumanabushisetsu/465.html[18]（令和3年2月9日閲覧））

図1-5　一宮市「赤ちゃんの駅」のパネル

○赤ちゃん・ふらっと事業[19]（東京都）

・「赤ちゃん・ふらっと」は、東京都が進める小さな子供を連れた方が安心して外出できるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称である。都では、公園や児童館などの公共施設、その他小さな子供を連れて出かける身近な地域への整備を推進している。

・令和3年1月6日現在の届出施設は1,540所あり、都市公園では日比谷公園サービスセンター、神田公園出張所、お台場海浜公園、上野恩賜公園、木場公園サービスセンター、小山内裏公園パークセンター等のほか多数登録されている。

・「赤ちゃん・ふらっと」には、「赤ちゃん・ふらっとマーク」が掲示されている。

◎赤ちゃん・ふらっとの基準・留意点等

（出典：東京都福祉保健局HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html[19]（令和3年2月9日閲覧））

1　設備

(1) 授乳ができる場所（プライバシーの確保ができる対応をすること。）
(2) おむつ替えができる設備（ベビーベッド、おむつ替え台等）
(3) 調乳用の給湯設備（給湯設備がない場合は、調乳用のお湯を提供するための代替措置でも構いません。）
(4) 手洗い設備（施設内の他の設備で代替することができます。）
(5) 冷暖房設備（赤ちゃん･ふらっとを含む施設全体で空調管理を行う場合は不要です。）

上記は必ずしも同一室内に整備する必要はありません。一体的に利用できるよう案内してください。

2　配慮すること

(1) 事業主は、自己の責任において赤ちゃん・ふらっとの運営管理に当たります。
・運営管理の責任者を置きます。
・施設の内外において赤ちゃん･ふらっとの場所が分かるよう案内の掲示などに配慮します。
・災害等非常時における安全の確保について配慮します。

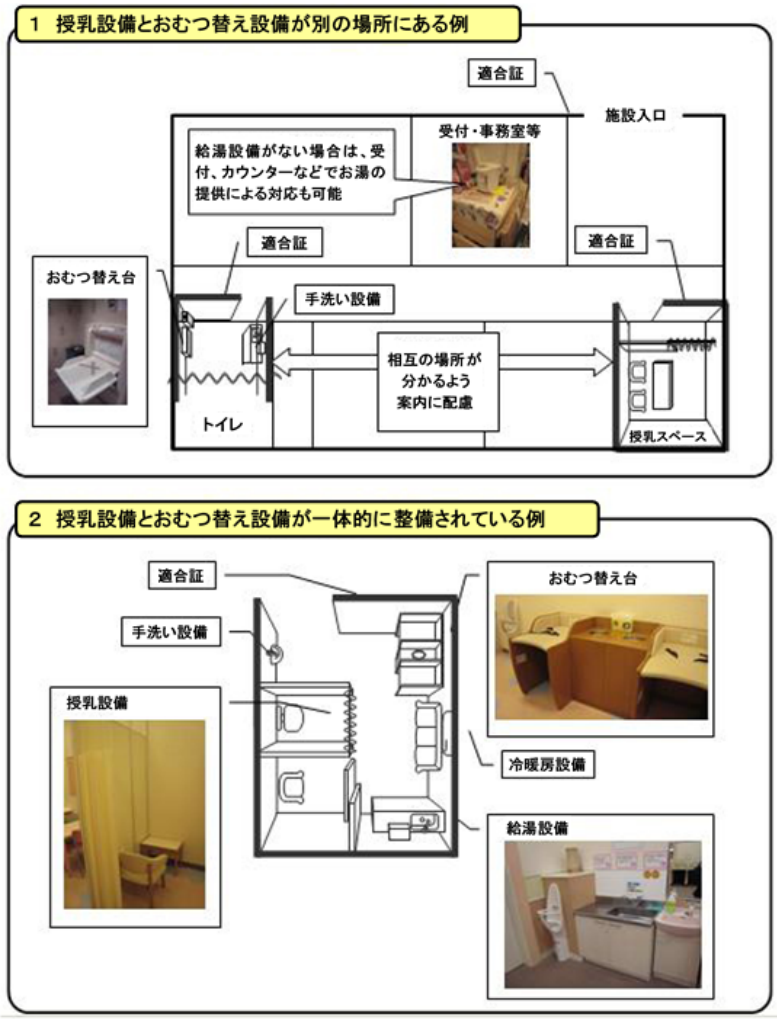
(2) 運営管理責任者は、安全及び衛生管理に務めます。
・換気、保温、清掃等、清潔で良好な状態の維持
・事故や盗難の防止
・不審者の侵入等の防止

3　適合証の表示

事業主は、都から交付された適合証を赤ちゃん･ふらっとの出入口や窓等、利用者に分かりやすい場所に表示します。



赤ちゃん・ふらっとマーク

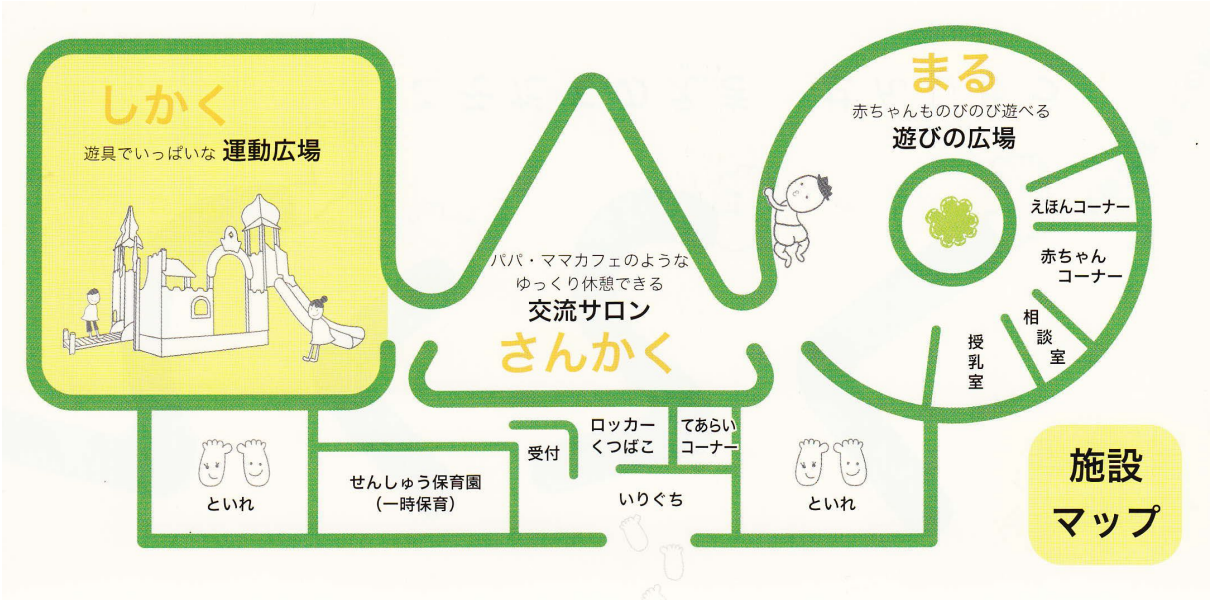


赤ちゃん・ふらっとのイメージ図

５）子育ての駅（長岡市）

長岡市では、「雨や雪の日でも、おもいっきり子どもを遊ばせる場所がほしい」、「屋根のある公園がほしい」といった市民からの要望や、子育て相談や親同士の交流の場となる子育て支援施設に対する市民からの要望を受け、千秋が原南公園内に屋根付き広場と子育て支援施設を一体的に整備した保育士のいる全天候型公園施設を設置し、平成 21 年 5 月 5 日こどもの日にオープンした[20)21)]。

当施設は、子育ての駅千秋（愛称：てくてく）として、子育ての駅第 1 号としてオープンし、年間 13 万人（平成 29 年度）を超える市民が利用し、市の子育て支援の拠点施設として定着している。その後も、子育ての駅は、市域全体の子育て体制の強化を図るため、支所地域にも展開しており、令和元年現在で 13 か所（都市公園における設置は、千秋が原南公園のみ）まで広がっている。



（出典：子育ての駅千秋案内パンフレット）
図 1-6　子育ての駅千秋施設マップ



写真 1-1　施設外観（オープン時）



写真 1-2　施設内でのイベント風景

（写真提供：長岡市）

２．都市公園に期待される役割

（１）子育て支援において期待される役割

これまで紹介した内容等を踏まえ、都市公園が子育て支援において期待される役割を、公園緑地の利用効果[22]に留意しつつ、以下の通りに整理した。

a. 子育てしやすい環境の創出

・子どもが安全に活動できる環境をつくる
・子連れで過ごしやすい環境をつくる
・おむつ替え、授乳、見守りの場等をつくる
・子どもを保育する場をつくる

b. 保護者の不安解消

・子育て親子の交流の場づくりや機会の提供を行う
・子育てに悩む親に対する相談や助言、子育てに関する講習会等を行う
・地域の子育てに関する情報の提供を行う

c. 子どもの健全な育成

・子どもの遊び場や機会を提供する
・自然とのふれあいや体験による学びができる
・多世代との交流ができる

（参考）子どもの成長における公園利用の効果

公園緑地の利用効果[22]のひとつとして、子どもの健全な育成の場があるが、例えば、「子どもの成長には、人（他者）との関係構築だけでなく、人と自然、人とコト・もの、人と地域・文化などとの関係に気づき、発展させていく能力も必要である」、「子どもの体験の基本は「遊び」にある。子どもたちは遊びを通して多くのことを学び、豊かな子どもの生活世界を築いていく。幼児期から草花や小さな生き物に触れるという自然体験は、本来人間がもっている五感を刺激し、好奇心をはぐくみ、感動を知り、豊かな感受性の発達をうながす基本的な要素である」[23]といったことが報告されている。また、公園に設けられる遊具の利用についても、「滑り台では階段を上る際や滑る際に筋力やバランス感覚を育み、ブランコはバランス感覚に加えて自身のスピードへの限界を察する判断力・決断力を、砂場は創造力を養うとされている。これらの遊具は肉体的な発達を促すだけでなく、公共物を皆と共有することで社会性や協調性を育むことができる。」[24]といったことが報告されている。

（２）都市公園が担うべき機能

前述した子育て支援において期待される役割をもとに、都市公園が担うべき機能を以下の①～⑤として整理するとともに、これらの場の創出にあたり施設の整備（ハード面）及び子育て支援の取組み（ソフト面）として考えられる具体的内容を掲載した（表 1-1）。

表 1-1 子育て支援において都市公園に期待される役割、担うべき機能とその具体的な内容

期待される役割	都市公園が担うべき機能	施設の整備（ハード面）	子育て支援の取組（ソフト面）
a. 子育てしやすい環境の創出	①子育て中の親が利用しやすい場	・既存の公園施設の活用 ・既存の公園施設への子育て支援機能の追加	・その他の取組（一時預かり事業の実施、施設登録による情報提供）
b. 保護者の不安解消	②地域の子育て支援の場	・近隣の子育て支援施設等と一体的に整備又は連携して利用する施設 ・屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供
	③子どもの遊びや学びの場	・乳幼児専用の屋外遊び場の設置 ・屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置（再掲）	・子どもの遊びや学習を目的としたプログラムの提供 ・保育所の園庭としての公園利用
c. 子どもの健全な育成	④親子等が交流できる場	・乳幼児専用の屋外遊び場の設置（再掲） ・屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置（再掲）	・子育て親子等の交流の促進を目的としたプログラムの提供
	⑤保育所等社会福祉施設の場	・保育所等社会福祉施設の占用の場の提供（特に必要と認められる場合のみ）	－

以下に、①から⑤について説明する。

①子育て中の親が利用しやすい場

主に子育てしやすい環境の創出のために、子育て中の親が利用しやすい場を提供する。施設の整備では、既存の公園の活用や既存の公園施設への子育て支援機能の追加（授乳施設、おむつ替え台など）等が考えられる。また、子育て支援の取組では、一時預かり事業により、子連れの親の買い物に出かけることを支援したり、「赤ちゃんの駅」等への施設登録により子連れの親が利用可能な施設であることの情報提供を行うことなどが考えられる。

②地域の子育て支援の場

主に保護者の不安解消のために、地域子育て支援の場を提供する。公園での子育て支援を実施することで、都市内の子育て環境を「見える化」することも期待される。施設の整備では、近隣施設等と一体的に又は連携して利用する施設の設置、屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置を行うことなどが考えられる。子育て支援の取組では、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て関連情報の提供などが考えられる。

③子供の遊びや学びの場

主に子どもの健全な育成のために、子どもの遊びや学びの場を提供する。施設の整備では、乳幼児専用の屋外遊び場の設置や屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置等が考えられる。また、子育て支援の取組では、子どもの遊びや学習を目的としたプログラムの提供、保育所の園庭としての公園利用が考えられる。

④親子等が交流できる場

主に保護者の不安解消のために、親子等が交流できる場を提供する。公園は交流を始めとした、地域住民等の「人と人がつながる場」でもある。施設の整備では、乳幼児専用の屋外遊び場の設置や屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置などが考えられる。子育て支援の取組では、子育て親子等の交流の促進を目的としたプログラムの提供などが考えられる。

⑤保育所等社会福祉施設が設置できる場の提供

主に子育てしやすい環境の創出のために、特に必要と認められる場合に限り、保育所等社会福祉施設の占用の場を提供する。これは、平成 29 年の都市公園法の一部改正により可能になったものであるが、詳細は、保育所占用編（Ⅳ～Ⅷ章）を参照されたい。

３．事業を進める際の基本的なポイント

子育て支援において都市公園に期待される役割を果たすための事業を進める際の基本的なポイントとして、（１）ニーズの把握、（２）上位計画等との整合性、（３）関係部局等の連携、（４）ハードとソフトの両面からの配慮、（５）関係法令や基準の遵守が挙げられる。

（１）ニーズの把握

公園周辺地域において、子育て支援に関する要望、待機児童の状況、関連施設の整備状況等の都市内における供給の現状や課題を把握する必要がある。

以下に、事例調査から得られた具体的な事例について記載する。

現状や課題の把握として、計画段階から保育や子どもの遊びの専門家からの助言を受ける場合のみならず、利用者である親への意見聴取や計画への反映も必要である（事例集（子育て支援全般）No.10 ほか)。

地域住民から再整備の要望があった場合は、住民主体のワークショップを行って再整備の計画案を策定する等､住民との合意を得るためのプロセスをとる(事例集(子育て支援全般)No.10)ことも必要である。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.10）

子育てに配慮した公園整備事業　　福岡県北九州市

〇公園の再整備に関する母親からの要望聴取

北九州市では、「子育てに配慮した公園整備」を進める際に、子育て中の母親らからの要望を集めた結果、下記の通り乳幼児が利用する公園施設の提案が示されていた。

〇公園に対する母親から要望

・砂場は清潔であること、大きな円でなく細長い形（母子が対面利用）

・汽車や動物モチーフの遊具、幼児用のローラーすべり台、幼児用パネル

・遊具は全体にカラフルであること

・縁台（おむつ替えのため）、築山（地面も一つの遊具）、身長計、幼児が飛び出さない柵　等

出典：子育て母さんの声を、公園に：公園緑地68（3）[25)]

なお、子育て支援のプログラムにおいては、実施前のニーズの把握のみならず、実施後、実施記録を作成し､指導方法､プログラムの内容などで運営上の問題や危険な状況がなかったか、子育て支援における効果などを評価し、プログラムの改良・開発に反映させることも重要である。できれば、参加した親へのアンケートなど、プログラム利用者からの評価や効果の確認も行うことが望ましい（事例集（子育て支援全般）No.13)。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.13）
幕張海浜公園の運営　　千葉県

〇利用者の意見を反映させた子育て支援プログラム

幕張海浜公園では、指定管理者が「パパママ講座」等の未就学の乳児と親が一緒に参加出来る講座を行うとともに、参加者にアンケートによる調査を行い、子育て世代のニーズを反映したプログラムの改良に努めている。



アンケートの記入（幕張海浜公園指定管理者提供）

（２）上位計画等との整合性

都市マスタープラン、緑の基本計画、子育て関連施策等、地方公共団体が策定している上位計画や関連計画と整合性をとることが必要である。

（３）関係部局等との連携

１）関係部局等との連携

都市公園の整備・管理を行う公園緑地部局は子育て支援の専門家ではない。そのため、公園緑地部局自らが単独で事業を実施するのではなく、教育・保育・子育て支援等の担当部局、子育てに関する専門知識やノウハウを持つ有識者、プレーパークでの子どもの遊びの支援、子育てサロンの運営等の子育て支援を活動目的とするＮＰＯ団体等、子どもの健全な育成についての知識や技術に関する専門性を有する部局等との連携・協力を通じて、運営体制を確保するとともに事業を実施することが重要である。

また、都市公園が子育て支援の場として活用されるよう、これらの関係者に適宜施設の情報を提供する等の働きかけを行うことも必要である。

■事例

関係部局等の連携による子育て支援の取組推進　　東京都

○関係部局等の一体化による計画策定と事業推進[16)]

計画の策定にあたっては、庁内横断組織として副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、策定を進めた。上記推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成され、右表は、本部委員である。

子育て支援を推進していく上での各部局の役割の把握及び各部局間の連携が図りやすくなっている。(p.10、12 参照)

局名	職名
政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
オリンピック・パラリンピック準備局	総合調整部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 事業推進担当部長 障害者施策推進部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

(出典：東京都子供・子育て支援総合計画（平成 27 年 3 月）[16)] 資料編、p.187)
子供・子育て応援都市推進本部委員

２）連携・協働にあたっての関係主体

１）で記述した連携・協働にあたっての関係主体は、地方公共団体、各公園や公園内の特定の施設を管理する指定管理者、民間団体、市民、専門家など多様である。各種の取組を進めていく上では、公園管理者だけでなく、これらの多様な主体がそれぞれの役割分担のもと連携していくことが求められる。なお、公園愛護会が管理を担っている街区公園と指定管理者が管理する大規模な公園では、子育て支援の活動をする団体や市民など、関係主体の参画の仕方は異なる。

以下では、各主体における特徴や留意点について示す。

①地方公共団体

・地方公共団体は、他部局や外部の専門家等との連携・協力により、子育てしやすい環境の創出、保護者の不安解消、子どもの健全な育成に対して、機能の確保や効果の実証ができる体制をとることが望まれる。

・公園緑地部局が主導して実施、公園緑地部局と他部局が連携して実施、公園以外の部局である幼児教育・保育・子育て支援等の部局が主導する場合もある。

・公園緑地部局が主体となってプログラムを作成する際には、実施する内容について、専門家から監修を受けることが求められる。

②指定管理者

・指定管理者は、地方公共団体の代わりに、自由な発想や有するネットワーク・資金等を活

かして、公園利用等を活性化させることが望まれる。
・指定管理者は、公園でのボランティア活動、子育て中の親や乳幼児を対象とした各種イベント等の開催等を主体的に開発し実施することが可能である。
・公園以外の関連施設や地域内の団体等と連携した事業を行っている場合もある。

③民間団体

・子育て支援における民間団体には、子どもの遊びを専門とする業者、公園内に子育て支援機能を有する便益施設（売店）等設置をコンビニが実施する場合、子育て支援を専門とするＮＰＯ等のボランティア団体といった事例がある。（事例集（子育て支援全般）No.7、8、9、14、16、17）
・民間団体は、地方公共団体や指定管理者からの依頼により指導等に関わる場合と、自らが主催となりプログラムを実施する場合がある。
・ＮＰＯや民間組織等、子どもの遊びや保育等の専門家からの協力を得ることが効果的である。特に、公園と近隣する施設があり、そこからの協力があると運営が効率的である。
・地方公共団体（子育て支援部局）が、子育て支援のＮＰＯ組織を支援するために、活動に対して補助金・助成金を出している場合もある。（事例集（子育て支援全般）No.16）
・公園緑地部局では、実施要領等の活動を受け入るためのルール等、民間団体が公園に参画しやすい仕組みづくりや、子育て支援部局では、補助金等による活動の支援を行うことが望まれる。

④市民

・地方公共団体等からの公募により始まった（公園）ボランティア（事例集（子育て支援全般）No.4）、自主的に公園での活動等を始めた団体等（事例集（子育て支援全般）No.16）がある。
・子育て支援に携わるボランティアを公園や施設にて募集し、運営に協力していただくことができる。ボランティアに参加した市民が、自分の特技等を活かしながら子育て中の親や乳幼児と交流する機会ができる利点もある。
・ボランティアを導入する際は、目的、募集方法、対象、活動内容等を明確に設定することと、ボランティアを支援する公園側の体制を確保することが求められる。
・地方公共団体や指定管理者等の公園側が、市民団体の活動を支援するとともに、ルールの周知・徹底、安全管理等について関与することが求められる。

⑤専門家（大学等）

・各取組にはそれぞれ、育児や子どもの健全な発育について十分な知識や経験を有し、大学・研究機関・専門団体等に所属する専門家（指導者）や保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う者が存在する。
・専門家（指導者）には、地方公共団体や指定管理者が取組を導入する際に専門的な見地からの助言や監修、公園内で活動する市民等への指導等を行うことが求められる。
・保育所占用の事例以外でも、公園内の子育て支援拠点施設等に保育士を配置したり、保育士の資格を持ったボランティアや近隣の保育園職員と連携している事例も見られた。（事例集（子育て支援全般）No.4、13、14）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.4）

子育ての駅千秋（てくてく）の運営　　**新潟県長岡市**

〇子育ての駅サポーターの活動

千秋が原南公園では、公園内施設の子育ての駅千秋（てくてく）にて、市民サポーター体制を整え、団体や個人に「子育ての駅サポーター」としてボランティアでイベントや研修、施設の維持管理等の運営に協力をいただいている。

子育ての駅サポーターの募集や活動内容

項目	内容
目的	子育ての駅で行うイベントや研修など、運営に協力してもらえる「サポーター」を随時募集している。
応募方法	各種イベントにあわせて募集するほか、随時、子育ての駅千秋、子育ての駅ちびっこ広場、子育ての駅ながおか市民防災センター、子育ての駅とちおでも登録できる。
対象	子育て支援、福祉、国際交流、園芸、自然体験など市内で活動している団体・サークル、個人等。
活動内容	絵本読み聞かせ、昔遊び、花植え、野菜栽培、子どもの見守り など
その他	次代の親になる若い世代に参加してもらうことが今後の課題であり、地域の中学生にもイベントボランティアとして参加を依頼している。

（長岡市 HP[26]　https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/supporter.html
（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）をもとに作成）



（引用：長岡市 HP[27]　https://www.city.nagaoka.niigata.jp/elibrary/kouhou/nagaoka/file/h2801.pdf
（令和 3 年 2 月 10 日閲覧））

イベントの補助をする「子育ての駅サポーター」

（４）ハードとソフトの両面からの配慮

施設を設置する際には、あらかじめ利用方法や集客性等のソフト面を十分に配慮した上で行う。また、施設整備（ハード面）での対応に限界がある場合にソフト面で補完する等、両面のバランスを考えて事業を進める。

（５）関係法令や基準の遵守

公園施設を整備・管理する際には、様々な法令や基準を遵守する必要があるが、特に、施設利用上の安全確保という点からは、都市公園法をはじめとする「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」等、バリアフリーという観点からは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号。以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）」等を遵守するために基準の確認を行う必要がある。

また、平成 29 年 6 月施行の改正都市公園法により、都市公園の管理基準が追加されたことや公園内に保育所等社会福祉施設を占用する場合は定められた要件や技術的基準等が示されている（「保育所占用編」で詳述する）。

以下に、都市公園における子育て支援に関係があると考えられる遊戯施設等の管理に関連する法令や基準及びバリアフリー法関連の基準について抜粋して説明する。

〇都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

（都市公園の管理基準）

第三条の二　都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

２　基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合においては、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

〇都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条　法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一　都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

２　前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

〇都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第三条の二　令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一　遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二　前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

〇都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）

（平成 14 年 3 月策定、平成 20 年 8 月改定、平成 26 年 6 月改定第 2 版）

・子供の遊びの特性や過去の事故事例を踏まえ、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したもので、公園管理者が講ずべき安全措置に関し、都市公園法に基づく地方公共団体等に対する国の技術的助言として通知している。

〇遊具の安全に関する基準（案）（(社）日本公園施設業協会）

（平成 14 年 10 月策定、平成 20 年 8 月改定、平成 26 年 6 月改定）

・公園遊具の製造メーカーを会員とする社団法人日本公園施設業協会が、上述の国の指針の基本的な考え方を踏まえ、遊具に関する技術並びに経験、知見を活かして、遊具の安全に関する詳細な基準を案として取りまとめたものである。国の指針と一体となって都市公園における遊具の安全性の向上に寄与することが期待されるため、策定時に国土交通省から地方公共団体等に対し情報提供している。

〇公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成 27 年 4 月　国土交通省）

・高度経済成長期などに集中的に整備された我が国の社会資本の今後の急速な老朽化等を踏まえ、都市公園における安全・安心の確保を図るため、公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検が行われるよう、公園施設の安全点検を実施するに当たっての考え方等についてとりまとめた「公園施設の安全点検に係る指針(案)」を平成 27 年 4 月に策定し、周知している。

■参考　子どもの指導と保護者のためのパンフレット　　一般社団法人 日本公園施設業協会

〇仲良く遊ぼう安全に 子どもの指導者と保護者のために

（2020年3月1日 一般社団法人 日本公園施設業協会）

（一社）日本公園施設業協会では、遊具と遊び場での事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、遊具の安全な利用方法の啓発パンフレット「仲良く遊ぼう安全に」を制作、配布している。



（出典：（一社）日本公園施設業協会 HP[28]
https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/（令和 3 年 2 月 10 日閲覧））
仲良く遊ぼう安全に 子どもの指導者と保護者のために パンフレット

〇都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成 24 年 3 月 国土交通省）[29]

・バリアフリー法に基づき、都市公園については、移動等円滑化が必要な公園施設（特定公園施設）を公園管理者等が整備する際の基準として都市公園移動等円滑化基準が定められた。このため、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成 20 年 1 月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定された。さらに、バリアフリー法の施行から 5 年が経過し、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」が作成された。なお、平成 24 年の改訂から 9 年が経過し、令和 3 年 4 月の改正バリアフリー法の完全施行

や、バリアフリーを取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、ハード・ソフトの両面から都市公園のバリアフリー化をより一層推進するため、令和 3 年度末を目標として、上記ガイドラインの改訂[30)]が検討されている。

４．事業を進める際に留意すべき事項

子育て支援に関する事業を進める際に特に留意すべき事項として、「安全性の確保」、「防犯」、「衛生」、「ベビーカーからのアクセス等のバリアフリー」、「保護者への配慮」、「地域コミュニティとの関わり」について説明する。

（１）安全性の確保

１）公園施設の安全対策

・設計段階では、おもに公園内における施設のレイアウト、機能性や安全等の基準を満たすためのデザイン等に留意し、関連法規や基準に従って施設をデザインする必要がある。

・施設配置、利用動線、他施設との接続等の公園内でのレイアウトを決める際に、安全性や効果的な利用について留意し、特に、親子が安心して利用ができるように、他の公園利用と空間的又は時間的に隔離するための措置に配慮する。

２）維持管理面での安全対策

・施設の設置瑕疵による事故を未然に防ぐには、施設の欠陥を早く見つけだし、その欠陥を取り除くことに留意する。

・施設の老朽・破損や、危険物の放置による事故を防ぐには、施設管理業務の一環として、計画的、体系的に巡視、点検を行い、異常が発見された場合には直ちに必要な措置がとれる体制を構築しておく。

・施設や利用状況の巡回点検により、事故の発生につながる物的ハザードを発見するとともに、事故につながるような不適切な利用状況や年齢・体力などに適応していない利用状況などを発見し、適宜利用指導（安全指導）を行う。

・公園管理者の巡視の際の安全指導のほか、公園利用の見守りによる安全管理や安全指導に、地域住民の協力を得ることが望ましい。

・公園で維持管理に直接携わる指定管理者等は、遊具の安全管理に関する講習会等を受講することが望ましい。

３）自動車からの安全対策

・公園を利用している子どもが公園から車道に飛び出さないための措置も必要である。

・親子で公園まで移動する際に、交通量が多い危険な道路を通行する必要はないか、公園までの道路に歩道が確保されているか、等の自動車からの安全についても適宜、関係部局等とも連携の上、留意し、対処する必要がある。

（２）防犯

・都市公園は不特定多数の人が利用するため、子どもが巻き込まれる犯罪の発生場所になりうる可能性がある。そのため、公園における見通しを確保するよう、死角の有無の確認や適切な樹木の管理、照明灯の増設や照度を上げる等の改良を行う必要がある。

・防犯対策として、前述の見通しの確保や記録型監視カメラの設置といったハード面での対策の他、公園内の巡視の強化や日常から近隣交番との連絡を密にするといったソフト面での対応も必要である。

・保育所等を設置する場合は、柵等の施錠、夕方時の照明設置も必要となる。

（３）衛生

・タバコ等のごみを乳幼児が口にしないような清掃管理、トイレについて、洗浄や消毒の実施、屋内手洗い場への薬用石鹸の設置が必要である。

・直接ふれる施設である砂場の衛生管理については、犬猫のふんや危険物の排除、砂の掘り返しによる砂場の清掃、犬猫の侵入防止用の柵の設置、砂場使用後にシートで覆う等の対策が必要である。また、砂場で遊んだ後の手洗いの励行も呼びかける。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.11）

観音山ファミリーパークの運営　　群馬県

○観音山ファミリーパークの安全・防犯・衛生面の対策

観音山ファミリーパークでは、近隣の交番との連絡を密にすること、公園施設・樹木・遊具の点検及び補修、鳥獣・熱中症に係る注意喚起、関係車両の乗り入れ時間を制限する等に配慮している。

観音山ファミリーパークの安全・防犯・衛生面への配慮事項

項目	内容
安全面	・イベント開催時の駐車場の誘導。 ・公園施設・樹木・遊具の定期的な点検及び補修、鳥獣・熱中症に係る注意喚起。 ・関係車両の乗り入れ時間を制限。
防犯面	・夜間利用の制限。 ・近隣交番との連絡を密にしている。 ・記録型監視カメラ計７台を設置している。
衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保、ペットの入園規制、朝晩のゴミ拾いの実施 ・飲食を提供する場合、保健所の許可を得ているキッチンカーに限定。 ・職員が食品衛生管理者の認定を受けている。 ・ペットを禁止し幼児が裸足で遊べる環境づくり。
その他	・県民の主体性(自主運営)に任せた運営としている。 ・ファミリー層(幼児を連れた世代)への積極的な取り組みをしている。

（４）ベビーカーからのアクセス等のバリアフリー

・公園施設全体に共通して留意すべき事項としては、バリアフリー対応がある。

・乳幼児連れの親の特性（表 1-2）を踏まえて、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」で定めた基準に則って設計を行い、都市公園内に必要な施設を整備、もしくは改修する。

・乳幼児を連れた親は、ベビーカーで移動することが多いため、開口部をベビーカーが入りやすい間口とする、公園内を移動する経路に傾斜を大きくしない、移動しやすい路面の形状(素材）とする、段差をつくらない等の配慮が必要である。

・バリアフリー法が施行される前に整備された公園では、ベビーカーや車椅子を利用するには勾配や幅員、路面の仕上げに問題がある園路を有するところもあり、園路の再整備により、バリアフリー対応に改善した事例がある（p.27事例参照）。

・車いすやベビーカー等が通行しやすい「バリアフリー対応ルート」を公園リーフレットに記載している事例もある（事例集（子育て支援全般）No.14、p.28 事例参照)。

・特に、障害のある子どもには、それぞれの障害の状態に応じたサービスが必要であり、海外では、障害の有無を問わず誰もが使用できる遊具の設置を地域住民、行政、公園関連企業らが協働して行ったプロジェクトの事例がある（写真1-3,4,5参照）。

・国内におけるだれもが遊べる児童遊具広場については、整備事例はまだ少ないといえるが、国営公園やいくつかの自治体で、先進的な事例がみられる[31)]。東京都では、砧公園、府中の森公園における同様の遊具広場整備のほか、「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（令和３年４月東京都建設局公園緑地部公園建設課）[31)]を作成している。

表 1-2 乳幼児連れの親の特性

対象者	対象と想定するケースの例	おもな特性
乳幼児連れ	・ベビーカーを使用している場合 ・乳幼児を抱きかかえている場合 ・幼児の手をひいている場合	・長時間の立位が困難（抱きかかえている場合など） ・子どもが不意な行動をとる場合がある ・階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカーを抱えながらの階段利用は困難である） ・オムツ交換や授乳が必要

（出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）[29)] p.8）

■事例

吉田ふれあい広場の改修　　新潟県燕市

○ベビーカーが通りやすい園路の改修

遊具のあるちびっこ広場周りの園路では、ベビーカーが通りやすくなるよう従来は砂利道であった園路を舗装する改修がなされた。



（出典：吉田ふれあい広場 HP　http://www.yoshida-fureai.com/news/6754.html[32)]（令和 3 年 2 月 10 日閲覧））

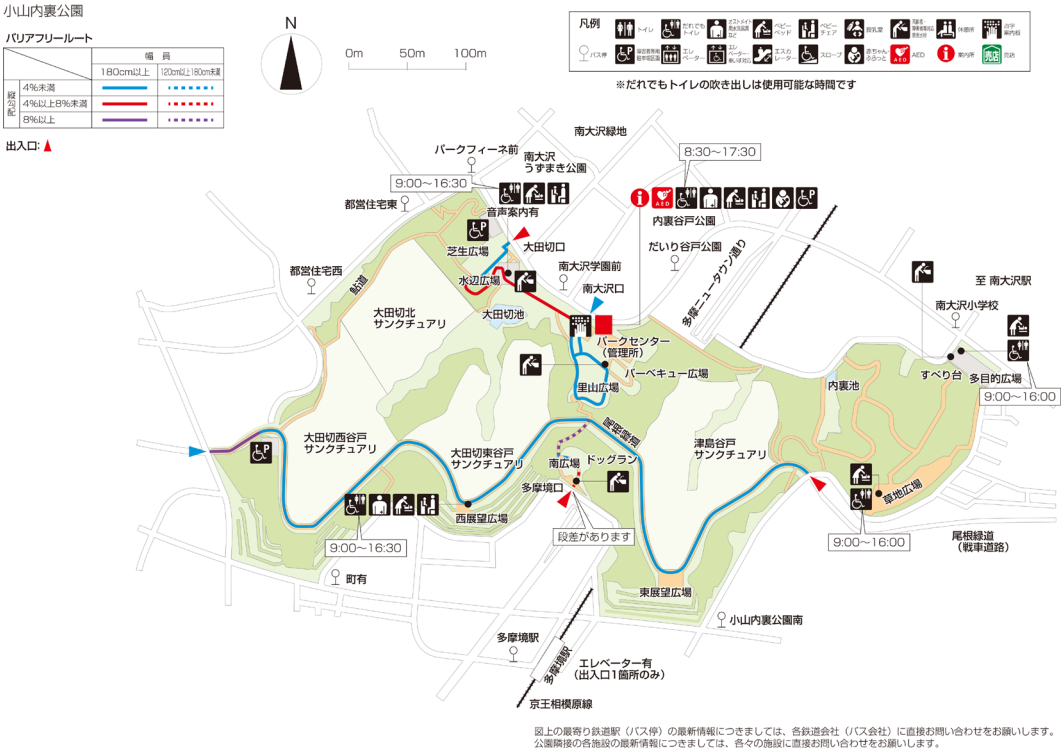
バリアフリー化された園路（吉田ふれあい広場）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.14）

都立小山内裏公園の運営　　東京都

○バリアフリーマップの作成・公開

都立小山内裏公園では、車椅子通行可能ルートを示した「バリフリーマップ」を作成して、ホームページで公開している。



バリアフリーマップ（出典：東京都公園公園協会 HP[33]
https://www.tokyo-park.or.jp/map/oyamadairi_bf.pdf（令和３年５月 28 日閲覧））



Sugarworld Gardens

写真1-3 障害の有無を問わない遊び場であることを示す看板



Sugarworld Gardens

写真1-4 背もたれつきブランコ



パイオニア・パーク

写真1-5 車椅子でも利用可能な砂場

クイーンズランド・オール・アビリティズ・プレイグラウンド・プロジェクト（オーストラリア）
（出典：みーんなの公園プロジェクトHP[34]）（令和３年2月15日確認）
（左、中央）https://www.minnanokoen.net/report_hint_kaigai15.html
（右）https://www.minnanokoen.net/report_hint_kaigai09.html）

（５）保護者への配慮

・現代の子育てでは、親は「子どもを遊ばせる」ためだけに公園に連れて行き、何時間も子どもの遊びにつきあわないといけないという状況にあるため、親の居場所も考えて公園をつくることが必要である[35]、といった指摘もある。

・そのため、子育て支援機能の導入においては、整備する公園施設について、子どもを目的としたもののみでなく、親の見守り・休憩場所となる木陰のベンチ、親同士の交流の場となるカフェ等、保護者の利用にも配慮されている必要がある。

・なお、公園内に設置した保育所に、地域住民や公園利用者が無料で利用できるカフェを併設している事例（事例集（保育所占用）No.9）もある。

（６）地域コミュニティとの関わり

・「子どもたちがいつでも安心して遊べる環境を維持するためには、地域の協力が不可欠」[36]である。

・公園が地域のコミュニティの場となっていると、子どもにとって自分より年上の子どもや高齢者などの多世代と交流する機会を得ることもできる。このことにより、子どもが実体験を通じて、リスク回避の能力を向上させたり、社会的なマナーやルールを学んでいくことが期待される。

・地域が公園との関わりを密にするためには、都市公園が、地域のおまつりの開催場所になっている等、地域コミュニティの場になっていることが求められる。

・町内会や商店街などが一体となって地域のコミュニティ活性化を考えた上で、公園内に保育所が設置され、管理運営に地域が参画している事例もある（事例集（保育所占用）No.1）。

子育て支援全般編

Ⅱ　都市公園における子育て支援施設の設置

本章では、子育て支援機能を備えた施設の整備等、ハード面から都市公園における子育て支援機能の導入を行う際の実施内容やポイント・留意点をとりまとめた。

１．子育て支援機能のための整備施設の分類

p. 15 の表 1-1 で整理した結果をもとに、都市公園における子育て支援機能を備えた施設について、以下の 6 種類に分類した。

（１）既存の公園施設の活用
（２）既存の公園施設への子育て支援機能の追加
（３）乳幼児専用の屋外遊び場の設置
（４）屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置
（５）近隣の子育て支援施設等と一体的に整備又は連携して利用する施設
（６）保育所等社会福祉施設の占用の場の提供

２．施設整備の内容、整備・管理上のポイント及び留意点

前節であげた 6 種類に分類した施設について、施設整備の目的、施設の内容、公園の条件、整備・管理上のポイントや留意点を示す。なお整備上のポイントでは、施設整備を行う都市公園の新設・再整備・改修における違い※2についても示す。

（１）既存の公園施設の活用

１）施設整備の目的

・子育て中の親が使いやすい施設、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保を目的とする。
・親同士の交流の場、子どもの見守りの場等として活用することもできる。

２）施設の内容

・新たな施設を設置するのではなく、体育館、会議室、売店等の既存の施設をそのまま子育て支援に使用する。使いやすくするために、仮設的な措置を行う場合もある。

３）公園の条件

・小規模から大規模の公園まで実施することが可能である。

４）整備上のポイントや留意点

・屋内施設では、イベント・プログラム等の開催時に仮設的に床にカーペットを敷く、室内の一角に幼児用の遊び場をつくる等で対応が可能である。
・屋外では、芝生地等のスペースをプレイパークの開催に活用する場合がある（事例集（子育て支援全般）No.16)。

５）管理上のポイントや留意点

・室内でイベント等を開催する際は、室内にある他の什器に子どもが衝突してけがをしないよう布等の緩衝材で覆う等の安全対策に留意する。
・公園の指定管理者や売店の事業者の協力により、既存の売店やレストラン等に休憩用スペースをつくるなど、親子連れで入店しやすい環境とすることも効果的である。

※2 本技術資料では「新設」は新たな公園を整備するもの、「再整備」は既存公園の全体の施設内容やレイアウト等を変更するもの、「改修」は一部の施設の追加・取替や部材の改善等を実施するもの、を指す。

（２）既存の公園施設への子育て支援機能の機能追加

１）施設整備の目的

・子育て中の親が使いやすい施設の設置、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保を目的とする。

２）施設の内容

・主に公園内の建物に、授乳室（スペース）、トイレ内におむつ替え台等の施設を追加で設置する。

３）公園の条件

・小規模から大規模の公園まで導入することが可能である。

４）整備上のポイントや留意点

・再整備もしくは改修にて実施することが可能だが、時間を短縮するには改修にて対応する。
・授乳室は、休憩所等に目隠しのためのパーテーション（間仕切り）やカーテン等を簡易な改修等により取り付けることで設置できる（事例集（子育て支援全般）No.17）。
・おむつ替え台は、壁掛け式等の既製品を既存のトイレの空きスペースに設置するほか、休憩所等の一角にベビーベッドを置くことで対応することもできる。
・おむつ替え台やベビーチェアは男女両方のトイレに設置する。

５）管理上のポイントや留意点

・壁掛け式のおむつ替え台は、乳幼児向けであるため、年長の子どもや大人が腰掛けて破損することがないように利用案内を行う。

■事例

多目的トイレの改修　　**国営武蔵丘陵森林公園ほか**

○多目的トイレ改修によるおむつ替え台の設置

国営武蔵丘陵森林公園では、公園内の多目的トイレを改修して既製品の壁掛け式のおむつ替え台を設置している。



トイレ内のおむつ替え台

■事例

大野極楽寺公園の改修（事例集（子育て支援全般）No.17）　　愛知県一宮市

〇休憩所の改修による授乳スペースの設置

大野極楽寺公園では、公園管理棟の休憩室の一画をカーテンで仕切る改修を行い、母親が授乳できる場所の「授乳スペース」を設置した。



公園管理棟休憩室内の授乳室の位置

（出典：指定管理者提供図面をもとに作成）



授乳スペース

（３）乳幼児専用の屋外遊び場の設置

１）施設整備の目的

・子育て中の親が使いやすい施設の設置、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保、身近な自然（動植物）等を活かした子どもの学びの場の提供を目的とする。

２）施設の内容

・既存の公園の一角に、柵等により囲われたスペースを確保し、7 歳児未満等の比較的低年齢層を安心して自由に遊ばせ、その周囲で子どもを見守る親などが憩い、交流できる遊び場の専用空間とする。なお、柵を設置しない場合もある。

・乳幼児用の小さい規格の遊具、保護者の見守り場所等を配置した乳幼児専用の遊び場を設置する。

・キッズコーナー、すくすくひろば等の愛称がつけられる場合が多い。（表 2-1 参照）。

表 2-1 乳幼児専用の屋外遊び場（一例）

施設名	公園名	都市名	設置状況
キッズコーナー[37]	北光らいらっく公園ほか全 10 箇所のモデル公園	札幌市	既存の公園の一角に、就学前の小さな子どもとその保護者の利用に特化した場所を再整備して設置
わくわく広場 （p. 10 参照）	東綾瀬公園ほかの都立公園	東京都	比較的年齢層の低い子ども（7 歳未満）を安心して自由に遊ばせ、その周囲で子どもを見守る親などが憩い、交流できる遊び場専用空間
乳幼児コーナー事例集（子育て支援全般）No. 10	本城西公園ほかの公園	北九州市	公園の再整備によりつくられた、乳幼児を対象に絞った「母と子の遊び場」

３）公園の条件

・小規模から大規模の公園で導入することが可能である。利用者の意見を反映させた再整備等を行う際には、身近な住区基幹公園の規模が望ましい。

４）整備上のポイントや留意点

・都市公園の新設・再整備・改修いずれでも導入が可能であるが、再整備により導入されている事例が多く見られる。

・都市内の全ての公園で同時に事業を実施することは困難なので、先行的にモデル公園を選択して事業を実施する場合もある（事例集（子育て支援全般）No. 10）。

・再整備に当たっては、事前に子育て中の母親からの意見を聴取し、施設の内容へ反映させることも重要である（事例集（子育て支援全般）No. 10）。

・屋外で乳幼児が遊ぶ際には、すぐそばで親が見守る必要があり、遊び場に隣接して、四阿等の日光を遮る日除けや座るためのベンチ・スツール等を設置する（写真 2-1、事例集（子育て支援全般）No. 10）。

・幼児を対象としているため、配置する遊具は、カラフルな配色が用いられているほか、ゾウや汽車等をモチーフとしたデザインなどが選択される（写真 2-2）。

・施設内をゴムチップ等の怪我の危険が少ない舗装にする場合もある。

・砂場を設置する場合は、清潔に保つことが重要であり、犬猫の侵入防止の柵やネットを設置している事例（札幌市キッズコーナーの事例[37]）や親子が対面利用が可能な大きな円ではな

く細長い砂場を設置している事例（事例集（子育て支援全般）No.10）が見られた。

５）管理上のポイントや留意点

・利用時間、7 歳以上の子どもの入場禁止等、利用のルールを明確にしておくなどの措置をしている事例が見られた。（わくわく広場[15)]）

・防犯のため、通常の公園利用と同じように、見通しを遮る樹木の剪定、照明灯による明るさの確保等が必要となる。

・施設の区画内に犬の放し飼いをさせない、監視の目を行き届かせる等の周辺地域住民の理解と協力も必要である。



写真 2-1 縁台とスツール（本城西公園）



写真 2-2 ゾウのすべり台（本城西公園）

（北九州市提供）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.10）

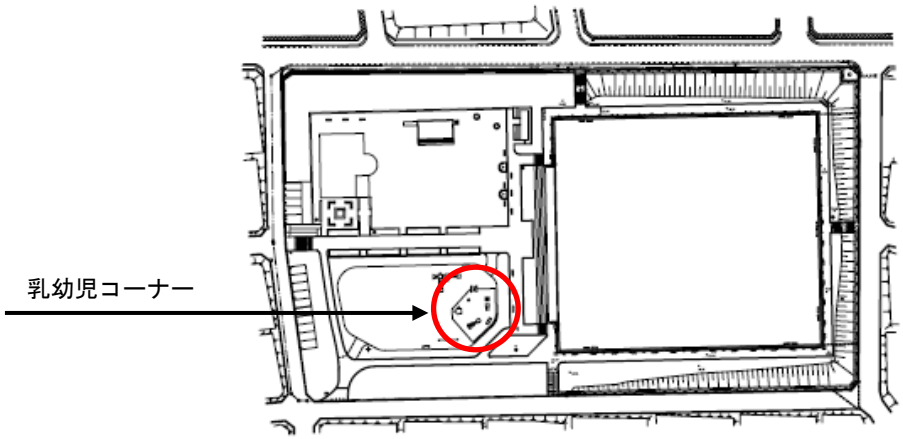
本城西公園の再整備　　福岡県北九州市

○乳幼児コーナーの設置

北九州市では本城西公園ほかの都市公園にて、「子育てに配慮した公園整備」を行うこととし、再整備により乳幼児に対象を絞った母と子の遊び場として「乳幼児コーナー」を設置した。



乳幼児コーナーと他エリアを分ける柵（北九州市提供）



本城西公園の乳幼児コーナー位置図（北九州市提供）

（4）屋内型子育て支援拠点となる公園施設の設置

1）施設整備の目的

・子育て中の親が使いやすい施設の設置、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保に加え、子どもの保育を行う場、子育て親子が交流できる場の提供や、地域の子育て・子育て支援に関する情報の提供、保護者を対象とした子育て・子育て支援に関する相談や援助を目的とする。

・授乳やおむつ替えには、子育て支援を専用とする屋内（全天候型）施設を有している方が乳幼児を連れた親にとって望ましい場合もある。

2）施設の内容

・子どもの保育、親子の交流、子育てに関する情報提供、相談、関連するプログラム提供、一時預かり等、子育て支援機能や子どもの遊び場を有する屋内施設を設置する。

・地域子育て支援拠点事業（厚生労働省の施策p.6参照）における「一般型」の「常設の地域子育て支援拠点（拠点施設）」に相当する施設も見られる（事例集（子育て支援全般）No.4）。

・「子育ての駅千秋（てくてく）」、「い～てらす」等の愛称がつけられる場合が多い。（表 2-2 参照）

表 2-2 屋内型子育て支援拠点となる公園施設（一例）

施設名	公園名	公園種別	所在地	設置状況
子育ての駅千秋（てくてく）（事例集※No.4）	千秋が原南公園	近隣	長岡市	新設による子育て支援の拠点施設「子育ての駅千秋」の整備と運営
子育て交流施設い～てらす	寺山公園	地区	新潟市	新設による子育て交流施設「い～てらす」の整備と運営
きっずぷらざあおい（事例集※No.1）	水城公園	総合	行田市	管理事務所の改修による、未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」の設置
のびのび親子館（事例集※No.2）	都立武蔵野の森公園	広域	東京都	東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置
体験学習施設「スマイル」（事例集※No.3）	第一運動公園	地区	逗子市	公園の再整備に併せ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置
れんげじスマイルホール（事例集※No.6）	蓮華寺池公園	総合	藤枝市	県立高校体育館の改修による、子育て支援施設「れんげじスマイルホール」の設置

※事例集は、全て、子育て支援全般

3）公園の条件

・小規模（近隣公園以上）から大規模の公園で導入することが可能である。

4）整備上のポイントや留意点

・公園を新設する際に設置される場合と既存の公園に再整備で設置される場合がある。

・新設の際に公園に求められる条件として、ハード面では乳幼児のための遊び場、保護者のための休憩や相談等のサービスを提供する場所及び授乳やおむつ替え場所等の設置、ソフト面では保育士やサポートするボランティア等の人員体制の確保がある。

・再整備で設置される際は、既存の公園に新設で施設を追加設置する場合（事例集（子育て支援全般）No.2、3）、休憩所や管理事務所等の既存施設を改修して再活用する場合（事例集（子育て支援全般）No.1）がある。

・新設で施設を追加設置する際に、民間活力による公募により再整備を行う場合もある（事例集（子育て支援全般）No.7、9)。
・公園に屋内施設として設置する際は、都市公園法上の公園施設として位置づける必要がある。これまでの事例では休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、管理施設、集会所等として位置づけられていた。なお、平成29年の都市公園法の一部改正以降は、公園内に保育所等の社会福祉施設の占用が可能となっていることから、特に必要と認められる場合には、これに該当するか否かについても検討する。
・公園内に児童館が設置された事例もある。その際の都市公園法上の位置づけについては、都市公園法第5条により、中部台運動公園（三重県）では「教養施設」、円山公園（札幌市）では「集会所」として設置許可がなされた[38)]。
・なお、公園施設として設置される児童館の取扱いについては、国土交通省都市局公園緑地・景観課長より都道府県・指定都市都市公園部局長宛通知「公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて（国都公景第217号 平成29年3月31日）」において、その取扱いについて「児童福祉法第40条に規定する児童館については、当該児童館が都市公園の効用を全うすると認められる場合には、都市公園法第２条第２項に規定する公園施設に該当すると解して差し支えない。～中略～設置しようとする児童館が公園施設の種類のいずれに該当するかについては、当該児童館の性格に応じて、公園管理者が判断されたい」と示されている。

５）管理上のポイントや留意点

・保育機能を有する場合は、保育士等の有資格者を常駐させる等で配置することが望ましい。
・再整備や改修後に、イベントやプログラムの開催等による施設運営のために、指定管理者の募集を行うこともある。
・保育部局が主体的に運営を行っている事例が多いため、公園緑地部局は、保育部局に管理費も含めた管理体制を確保してもらうよう適切に連携していく必要がある。

■事例

愛・地球博記念公園の整備 **愛知県**

○新設による児童館の設置

愛知県児童総合センターは、愛・地球博記念公園内にある屋内型の大型児童館で、「あそび」をテーマに、身の回りの「もの」や「こと」と出会い、感じ、気付く、そのような時間と空間の提供を目指し、平成８年に開館した。子育て支援に関しても、1～3歳の子どもと父親・母親のためのプログラム、子育て中の父親のためのプログラム、祖父母力アッププログラムなど様々なプログラムを開催している。



（出典：愛知県児童総合センターHP
https://www.acc-aichi.org/parenting/sofubo-enogu/
（令和3年2月15日閲覧））
子育て支援プログラム「孫と!! えのぐであそぶ」[39)]

■事例（事例集（子育て支援全般）No.4）

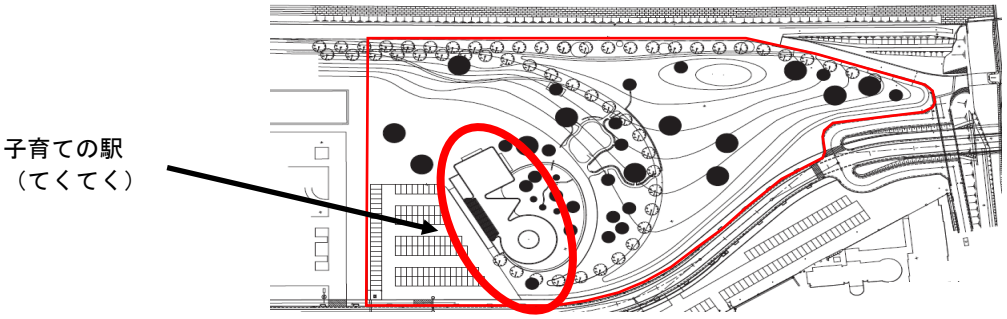
千秋が原南公園の新設　　新潟県長岡市

○「子育ての駅千秋（てくてく）」の設置

長岡市では、「雨や雪の日でも、おもいっきり子どもを遊ばせる場所がほしい」、「屋根のある公園がほしい」といった市民からの要望や、子育て相談や親同士の交流の場となる子育て支援施設に対する市民からの要望を受け、千秋が原南公園内に屋根付き広場と子育て支援施設を一体的に整備した保育士のいる全天候型公園施設を設置し、平成21年5月5日こどもの日にオープンした[20)21)]。

この施設は、子育ての駅千秋（てくてく）と名付けられ、運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室などを有している。また、この施設の屋外の公園内には円をモチーフにして砂場や遊具、植栽などの施設を配した“えんえん”が存在する（写真参照）。

また、ソフト面では、親子で楽しめる遊びや多世代が交流するイベント、季節に応じたイベント等様々なイベントを実施し、子育てに役立つ講座も実施している。子育て何でも相談員として「子育てコンシェルジュ」を配置し、随時子育てなどの相談対応や情報の提供、相談の内容に応じて担当となる関係機関へのつなぎなどを行っている。



千秋が原南公園 平面図（出典：千秋が原地区全天候型施設デザイン設計業務資料[40)]
http://www.nagaoka-id.ac.jp/contents/pdf/rd/pdf_rd_200703.pdf（令和元年10月21日閲覧））



子育ての駅「てくてく」（長岡市提供）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.3）

第一運動公園の再整備　　**神奈川県逗子市**

○児童館的な機能を持つ施設「スマイル」の設置

逗子市では、既存の第一運動公園を再整備することにより、児童館的機能を有する体験学習施設「スマイル」を新設で設置した。

市の中心的な位置にある当該公園内に、青少年の健全育成を主体とし、子どもからお年寄りまで、ふれあいを中心とした様々な活動が体験できる施設として整備されたものであるが、乳幼児のプレイルームや幼児用トイレを配備している。

スマイルのプレイルームは、逗子市の５つの小学校区に設置された乳幼児と親のための遊び場「ほっとスペース」のひとつとして機能している。また、0 歳児～4 歳児が親子で楽しめるよう逗子在住の現役の母親達が企画した「親子ひろば」を年１回開催している。また、ラウンジに掲示板やパンフレットスタンドを設置して子育て中の親に情報提供を行っている。

市役所内の連携体制としては、公園緑地の計画・整備・管理は環境都市部緑政課が行っているが、体験学習施設「スマイル」の管理・運営は教育委員会教育部子育て支援課青少年育成係が行っている。



（出典：逗子市 HP[41]　http://www.city.zushi.kanagawa.jp/sports/daiichi-kouenn/（令和3年2月15日閲覧））

第一運動公園平面図



体験学習施設「スマイル」

（５）近隣の子育て支援施設等と一体的に整備又は連携して利用する施設

１）施設整備目的

・近隣の子育て施設と一体的に整備することにより、施設利用の促進、相互の施設利用者の利便性の向上、子育て支援に関する情報提供・啓発やきっかけづくり等を目的としている。

２）施設の内容

・公園全体や公園を含めた周辺地域の新規整備に関する基本計画を基に、公園内と公園に隣接した子育て支援機能を有する施設を一体的に整備する。（事例集（子育て支援全般）No.8）。

・小学校の跡地を活用した事業として、公園の整備と旧体育館を改修した子育て拠点施設の整備を合わせて行った場合がある（事例集（子育て支援全般）No.5）。

３）公園の条件

・小規模から大規模の公園で導入することが可能である。

４）整備上のポイントや留意点

・公園全体を新設する際に設置される場合が多い。、再整備で導入することも可能であると考えられる。

・隣接施設が保育・情報発信・人材育成、公園が子どもの遊び等、地域の子育て支援機能における役割分担を決めた上で整備する（事例集（子育て支援全般）No.8）。

・隣接する施設と仕切りをなくす等、空間的な連続性を持たせることにより機能の一体化を図ることも重要である[42)]。東四郎丸公園（仙台市）は、隣接する児童館、老人福祉施設等との間にフェンス等の高い仕切りを設けず、公園への出入口を設置し、低木植栽等により視界的なつながりを確保したことで、幅広い世代が利用する公園となっている[42)]。

５）管理上のポイントや留意点

・子育て支援施設の場合、保育部局が管理している場合が多いため、公園緑地部局は、保育部局に管理費も含めた管理体制を確保してもらうよう適切に連携していくことが必要である。

・一体的な機能を提供するために、施設の管理者と関連する施設の管理者と連携することが求められる。特に、公園管理者が常駐していない小規模公園等に子育て支援施設が隣接している事例集（子育て支援全般）No.5 の事例では、子育て支援施設の指定管理者への公園管理上の協力要請事項として施設周辺の公園内のごみ拾い、公園利用に関する軽微な問合せへの対応、公園利用時の軽微な怪我に対する処置（絆創膏等対応）、前述の軽微でない事象に対する公園所管課への連絡が挙げられていた。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.8）

安満遺跡公園の新設整備　　大阪府高槻市

〇近隣施設との一体的な公園施設の設置

高槻市では、安満遺跡公園を整備しているなかで、公園区域外に隣接して計画されている子育て支援の機能を有する「高槻子ども未来館」と公園内の「全天候型屋内施設」の連携が図られるように設置が進められた。「高槻子ども未来館」は、新たな就学前児童の拠点として、1階に高槻認定こども園、2階に子ども保健センター、3階に子育て支援人材育成施設で構成され、公園内に設置する遊びの創造の場としての「全天候型屋内施設」と一体的に「子ども」が主役となる拠点を整備するとの方向性のもと、「高槻子ども未来館」は平成31年4月に、安満遺跡公園は平成31年3月に「全天候型屋内施設」を含む一部区域を開園した。



（出典：安満遺跡公園全天候型屋内施設（遊びの創造）管理運営事業　事業者募集要項p.5の図面をもとに作成）

安満遺跡公園平面図



（出典：ボーネルンドプレイヴィルHP[43] https://playville.bornelund.co.jp/playville-amaiseki-park/（令和3年2月15日閲覧））

全天候型屋内施設（子どもの遊び場　プレイヴィル安満遺跡公園）のイメージ

■事例

東四郎丸公園の新設整備　　仙台市

○近隣施設との一体的な公園整備

仙台市の東四郎丸公園は、隣接する児童館との互いのアクセス性向上のため、柵を撤去し低木植栽にするとともに、直接出入りできる園路、開放的な芝生広場を整備し、一体的に活用できる空間を創出している。



（出典：新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書，p.25-26[42]）

東四郎丸公園平面図

（６）保育所等社会福祉施設の占用の場の提供

１）保育所等社会福祉施設の占用許可の背景・目的

都市部における待機児童の増加を受け、平成 27 年 7 月 15 日の国家戦略特別措置法の一部改正により国家戦略特別区域内に限って都市公園における保育所等の社会福祉施設の設置が認められた。さらに、平成 29 年 6 月 15 日の都市公園法の一部改正により一般措置化され、一定の要件を満たす場合には、全国の都市公園に設置することが可能となった。

２）占用許可の条件

公園管理者は、保育所等社会福祉施設の占用について、「保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合」に許可を与えることができる（都市公園法第 7 条第 2 項）。

３）占用許可の対象となる施設

占用許可を与えることができる「保育所その他の社会福祉施設」の具体的な種類は、都市公園法施行令第 12 条第 3 項第 1 号～6 号において定められており、児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき設置される保育所、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、幼保連携型認定こども園等が対象となっている。いずれも通所のみに利用されるものに限り、入所型の社会福祉施設は許可の対象外としている。

４）設置・管理上のポイントや留意点

・設置上のポイントや留意点、管理上のポイントや留意点については、本章では触れず、Ⅳ章以降の保育所占用編にて記述する。

■事例（事例集（保育所占用）No.2）

都立汐入公園の再整備　　**東京都**

〇占用許可による公園内への保育所の設置

都立汐入公園では、占用許可により荒川区の認定保育所が設置されており、平成 29 年 4 月 1 日に、全国 6 カ所の保育所、認定こども園とともに、第１号としてオープンした。



汐入公園内の保育所

Ⅲ　都市公園における子育て支援の取組

本章では、プログラムの実施等、ソフト面から都市公園における子育て支援機能の導入を行う際の実施内容やポイント・留意点をとりまとめた。

１．取組の分類

p. 15 の表 1-1 で整理した結果をもとに、都市公園における子育て支援の取組について、以下の 6 種類に分類した。

（１）子育て親子等の交流の促進を目的としたプログラムの提供
（２）子育て等に関する相談、援助の実施
（３）地域の子育て関連情報の提供
（４）子どもの遊びや学習を目的としたプログラムの提供
（５）保育所の園庭としての公園利用
（６）その他の取組（一時預かり事業の実施、施設登録による情報提供）

２．取組の内容、必要施設及び留意点

前節であげた 6 種類の取組について、取組の目的、取組の内容、必要施設や留意点を示す。

（１）子育て親子等の交流の促進を目的としたプログラムの提供

１）取組の目的

・子育てにおいて、親と子どもだけでなく、子育て親同士、地域の高齢者等との交流により、子育てのストレスや不安感等を緩和しつつ、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

・親同士で交流することにより、子育てしている親が孤立することなく、他の子育てを知り、時には協働することで、子育てに幅と広がりができることも期待できる。

２）取組の内容

・親子、親同士、多世代間等の交流の場や機会を提供できるイベントやプログラムを開催する。親子が一緒になって同じ内容等を行う活動が該当する。

３）必要施設

・乳幼児が参加する場合は、屋内施設で開催することが望ましいが、親子での収穫体験や自然に親しむ等、内容によっては屋外の施設を使用しても開催が可能である。

・イベント専用の施設がなくても、仮設的な対応で会場をつくることも可能である。

４）留意点

・室内でプログラムを開催する際は、親子とも床面に腰を下ろした状態になるため、カーペットのある施設か、仮設でカーペットやマット等を敷く等の対応が必要である。室内では空調での温度管理も必要となる。

・屋外で開催する際は、安全管理・衛生管理に留意する。

・プログラムの実施に、利用者の要望や意見を反映させることが望ましい。

・運営するスタッフに、保育士資格者や近隣の保育園職員が参画することが望ましい。

・公園に関する子育て支援の情報について、子育て支援の担当部局から発信してもらうことも可能であり、公園緑地部局は情報の確認等で連携・協力する。

表 3-1 交流を目的としたプログラム（一例）

プログラム名	実施場所	内容	参加形態	対象	公園名	公園種別	所在地
なかよしタイム	屋内	保育士と一緒に手遊びや体操（リズム遊び）を親子で楽しむ。	親子	子ども	千秋が原南公園	近隣	新潟県長岡市
キッズランドで遊ぼう！	屋内	親子で遊びながらおともだちを作る。	親子	1 歳以上の子どもと保護者			
ベビーマッサージ教室	屋内	母親と赤ちゃんのスキンシップを取るためのマッサージ教室。	親子	1 か月健診後～つたい歩きの赤ちゃん、親	幕張海浜公園	広域	千葉市美浜区
ファーストサイン教室	屋内	まだ話ができない赤ちゃんとのコミュニケーション方法を学ぶ。	親子	おすわり～おはなし前位の赤ちゃん、親			
産後リメイクボディ教室	屋内	赤ちゃんと一緒に、産後の母親の体形を整える（リメイクボディ）運動教室。	親子（母と子）	首座り～抱っこ可能な赤ちゃんと母親			
0-3 くらぶ	屋内	0 歳から 3 歳までのお子さんと母親が毎月の教室（ゴスペル、ヨガ。英語、ダンス等）を楽しむ。	親子（母と子）	0～3 歳児と母親	観音山ファミリーパーク	広域	群馬県高崎市
0-3 パパくらぶ	屋内	0 歳から 3 歳までのお子さんと父親が毎月の教室（ゴスペル、ヨガ。英語、ダンス等）を楽しむ。	親子（父と子）	0～3 歳児と父親			
リトミック	屋内	音楽に合わせて身体を動かす・母親とスキンシップを図る。	親子	0～3 歳児と保護者			

■事例（事例集（子育て支援全般）No.11）
観音山ファミリーパークの運営　　**群馬県**

○県民参加による子育て支援プログラムの提供

観音山ファミリーパークでは、「県民参加型公園づくり」の実践の場として、公園建設時から地域住民等との協働がなされており、県内の子育て支援団体との連携等により、子育て支援を目的としたイベントや講座の運営が行われている。

観音山ファミリーパークの子育て支援の講座（平成29年度開催）

名称	対象	内容
0-3くらぶ （乳幼児と母親向け講座）	0～3歳児と母親	・おやこdeゴスペル ・おやこde英語 ・フラレアくらぶ（メレフラ） ・まめっちょの会（わらべ歌等） ・ジムナパーク（体操等） ・ホホハハ（笑い）ヨガくらぶ ・Enjoy photo life ・イングリッシュタイム ・おやこヨガ ・リトミック ・エンジェルクラブ（ベビーマッサージ） ・ベビーダンス
0-3パパくらぶ （乳幼児と父親向け講座）	0～3歳児と父親	0-3くらぶに準ずる
4-6キッズくらぶ （幼児のみまたは親子向け講座）	4～6歳児・4～6歳児と保護者	・逆上がりを楽しく（7回） ・キッズ英語（2回） ・運動だいすき！（4回） ・親子でEnjoy photo life（2回） ・親子で早く走れる走り方（5回） ・親子deデコスイーツづくり（2回）
子育て支援ユニット	子ども・親子	・子ども宇宙センター（ペットボトルロケット工作・打上げ体験） ・スポ育CLUB（運動神経を鍛える） ・みみずくクラブ（親子陶芸教室） ・HAPPY FAN KIDSイングリッシュ（未就学児の英会話教室）等



0-3 パパくらぶ（指定管理者提供）

（２）子育て等に関する相談、援助の実施

１）取組の目的

・親を対象とした子育て・子育て支援に関する相談や援助を目的とする。

・子育て中の母親は、子育てに対して不安を感じていたり、孤独を感じている場合があり、その解消に役立つ場、機会を提供する。

・核家族化等の家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣の人間関係の希薄化により、子育てに関して気軽に相談できる存在が不足しているため、子育て中の親が子育てに関する相談をしづらい環境にあり、公園をはじめとする公共施設等が相談の機会を提供しているという側面がある。

・吉田[44)]は、母親たちと育児不安の程度により「顕在する育児不安がない群」「育児不安や困難が想定できる群」「病理群」と仮定していた。顕在する育児不安がない群は、公園に連れて行くことで子どもが喜び、子どもにとってよいことをしているイメージがあるため、育児に対する自己評価を高めるなど、公園は育児不安の軽減に役立っている。育児不安や困難が想定できる群は、「ママ友」づくりの場としての公園の機能が非常に有効であり、公共性の高い公園と、子育ての不安の軽減を目的とした施設を上手に使うことが、育児不安の軽減につながる、と述べている。

２）取組の内容

・子育てに関する悩みについては、気軽に相談できる環境（場）や相談を支援できる体制が求められるが、「子育て相談会」等のイベントやプログラムの開催により、公園においてそれらの場や機会を提供する。

・１対１で相談を受ける形式（事例集（子育て支援全般）No.4）のほか、１人の講師が複数名の参加者からの質問に回答する形式もある。

・子育て中の親が集まって話しができる場である、「子育てサロン」を定期的に開催する場合もある（事例集（子育て支援全般）No.14）。

表 3-2 子育て等に関する相談、援助を目的としたプログラム（一例）

プログラム名	実施場所	内容	参加形態	対象	交流	公園名	公園種別	所在地
子育て相談	屋内	子育てに関する不安や悩み、子どもとの接し方等を相談する。	親のみ	親	－	千秋が原南公園	近隣	新潟県長岡市
わいわいおしゃべり会	屋内	子育て中の親や妊婦がおしゃべりを楽しむ。	親のみ	親	親同士			
公園育児サロン・ゆうゆうクラブ	屋内	０歳児の親子を対象にした子育てサロン。保育士の協力を得て育児相談、育児情報交換の場として毎週水曜日に活動している。	親子	０歳児の親子	親同士	小山内裏公園	総合	町田市、八王子市

３）必要施設

・屋内施設で開催することが望ましく、１対１で相談を受ける場合は、仕切られた部屋も必要となる。

４）留意点

・相談に回答するためには、看護師、保健師、保育士等の専門家が対応することが望ましいが、子育ての経験者（先輩の母親）が対応する場合もある（事例集（子育て支援全般）No.4）。

・相談業務だけでなく、専門・関係機関へ同行するなど「つなぐ」支援も含めた援助を行うスタッフを配置している場合もある（事例集（子育て支援全般）No.4）。

・相談等に携わるスタッフを公募（保育士等の資格を問わない条件）して、地方公共団体（子育て支援部局）が育成する場合もある（事例集（子育て支援全般）No.4）。

・公園に関する子育て支援の情報について、子育て支援の担当部局から発信してもらうことも可能であり、公園緑地部局は情報の確認等で連携・協力する。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.4）

子育ての駅（てくてく）の運営　　**新潟県長岡市**

○「子育て相談」の実施

長岡市の子育ての駅（てくてく）では、子育てに関する不安や悩み、子どもとの接し方について相談員が一緒に考える「子育て相談」を実施している。対応する相談員は、常駐する保育士や子育てコンシェルジュ（※）をはじめ、先輩ママ、助産師、保健師等である。



てくてく・子育て相談

最終更新日　2021年2月8日

子育て相談

子育てに関する不安や悩み、子どもとの接し方などについて相談員が皆さんと一緒に考えます。

日　時	2月16日(火)・・・家庭児童相談員 2月25日(木)・・・主任児童委員 3月16日(火)・・・家庭児童相談員 午前10時30分から11時30分
会　場	子育ての駅千秋 てくてく
定　員	ー
申込み	事前の申込みは不要です。直接会場にお越し下さい。
対　象	ー
備　考	子育てに関する相談を随時受付けています。 お気軽にご相談ください。
お問合せ	子育ての駅千秋　TEL:0258-21-3860

（出典：長岡市 HP[45]　https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/event_soudan.html（令和３年２月 15 日閲覧））

子育て相談の案内

※子育てコンシェルジュ
施設の相談機能を強化するために、従来から常駐している保育士に加えて平成 27 年度から配置された。一人ひとりの個別の子育てニーズに対応した相談や情報提供を行うとともに、相談の内容に応じて必要な専門機関や関係機関を紹介し同行するなど「つなぐ支援」を行っている。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.4）

子育ての駅（てくてく）の運営　　**新潟県長岡市**

〇交流の機会を提供する各種イベントの開催

長岡市の子育ての駅（てくてく）では、数多くのイベントが開催されており、親子や子育て中の親同士の交流の機会を提供している。例えば、子育て中の親や妊婦がおしゃべりをする「わいわいおしゃべり会」、市民ボランティアである「子育ての駅サポーター」と一緒に絵本の読みきかせやミニコンサートなどを一緒に楽しむ「みて！うたって！サポさんとあそぼう」等がある。



（出典：長岡市 HP[46]　https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/gallery_11.html（令和元年 10 月 28 日閲覧））

わいわいおしゃべり会

■事例（事例集（子育て支援全般）No.14）

都立小山内裏公園の運営　　**東京都**

〇公園育児サロン「ゆうゆうクラブ」の開催

小山内裏公園では、ボランティアと地域住民、指定管理者が連携し、０歳児の親子等を対象にした公園育児サロンの「ゆうゆうクラブ」を週 1 回程度開催している。保育士資格をもったボランティアや近隣の保育園の保育士の協力を得て、育児相談の場、情報交換の場を提供している。



ゆうゆうクラブ（東京都西部公園緑地事務所提供）

（３）地域の子育て関連情報の提供

１）取組の目的

・地域で子育てを支援していくためには、地域内にある多様な機関や施設等で開催される子育て関連の取組について情報を提供することが求められる。そのため、地域の子育て・子育て支援に関する情報を提供することを目的とする。

２）取組の内容

・親子が集まる公園にて、地域内の他の施設で行われる子育てに関するイベントに関する情報提供や、子育てに関する注意事項等を伝える。子育て関連部局のホームページ（事例集（子育て支援全般）No.4）で、地域で取り組んでいる子育て関連情報の告知する場合が多いが、公園のホームページ（事例集（子育て支援全般）No.11）や公園施設内での掲示（事例集（子育て支援全般）No.3）等により関連情報を提供する。

・観音山ファミリーパークでは、群馬県内の子育て支援団体が子どもの健全育成を目的としネットワークを結んだ「群馬県キッズハッピーネットワーク」に加盟しており、他の団体の情報を掲載している[47)]。

３）必要施設

・チラシ等の印刷物の掲示や配置を行うためには、掲示板、管理事務所等の施設や屋内型子育て支援施設等が必要となる。

４）留意点

・子育て支援の担当部局と連携し、適宜、子育て支援としての公園の情報を加え、情報提供することも重要である。（次頁事例参照）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.3）

第一運動公園の体験学習施設「スマイル」の運営　　**神奈川県逗子市**

○施設内掲示による子育て関連情報の提供

逗子市の第一運動公園内には体験学習施設の「スマイル」が設置されている。施設内には妊婦、乳児・幼児連れが自由に利用できる遊びの場がつくられているとともに、利用者が確認できるように施設内の壁に子育てに関するイベント等の情報が掲示されている。



子育て関連情報の提供

■事例

子育て情報誌の発行と配布・公開　　神奈川県座間市

○情報誌「ざまっぷ」の発行による子育て情報の提供

座間市生涯学習課では、「子どもと一緒に外に出よう」をテーマに作成した子育てに関する情報誌「ざまっぷ」を発行し、市役所、公民館、子育て支援センター等での無料配布やＨＰでの公開をしている。「ざまっぷ」には、子育てに必要な情報として、公共施設の案内、子育てサークルや幼稚園・保育所、医療機関などの紹介とともに、市内の公園の情報が掲載されている。



（出典：座間市 HP[48] http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1191216057077/index.html
（令和３年２月15日閲覧））

子育て情報誌「ざまっぷ」の公園紹介

（４）子どもの遊びや学習を目的としたプログラムの提供

１）取組の目的

・幼児を対象にした子どもの遊びや学習の提供を目的とする。

２）取組の内容

・子どもの遊びや学習を目的としたプログラムとして、公園内におけるプレイパークの活動、幼児を対象とした環境学習プログラムの実施がある。子どもが主体となり、親だけではない他の子どもと一緒に行う活動が該当する。

・イベントの参加を通して子どもの預かりや子どもとの交流をはかる活動として「森のようちえん」※3もある（事例集（子育て支援全般）No.17）。

３）必要施設

・公園内（屋外）にある植物、土、水等の自然環境や素材を活用する。

・野菜等の栽培や収穫を体験するために、菜園等を設置する場合もある。

・プログラム専用の施設がなくても、芝生地や広場等、公園内の屋外エリアの一部を使用し、仮設的な対応で会場をつくることも可能である。

４）留意点

・子どもが自発的に遊ぶきっかけを与えたり、子どもの興味・関心を向かせるなど、プログラムを効果的に実施するためには、幼児教育・育児・環境教育等の専門家や市民団体等との連携が必要である。

・屋外での開催が多いため、安全管理・衛生管理に留意する。

・プログラムの実施に、利用者の要望や意見を反映させることが望ましい。

・公園に関する子育て支援の情報について、子育て支援の担当部局から発信してもらうことも可能であり、公園緑地部局は情報の確認等で連携・協力する。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.17）

大野極楽寺公園の運営 **愛知県一宮市**

○「森のようちえん」の開催

大野極楽寺公園では、地元の子育て支援団体の活動として「森のようちえん」を受け入れている。預かった子どもたちに、公園内の屋外を使った遊び等を体験してもらっている。





（出典：大野極楽寺公園 HP[49] https://www.ohnogokurakujikouen.jp/efforts.html#kosodate(令和３年２月15日閲覧)）

森のようちえん

※3 「森のようちえん」とは、特定非営利活動法人 森のようちえん全国ネットワーク連盟によると「自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称」とされている。[50]

表 3-3 子どもの遊びや学習を目的としたプログラム（一例）

プログラム名	実施場所	内容	参加形態	対象	交流	公園名	公園種別	所在地
おひさまぴよぴよ（幼児対象のプレーパーク）	屋外	3歳以下の子どもと親が自由にのびのびと外遊びを楽しめる場。	親子	0～3歳児	子ども同士	光が丘公園	近隣	東京都練馬区
キッズ遊びイベント	屋外	パークセンター前の舗装路にチョークで自由にお絵かきができる「らくがきロード」等アート遊びを行う里山アートイベント、近隣保育園の園児たちが色付けしたこいのぼりを飾るこどもの日イベント、親子で参加可能な昆虫観察会、スマホアプリを活用して公園内で遊べるプレイコンテンツ等を企画・提供。	親子、子どものみ	子ども	子ども同士	小山内裏公園	総合	町田市、八王子市
みて！うたって！サポさんとあそぼう	屋内	子育てボランティアと一緒に絵本の読みきかせやミニコンサートで一緒に遊ぶ。	限定なし	子ども	親子と他の利用者	千秋が原南公園	近隣	新潟県長岡市
昔遊びを楽しもう！	屋内	コマまわしやお手玉、おりがみ等の昔遊びを楽しむ。	限定なし	子ども	親子、子ども同士			
ちびっこ雪遊び	屋外	積雪した公園内で雪遊びをする。	親子、子どものみ	子ども	子ども同士			
さつま芋の栽培体験	屋外	公園内でさつま芋を栽培して収穫する体験。	親子	子ども	子ども同士			
森のようちえん	屋外	未就学児と親が公園内を散歩する「おさんぽ会」、子どもだけを公園が預かる「預かり野外保育」を実施。	親子、子どものみ	未就学児2歳児	親同士、子ども同士	大野極楽寺公園	総合	愛知県一宮市
moricco（もりっこ）	屋外	幼児を対象にした、自然体験型の環境教育。	保育所、幼稚園	幼児	子ども同士	今治西部丘陵公園	総合	愛媛県今治市
家族で moricco	屋外	幼児を対象にした、自然体験型の環境教育。	親子	幼児	親子、子ども同士			

（4－1）プレイパーク（プレーパーク）

1）取組の目的

・親子が安全に安心して過ごせる環境の確保、身近な自然（動植物）等を活かした子どもの学びの場の提供を目的とする。

・先進的な取組事例としては、昭和 54 年に世田谷区で始まった「羽根木プレーパーク」があり、開設当初から区と住民との協働による事業として実施されている。

2）取組の内容

・都市公園にて、ＮＰＯ団体等が主体となるプレイパーク活動を導入する取組である。

・プレイパークは冒険遊び場とも呼ばれ、「子どもが「遊び」をつくる遊び場」であり、それらを実現するための活動であるとも言われている。※4

・プレイパークの特徴としては、自由な遊びを提供するために、利用者に対しての禁止事項をなくして、子どもがやりたいことを実現できるようにしていることである。

・遊びを指導する「プレーリーダー」という大人が配置されているのが一般的であり、従来の公園で禁止されている火の使用や手作りした遊具の使用が可能となっている。

・プレイパークの参加対象者は子ども全般を想定している場合（事例集（子育て支援全般）No.12）が多いが、乳幼児を利用者の対象に限定した場合（事例集（子育て支援全般）No.16）もある。

3）必要施設

・芝生地や広場等、公園内の屋外エリアの一部を使用する。

・場所や時間を限って定期的に開催される場合が多い。

4）留意点

・プレイパークを導入するためには、遊びの指導や地域コミュニティとの関係を構築する等の主体的な運営をする市民団体等が必要である（事例集（子育て支援全般）No.12、16）。

・市民団体等がプレイパークを実施するにあたっては、その内容により、都市公園法による行為の許可や占用許可等の申請、その他の届出等が必要になる場合がある。そのため、地方公共団体側では、子育て支援の担当部局及び公園緑地部局も含めて活動受け入れのためのルールを定める等が必要である。その際に、申込みから実施までの手続きをわかりやすく明示することが望まれる（事例集（子育て支援全般）No.12、16）。

※4　平成 24 年度時点で、東京都特別区 23 区においてプレイパーク運営事業やそれに相当する対応が実施されているのは 15 区ある[51)]。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.16）

都立光が丘公園の運営　　東京都

〇乳幼児対象のプレーパーク「おひさまぴよぴよ」

光が丘公園では、子育て支援のＮＰＯ団体が占用許可を取って、たき火遊び、水遊び、木登り、穴掘りなどができるプレーパークを開催している。プレーパークの参加対象年齢は、乳幼児から中高生までであるが、0 歳児～未就学児の親子参加に限定した活動「おひさまぴよぴよ」も行っている。



（出典：光が丘公園 HP　https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map023.html（平成 31 年 2 月閲覧）をもとに作成）

おひさまぴよぴよの会場（都立光が丘公園）



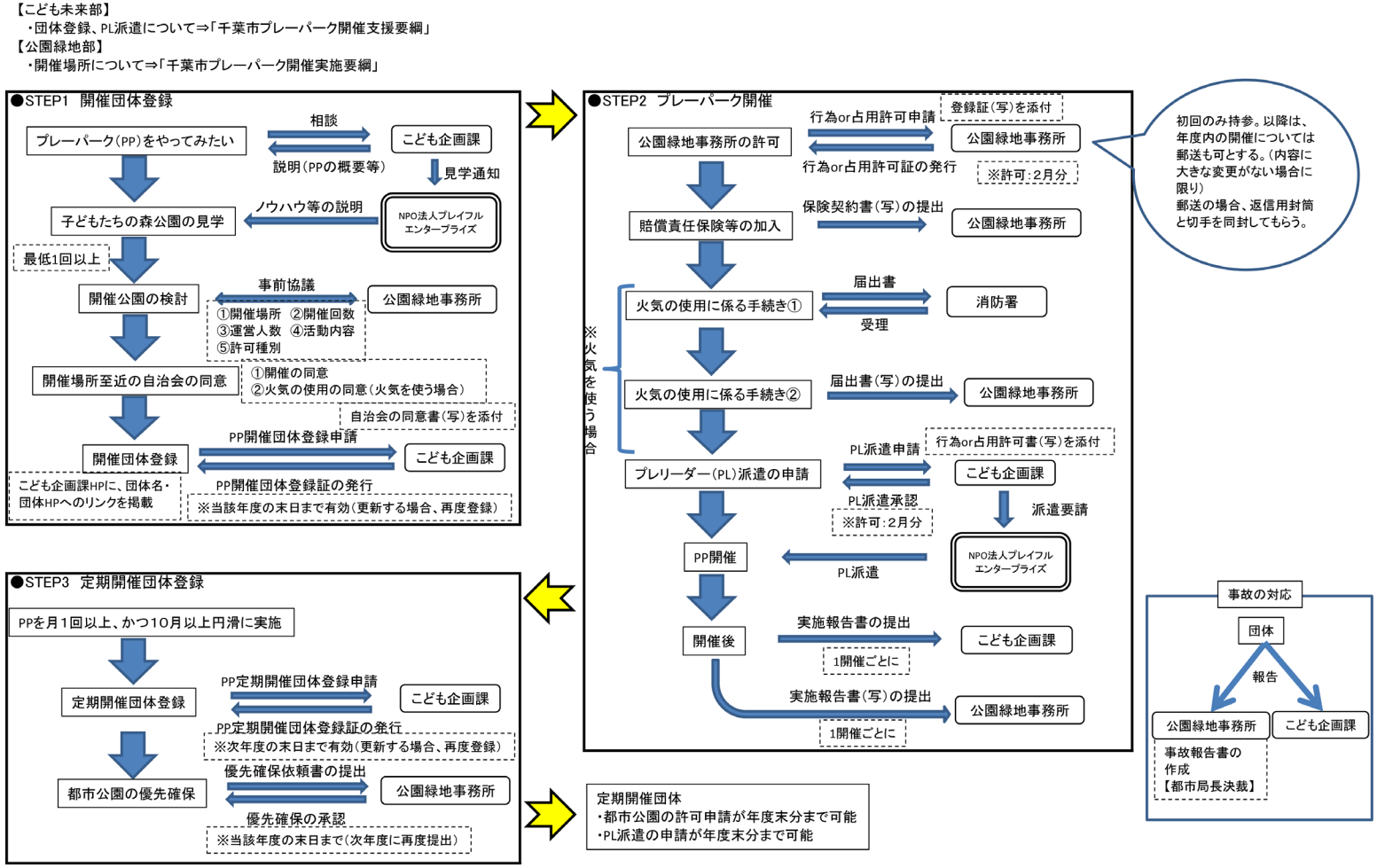
おひさまぴよぴよ（ブランコ遊び）

■事例（事例集（子育て支援全般）No.12）

千葉市プレーパーク要綱のフロー　　千葉県千葉市

○プレーパークの手続きをフローチャート化

千葉市ではプレーパークの受け入れ手続きに対して、「千葉市プレーパーク開催支援要綱」を定めるとともに、手続きの流れについてフローチャートで示している。



（出典：千葉市 HP[52]　http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/kaisaitejun.pdf（令和 3 年 2 月 15 日閲覧））

千葉市におけるプレーパークの手続きのフローチャート

（4－2）幼児向け環境学習プログラム

1）取組の目的

・身近な自然（動植物）等を活かした子どもの学びの場の提供を目的とする。

・豊かな環境を維持し、持続可能な社会を構築するためには、環境に関する理解や関心を高め、環境保全に取り組む活動につなげていくことが重要であり、それらに効果のある環境教育・環境学習の推進が求められている。

・都市公園では、身近な自然環境に触れられる場として、環境学習の活動が実践されており、数多くのプログラムが開催されている。

2）取組の内容

・都市公園にて、幼児を対象とした環境学習プログラムを開催する取組である。

・環境学習のプログラムは、小学生以上を対象としているものが多いが、宮崎県で策定された「幼児期における環境学習マニュアル」[53]、アメリカで開発された「Growing Up WILD」[54]等、乳幼児を対象としたプログラムもある。

3）必要施設

・芝生地や広場等、公園内の屋外エリアの一部を使用する。

4）留意点

・「環境教育指導資料［幼稚園・小学校編］（平成26年10月 国立教育政策研究所 教育課程研究センター）」では、環境教育として幼児期から育てたいこととして、自然に親しみ自然を感じる心を育てる、身近な環境への好奇心や探究心を培う、身近な環境を自らの生活や遊びに取り入れていく力を養う、としている[9]。幼児期は直接体験と感性を育む学習が必要であるため、自然を通して五感を刺激できる時間をつくる、幼児が参加できるような歌や音楽を使う等、について留意する。

・年中（4歳児）の上半期、年少（3歳児）と未満児（3歳未満児）は、子ども主導の時間を重視し、基本的に大人が主導で実施するプログラムを行なわない(事例集(子育て支援全般)No.18)等、幼児の年齢（発達段階）に応じて、提供する内容や実施する場所等を検討する必要がある。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.18）

今治西部丘陵公園の運営　　**愛媛県今治市**

○幼児対象の環境学習プログラム「moricco（もりっこ）」

今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）では、幼児が主体で活動する環境学習プログラムの「moricco（もりっこ）」が実施されている。

森育は、幼児を対象にした自然体験型の環境教育であり、様々な体験を通して、自然と子どもの距離を縮め、自然と正しい付き合い方ができるヒトの育成を目指している。子ども主導の時間（ゴールデンタイム）と大人主導の時間（採集体験などの四季を活かしたプログラム等）を設けており、それぞれの時間がより活かされるように構成されている。

ゴールデンタイムでは、子どもたちが生物とのふれあい、川遊び、木登り、崖登り等、自然の中ならではの遊びを通し、子どもが主体的に学び、時にはインストラクターが遊び（＝学び）の幅を広げられるよう、働きかけている。

参加対象は、子どもたちだけの「moricco」は保育所や幼稚園、大人も一緒に参加する「家族でmoricco」は子育てサークル等の団体及び個人である。子どもの対象年齢は、１歳～6歳である。

体験の流れ（例）は、下記の通り。

体験の流れ（例）

10時00分	公園到着、準備
10時10分	森へ移動
10時20分	森に到着、 プログラム（青空紙芝居）、 ゴールデンタイム
11時45分	お手洗い、昼食
12時45分	ゴールデンタイム
13時10分	わかちあい
13時30分	終了、公園出発



（出典：今治市 HP[55]　https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/moriiku/（令和３年２月15日閲覧））

moricco（もりっこ）

（５）保育所の園庭としての公園利用

１）取組の目的

・保育園児にとって、保育所で過ごすなかで、屋外での遊びや日光浴等の活動をするためには、園庭が不可欠である。増大する保育需要に対応して民間保育所を誘致・整備している大都市部においては、新規開設時に専用の園庭を設置することが困難な状況にあることから、公園を園庭の代わりとし、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保、身近な自然（動植物）等を活かした子どもの学びの場の提供を目的とする。

・園庭の代わりに子どもが公園を利用することにより、遊びや自然体験の提供、人間関係の構築等の効果がある。

２）取組の内容

・おもに園庭を持たない保育所の園庭代わりとして、保育園児の公園利用を受け入れる取組である。

・地価が高い都心部では、園庭を持たない保育所も多く見られ、近隣の都市公園を園庭の代替として利用することがあり、保育所から距離のある公園へバスで送迎する事例も見られる（p.122参照）。

・都市公園を保育所の代替園庭として利用できるよう、遊具等の整備等のハード面と安全対策等のソフト面の対応を積極的に行っている場合もある（事例集（子育て支援全般）No.15）。

３）必要施設

・都市公園内の広場や遊具を使用する。

・椎野[56]は、主な利用対象として2歳児以下の幼児を見込む場合には、幼児向け遊具よりも芝生広場、築山等の公園施設の導入を検討すべきであること、また、おむつを着用していない3歳児以上の幼児では、トイレの有無が保育施設による公園選択の重要な要件になっており、特に洋式トイレの設置を要望する意見が多い、としている。

４）留意点

・園庭の代替として公園を利用するためには、園児たちが安心して安全に遊ぶことができるよう、遊具等の整備や禁煙時間帯の設定などを行っていく（事例集（子育て支援全般）No.15）。

・子育て支援の担当部局である子ども支援課等が、各園との調整やニーズ調査、公園利用者への聞き取り等を行っていくことも重要である（事例集（子育て支援全般）No.15）。

・都市公園を園庭として利用する際に、一箇所の公園の同じ時間帯に複数の保育所の利用が集中してしまうことがあり、保育所同士の利用の調整が図られている場合もある。しかしながら、公園緑地部局単独では、園庭としての公園の利用状況を把握しづらい状況にあるため、適宜、子育て支援の担当部局と情報交換及び調整をしつつ、適正な公園利用を図る必要がある。

■事例（事例集（子育て支援全般）No.15）

代替園庭利用の公園・児童遊園の整備　　**東京都千代田区**

○園庭利用のためのハード面及びソフト面での対応

千代田区では、増大する保育需要に対して民間保育所の誘致・整備を行っているが、新規開設園について専用の園庭を設置することが困難であることから、「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」を平成 27 年度から実施している。

「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」（千代田区）

（事業概要）

園庭を持たない私立保育所が代替園庭として利用する公園や戸外活動先の児童遊園で、園児が安全に安心して遊べるよう、専用時間帯（10 時～12 時）を設定するほか、乳幼児を対象とした遊具の設置、園児専用の遊び場の確保、危険個所の改修、喫煙対策などパトロール強化といった環境整備を行います。

なお、整備にあたっては近隣にお住いの未就学児と保護者の方にとっても快適な遊び場となるよう進めていきます。

（出典：千代田区 HP[57]　https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/p-comment/h27/h280105.html
（令和 3 年度 2 月 15 日閲覧））

（６）その他の取組

その他の取組として、一時預かり事業の実施と施設登録による情報提供を説明する。

（６－１）一時預かり事業の実施

１）取組の背景・目的

・子育て家庭への支援として「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う「一時預かり事業」」[58]がある。

・地方公共団体では、「一時預かり」の事業を行っている。例えば、長岡市では、一時保育（子育ての駅併設）を「保護者のパート就労や病気等による緊急時、育児疲れなどのリフレッシュのために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんを、まちなか保育園、せんしゅう保育園などで一時的にお預かりしています。」[59]と案内している。

・地方公共団体では、一時保育と称している場合もある。

２）取組の内容（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第６条の３第７項、第３４条の１２参照）

・都市公園では、屋内型の公園施設を使用して、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う取組である。

３）必要施設

・都市公園の屋内型子育て支援施設にて実施可能である。

４）留意点

・都市公園でも、地域子育て支援拠点などの施設を有し保育士等が常駐していれば、一時預かり事業を実施することができる（事例集（子育て支援全般）No.4）。

■事例

寺山公園の運営　　**新潟県新潟市**

〇公園での一時保育の実施

新潟市の寺山公園では、公園内屋内型子育て支援施設の「子育て交流施設い～てらす」の「ほいくルーム」にて、最長 4 時間の一時保育を受け入れている。



（出典：い～てらす HP[60]　https://e-terrasse.jimdofree.com/ご利用にあたり/（令和４年１月 11 日閲覧））

「子育て交流施設い～てらす」での一時保育の実施

（6-2）施設登録による情報提供

1）取組の背景・目的

・子育て中の親が使いやすい施設の設置、親子が安全に安心して過ごせる環境の確保を目的とする。

2）取組の内容

・その他の取組として、他の公共施設と同様に公園を子育てしやすい場として登録し、情報提供することがある。

・地方公共団体や子育て支援の関連団体では、子育て支援の取組として乳幼児を持つ親のために、おむつ替えや授乳ができる場所を確保するとともに、その場所の情報を公開している。板橋区から始まった「赤ちゃんの駅」の事業が代表的であり（同区では都市公園の登録はなし）、都市公園が登録されているところも多く見られる（事例集（子育て支援全般）No.17）。

3）必要施設

・公園内におむつ替えや授乳の場所や施設を用意する必要がある。

4）留意点

・各地方公共団体が実施している「赤ちゃんの駅」等の施設として登録する必要がある。

表 3-4 赤ちゃんの駅等の公園の登録状況（一例）（令和元年）

名称	内容	地方公共団体等	登録された公園
赤ちゃんの駅	外出中の授乳やおむつ替えの際、気軽に利用できる場所	栃木県宇都宮市	宇都宮市城址公園（公衆トイレ、清明観）、宮原運動公園、みずほの自然の森公園ほか3公園
赤ちゃんの駅	誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称	埼玉県	秋ヶ瀬公園、秋葉の森総合公園ほか203箇所（キーワード「公園」での検索件数）
赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた保護者の方に、授乳ができる場所、おむつ替えができる場所のいずれか一方、又は両方を提供できる施設	千葉市	千葉公園、青葉の森公園
赤ちゃん・ふらっと	小さな子どもを連れた方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称	東京都	小山内裏公園、日比谷公園ほか31箇所
赤ちゃんの駅	誰でも授乳やおむつ替えなどができる施設（スペース）の愛称	（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団	木場潟公園、吉岡園地
赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた方が授乳やおむつ替えのために立ち寄ることができる、市が認定した施設	愛知県一宮市	大野極楽寺公園、木曽三川公園（138タワーパーク）ほか50箇所以上

■事例（事例集（子育て支援全般）No.17）

大野極楽寺公園の運営　　愛知県一宮市

○「赤ちゃんの駅」として公園の登録

大野極楽寺公園では、一宮市が子育て支援の新たな施策として「赤ちゃんの駅」事業を始めたことを受け、公園で施設の登録を行った。事業に協力していることを示すステッカーを管理棟の入口に貼り、利用者に明示している。



「赤ちゃんの駅」登録施設の告知

事例調査対象公園(子育て支援全般)

分類	No.	特徴	公園名	公園種別	開園面積(ha)	所在地
施設の整備	1	未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」の設置	水城公園	総合	12.5	埼玉県行田市
	2	東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置	都立武蔵野の森公園	広域	38.5	東京都府中市、小金井市
	3	再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置	第一運動公園	地区	5.5	神奈川県逗子市
	4	新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営	千秋が原南公園	近隣	2.0	新潟県長岡市
	5	公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置	一ノ木戸ポプラ公園	街区	1.3	新潟県三条市
	6	屋内型子育て支援施設の設置と運営	蓮華寺池公園	総合	30.7	静岡県藤枝市
	7	官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置	鶴見緑地	広域	122.6	大阪府大阪市
	8	全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として、子どもの遊びを専門とする民間会社を選定	安満遺跡公園	総合	21.8	大阪府高槻市
	9	官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・運営	府営久宝寺緑地	広域	38.4	大阪府八尾市
	10	再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置	本城西公園（ほか）	近隣	1.7	福岡県北九州市
プログラムの実施や支援体制	11	県民参加による多様な子育て支援プログラム実施	観音山ファミリーパーク	広域	60.3	群馬県高崎市
	12	プレーパーク受け入れの手続き	御成台公園（ほか）	近隣	3.5	千葉県千葉市
	13	利用者の意見を反映させた子育て支援プログラム	幕張海浜公園	広域	68.4	千葉県千葉市
	14	地域・教育事業と連携した子育て支援	都立小山内裏公園	総合	45.9	町田市、八王子市
	15	私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り	神田児童公園（ほか）	街区	0.2	東京都千代田区
	16	乳幼児対象のプレーパーク「おひさまぴよぴよ」の開催	都立光が丘公園	総合	60.7	東京都練馬区
	17	「森のようちえん」開催や子育て支援のサービス提供	大野極楽寺公園	総合	38.4	愛知県一宮市
	18	乳幼児用の環境教育プログラム「 moricco（もりっこ)」を実施	今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）	総合	33.9	愛媛県今治市

調査年度：平成29年度～平成30年度

保育所占用編

Ⅳ　法制度上の位置づけ及び留意点

本章では、保育所等社会福祉施設の都市公園での占用に関して、まず、関係法令の改正の経緯について述べ、次に各関連法令・通知、基準等について概要を説明する。

１．都市公園への保育所等施設の設置に関する関係法令の改正の経緯

都市公園における保育所等の設置に関しては、従来より待機児童が多いにもかかわらず、保育所等を新設するための適地を見つけることが困難となっており、保育所等が不足していたことを踏まえ、平成27年7月15日の国家戦略特別区域法の一部改正により国家戦略特別区域内に限って認められた（当時の国家戦略特別区域法第20条の2、後述する平成29年の都市公園法の一部改正に伴い削除）。この国家戦略特別区域の特例による保育所等の設置事例は、全国で18箇所に及び、平成29年4月1日には第1号として都立汐入公園内における荒川区の認可保育所をはじめ、全国6箇所の保育所、認定こども園が開設され、その後、平成31年4月末時点で18箇所全てが開設している。

しかしながら、待機児童の問題は、国家戦略特別区域が指定されている大都市の一部に限定されるものではなく、全国の自治体において深刻化しており、一定のまとまった敷地を確保できる都市公園を活用することの期待が高まっていること、また、保育所等を設置することにより、例えば子育て世帯の都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進を図ることが期待できる場合も考えられることを踏まえ、一般公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないように配慮しつつ、国家的な課題である待機児童問題に対応し、都市公園のストックの有効な活用を図るため、一定の要件を満たす場合には保育所等を都市公園に設置することが、平成29年6月15日施行の都市公園法の一部改正により全国で可能となった。この一般化措置による保育所等の設置事例は、令和3年4月1日時点で50箇所（一時開設4箇所を含む）に及び、40箇所（一時開設4箇所を含む）が開設している。また、この一部改正を踏まえ、都市公園法運用指針（国土交通省都市局）も第3版（平成29年6月）として改訂され、「保育所等社会福祉施設による都市公園の占用について（都市公園法第7条関係）」の記載が追加された（現在は、第4版（平成30年3月）が最新版として発行）。

改めて、都市公園に保育所等施設が設置されるにあたっての関係法令の改正の経緯は、以下の通りである。

平成27年7月15日（公布）　国家戦略特別区域法の一部改正

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等施設について、一定の基準を満たす場合には、公園管理者は占用許可を行うことが可能となった（国家戦略特別区域法第20条の2）。これにより、全国18箇所において保育所等施設を都市公園内に設置する事業が認定された（表 4-1）。

平成 29 年 4 月 1 日　第１号として都市公園内に保育所等が開設

平成29年4月1日には、第１号として都立汐入公園内における荒川区の認可保育所をはじめ、全国6箇所で保育所、認定こども園が開設した。

平成31年4月末時点で、表 4-1の全国18箇所の全てが開設している。

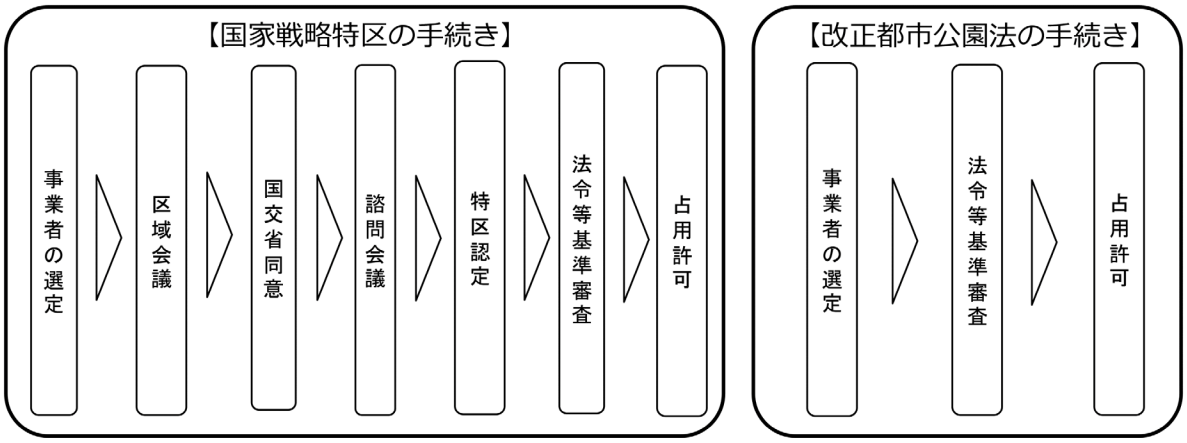


写真 4-1 都立汐入公園内の荒川区の認可保育所

平成 29 年 5 月 12 日（公布）　都市公園法の一部改正

国家戦略特別区域法の一部改正で可能となった都市公園内への保育所等施設の占用の許可について、都市公園法の一部改正により一般措置化された。これにより、国家戦略特別区域法第20条の2は削除された。

また、本改正により、事業者の選定から占用許可を行うまでの手続きが簡素化された（図 4-1）。



（出典：見える化改革報告書「公園・霊園事業」（平成 30 年 7 月 12 日 東京都建設局）p. 63,
http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi17/02-2_kensetu/sankousiryou.pdf, 令和 3 年 2 月 15 日閲覧 [61]）

図 4-1　国家戦略特別区域法と改正都市公園法における都市公園での保育所占用までの手続き

表 4-1 国家戦略特別区域法を活用して都市公園内に設置された保育所等施設

No.	公園名	公園種別	面積(ha)	公園設置者	所在地	整備施設	開所年月日
1	中山とびのこ公園	近隣公園	1.2	仙台市	宮城県仙台市	認可保育所	H29.4.1
2	都立木場公園	総合公園	23.9	東京都	東京都江東区	認可保育所	H30.4.1
3	西大井広場公園	近隣公園	1.3	品川区	東京都品川区	認可保育所	H29.4.1
4	しながわ区民公園	総合公園	12.7	品川区	東京都品川区	認可保育所	H30.4.1
5	都立祖師谷公園	総合公園	9.0	東京都	東京都世田谷区	認可保育所	H29.4.1
6	都立蘆花恒春園	風致公園	8.3	東京都	東京都世田谷区	認可保育所	H30.4.1
7	都立代々木公園	総合公園	54.0	東京都	東京都渋谷区	保育所型認定こども園	H29.10.1
8	都立和田堀公園	総合公園	26.0	東京都	東京都杉並区	認可保育所	H30.4.1
9	都立汐入公園	総合公園	12.9	東京都	東京都荒川区	認可保育所	H29.4.1
10	都立汐入公園	総合公園	12.9	東京都	東京都荒川区	放課後児童クラブ	H30.4.1
11	宮前公園	近隣公園	1.9	東京都	東京都荒川区	認可保育所	H30.7.1
12	都立東綾瀬公園	総合公園	15.8	東京都	東京都足立区	認可保育所	H30.9.3
13	反町公園	近隣公園	2.4	横浜市	神奈川県横浜市	認可保育所	H29.4.1
14	ふれあい緑地	緩衝緑地	12.9	豊中市	大阪府豊中市	認可保育所	H29.12.1
15	羽鷹池公園	街区公園	2.6	豊中市	大阪府豊中市	認可保育所	H30.4.1
16	高野公園	近隣公園	2.7	吹田市	大阪府吹田市	認可保育所	H31.4.1
17	久保公園	街区公園	0.7	西宮市	兵庫県西宮市	認可保育所	H30.4.1
18	中比恵公園	近隣公園	1.3	福岡市	福岡県福岡市	認可保育所	H29.4.1

都市公園法の一部改正による、都市公園内への保育所等社会福祉施設※5の設置（予定を含む）は、令和3年4月1日時点で、表 4-2 の通り 50 箇所（一時開設 4 箇所を含む）で、その内 40 箇所（一時開設 4 箇所を含む）が開設している。

※5 表 4-2 は、令和 3 年 4 月 1 日時点で都市公園において占用許可がなされた都市公園法施行令第 12 条第 3 項で定められる保育所その他の社会福祉施設を対象としている。

表 4-2 改正都市公園法に基づく占用許可による保育所等の設置事例（令和３年４月１日時点）

No	都市公園名	公園管理者	所在地	整備施設	占用面積	定員（予定）	開設日（予定含む）
1	一乗寺公園	京都市	京都市左京区	認可保育所	1098.16㎡	120人	平成29年6月
2	柳町児童公園	むつ市	青森県むつ市	認可保育所	280㎡（保育園の一部）	120人	平成29年8月22日
3	真清公園	一宮市	愛知県一宮市	放課後児童クラブ	約958㎡	72人	平成30年3月31日
4	上山公園	雲仙市	長崎県雲仙市	認可保育所	約420㎡	100人	平成30年4月1日
5	西大井公園	品川区	東京都品川区	認可保育所	495㎡	100人	平成30年4月1日
6	山吹運動公園	常陸太田市	茨城県常陸太田市	社会福祉施設	369㎡	約100人	平成30年4月14日
7	南砂三丁目公園	江東区	東京都江東区	認可保育所	894㎡	99人	平成30年8月1日
8	生駒山麓公園	生駒市	奈良県生駒市	社会福祉施設	レストラン部約392㎡	50人	平成30年9月1日
9	港南緑水公園	港区	東京都港区	認可保育所	809.59㎡	81人	平成31年4月1日
10	浅川スポーツ公園	日野市	東京都日野市	認可保育所	1,394㎡	120人	平成31年4月1日
11	平和公園	名古屋市	愛知県名古屋市	認可保育所	約3,100㎡	90人	平成31年4月1日
12	新富公園	静岡市	静岡県静岡市	児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	約120㎡	約50人	平成31年4月1日
13	寿中央公園	府中市	東京都府中市	学童クラブ	625㎡	80人	令和元年9月1日
14	港明公園	名古屋市	愛知県名古屋市	放課後児童クラブ	約230㎡	45人	令和元年11月16日
15	緑黒石第一公園	名古屋市	愛知県名古屋市	放課後児童クラブ	約180㎡	30人	令和2年3月20日
16	秋葉公園	新潟市	新潟市秋葉区	地方裁量型認定こども園	約1,390㎡	35人	令和2年4月1日
17	玉川上水緑道	東京都	東京都杉並区	認可保育所	約500㎡	約40～50	令和2年4月1日
18	浮島周辺水辺公園	嘉島町	熊本県上益城郡嘉島町	認可保育所	2,998.54㎡	120人	令和2年4月1日
19	みなみ親水公園	燕市	新潟県燕市	児童福祉施設	166㎡	20人	令和2年4月
20	神内かんなび公園	高槻市	大阪府高槻市	認定子ども園	1,499.13㎡	120人	令和2年4月
21	稲野公園	伊丹市	兵庫県伊丹市	公立保育所	1548.50m2	90人	令和2年4月
22	石屋川公園	神戸市	兵庫県神戸市	認可保育園	607.69㎡	60人	令和2年4月
23	生田川公園	神戸市	兵庫県神戸市	認可保育園	497.55㎡	40人	令和2年4月
24	王子南公園	神戸市	兵庫県神戸市	認可保育園	497.81㎡	50人	令和2年4月
25	市川駅南公園	市川市	千葉県市川市	認可保育所	約300㎡	60人	令和2年8月
26	中央公園	盛岡市	岩手県盛岡市	認可保育園	3,142.70㎡	60人	令和2年10月1日
27	妙典公園	市川市	千葉県市川市	認可保育所	約450㎡	60人	令和2年11月
28	昭和公園	昭島市	東京都昭島市	認可保育所	1,396㎡	139人	令和3年3月24日
29	鈴木地域センター公園	小平市	東京都小平市	学童クラブ	432.28㎡	120人	令和3年4月1日
30	藤木公園	富山市	富山県富山市	放課後児童クラブ	400㎡	45人	令和3年4月1日
31	豊見城団地緑地	豊見城市	沖縄県豊見城市	放課後児童クラブ	約192㎡	40人	令和3年4月1日
32	中崎遊園地	明石市	兵庫県明石市	幼保連携型認定こども園	1774.20㎡	132人	令和3年4月1日
33	松が丘公園	明石市	兵庫県明石市	幼保連携型認定こども園	1502.17㎡	109人	令和3年4月1日
34	上ケ池公園	明石市	兵庫県明石市	認可保育所	850.62㎡	108人	令和3年4月1日
35	鶴巻南公園	新宿区	東京都新宿区	認可保育所	465.53㎡	148人	令和3年4月1日
36	金谷公園	むつ市	青森県むつ市	幼保連携型認定こども園	3,541㎡	150人	令和4年4月1日
37	大川中央公園	大川市	福岡県大川市	社会福祉施設	2,974.93㎡	—	令和3年（予定）
38	碑文谷公園	目黒区	東京都目黒区	認可保育所	540㎡	80人以内	令和4年4月1日（予定）
39	須知公園	京丹波町	京都府京丹波町須知	幼保連携型認定こども園	81.84㎡	180人	令和4年4月1日（予定）
40	浪速公園	大阪市	大阪市浪速区	認可保育所	836㎡	100人	令和4年4月（予定）
41	南城公園	小諸市	長野県小諸市	公立保育園	4960.7㎡	約120人	令和4年4月1日（予定）
42	新井運動公園	妙高市	新潟県妙高市	公立保育所	約4,200㎡	160人	令和4年4月（予定）
43	ゆりのき台緑地	三田市	兵庫県三田市	幼保連携型認定こども園	約2500㎡	120人	令和4年4月(予定)
44	金岡公園	堺市	堺市北区	特区小規模保育所	約200㎡	19人	令和4年4月（予定）
45	かりゆし公園	沖縄市	沖縄県沖縄市	認可保育所（公立）	311㎡	90人	令和4年4月（予定）
46	諏訪野町公園	久留米市	福岡県久留米市	放課後学童保育施設	未定	未定	令和4年4月1日（予定）
47	紺屋町街区公園	延岡市	宮崎県延岡市	児童保育施設	455㎡	60人	平成30年7月15日～令和元年8月31日
48	中島街区公園	延岡市	宮崎県延岡市	児童保育施設	254㎡	65人	平成30年12月25日～令和元年11月30日
49	昭和園	大津町	熊本県菊池郡大津町	放課後学童保育施設	約572㎡	40人	平成30年7月19日～R3.3月
50	城北公園	浜松市	静岡県浜松市	公立保育園	360㎡	110人	令和2年10月1日～令和3年3月15日

（出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課資料－令和３年度 保育所等施設による都市公園の占用の事例調査－）

２．関連法令・通知、基準等

都市公園に保育所等施設※6の設置を行うにあたり、最初に関連する法令・通知、基準等について述べる。主に関連する法令・通知、基準としては、都市公園法、都市公園法施行令、都市計画法、建築基準法、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等がある。

（１）都市公園法（昭和三十一年法律七十九号）、都市公園法施行令、都市公園法運用指針（第 4 版）

都市公園法では、保育所等施設の占用許可について、第7条第2項に定められている。以下に、都市公園法第7条第2項の「都市公園における保育所等施設の占用の許可」、都市公園法施行令（第12条第3項第1号～6号）の「許可の対象となる施設」、都市公園法7条第2項の「占用の要件」、都市公園法施行令（第16条第1項第6号の2）の「占用に関する制限」、都市公園法施行令（第15条及び第17条）の「占用物件に係る技術的基準」等について述べる。

都市公園の保育所等施設の占用の許可（都市公園法　第7条第2項）

都市公園法　第７条第２項

第７条

～中略～

２　公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

公園管理者は、保育所等施設の占用の許可において、「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの」かつ「技術的基準に適合するもの」に占用許可を与えることができる。

この、「合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの」とは、都市公園法運用指針（第4版）[62)] において、以下のとおり明記されている。

「合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの」とは、周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用する必要性が高い場合に、都市公園の効用を阻害しない範囲において、都市公園の土地を他用途にも活用することで都市公園の機能の増進が図られるものである。例えば、都市公園に保育所を設置することにより、公園が園児やその保護者の交流の場となることや、また、地域住民が利用できるスペースが提供され、公園の利用が促進されることなどが想定される。

（都市公園法運用指針（第4版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方③要件, p. 28）[62)]

※6　本技術資料（保育所占用編）では、主に保育所（幼保連携型認定こども園を含むが放課後児童健全育成事業の用に供する施設は含まない。）を対象としており、保育所等施設という用語を用いている。



写真 4-2 子育て中の親と子どもが利用できる保育所内のカフェスペース（都立和田堀公園（杉並区））

許可の対象となる施設（都市公園法施行令　第12条第3項第1号～第6号）

都市公園法施行令　第 12 条第 3 項第 1 号～6 号
※特に子育て支援に関係する第 1 号及び第 5 号並びに第 6 号を抜粋して記述

第十二条

～中略～

3　法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

～中略～

五　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六　前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

占用許可を与えることができる「保育所その他の社会福祉施設」の具体的な種類は、都市公園法施行令第12条第3項第1号～6号において定められており、児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき設置される以下の施設である（表 4-3）。いずれも通所のみに利用されるものに限り、入所型の社会福祉施設は許可の対象外としている。特に子育て支援に関係するのは、第１号及び第５号の施設となる。

都市公園法施行令第12条第3項第6号については、都市公園法運用指針において、以下のとおり明記されている。なお、条例により追加した事例として、山吹運動公園（常陸太田市）の子育て支援施設がある。

地域によって必要とされる保育その他の福祉サービスに対するニーズが異なることから、施行令第12条第3項第6号において、都市公園ごとに同項第1号から第5号まで掲げるものに準ずる社会福祉施設を、地方公共団体が条例により追加することを可能としている。なお、この場合も通所のみにより利用される社会福祉施設に限定されることに留意されたい。
（都市公園法運用指針（第4版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方②許可の対象となる施設，p. 28）[62)]

表 4-3 都市公園法施行令第12条第3項で定められる保育所その他の社会福祉施設

施行令 第12条第3項	施設の種類	
第1号	○児童福祉法関係	・保育所 ・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	・老人デイサービスセンター ・老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	・幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

（出典：国土交通省　都市局公園緑地・景観課,都市公園法改正のポイント,
http://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf（令和3年2月15日閲覧））[63)]

占用に関する制限（都市公園法施行令　第16条第1項第6号の2）

都市公園法施行令第16条第1項第6号の2において、占用に関する制限として、社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けることとされており、施設規模に関して以下の基準が設けられている。

広場の場合	施設の敷地面積の合計が、公園の広場の敷地面積の 30%以内
建築物の場合	施設の床面積の合計が、当該建築物の延べ床面積の 50%以内

都市公園法施行令　第 16 条第 1 項第 6 号の 2

第十六条　都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

～中略～

六の二　第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

占用物件に係る技術的基準（都市公園法施行令　第15条、第17条）

占用物件に係る技術的基準として、今回の一部改正前から規定されている占用物件の外観、構造等に係る基準（都市公園法施行令第15条）、占用に関する工事に係る基準（都市公園法施行令第17条）については、保育所等施設についても適用される。

占用の期間（都市公園法施行令　第14条第1項第1号イ）

保育所等施設の占用期間については、都市公園法施行令第14条第１項第1号イにおいて、最長限度が10年と定められている（ただし、再度の手続きを行うことにより更新することを妨げてはいない）。

許可の期間の最長年度を設けることに対して、都市公園法運用指針（第4版）では、以下の記載がある。

> 許可の期間の最長限度を定めているのは、途中に何らかの手続きもさせず同一の者にあまりにも長期にわたって都市公園を占用させることは望ましくないことであるので、許可の必要性を定期的に検討することができるようにするためである。
> **（都市公園法運用指針（第4版），５．（６）占用の期間並びにこれを更新する場合の期間について，**
> **p. 30-31）**[62)]

都市公園法施行令　第 14 条第 1 項第 1 号イ

> 第十四条　法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。
> 一　次に掲げるものについては、十年
> イ　法第七条第一項第一号から第三号までに掲げるもの並びに第十二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号に掲げるもの
> （以下略）

（２）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

都市計画施設等の区域内における建築等の規制として、都市計画施設等の区域内における「建築の許可」（都市計画法第 53 条）、許可の基準（第 54 条）が定められている。

以下に、都市計画法第 53 条第 1 項の「都市計画施設等の区域内における建築の許可」及び、第 54 条第 1 項第 1 号～第 3 号の「許可の基準」について述べる。

都市計画施設等の区域内における建築の許可（都市計画法　第53条第1項）

都市計画法　第 53 条第 1 項

第五十三条　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
（以下略）

許可の基準（都市計画法　第54条第1項第1号～3号）

都市計画法　第 54 条第 1 項第 1 号～3 号

第五十四条　都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一　当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

二　当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施　設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

三　当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ　階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ　主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（３）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

保育所等施設を都市公園内に建築する際には、建築基準法第43条第１項、第2項の「敷地等と道路の関係」を確認する必要がある。

なお、平成30年の建築基準法の一部改正において、同法第43条第2項（改正後）で、一定の要件を満たすもの（一定の要件を満たす道に接続する一定の要件を満たす一戸建ての住宅が対象）について認定制度が創設された。（以下、（参考）参照）

（参考）平成 30 年の建築基準法の一部改正（法第 43 条第 2 項関係）

平成 30 年の建築基準法の一部改正の法第 43 条第 2 項関係については、「接道規制に係る改正前の法第 43 条第１項の規定に基づく許可の実績が一定程度蓄積していること等を踏まえ、これまで同項の規定に基づき建築審査会の同意を得て許可の対象としていたもののうち、一定の要件を満たすものについては、手続を合理化し、認定の対象とすることとした。（出典：建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（平成 30 年９月 21 日付け国住指第 2074 号、国住街第 187 号国土交通省住宅局長）[64]」とされており、一定の要件を満たす道に接続する一定の要件を満たす一戸建ての住宅を対象とするものである。

そのため、「建築物を建築するために道を築造しようとする場合は、今後も引き続き、法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく位置の指定をすること等により、法上の道路とすることを原則とすること。（出典：建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（平成 30 年９月 21 日付け国住指第 2075 号、国住街第 188 号 国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長）[65]」とされており、また、「認定制度の創設に伴い、（前述の）許可については、その規定を法第 43 条第 2 項第 2 号に移行したところであるが、規定の内容自体は変更していないことから、その運用についてはこれまでと同様にすること。また、改正法の施行前に取得した許可については、改正法の施行後も引き続き効力を有する。（出典：同上）」とされている。

敷地等と道路の関係（接道義務）（建築基準法　第43条第1項、第2項）

建築基準法　第 43 条第 1 項、第 2 項

第四十三条　建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

一　自動車のみの交通の用に供する道路

二　地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二　その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

（以下略）

敷地と道路との関係の特例の基準（建築基準法施行規則　第 10 条の 3 第 4 項）

建築基準法施行規則　第 10 条の 3 第 4 項

第十条の三
（中略）
３　法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。
４　法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
一　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
二　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接する建築物であること。
三　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。
（以下略）

（４）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令）（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

児童福祉法、児童福祉施設の保育所施設等設置に関連する部分について、記載する。

児童福祉施設の設備及び運営（児童福祉法　第45条第1項、第2項）

児童福祉法　第 45 条第 1 項、第 2 項

第四十五条　都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
２　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一　児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
二　児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
（以下略）

設備及び運営の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準　第32条第1項第5号、第6号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準　第 32 条第 1 項第 5 号、第 6 号

第三十二条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。
～中略～
五　満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
六　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

（５）関連通達文

１）都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について

（国土交通省都市局公園緑地・景観課長ほか通達,平成 29 年 6 月 15 日）

国土交通省、内閣府、厚生労働省の関係部局より各都道府県・指定都市の都市公園担当部局長及び民生主管部（局）長あてに、都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について以下のとおり通知されている。

都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について

（国土交通省都市局公園緑地・景観課長ほか通達　平成29 年6月15 日）

今般の都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)による都市公園法の改正により、都市公園の占用を認めることができる施設として、保育所その他の社会福祉施設（通所のみにより利用されるものに限る）（以下「保育所等施設」という。）が追加されたところです。保育所等施設による都市公園の占用にあたっては、都市公園本来のオープンスペース機能を確保し、一般公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないように配慮することが重要であり、都市公園の占用を許可するか否かについては具体の都市公園の状況に応じて公園管理者が適切に判断するべきものです。

また、保育所等施設の設置の検討にあたっては、当該施設の将来的な需要予測に基づく整備方針等を踏まえ施設の必要性を判断することが必要となります。さらに、保育所等施設の整備や管理運営にあたっては、当該施設に係る個別の関係法令等の定めを遵守するとともに、公園利用等への影響に配慮することが求められます。

このため、公園管理者と保育所等施設を所管する地方公共団体の福祉部局等との間で、都市公園における保育所等施設の設置に関する事前の情報交換や調整、施設管理にあたっての情報共有を行うなど、制度の適切な運用が進むよう、十分に連携を図っていただくようお願いします。

また、国有地を借り受け設置されている都市公園において、国有地部分に保育所等施設を設置する場合は、管轄の地方財務局等とあらかじめ調整を図っていただくようお願いします。

また、今般の都市公園法改正に伴い都市公園法運用指針の改正を行っておりますので、制度の運用にあたって参考としていただくようお願いします。

なお、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（中核市を含む。）にも周知願います。

（出典：国土交通省ホームページ　http://www.mlit.go.jp/common/001211373.pdf, 令和 3 年 2 月 15 日閲覧）[66)]

Ⅴ　保育所等施設設置の留意点及び事業者間の役割

１．保育所等施設設置の手順

保育所等施設の設置にあたり、設置にかかる関係主体、設置にあたっての基本的事項、設置における手順についてとりまとめた。

（１）都市公園における保育所等施設設置の関連部局と関係主体

都市公園における保育所等施設の設置にあたっては、主に、都市公園の設置・管理を担う公園担当部局と保育担当部局が設置に関する調整、情報交換、情報共有等を行う（本技術資料p. 82,「都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について」参照）。

また、都市公園における保育所等施設の設置は、地方公共団体の子育て支援の施策として実施する側面と、今後の都市全体の課題を見据えて計画する側面もある。直接的な事業の実施は、保育担当部局と公園担当部局が主となるが、事業の推進や部局間の連携にあたっては、例えば、地方公共団体の企画政策担当部局やまちづくり担当部局等が主導したり、部局を越えたプロジェクトチームを設置するなど横断的な体制づくりが必要である（図 5-1）。

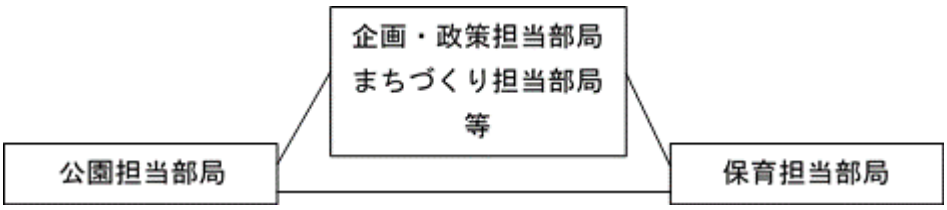


図 5-1 都市公園における保育所等施設の設置にあたっての体制づくりの一例

さらに公園担当部局と保育担当部局は、地域住民との合意形成、関係する主体と十分に調整・連携をとりながら、施設の設置を行う必要がある（表 5-1）。

表 5-1 都市公園における保育所等施設の設置にあたっての関係主体

担当部局：公園担当部局、保育担当部局、企画政策担当部局、まちづくり担当部局等
保育所設置運営者：（私立）社会福祉法人、株式会社等、（公立）保育担当部局
保育所等施設利用者：児童、保育者等、保護者
指定管理者等（公園）
公園関連団体：公園愛護会、公園ボランティア、市民団体等
地域住民：自治会、町内会等

（２）都市公園における保育所等施設設置にあたっての基本的事項

都市公園における保育所等施設の設置にあたっては、都市公園本来のオープンスペース機能を確保し、一般公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないように配慮することが重要である。そのため、保育所等施設の占用許可にあたっては、Ⅳの２．に示したように許可要件、占用に関する制限等が関連法規で定められている。

一方で、保育所等施設は、都市における保育・子育て支援の場として重要な施設でもある。都市公園の効用を阻害しない範囲において、保育所等施設を設置することにより、子育て支援機能の充実や利用の活性化など、都市公園の価値向上に寄与することも期待される。そのためには、都市公園内に保育所等施設を設置することで、保育所等施設利用者、公園利用者、地域住民等をはじめとする関係主体にとって価値のある取り組みとなるよう、計画段階、設置・運営事業者の公募条件等の検討段階等において、十分に検討を行うことが必要である。

（３）保育所等施設設置の手順

都市公園に、事業者が設置・運営する保育所等施設の設置を行う場合は、一例として以下の手順により、設置を行う（図 5-2）。

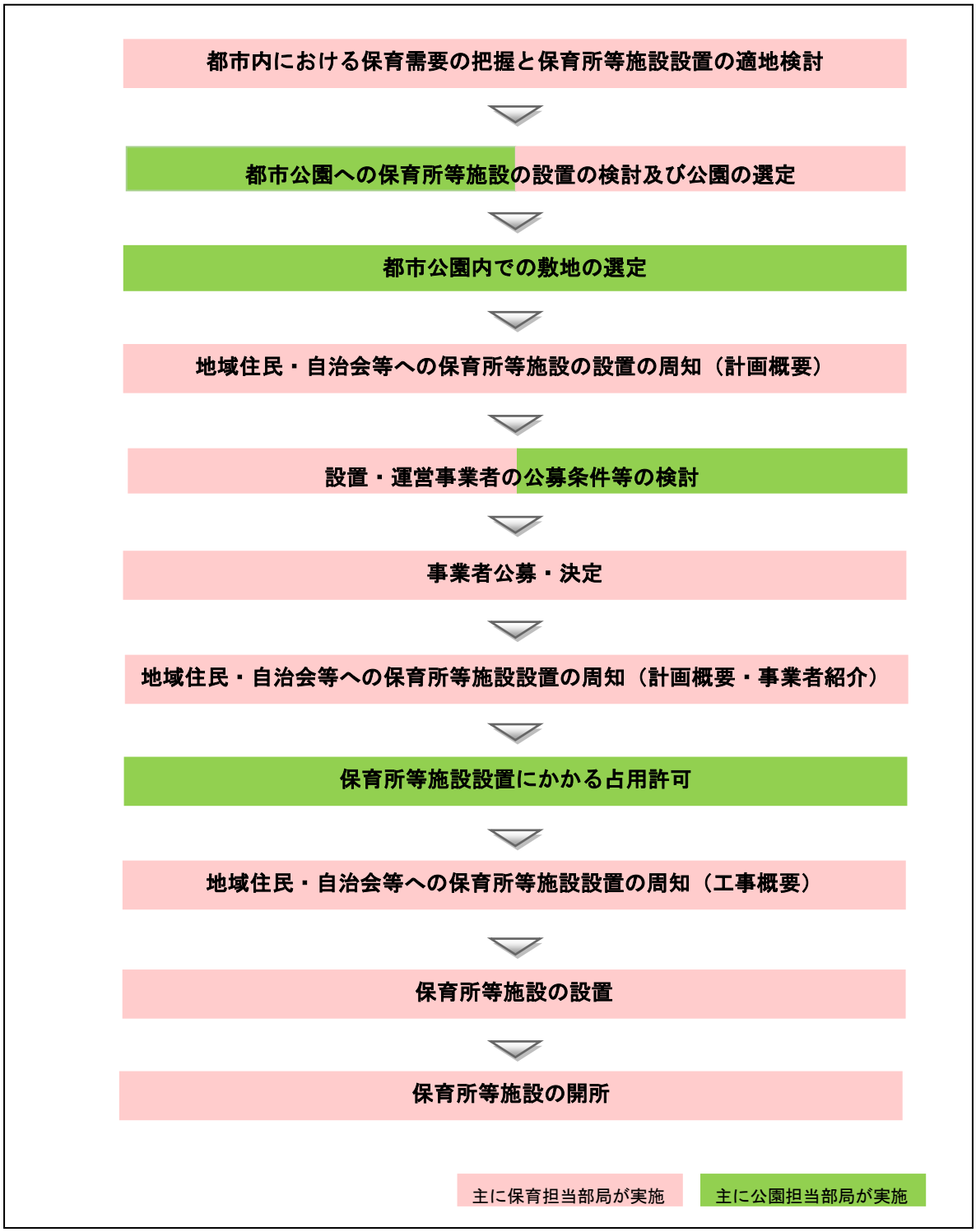


図 5-2 都市公園での保育所等施設設置の手順の例

（参考：都市公園における保育所等施設の占用に関するパンフレット（地域住民も子どもも元気になる公園保育所の OPEN に向けて），国土交通省 HP　http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html[67]（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）をもとに作成・一部改変）

なお、国土交通省では、都市公園内に保育所等施設を設置するにあたり、都市公園法の改正の解説とともに、「お互いをいかせる公園保育所設置に向けて配慮・工夫するポイント」をとりまとめたパンフレットをホームページで公開している。

都市公園における保育所等施設の設置に関するパンフレット

「地域住民も子どもも元気になる公園保育所の OPEN に向けて」



（出典：地域住民も子どもも元気になる公園保育所の OPEN に向けて，国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html，令和３年２月15日閲覧）[67)]

２．各段階の留意点及び公園担当部局、保育担当部局の役割

１．で述べた保育所等施設の設置における手順の各段階における留意点と、公園担当部局及び保育担当部局の役割について述べる。

なお、公園担当部局が都道府県で保育担当部局が市区町村の場合、これまでの事例を考慮すると、（７）占用許可以外は、市区町村の保育担当部局が主体となり、都道府県の公園担当部局と協議を行いながら事業を進めることになると考えられる。

（１）都市内における保育需要の把握と保育所等施設設置の適地の検討

地方公共団体においては、企画・政策やまちづくり担当部局と保育担当部局が協力しつつ、都市内の保育需要、保育の中長期的な需要予測を行い、保育所等施設設置の適地を検討する。

（２）都市公園への保育所等施設の設置の検討

都市内に保育所等施設の設置の適地がなく、都市公園への保育所等施設の設置の検討を行う場合には、保育担当部局と公園担当部局により行う。

なお、保育所等施設の設置の検討にあたっては、都市公園法運用指針（第4版）において、以下が明記されており、例えば都市内の未供用地の利用の検討など、都市公園外の保育所等施設設置の適地の検討を十分に実施することに留意する。

> （中略）保育所等施設についても、都市公園外に適地があり、これを容易に使用できる場合にまで都市公園の占用を認めるべきではなく、これらの施設の都市公園内への設置を検討する際には、当該公園の敷地以外における適地の確保の可能性も含めて検討を行うべきである。[62)]
>
> **（都市公園法運用指針（第4版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方①基本的な考え方, p. 27）**

（３）都市公園の選定

都市公園に保育所等施設の設置を行うこととなった場合、保育担当部局と公園担当部局等により、都市内における都市公園の選定を実施する。

１）都市公園の選定における配慮事項

保育担当部局と公園担当部局は、地域内の保育需要とあわせて、都市公園法第 7 条第 2 項の要件及び都市公園法施行令第 16 条第 1 項第 6 号の 2 などで定められる技術的基準（表 5-2）を満たす場所を有する公園の選定を行う。

なお、保育所等施設の占用の許可にあたり、都市公園法運用指針（第4版）では、以下のように明記されている。

> これらの基準は都市公園の規模に関わらず、一般的に許容されると考えられる規模として上限を定めたものであり、占用の許可に当たっては、引き続き都市公園としての機能を発揮することができるよう、具体の都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきである。
>
> この際、当該都市公園における公園施設や他の占用物件の設置状況を勘案して判断する必要があり、敷地面積の小さな都市公園や既に建蔽率基準の限度近くまで公園施設である建築物が設置されている都市公園への占用許可については、特に慎重に判断すべきである。
>
> **（都市公園法運用指針（第4版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方④技術的基準, p. 29）**[62)]

このようなことを踏まえ、都市公園の選定にあたっては、指標の作成や一定の基準を設けて選定することが望ましい。

例えば、横浜市では、都市公園への保育所設置にあたり、学識経験者、公園緑地部局、保育担当部局から構成する研究会※7により、公園の規模や最寄り駅からの距離、道路の傾斜、近隣の保育施設の有無等の指標を作成し、公園の選定を行っていた（表 5-3、図 5-3）。

表 5-2 保育所設置にかかる都市公園法の要件及び都市公園法施行令における技術的基準

要件	（都市公園法第 7 条第 2 項） 都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの
技術的基準	（都市公園法施行令第 16 条第 1 項第 6 号の 2） 占用の場所は広場又は公園施設である建築物内： ● 広場…施設の敷地面積の合計は、公園の広場面積の 30%以内 ● 建築物内…施設の床面積の合計は、当該建築物の延べ床面積の 50%以内 （都市公園法施行令第 15 条、第 17 条） 占用物件の外観、構造等及び占用に関する工事に関する基準（他の占用物件と同様）

表 5-3 各地方公共団体における選定プロセスの事例

横浜市（反町公園） 事例集（保育所占用） No.4	● 保育ニーズが高いところを中心とし、公園の規模、近くに保育施設がないなどという諸条件をもとに行った。 ● 公園の選定にあたっては、「保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会」により判断基準や指標を作成した（図 5-3 参照）。
豊中市（ふれあい緑地、羽鷹池公園） 事例集（保育所占用） No.5、11	● 国家戦略特別区域法第 20 条の 2 による条件（広場面積の 30%が占用面積の上限）と保育所整備に必要な面積から、一定規模の広場面積を有する公園を抽出 ● 当公園周辺の待機児童の状況や当該公園の利用状況などを鑑み場所を選定
西宮市（久保公園） 事例集（保育所占用） No.12	● 以下の①～⑤により、公園を選定した。 ①5,000 ㎡以上の都市公園 ②保育ニーズが高い ③近隣に市有地がなく、用地確保が困難 ④公園の利用者に影響が少ない ⑤造成が少ない

なお、事例調査からは、都市公園の選定理由として、以下のような公園もみられた。

・現在、老朽化が進んでおり利用していないなどの保育所等施設に改修可能な建物※8を有する。
・以前は学校の仮校舎等の設置に利用されていたなど、過去にも建物があり地域住民の理解が得やすい場所※9を有する。

※7　保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会
※8　反町公園（横浜市）では、用途廃止した旧管理詰所を保育所に改修した。
※9　久保公園（西宮市）は、使用されなくなった建物の跡地に保育所を設置した。南砂三丁目公園（江東区）では、以前に仮校舎が建っていた場所に保育所を設置した。

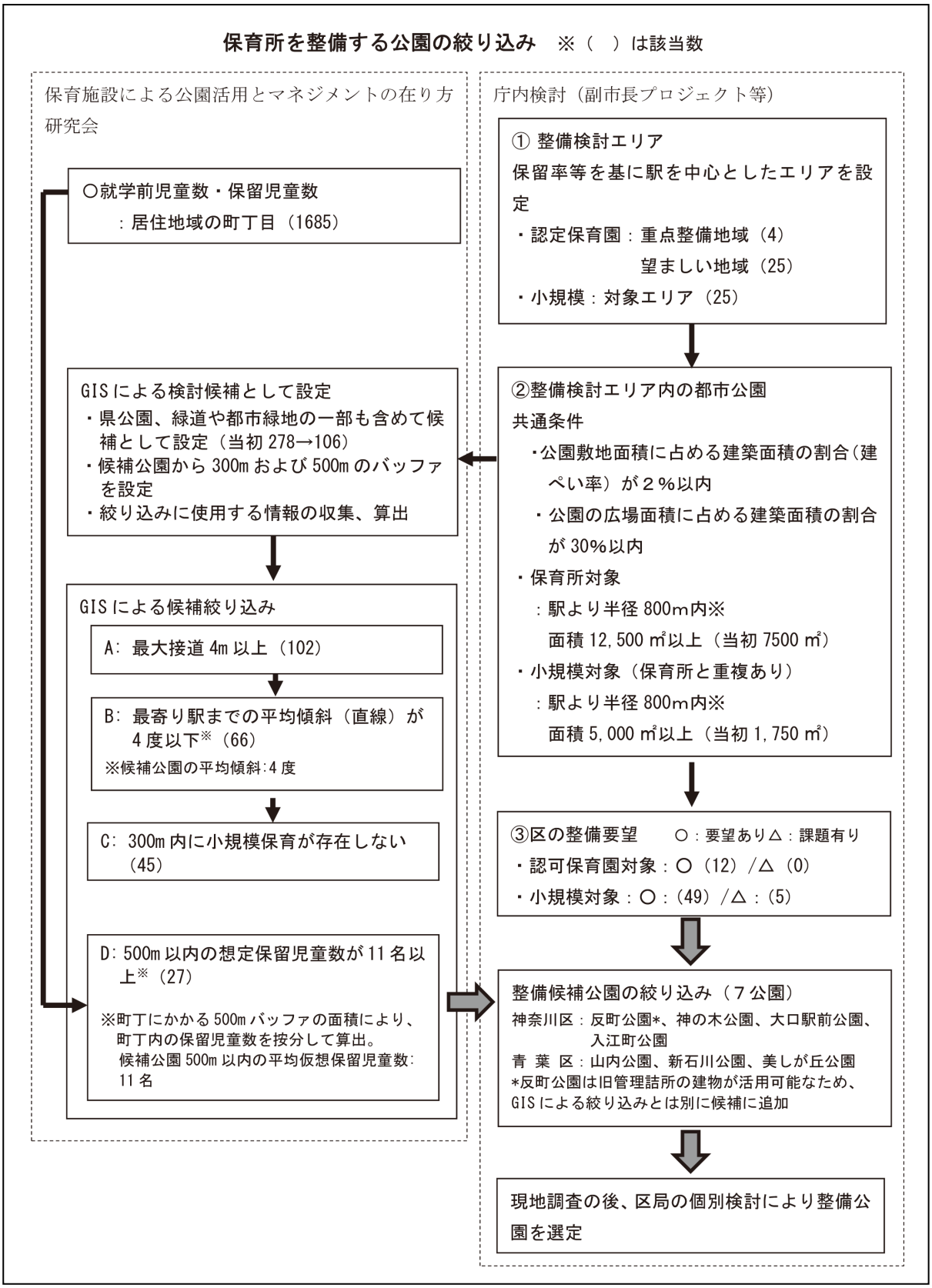


図 5-3 横浜市（保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会）による公園選定のフロー

（出典:平成27年度横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業「都市公園を活用した保育施設の設置に関するガイドライン作成」,これからの保育施設と公園マネジメントの可能性-平成27年度研究会報告書-（2016年3月 保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会）[68] p.157）

２）都市公園の選定における調査事項

都市公園の選定にあたっては、公園担当部局と保育担当部局は、保育所等施設の設置が可能かを判断するため、周辺状況や公園利用状況、公園施設等について調査を行う。

①周辺状況

保育需要や保育環境からみて適当かを判断するため、以下の周辺状況について把握する。

・周辺環境…用途地域分類、住宅地内にある・商店街が近隣にある等（保育所等施設の騒音の影響の有無）、人口構成　等
・交通情報…公共交通機関の種類、最寄り駅からの距離　等
・道路状況…道路幅、交通量、傾斜、歩道の有無　等
・周辺施設…周辺の保育所施設、公園、子育て支援施設　等

なお、これまでの事例では、保育所等施設の設置が検討された都市公園の立地として、以下のものがみられた。

・地域内の保育需要が高く、今後も保育需要が見込める。
・駅から近いなど利便性が高い。

②設置予定地の土地

保育所等施設の整備を実施する際に支障がないよう、公園以前の土地の利用履歴や地中埋設物について把握する。

工事開始後において、土壌の不具合がみつかった事例もみられたことから、公園以前の土地利用状況の確認や保育所等施設利用者の安全確保の観点から土壌調査等の事前調査も行うことが望ましい。

③公園種別、公園面積、広場面積、公園施設の建物の総床面積

保育所等施設を導入する際、必要な空間の確保等、設置の可能性について判断するため、公園の種別、規模、広場面積、公園施設の建物の総床面積を把握する。

なお、これまでに保育所を整備した都市公園の種別では、近隣公園以上のものが多くみられた（表 5-4）。



写真 5-1 都立汐入公園の周辺（保育所等施設の騒音の影響があまりない高層住宅街）
（都立汐入公園（荒川区））

表 5-4 保育所等社会福祉施設[注1)]が占用許可された都市公園の公園種別（令和 3 年 4 月 1 日時点）

公園種別	公園数	事例（（ ）内は公園管理者）
街区公園	１６	柳町児童公園（むつ市）、羽鷹池公園（豊中市）、久保公園（西宮市）ほか
近隣公園	２３	中山とびのこ公園（仙台市）、港南緑水公園（港区）、南砂三丁目公園（江東区）ほか
地区公園	6	石屋川公園（神戸市）、生田川公園（神戸市）ほか
総合公園	１２	都立木場公園（東京都）、しながわ区民公園（品川区）、都立和田堀公園（東京都）ほか
運動公園	5	昭和公園（昭島市）、新井運動公園（妙高市）ほか
緩衝緑地等[注2)]	6	玉川上水緑道（東京都）、平和公園（名古屋市）、ふれあい緑地（豊中市）ほか

（出典：表 4-1 及び表 4-2 をもとに作成）

注１）ここでいう保育所等社会福祉施設とは、表 4-1 及び表 4-2 に掲載されている令和 3 年 4 月 1 日時点で占用許可がなされた都市公園法施行令第 12 条第 3 項で定められる保育所その他の社会福祉施設のことをいう。

注２）緩衝緑地等は、緩衝緑地、風致公園、特殊公園、都市緑地を含む

④公園設置年度、施設の老朽化

事例調査では、公園の再整備※10や、公園の新規整備※11に合わせて保育所設置が行われた事例もみられた。

公園が新規整備である場合を除いては、公園の老朽化を判断するため、供用開始年度や施設の老朽化の状況について把握する。その際に、保育所等施設設置とあわせた再整備等の実施の可能性について検討を行う。



（西大井広場公園（品川区））

写真 5-2 保育所整備に合わせ、幼児向け遊具を設置

⑤公園施設

公園内に保育所が占用できる適切な区域が存在するか確認するため、広場、出入口、園路、駐車場、駐輪場、夜間照明施設、植栽等、保育所等施設の整備に関連する公園施設について把握する。

また、保育所を利用する園児が公園内の施設を利用することを想定し、広場、遊具（大型、乳幼児向け）、砂場、水遊び場、トイレ、水飲み場、四阿等、子育て支援のために公園が有する施設について把握する。

※10　西大井広場公園（品川区）、水谷橋公園（中央区）

※11　宮前公園（荒川区）（保育所は移転）



写真 5-3 公園内の遊具（都立汐入公園（荒川区））

⑥インフラ

保育所等施設内に引き込むためのインフラ（電気、上下水道、ガス等）について、公園外から引き込みを行う方法、公園内から引き込みを行う際の分離方法について把握する。



写真 5-4 公園外部からの電気の引き込み（西大井広場公園（品川区））

⑦公園の利用状況

都市公園の選定にあたっては、既存公園利用者と保育所等施設利用者の利用調整が必要になるため、周辺保育施設等による利用がある、親子連れなどの近隣の方の利用が多い、広場で球技の利用がある、駐車場があり遠くからの利用もある等、公園の利用状況について把握する。公園内の占用敷地の選定においても、既存利用者が少ない場所を基本としているため、一般の公園利用者の少ない場所や利用しなくなった建物跡地の有無などの調査が必要となる。また、公園に対する要望や苦情等についても把握する。

写真 5-5は、周辺保育施設等による利用が多い場合であるが、公園担当部局で、保育所を利用する園児の公園利用との利用調整及びルール作りが必要な場合も生じる。

写真 5-6は、公園内の隣接広場で球技利用がある場合であるが、保育所を利用する園児の安全対策のため、保育事業者の設置する公園との境界部のフェンス高さの協議※12 や保育事業者への防球ネット設置の義務付け※13 等が必要になる場合もあるため注意が必要である。

※12 中比恵公園（福岡市）
※13 西大井広場公園（品川区）



写真 5-5 周辺保育施設等の利用が多い
（都立木場公園（東京都））



写真 5-6 隣接広場で球技利用がある
（中比恵公園（福岡市））

⑧音環境とその影響

近隣に、交通量の多い道路がある、高速道路がある、電車の線路に近い、航路直下にある等、外部からの音環境と、周囲が住宅地であるなど保育所等施設内部からの音の影響の有無について把握する。

⑨公園の管理にかかわる主体

保育所事業者にも公園の管理・運営に協力していただく必要があることから、指定管理者、ボランティア、愛護会、市民団体等、公園の管理にかかわる主体や関連団体等について把握する。

⑩屋外遊戯施設の設置について

地方公共団体の条例における児童福祉施設の屋外遊戯場設置の条件（占用敷地内に設置する必要があるか、公園等で代替可能であるかなど）について把握する。

（４）都市公園内での敷地の選定

都市公園内の敷地の選定については、公園担当部局が主体となり実施する。

選定にあたっては、新たに広場に設ける場合は、公園内で比較的利用が少ない、または、これまでの公園利用や機能を大きく妨げない場所を選定することが望ましい。

１）敷地の配置と接道

保育所等施設は、公園利用者と施設利用者等の動線への考慮と建築基準法第43条第1項、第2項の接道義務への対処、インフラの引き込み等の確保から、道路に面している公園外周部に配置されることが多い。

保育所等施設を公園内部に配置する場合は、建築基準法第43条第1項、第2項の接道義務への対処のため、建築指導部局等と予め検討を行う。

事例調査（平成30年建築基準法改正前）では、各地方公共団体により、①公園内の一部をただし書き道路とする方法、②仮想敷地境界線を設置する方法、③建築確認申請上の敷地を別途設置する※14など３つの方法が採用されていた（表 5-5）。

なお、建築基準法については、本技術資料80頁から81頁も参考にされたい。

※14　しながわ区民公園（品川区）では、公園全体を建築確認申請上の敷地として設定していた。

表 5-5　各公園における接道義務への対処方法（平成 30 年建築基準法改正前）

接道義務への対処方法	公園名
公園内の一部をただし書き道路とする方法	中比恵公園（福岡市）、ふれあい緑地（豊中市）
仮想敷地境界線を設置する方法	都立汐入公園（荒川区）
建築確認申請上の敷地を別途設定する方法	しながわ区民公園（品川区）

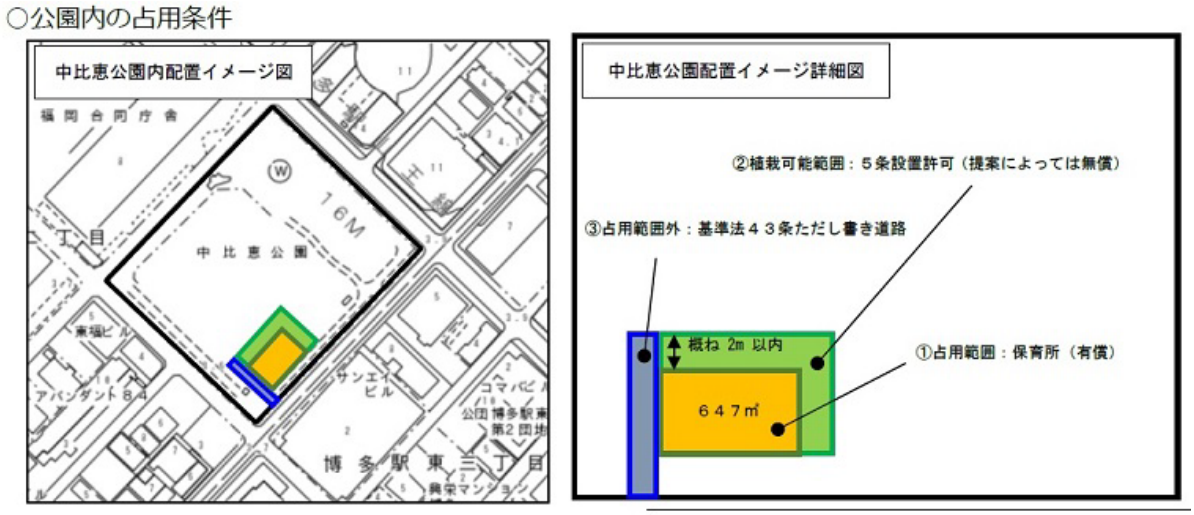


図 5-4　接道条件の対処方法（中比恵公園（福岡市））

（出典：福岡市提供資料）[69)]

また、都市公園法運用指針（第4版）には、以下が明記されており、配慮が求められる。

公園内の施設の設置場所については、当該施設利用者の送迎時の通行が他の公園利用の支障とならないよう配慮するとともに、近隣住環境への悪影響が懸念される場合には公園周辺との緩衝帯を設けるなど、配置の工夫を求めることが望ましい。
（都市公園法運用指針（第４版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方①基本的な考え方, p. 27）[62)]

事例調査からは、使われなくなった建物や跡地を利用したという事例や、インフラの引き込み等が確保しやすい場所、造成が少ない場所、既存樹木の移植の影響がない場所を選定したという地方公共団体もみられた。

２）その他の配慮事項

これまでの公園の利用や機能に支障がある場合、代替施設等を別途設けることができるか、公園内の他の場所で機能を補完できるか等、検討を行うこととする（p. 114, Ⅵ 保育所等施設の設置における配慮事項, ２．保育所等施設の設置における配慮事項（10）既存空間の代替施設等参照）。

（５）地域との合意形成

保育所等施設の設置にあたっては、地域との合意形成のため、保育担当部局が主体となり、住

民説明会を実施することが求められる。事例調査においては、①公園内への保育所設置の決定後、②事業者の公募・決定後、③都市公園の占用許可後の３つの段階で実施している地方公共団体が多くみられた（表 5-6）。

また、保育所等施設が、住宅等に近接している場合は、個別説明の対応をしているという事例もみられ、近接する住民には、より詳細な説明を行うなどの対応を行うことが望ましい。

表 5-6 住民説明会の実施例

説明会の実施時期	説明内容	説明者等
①公園内への保育所設置の決定後	計画概要	保育担当部局、公園担当部局等
②事業者公募・決定後	計画概要（設置や運営内容）、事業者紹介	保育担当部局、公園担当部局、保育事業者等
③保育所等施設設置にかかる占用許可後	工事概要	保育担当部局、保育事業者、工事業者、（公園担当部局）等

（６）設置・運営事業者の公募条件等の検討

都市公園法運用指針（第4版）に明記されているとおり、地方公共団体が保育所等施設を自ら設置・運営する場合を除き、基本として、保育所等施設の設置や運営を行う事業者を、地方公共団体が公募により選定する。募集要項等の作成にあたっては、保育担当部局が主体となり、公園担当部局等と協議し、公募条件の検討を行う。

> 都市公園という公共空間を一定期間長期に使用することとなることから、地方公共団体が自ら設置・運営する場合を除き、公募により選定された事業者であることが望ましい。
>
> **（都市公園法運用指針（第4版），５．（３）許可を受ける者について,p.30）**[62)]

募集要項等には、都市公園に設置する保育所等施設であることを鑑み、公募の趣旨とともに、施設の整備（計画・設計・工事）、施設の運営、審査・選定等において求める条件や配慮事項について詳細に記載することが望ましい（表 5-7）。なお、保育所等施設の設置及び管理運営における具体的な配慮事項は、設置・運営事業者の公募条件等の検討の際に併せて検討を行うべきであるが、本編では、Ⅵ章の「２．保育所等施設の設置における配慮事項」、「Ⅶ 保育所等施設の管理運営における配慮事項」にそれぞれ掲載しているので参照されたい。

なお、反町公園（横浜市）では、保育事業者の公募にあたり、募集要項の冒頭に公園内に設置する保育所の意義を記載し、理解を求めていた。これは、保育所等施設が都市公園という社会インフラの中にあることで、公園利用者や地域住民に対してもプラスとなる運営を行っていくべきであることを、保育事業者に対して認識してもらうためのものである。

さらに、同公園では、「保育所整備・運営にあたっての諸条件」として、地域交流・地域支援について実施すべき事業を提示するとともに、公園内での保育所整備にあたっての考え方について提案を求めていた。これは、保育所整備の機会がより積極的に公園の新たな使われ方や利用の活性化につながることを期待するためのものである。なお、これらを実施するためには、保育事業者と指定管理者、愛護会、公園ボランティア、市民団体、自治会等との連携を構築するきっかけづくりや仕組みづくりに、公園管理者側が取組むことも必要となる。

～公募にあたって～

（中略）

公園内での保育所整備という趣旨を踏まえると、保育所も地域の人々や公園利用者と一緒に公園を共有し、活用する主体となります。

このため、開所後においても、地域の一員として良好な関係を築き、公園利用者をはじめ、地域の人々と交流し、運営をしていくことが一層期待されることから、このような視点も加味し、保育運営事業者を公募します。

（中略）

保育所整備・運営にあたっての諸条件

（中略）

(14) 地域交流・地域支援について

公園内に設置し地域に開かれた保育所とするため、運営の中で次の事業を行っていただきます。

（具体的内容は、選考後に協議）

ア 施設・園庭等の地域開放

イ 地域子育て支援スペースの地域開放

ウ 園児と高齢者等との地域交流事業

エ 子育て相談・交流事業

※営利を目的とした活動はできません。材料費程度の実費徴収は可能です。

（中略）

(17)公園内での保育所整備にあたっての考え方について

本件の整備については、国家戦略特区法改正における「都市公園内占用保育所等設置事業」により行っています。

公園内に保育所を設置する特殊性を鑑み、公園内の保育所ならではの地域交流・地域支援等を行う場所として、

ア 公園内に設置されていることを活かした地域交流・地域支援等についての具体的な検討例

イ 施設整備にあたって工夫する点（アの検討事項と連動した施設計画の工夫点等も含む）

ウ 公園で催されるイベント等への協力体制

エ 開所後の運営上の取組

オ その他

について、申請書類別添様式に記入し、適宜資料等を添えて、申請書類と併せて提出してください。

（出典：平成29年4月開所予定分内装整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付（神奈川区反町公園内）募集要項, 横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課, 平成28年） [70)]

また、反町公園（横浜市）やふれあい緑地（豊中市）、中比恵公園（福岡市）では、募集要項で公園管理への協力を保育事業者に求めていた。

1 募集概要

（中略）

1 当該地の条件

（中略）

（3） 反町公園について

ア 公園内設置の保育所として公園美化に努め、清掃活動等に協力してください。また、公園愛護会（参考資料11）の結成後（現在、調整中）は、連携に努め、運営活動に参加してください。

（以下略）

（出典：平成29年4月開所予定分内装整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付（神奈川区反町公園内）募集要項（平成28年 横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課）） [70)]

５．土地の占用等について
（中略）
（３）その他条件等
（中略）
エ　夜間閉鎖型の公園となっているため、その開閉作業について事業者に行っていただくこともあります。詳細については、事業者決定後の調整とします。
（中略）
ケ　公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力すること。
（以下略）

（出典：平成 27 年度 豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】ふれあい緑地（3-2 街区）Ver.，豊中市こども未来部こども政策課，平成 27 年度 3 月）[71)]

第２．公募条件等について
３　土地の占用条件等
（中略）
（１）基本条件
（中略）
⑥地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組んでください。
（以下略）

（出典：中比恵公園内認可保育所設置・運営者公募要領（平成 29 年 4 月開設分），福岡市こども未来局，平成 28 年 3 月）[72)]

さらに、都市公園に設置するということを鑑み、保育事業者の選定の際の評価項目に公園占用に係る審査項目を盛り込む、前述の反町公園（横浜市）のように、地域交流・地域支援等や公園で開催されるイベント等への協力体制に対する提案を求めるなどの検討も行う。

表 5-7 保育事業者の募集要項に記載される施設の整備・運営条件や配慮事項等（主に公園関連部分）

項目	整備・運営条件、配慮事項等
施設の整備	（敷地等条件に関すること） ・所在地 ・敷地面積 ・用途地域 ・接道条件 ・保育所等施設の構造　　等 （計画・設計に関すること） ・出入口の位置 ・柵及び塀の設置 ・駐輪場、公園内での自転車の利用等 ・駐車場、車による送迎、給食の食材搬入や緊急用の車両スペースの確保等 ・保育所内施設（屋外遊戯場関連） ・公園機能損失に伴う機能の補填 ・保育所等施設利用者の安全対策 ・公園施設（樹木等）の保全 ・公園施設や周辺環境との調和 ・インフラ ・音への対策 ・地域住民に対する説明 （土地の占用に関すること） ・占用場所 ・占用条件 ・占用料 ・占用期間 ・インフラの占用 ・工事に関する占用　　等
	（工事） ・公園利用者の安全確保 ・既存木の保護・緑化 ・地域住民に対する説明（施工前に実施）　等
施設の運営	・開所日・開所時間 ・保育所等施設利用者の安全対策 ・駐輪場、公園内での自転車の利用等（再掲） ・駐車場、車両スペース、車による送迎等（再掲） ・送迎時の安全対策 ・公園利用者に対する配慮（占用許可区域外の公園の利用） ・子育て支援の具体事業 ・地域コミュニティの形成 ・公園維持管理への協力及び地域連携 ・災害時の対応 ・音への対策 ・地域住民に対する説明　　等
審査・選定の対象	・建設にあたっての近隣住民及び地域への対応 ・地域とのかかわり・送迎時の対応・騒音対策等 ・公園利用者の安全確保及び利便性の向上 ・建物外観の公園施設や周辺施設との調和、緑化率向上への取組み ・地域貢献活動への取り組む、公園の維持管理への貢献（公園内清掃、花壇整備など） （福岡市中比恵公園の認可保育所の設置・運営者公募要領[72]においては、選定における評価項目で上記の審査項目（小項目）を挙げ、それぞれ１０点（地域とのかかわり・送迎時の対応・騒音対策等は５点、計４５点（１５０点中）を審査項目としていた。）

（７）保育所等施設設置にかかる占用許可

都市公園における保育所等施設の占用において、１）許可の対象となる施設、２）技術的基準、３）占用手続き、４）占用条件、５）占用料、６）占用期間、７）その他について、これまでに述べた内容を含め整理する。

これらのうち占用手続き、占用条件、占用料、占用期間等については、設置・運営事業者の公募条件等とともに検討を行い、予め募集要項等に記載することが望ましい。

なお、地方公共団体によっては、都市公園における保育所占用許可基準を統一的に設けている事例もみられた（p.102, 都市公園における保育所占用許可基準（大阪市） 参照）。

１）許可の対象となる施設

保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合（都市公園法第7条第2項）が許可の対象となる。

都市公園法第7条第2項の政令で定める保育所その他の社会福祉施設は以下の施設である（再掲 表 5-8 ,都市公園法施行令第12条第3項）。

表 5-8 都市公園法施行令第12条第3項で定められる保育所その他の社会福祉施設（再掲）

施行令 第12条第3項	施設の種類	
第1号	○児童福祉法関係	・保育所 ・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	・老人デイサービスセンター ・老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	・幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

（出典：国土交通省 都市局公園緑地・景観課,都市公園法改正のポイント,
http://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf（令和3年2月15日閲覧））[63)]

２）技術的基準（再掲）

都市公園法施行令第16条第1項第6号の2において、占用に関する制限として、社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けることとされており、施設規模に関して、以下の基準が設けられている。

広場の場合	施設の敷地面積の合計が、公園の広場の敷地面積の 30%以内
建築物の場合	施設の床面積の合計が、当該建築物の延べ床面積の 50%以内

また、都市公園法運用指針（第4版）における関連部分を記載する。

これらの基準は都市公園の規模に関わらず、一般的に許容されると考えられる規模として上限を定めたものであり、占用の許可に当たっては、引き続き都市公園としての機能を発揮することができるよう、具体の都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきである。

この際、当該都市公園における公園施設や他の占用物件の設置状況を勘案して判断する必要があり、敷地面積の小さな都市公園や既に建蔽率基準の限度近くまで公園施設である建築物が設置されている都市公園への占用許可については、特に慎重に判断すべきである。

（都市公園法運用指針（第４版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方④技術的基準, p. 29）[62)]

３）占用手続き（申請）について

都市公園の占用にあたり、公園管理者の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあっては国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者へ提出する（都市公園法第6条第1項～2項）。

条例で定める事項としては、占用物件の外観、占用物件の管理の方法、工事の実施方法、工事の着手及び完了の時期、都市公園の復旧方法等が考えられる。審査を的確に行うことができるように必要な事項を定めるとともに、当該申請書にはできる限り詳細かつ具体的に占用の内容を記載することが望ましい。

（都市公園法運用指針（第4版），５．（４）手続きについて, p. 30）[62)]

４）占用条件

占用許可に当たっては、都市公園の管理の適正を期するため、
- 一般公衆の都市公園の利用の確保
- 都市公園の保全
- 占用物件に関する工事の確実な実施
- 第三者との調整
- 都市公園の占用の良好な実施
- 周囲の景観の維持・調和のための修景施設の設置等
- 防犯や施設利用者の安全に対する十分な配慮

等の条件を附することが適当であり、このような条件を付するための根拠として法第８条の規定を設けている。

ただし、同条による条件は、あくまでも都市公園の管理のために必要な範囲内に限定されるものであり、その範囲を超えて許可申請者に不当な義務を課すようなものであってはならないことに留意することが必要である。

（都市公園法運用指針（第4版），５．（７）許可の条件について, p. 31）[62)]

なお、前述したとおり、今回の一部改正前から規定されている占用物件の外観、構造等に係

る基準（都市公園法施行令第15条）、占用に関する工事に係る基準（都市公園法施行令第17条）については、保育所等施設についても適用される（p.78参照）。個別の都市公園の占用許可条件の事例をp.102～103に示す。

５）占用料について

都市公園を占用させる場合には、公園管理者が地方公共団体である場合は、法第１８条に基づき条例の定めるところにより、占用料を徴収することができるのは従前の通りであり、これは保育所等施設についても適用される。

（都市公園法運用指針（第４版），５．（５）占用料の徴収について，p.30）[62)]

６）占用期間について

保育所等施設については、一定期間長期にわたって設けられることが予想されることから、施行令第 14 条第 1 号において最長限度を 10 年と定めている。

なお、この期間は更新することを妨げないが、その場合においても、同様に 10 年を超えることができないとしていることに留意されたい。

（都市公園法運用指針（第４版），５．（６）占用の期間並びにこれを更新する場合の期間について，p.31）[62)]

占用期間は10年を設定しているところが多いが、横浜市では5年ごとに更新を行い、その都度、占用条件や占用者として適当であるかについて確認を行うこととしていた。

７）その他

別途インフラ設置や建築基準法上の接道条件を満たすため占用手続きを行うことがある※15。

※15　接道条件を満たすため、ふれあい緑地（豊中市）は占用許可（占用料免除）を行っていた。中比恵公園（福岡市）は占用範囲外としていた。

都市公園における保育所占用許可基準（大阪市）

（中略）

（保育所の占用）

第3条　公園における保育所の占用は、令第15条及び第16条で定める技術的基準に適合するものであるほか、次の各号に定める場合に限り、許可を与えることができるものとする。

(1) 待機児童の状況や中長期的な保育ニーズ等から、占用協議者において保育所の新たな設置が必要であると判断し、当該施設の設置場所として公園以外に適地がないこと及び公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさないと公園管理者が認められるものであること

(2) 総定員数などから、公園を占用する保育所（園庭及び車両置場等運営に必要となる部分をすべて含む。）の面積が必要最小限であること

(3) 保育所を公園の広場に整備する場合にあっては、日常の利用状況等を考慮のうえ、外部からの公園内の視認性を確保し、かつ占用許可を受ける範囲が原則として、公園の外周に位置する道路部分に接するよう整備すること

(4) 公園施設である建築物内に保育所を整備する場合にあっては、当該建築物の日常の利用状況等に与える影響が最小限となるよう、必要に応じて保育所専用の出入口を当該建築物内に新たに設置する等、施設の運営維持管理のため必要な対策を講じ、かつ占用許可を受ける範囲が原則として、公園の外周に位置する道路部分に接するよう整備すること

(5) 保育所に必要となる電気、ガス、水道及び排水設備等は、原則として、既存の公園施設から分岐することなく単独経路で設置し、また、電気、ガス、水道等の計量器は、保育所敷地内に設置すること

（占用にかかる工事等の実施及び費用負担）

第4条　占用者は、保育所の設置にあたって、予め作成した工事計画を公園管理者と協議のうえ策定し、占用者の負担において次の各号に定める事項を実施しなければならない。

(1) 保育所の工事計画策定時、やむを得ず既存の公園施設（令第5条に定めるもの）の移設、移植、撤去等が必要となる場合は、当該必要な措置を実施すること

(2) 保育所の工事計画策定時、または建築工事に伴い、地中障害物や土壌汚染が発見された場合は、撤去、土壌汚染対策等の必要な措置を実施すること

（許可の更新）

第5条　許可期間は、大阪市公園条例施行規則第15条第2号アに規定する期間を上限　とするが、占用者が許可期間終了後も継続して占用を希望し、かつ占用協議者が待機児童の状況や中長期的な保育ニーズ等から必要であると判断する場合は、更新することを妨げない。

（通算許可期間）

第6条　前条により許可を更新した場合の通算許可期間（建設・撤去期間を除く）は、　保育所が設置されたときから通算して、原則「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）（以下「告示」という。）」に定める木造の耐用年数となる22年を限度とする。ただし、許可対象となる公園が防火地域に位置し、耐火建築物での建築が必要であるなどの特別な事情がある場合は、公園管理者と協議のうえ、告示で定める金属造（4ミリメートル厚超）の耐用年数となる34年に延長することができるものとする。

（法令の遵守）

第7条　占用者は、公園内に保育所を設置するにあたって、都市公園関連法令のほか、児童福祉法、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。

（占用協議者との協定書締結）

第8条　占用協議者は、事業対象の候補となる公園を選定し、事前協議のうえ公園管理者の同意を得て、本基準により事業を確実かつ円滑に運営するため、占用者の公募に先立ち、公園管理者と協定書を公園ごとに締結するものとする。

附　則

この基準は、平成30年9月3日より実施する。

（出典：大阪市HP http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000444692.html,

令和3年2月15日閲覧）[73)]

中比恵公園における認可保育所の占用許可条件

公園管理者である福岡市長（以下「甲」という。）は，甲が設置，管理する中比恵公園（以下「公園」という。）内に，国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の2（都市公園法の特例），都市公園法及び福岡市公園条例（以下「条例」という。）の規定に基づき，社会福祉法人春陽会（以下「乙」という。）が設置，運営する認可保育所（以下「保育所」という。）を占用許可するにあたり，以下の通り条件を付す。

（基本条件）

1　保育所の整備・運営にあたって，関係法令及び許可条件を遵守し，甲や関係各所の指示に従い，近隣住民等の意見や要望に対して，乙自ら誠実に対応すること。
2　公園利用者の安全な動線の確保及び近隣の交通安全対策を行うこと。
3　公園施設等を破損した場合には，乙の費用負担により原状回復すること。
4　地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組むこと。
5　運動会等の催しや練習等で相当の範囲を独占的・排他的に使用する場合は，甲に対し必要な申請を行い，許可を得ること。（一般利用者として，他の利用者との調和を図りながら使用することを妨げるものではない。）
6　業務用車両が保育所敷地内に出入りする場合を除き，公園内に車両を通行させ，又は駐車させないこと。公園出入口の車止めについては，利用の都度開閉し，施錠管理を行うこと。
7　一般の公園利用者による球技等に対する安全対策を講じること。一般の公園利用に起因して占用物件及び保育所関係者に被害が生じた場合，甲は責任を負わない。
8　保育事業に関わりのない営業活動等の事業は禁止する。

（占用物件の内容）

1　建物の外観は公園施設や周辺施設と調和するものとすること。
2　構造が倒壊，落下等を防止する措置を講じる等，公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないこと。
3　公園施設や周辺環境との調和を図るために，建物の屋上緑化や壁面緑化，敷地内緑化に取り組むこと。ただし，維持管理はすべて乙の責任で行うこと。
4　公園の美観を損なわぬよう，日頃から清掃・整頓に留意すること。
5　乙が建築した建物について，転売・譲渡等名目の如何に関わらず，第三者に所有権を移転することはできない。また，抵当権，根抵当権等名目の如何に関わらず，担保権を設定することはできない。
6　代表者，主たる事務所の所在地，及び緊急連絡先等に変更のあるときは，すみやかに書面により甲に通知すること。
7　占用区域内において，乙が，許可を受けた内容を変更しようとするときは，当該事項を記載した申請書を甲に提出してその許可を受けなければならない。
ただし，安全管理上必要な施設等を除き，原則として新たな施設の追加は認めない。
また，次の各号に掲げる軽易な変更を行う場合，許可の申請は不要とする。
（1）占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
（2）占用物件の構造を変えない修繕
（3）占用物件の主要構造に影響を与えない内部の模様替え

（中比恵公園（福岡市）占用許可条件　抜粋）（出典：福岡市提供資料）[74)]

Ⅵ　保育所等施設の設置における配慮事項

１．公園施設における配慮事項

保育所等施設の設置にあたり、公園に保育所等施設利用者や、乳幼児や乳幼児連れの保護者の利用が増えることに留意し、公園担当部局において関連する公園施設に対する配慮事項を整理する。

（１）植栽

植栽は、防犯上の観点から、見通しの確保に留意することが求められる。

（２）園路

公園には、乳幼児及び乳幼児連れの保護者の利用が増えることから、都市公園移動等円滑化基準、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（平成24年3月　国土交通省）[29] 等に沿ったバリアフリーな園路とするなどの検討が求められる。

例えば、しながわ区民公園（品川区）では、歩行者と自転車で園路を分離するなど、安全性の確保を行っていた。



（しながわ区民公園（品川区））
写真 6-1 歩行者と自転車で園路を分離している

（３）夜間照明施設

保育所等施設の閉所時間を考慮し、保育所等施設利用者の安全のため公園出入口から保育所等施設出入口には夜間照明施設があることが望ましい。

夜間照明施設がある場合は、消灯時間の調整を行うこととする。

（４）駐輪場

保育所等施設が公園内部に位置している場合、保護者が送迎時に保育所等施設の出入口まで、自転車で園路を利用すると、公園利用者の支障となることがある。

例えば、都立汐入公園（荒川区）や、しながわ区民公園（品川区）は、保育所が公園内部に位置するため、送迎時は保護者に公園内の駐輪場を利用し、保育所の入り口まで徒歩で来てもらうなどの運用を行っていた。



（しながわ区民公園（品川区））
写真 6-2 送迎時は公園内駐車場を利用

（５）駐車場

公園内に駐車場がある場合、保育所等施設利用者の駐車場の利用に関してのルールづくりが必要である。

例えば、都立木場公園（江東区）では、保育所が公園駐車場に隣接しているが、自動車による送迎を認めていないため、保育所の用での利用は認めていないなどの運用を行っていた。

（６）トイレ

公園内に、乳幼児及び乳幼児連れの保護者の利用が増えることから、乳幼児用ベッドの設置など都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（平成24年3月，国土交通省）に沿った公園便所の多機能化を図るなどの検討が求められる。

事例調査では、保育所設置にあわせて公園内に多目的トイレを設置したことにより、近隣保育園や幼稚園の利用が増えた事例※16もみられた。





（都立汐入公園（荒川区））

写真 6-3、6-4 子どもの遊び場に配置されている多目的トイレ（個室内は、ベビーカーのまま入ることができる。ベビーシート、ベビーチェアのほか、幼児用トイレやチェンジングボードも設置されている）

（７）遊具

保育所等施設内に屋外遊戯場（園庭）を設けなかったり、設けていても基準面積に満たない施設は、公園を代替の屋外遊戯場とする場合が多い。そのため、既存遊具が保育所等施設利用者のニーズにあっているかを確認することが望ましい。

事例調査からは、公園の再整備の際に乳幼児用遊具を設置したり、遊具の近くに保育所等施設を配置している事例※17がみられた。また、３歳以上から遊べる遊具と６歳以上から遊べる遊具をエリアで分けるなどの工夫をしている公園※18もみられた。

その他、遊具の近くには保護者のための見守りスペースやベンチなどを設けるなどの配慮も求められる。

※16　久保公園（西宮市）
※17　西大井広場公園（品川区）、南砂三丁目公園（江東区）、久保公園（西宮市）、都立東綾瀬公園（東京都）
※18　しながわ区民公園（品川区）、南砂三丁目公園（江東区）



（都立東綾瀬公園（足立区））
写真 6-5 未就学児を対象としたフェンスで囲われた遊び場



（南砂三丁目公園（江東区））
写真 6-6 比較的低年齢の幼児の利用を想定し、柵つきの砂場や落下高さが低いすべり台を配置



（都立東綾瀬公園（足立区））
写真 6-7 遊具近くに設置されたベンチ



（しながわ区民公園（品川区））
写真 6-8 子どもの遊び場近くに設置された日よけつきのベンチ

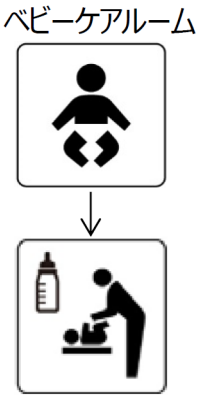
（８）乳幼児とその保護者のための施設

乳幼児とその保護者の利用が増えることから、パークセンター等がある公園には、授乳やおむつ替えができるスペース、食事スペース等が設けられていることが望ましい。

（参考）案内図記号のJIS改正

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）には、掲示板・標識の表示として、ピクトグラムや平仮名、ローマ字等による表示を併用することが望ましいとされている。

経済産業省において、平成29年7月に、国際規格（ISO）との整合の観点より、ベビーケアルームを含む7種類の案内用図記号が変更されることが、決定した（移行期間2017.7.20～2019.7.19）。



（出典：経済産業省記者発表資料　案内用図記号のJIS改正，経済産業省HP，平成29年7月20日）[75)]

２．保育所等施設の設置における配慮事項

保育所等施設の設置にあたり、保育事業者、保育担当部局、公園担当部局が連携して検討を行い、配慮すべき事項について整理する。

（１）基本事項

１）構造

占用期間終了後、通常は原状回復となる（都市公園法第10条第1項）ことや、都市計画施設等の区域内における建築の許可（都市計画法第53条第1項、同法第54条第3項）により、木造や鉄骨造その他これらに類する構造等が採用される。

２）外観

都市公園法施行令第15条第1項には、「占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない」とあり、建物の外観は公園の景観と調和するものが望ましい。



（ふれあい緑地（豊中市））
写真 6-9 木を多く使い、公園の景観と調和させている



（都立代々木公園（渋谷区））
写真 6-10 明治神宮の近くの立地と外国人観光客の利用が多いことから木造の和風建築を採用

３）緑地の確保

都市公園に設けられる施設として周囲の景観に調和するよう緑地の確保に努める。

例えば、中比恵公園（福岡市）では、募集要項に、占用条件として、以下のような緑化に関する記載を行っていた。中比恵公園の保育事業者は、保育所周囲を設置許可により緑化しており（土地使用料は免除）、実施にあたっては、公園管理者である福岡市と植栽内容について予め協議を行っていた。

第２．公募条件等について
（中略）
３　土地の占用条件
（中略）
（１）基本条件
（中略）
④　公園施設や周辺環境との調和を図るために、建物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化に取り組んでください。また、敷地内で緑化を図ることが困難な場合は、保育所敷地周辺に植栽することも可能です。ただし、提案された緑化計画の維持管理はすべて運営者の責任で行うこととします。
（以下略）

（出典：中比恵公園内認可保育所 設置・運営者公募要領（平成29年4月開設分）（平成28年3月 福岡市こども未来局））[72)]



写真 6-11 保育所周囲を緑化（中比恵公園（福岡市））

（出典：福岡市保育協会ホームページ[76)] **http://www.hoiku.or.jp/search/page.php?en_no=02032, 令和3年2月15日閲覧）**

また、宮前公園（荒川区）では壁面緑化や屋上緑化を行ったり、南砂三丁目公園（江東区）では前庭部分を設けるなど、緑地の確保とこれを通じた公園との調和を図っていた。

事例調査においては、多くの地方公共団体で、募集要項における既存樹木の保護についての記載がみられた。既存の樹木を活用し樹木の伐採を行わないよう、募集要項等で条件を附することが求められる。

その他、都市公園法運用指針（第4版）には以下が明記されており、保育所等施設が住居に近接する場合に音や目線等をさえぎるために植栽等で緩衝帯を設けるなどの工夫も必要となる。

近隣住環境への悪影響が懸念される場合には公園周辺との緩衝帯を設けるなど、配置の工夫を求めることが望ましい。
（都市公園法運用指針（第４版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方①基本的な考え方, p. 27）[62)]



（中比恵公園（福岡市））
写真 6-12 保育所周辺を緑化（設置許可による緑化）



（汐入公園（東京都））
写真 6-13 既存樹木を活用したデザイン





写真 6-14、6-15 宮前公園（荒川区）における壁面緑化と屋上緑化



写真 6-16 前庭部分（南砂三丁目公園（江東区））

（２）インフラ

インフラ（電気、上下水道、ガス等）を確保する。

インフラの引き込みは、公園外、公園内から行うが、その方法と引き込み工事の費用分担、占用許可等の条件について予め検討する。

事例調査においては、課題や苦労したこととして、「インフラの整備」が多く挙げられており、特に公園外周部ではなく、公園内部に保育所等施設を整備する場合、上下水道の管などが近くまで敷設されていないことが多いため、計画検討段階において事前の確認が必要となる。

（３）出入口

利用者の多い広場側には設けず、道路に面して設けるなど、保育所施設利用者の動線を考慮した出入口を設定することが望ましい。

例えば、西大井広場公園（品川区）では、予め募集要項において公園利用者との動線の分離のため、出入口の場所の指定などを行っていた。

（４）屋外遊戯場（園庭）

敷地内に地方公共団体の条例等の基準に見合った園庭面積を確保する。

各地方公共団体により、園庭の面積の基準は異なるが、敷地内に条例等に即した園庭面積を確保できない場合で、条例等の基準で認められている範囲において、当該公園や近隣の公園を代替遊戯場とすることが多い。

例えば、横浜市では、面積緩和について「市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場に含めることができる。」としており、その場合の一つとして「専用の屋外遊戯場を基準面積の 1/2 以上を確保する場合」が挙げられている。また、その際に全て満たすべき６つの条件として「敷地内に基準面積以上の屋外遊戯場を確保できないこと。公園、広場、寺社境内等（以下公園等）が、児童の歩行速度で概ね５分程度の範囲内にあること。」などが挙げられている。（保育所整備の手引き－整備希望の皆様へ－（横浜市こども青少年局こども施設整備課 令和3年8月版）[77]参照）

（５）駐輪スペース

敷地内に、保護者の送迎時に公園利用者、近隣住民の妨げとならないための十分な一時駐輪スペース、ベビーカー置き場を確保する。特に保育所等施設が公園内部に位置している場合や公園に面している主要道路が保育所等施設の反対側に位置している場合には、公園利用者の妨げにならないよう設置位置や運用ルールについて留意することが求められる。

敷地内に確保できない場合は、公園の駐輪場の利用も検討する※19。

また、公園ごとに園路やサイクリングコース以外の自転車走行禁止等の自転車利用に関するルールがあり、これらの利用ルールについても保護者に周知することが求められる。



（ふれあい緑地（豊中市））
写真 6-17 保育所敷地内の駐輪スペース

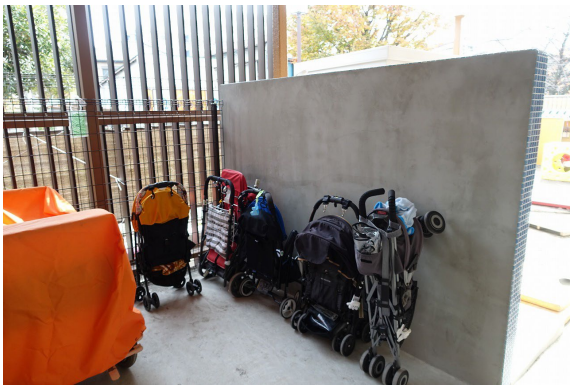


（都立代々木公園（渋谷区））
写真 6-18 保育所敷地内の駐輪スペース

※19　例えば、都立汐入公園（荒川区）やしながわ区民公園（品川区）では、保護者は公園内の駐輪場に自転車を停めて、そこから徒歩で保育所まで来てもらうなどの運用を行っていた。



（南砂三丁目公園（江東区））
写真 6-19 保育所内のベビーカー置き場



（都立東綾瀬公園（足立区））
写真 6-20 保育所内のベビーカー置き場

（６）駐車場

地方公共団体ごとに、保護者の送迎における自動車使用の可否の取り決めを行っており、都市部においては自動車使用を不可としているところが多い。

また、都市部の公園においては、緊急車両や給食の材料搬入等の車両のため敷地内に１台分のスペースのみ確保している例もみられた。

その一方、中山とびのこ公園（仙台市）や、久保公園（西宮市）のように、車での送迎があることを前提として敷地内に駐車場を設置した事例もみられた。

駐車場を設けることとなった場合、安全な送迎ができるよう配置を検討するとともに、保育事業者に送迎時の安全対策を講じることが求められる。

また、以下のように、募集要項で公園周辺に駐車場を確保することを条件としている場合もみられた。

> 第２．公募条件等について
> （中略）
> ４　施設整備条件
> （中略）
> （６）駐車場
> 原則として、敷地内には車両の乗り入れはできません。このため、送迎時の保護者用駐車場を近隣に３台以上確保するとともに運営時における自動車による送迎への対応策を講じてください。
> （以下略）
>
> **（出典：中比恵公園内認可保育所設置・運営者公募要領（平成29年4月開設分）（平成28年3月 福岡市こども未来局））**[72)]

その他、緊急車両、給食の材料搬入等の車両が進入する場合の安全管理についても、募集要項で運営にあたっての条件として附するなど、予め公園管理者との協議等を通じて定めておくことが望ましい。

4 応募条件
（中略）
（７）運営にあたっての条件
（中略）
⑪その他
（ウ）運営にあたり車両での搬入等が必要となる場合は、ルート、時間等について東京都東部公園緑地事務所長および指定管理者と協議すること。
（以下略）

（出典：（仮称）代々木公園原宿門保育施設 設置・運営事業者募集要項（平成 28 年 渋谷区こども家庭部））[78)]



（中山とびのこ公園（仙台市））（社会福祉法人中山福祉会提供）
写真 6-21 保育所敷地内にある駐車場

（７）フェンス・塀

一般的には、公園敷地と保育所敷地の境界にフェンスや塀を設け分離する例が多くみられたが、公園との景観上の調和の観点から、正面にはフェンスを設けない施設や植栽等で分離する施設もみられた。

なお、占用区域外に植栽を行う際は、維持管理について予め維持管理についての取り決めを行うことが望ましい。都立東綾瀬公園では、公園管理者である東京都と、保育園の管理者である足立区との間で、保育所占用区域外の外構部（保育所設置の際に占用区域との境界に植栽した樹木等）の維持管理に係る協定締結について協議がされていた。



（南砂三丁目公園（江東区））
写真 6-22 保育所正面は、フェンス等を設けていない



（都立東綾瀬公園（足立区））
写真 6-23 フェンスと植栽での分離



（宮前公園（荒川区））
写真 6-24 植栽での分離



（都立汐入公園（荒川区））
写真 6-25 植栽での分離



（都立代々木公園（渋谷区））
写真 6-26 認定こども園正面はフェンス等を設けていない



（都立代々木公園（渋谷区））
写真 6-27 木塀での分離



（中比恵公園（福岡市））
写真 6-28 フェンスと植栽での分離

（８）安全対策

施設を利用する園児への安全対策の観点から、保育所等施設に近接して球技が行われる場合などは、防球ネットを設けるなどの対策を行うことが重要である。

西大井広場公園（品川区）では、下記のように、募集要項で保育事業者に敷地内における防球ネットの設置を求めたほか、逆に公園施設である幼児用遊具付近には品川区が防球ネットの設置を行っていた。

> ６．整備にあたっての条件
> （中略）
> (5)敷地について下記のとおりとすること。
> ①公園は野球・サッカー等の球技で利用するため、防球ネットを整備すること。
> （以下略）
>
> **（出典：品川区立西大井広場公園内認可保育所 整備・運営事業者の選定に係る簡易型プロポーザル実施要領（平成28年 品川区子ども未来部））**[79)]



（西大井広場公園（品川区））
写真 6-29 安全面から防球ネットを設けている

（９）夜間照明施設

保育所等施設の夜間照明施設など夜間の安全性の確保に努める。

（10）既存空間の代替施設等

保育所等施設の敷地として占用される前の既存の公園施設の利用状況により代替施設を設けることを検討することも重要である。

例えば、都立汐入公園（荒川区）では、既存施設としてプレイグラウンドが設置されており、保育所設置にあたり、その代替施設として地域に一般開放ができる人工芝の屋上園庭の整備を要請することを募集要項に記載していた。

３ 募集要件
（中略）
（２）施設整備条件
（中略）
③ 建物の構造・規模等
・鉄骨造平屋建て（延床面積1,200㎡以上）
※ 現状のプレイグラウンドがゲートボール等に利用されているため、その代替施設として地域に一般開放できる園庭を屋上部分に設置すること。園舎は平屋建てとし、保育所機能を確保することを目的として延床面積1,200㎡以上とします。
・屋上園庭の仕様については、床面を人工芝等とします。（面積：22m×17mのゲートボールコート２面が取れること。緩傾斜の外部階段（スロープ可）、日除け付ベンチ設置）。
（以下略）

（出典：都立汐入公園内私立認可保育所 整備・運営事業者公募要領（平成27年9月 荒川区））[80)]



（都立汐入公園（荒川区））
写真 6-30 一般利用（事前申込）も可能な屋上園庭

（11）公園利用者や地域住民が利用可能な施設

保育所敷地内に、子育て支援センター、多目的トイレ等、公園の利用者や地域住民が利用できる場所の整備について検討する。

地方公共団体の子育て支援の方針等から、予め募集要項で、公園利用者のための施設や地域交流等の拠点の設置を、整備や事業の条件としている例もみられた。例えば、荒川区[80)]では子育て交流サロン等の設置、豊中市では「赤ちゃんの駅※20」事業の実施を募集要項で保育事業者に求めていた。

その他、公園利用者や地域住民が利用可能な施設として、地域住民が利用できるカフェの設置や、多目的トイレ・授乳スペース、絵本コーナー等の開放や、コミュニティスペースを設け展示等を行っている保育所等施設もみられた（表 6-1）。

※20 多くの地方公共団体において実施している乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、オムツ替えや授乳などで立ち寄ることができる施設や施設の一部を開放する事業。豊中市では「哺乳瓶（授乳スペース）」、「おむつ（おむつ交換）」、「つみき（あそび場）」の３種類がある。

６．事業概要等
（１）実施事業
　ク　公園利用者（乳幼児）がトイレ・授乳室を利用できるための「赤ちゃんの駅」を実施すること。
（以下略）

（出典：平成27年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項
（平成27年度3月 豊中市こども未来部こども政策課））[71)]



（都立汐入公園（荒川区））
写真 6-31 保育所内に設置された子育て交流サロン



（都立代々木公園（渋谷区））
写真 6-32 地域に開かれたコミュニティスペース（建物内）



（ふれあい緑地（豊中市））
写真 6-33 保育所内の赤ちゃんの駅



（南砂三丁目公園（江東区））
写真 6-34 多目的室は、地域での読み聞かせ会などに利用



（都立東綾瀬公園（足立区））
写真 6-35 絵本コーナーは、地域の子育て中の親子にも開放している

表 6-1 保育所等施設における公園利用者や地域住民が利用可能な施設等の整備

公園名	保育所等施設名	公園利用者や地域住民が利用可能な施設等
都立汐入公園	にじの森保育園 （私立、荒川区）	子育て広場、屋上広場（予約制）
都立代々木公園	まちのこども園代々木公園 （私立、渋谷区）	コミュニティスペース（The Children and Community Learning Center、多目的トイレ、キッチン、子育て相談室併設）
西大井広場公園	まなびの森保育園西大井 （私立、品川区）	授乳スペース、多目的トイレ
ふれあい緑地	トレジャーキッズふれあい緑地保育園 （私立、豊中市）	赤ちゃんの駅（おむつ交換・授乳スペース）
都立木場公園	MIWA木場公園保育園 （私立、江東区）	地域交流室
都立和田堀公園	Picoナーサリ和田堀公園 （私立、杉並区）	カフェ（子育て中の親子を対象）
宮前公園	小台橋保育園 （公立、荒川区）	子育て広場
羽鷹池公園	羽鷹池ひだまり保育園 （私立、豊中市）	赤ちゃんの駅（おむつ交換・授乳スペース）
都立東綾瀬公園	区立あやせ保育園 （公立、足立区）	絵本コーナー、多目的トイレ、授乳スペース
南砂三丁目公園	グローバルキッズ南砂園 （私立、江東区）	多目的室（多目的トイレ、幼児用トイレ併設）

（12）音環境の対策

保育所等施設の音環境として、外部からの音に対する対策と、保育所等施設内部からの音に対する対策がある。

１）外部からの音への対策

保育所等施設が、電車の線路に近い、交通量の多い道路や高速道路に近い、航路直下に位置するなど外部からの音の影響がある場合、防音についての対策を行う。

例えば、ふれあい緑地（豊中市）では、保育所が航路直下に位置するため、何重もの防音扉を設ける、防音のための庇を大きくとるなどの工夫をしていた。



（ふれあい緑地（豊中市））
写真 6-36 三層の防音扉

２）内部からの音への対策

保育所等施設が住宅等に近接する場合、保育所内部からの音について、近隣住民に配慮する必要がある。

近隣住民への配慮として、住宅側に開口部を設けない、防音性の高い窓やパネル等を設置する等の対策がみられた（表 6-2）。

表 6-2　保育所等施設内部からの音の対策

保育所等施設設置公園名	内部からの音の対策
都立東綾瀬公園（足立区）	・複層ガラスを使用した
宮前公園（荒川区）	・開口部は近隣住民に向けて設置しない ・防音性の高い窓の設置 ・屋上の隣地住民側と設備スペース周囲を防音パネルで囲んだ

大阪府では「子ども施設と地域の共生」を目指すとともに、地域の生活環境を保全することを目的として、子ども施設から発生される音についてのトラブルを未然防止するために子ども施設を開設・運営する関係者を主な対象者とした「こども施設環境配慮手引書」を作成し、子ども施設と音、苦情・トラブル事例と対応策等について紹介を行っている（以下、「子ども施設と地域との共生に向けて－子ども施設環境配慮手引書－」参照）。

「子ども施設と地域との共生に向けて－子ども施設環境配慮手引書－」（平成29年１月大阪府）[81)]

近年、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの子ども施設から出る音や送迎時の問題などで、地域とのトラブルがみられるようになっていることを踏まえ、大阪府では、子ども施設における騒音等の苦情を未然防止するために、平成28年度に「子ども施設と地域との共生に向けて　子ども施設環境配慮手引書」（平成29年1月）を作成した。

手引書では、子ども施設に寄せられた苦情等をもとに、その対策手法を紹介しており、対応が難しい「音」については、近隣への配慮や対策を効果的に行えるようにその性質についても解説している。

はじめに

第１部 子ども施設と「音」
1．「音」に関する基礎知識
2．騒音に関する法令・規制
3．子ども施設で発生する「音」

第２部 子ども施設における苦情・トラブル事例と対応策
1．「音」に関する苦情・トラブル
2．「交通」に関する苦情・トラブル
3．その他の苦情・トラブル

第３部 子ども施設と地域との共生のために
1．新しい施設を開設するときに
2．地域との良好な関係を築くために ～苦情等になる前に
3．苦情等が発生したときに ～大きなトラブルに発展させないために

おわりに：子ども施設に関わる皆様へ



（出典：子ども施設と地域との共生に向けて－子ども施設環境配慮手引書－（平成29年1月 大阪府）
大阪府ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kodomo_tebiki.html,
令和3年2月15日閲覧[81)]）

（13）防災対策

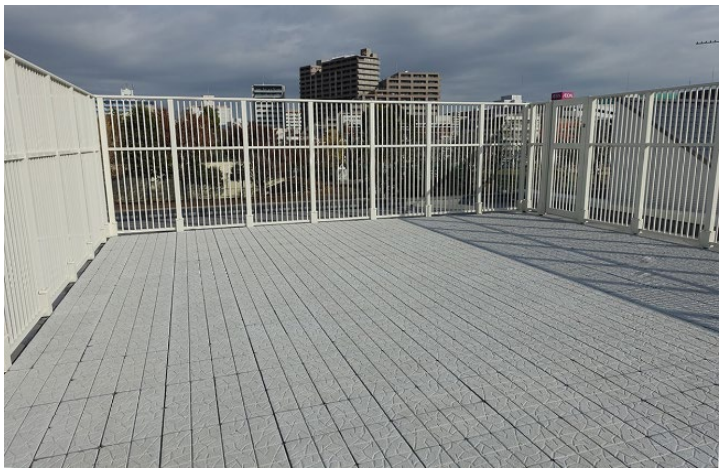
地域のハザードマップを確認し、避難場所としての公園の位置づけを考慮した防災対策を実施する。防災対策は、予め募集要項へ記載することや、別途協定等を結ぶことなどを検討することが望ましい。

例えば、反町公園（横浜市）では、募集要項で、保育事業者に災害時における避難者の敷地内受け入れの対応を求めていた。また、南砂三丁目公園（江東区）では、海抜が低い立地であることから、屋上に避難場所を設けるなどの防災対策を実施していた。さらに、公園が避難場所であるため、備蓄倉庫を設けるという事例もみられたほか、平成30年度に行った保育事業者へのヒアリングでは、保育所は指定避難所ではないが、災害時には乳幼児親子等の避難所となりうることも想定した対応が必要だとの意見が挙がった事例も見られた。

なお、防災対策については、整備面だけではなく、公園で実施する避難訓練との合同訓練を実施するなど、運営面での対策も検討すべきである。

1　募集概要
（中略）
1　当該地の条件
（中略）
（3）　反町公園について
（中略）
イ　広域避難場所に指定されているため、災害時には、敷地内への受入れを行ってください。
（以下略）

（出典：平成29年4月開所予定分内装整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付（神奈川区反町公園内）募集要項（平成28年 横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課）） [70)]



（南砂三丁目公園（江東区））
写真 6-37 屋上避難場所

Ⅶ　保育所等施設の管理運営における配慮事項

１．施設利用者の安全確保、公園利用・周辺環境に対する配慮事項

都市公園法運用指針（第4版）では、占用物件の施設の管理にあたって、以下のとおり明記されている。公園管理者は、保育事業者に対して、施設利用者の安全確保、公園利用や周辺環境に対する配慮を求めるよう指導することが望ましい。

> 占用物件である保育所等施設は、当該施設の管理者が当該施設に係る個別の関係法令等の定めるところに従って適切に管理運営すべきものであり、当該施設を所管する地方公共団体の福祉部局等と十分に連携を図ることが望ましい。
> また、公園管理者においても、当該施設の管理者に対し、都市公園法、都市公園条例等を遵守するとともに、施設利用者の安全確保や公園利用・周辺環境への影響に配慮するよう適切な指導を行うことが望ましい。
> 例えば、保育所利用者の送迎時の自転車の通行や路上駐車の発生は公園利用者や近隣住民の安全を阻害するおそれがあるため、このような事象が想定される場合には、公園入口と施設入口の位置関係や駐輪場の設置状況等を踏まえ、安全な動線の確保と周辺の交通安全対策に配慮することが必要である。
> 占用許可に当たって、施設管理者に対し以下のような配慮を求めることが望ましい。
> ・保育所の設置に当たっては、施設利用者の安全を確保すること。
> ・施設利用者による公園の利用により、他の公園利用者の利用が妨げられないよう、利用の状況を適切に監督すること。
> ・送迎時に自動車の利用を認める場合は、路上駐車対策を徹底すること。
>
> **（都市公園法運用指針（第4版），５．（２）運用にあたっての基本的な考え方⑤施設の管理, p. 29-30）**
>
> 62)

（１）施設利用者の安全確保

１）防犯

公園は、だれでも利用できる施設であるため、施設利用者への安全確保が求められる。事例調査においては、ほとんどの保育所等施設において、防犯カメラの設置や、出入口をオートロックにする、機械警備を導入する等の安全管理を行っていた。

また、夜間は、防犯のため、保育所等施設の外部照明を点灯するという事例もみられた。

２）開園時間との調整

保育所等施設の開園時間は多くが日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、開所時間は延長保育を入れて7：00～20：30の間で設定されており、公園が夜間閉鎖する場合や緊急時対応を行う場合等についての調整が必要となる。

例えば、ふれあい緑地（豊中市）は、夜間閉鎖（保育所のある区域：開園時間 7：00～18：00（4月～9月）、7：00～17：00（10月～3月））を行う公園であるため、保育施設利用者は、開園時間以外は、別途公園の裏口を利用してもらうなどの措置を取っていた。また、しながわ区民公園（品川区）も、夜間閉鎖（開園6：00～20：30）するため、緊急時対応のために門扉のカギの貸与を保育所運営事業者に行っていた。

（２）公園利用に対する配慮事項

保育所等施設が行催事等で広場等を占有的に利用する場合は、別途、公園担当部局に許可申請を行うよう指導を行う。

下記のように、募集要項で占用区域外の公園利用について明示している事例もみられた。

> ６．事業概要等
> （中略）
> （２）設備・運営
> ア（中略）
> ◆屋外遊戯場として同公園を設定した場合においても、占用部分ではないため、運動会等で占用することはできません。
> （以下略）
>
> **（出典：平成27年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項**
> **（平成27年度3月 豊中市こども未来部こども政策課）**[71)]

（３）送迎時の安全管理

保護者が送迎時に自転車を利用する場合、保育所等施設に設置された一時駐輪スペースや、場合によっては、公園の駐輪場を利用することとなるが、公園内の自転車利用については、公園ごとに利用ルールがあり、保護者への周知が必要である。また、前述のように、送迎時に自動車の利用を認める場合は、路上駐車対策を徹底することが求められる。

さらに、送迎時の安全管理として、警備員や、見守り確認推進員などの配置を行っている事例もみられ、保育所等施設利用者の安全確保と、公園利用者に対する配慮が求められる※21。

（４）屋外遊戯場（園庭）としての公園利用

公園を代替の屋外遊戯場（園庭）とする場合、利用状況、利用時間等について公園管理者と調整を行うとともに、排他的利用を行わないよう留意する。

都市部では、待機児童の増加に伴い、保育所等施設の設置が加速している一方、園庭がない保育所の割合も増加し、一部の公園においては、利用過多となっているという報告※22もみられる。また、田中ら[82)]は、横浜市の駅前保育施設の園外活動の場としての街区公園利用に関する調査の中で、保育環境としての遊び空間の充実化など公園の質の確保について述べている。公園管理者は、公園が子育て支援の場としての保育環境であることを認識し、保育担当部局との連携等により、保育所等施設の公園利用やニーズについての把握を行う。また、利用過多となっている場合は、利用調整を行うなどの対応も検討する必要がある。

例えば、千代田区においては、増大する保育需要に対して民間保育所の誘致・整備を行っているが、新規開設園について専用の園庭を設置することが困難であることから、「代替園庭利用の

※21　都立東綾瀬公園（足立区）、宮前公園（荒川区）

※22　乳幼児の保護者らでつくる市民団体「保育園を考える親の会」（東京都豊島区）が 2017 年に発表した調査において、「市民団体は「昨年と比べ、入所割合はやや改善したが、園庭ありの割合は低下した」と指摘。施設整備が進む一方で、子どもが伸び伸びの遊ぶ園庭の確保が課題になっている。」とされている。会の代表は「一カ所の児童公園に周辺七カ所の保育施設が子どもを連れてきて、とても遊べる状況ではなかった様子も確認された」と語り、「子どもが体を動かして心身を発達させる環境の保障を自治体は意識して施設整備を進めるべきだ」と指摘した。(出典:「園庭なし」の認可保育所　都心で顕著　市民団体 100 市区調査, 東京新聞　2017 年 10 月 14 日朝刊）[83)]

公園・児童遊園の整備」を平成27年度から実施するなど、公園を代替園庭として利用する場合のハード面及びソフト面での対応を行っている（p.64参照）。

目黒区では、待機児童対策として保育所整備を進める中で、同じ公園を保育所同士で重複しないように調整しながら利用するなどの課題が生じていることから、園児が徒歩で通うことのできない広い公園等へ、日常的に幼児専用車で園の保育士とともに送迎する事業を実施している。

園庭のない保育園の子どもたちを応援する事業（目黒区）

（保育園同士の公園利用の重複）

待機児童対策として保育所の整備を進めている中、同じ公園を保育園同士で重複しないように調整しながら利用するなどの課題が生じている。

（幼児専用車による広い公園への送迎事業の実施）

都市部で育つ子どもがのびのびと遊べる環境を確保していくため、園児が徒歩では通うことができない広い公園等（駒沢オリンピック公園、駒場野公園など）へ、日常的に幼児専用車（ヒーロバス）で園の保育士とともに送迎する事業を全国で初めて実施した。

（ヒーローバスについて）

小さなバスが、子どもたちにとって、のびのびと遊べる場所まで連れて行ってくれるヒーローのような存在になってほしい。そのような想いから、「広い遊び場（広場）」と「バス」の言葉を組み合わせて、「ヒーローバス」と名付けた。



（ヒーローバスの運行状況）

・ヒーローバスは、子ども18人、大人4人の22人乗りで、利用にあたっては、保育士2人又は3人の乗車を求めている。また、3歳以上のクラスから利用できる運用としている。
・現在、4つの公園（都立駒沢オリンピック公園、都立林試の森公園、駒場野公園、世田谷公園）に3台体制（令和2年4月から1台増車）で送迎している。（午前3便、午後3便の１日6便の利用枠）
・令和4年1月現在、ヒーローバスの利用対象の保育所は83カ所ある（実際に利用しているのは52カ所）。

（クラウドファンディング型ふるさと納税の活用）

ヒーローバスの運行経費は、令和4年度予算ベースで、およそ2,100万円（3台分）で、このうち補助基準額の1/2が国の「保育対策総合支援事業費補助金」で補助されている。この事業の実施にあたり、平成30年8月から12月まで、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄付も募り、集まった寄付額255万円余りは、令和2年度ヒーローバスの運行経費へ活用された。。

（出典：目黒区ホームページ[84] http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/cf-project-jigyonaiyo.html，令和４年３月３日閲覧）

２．都市公園と一体となった管理運営

都市公園の占用における要件「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの（都市公園法第7条第2項）」を念頭に置き、保育事業者と公園管理者、指定管理者、愛護会、公園ボランティア、市民団体、自治会、公園利用者等を含めた地域コミュニティ形成のための管理運営を行うことに留意する。

（１）保育所等施設と公園関係主体との連携

保育事業者と、公園管理者、指定管理者、愛護会、公園ボランティア、市民団体、自治会等との連携は、事業者の決定後など、できるだけ早い段階から行うことが望まれる。

保育所等施設の設置は、保育需要の高まりから、十分な検討を行う時間がないなかで設置が先行することもある。事例調査では、保育所機能・公園機能の双方の活用を通じた、公園利用者や地域団体との相互の連携・交流を目指していたが、目標の開設日に向けた設置が先行し、十分な検討を行う時間を確保することが困難であったとの課題を挙げた地方公共団体もあった。

木下[68)]は、公園の管理運営が課題となっている中、住民参加の公園マネジメントが重要となっているとともに、保育施設と公園が相乗効果を発揮するためには、保育施設側が公園のマネジメントに関わることが重要な要件であると述べている。

適切なマネジメントと多様な主体等との連携は、公園のマネジメントの担い手を増やすとともに、都市公園の価値を高めることにもつながると考えられる。

（２）保育所等施設と公園関係主体との連携事例

事例調査では、都市公園と一体となった管理運営として次の１）～４）の公園関係主体との連携がみられた。

１）公園管理者と保育所事業者とのイベント等の事例

指定管理者が常駐しているにおいては、公園と保育所との合同イベントなどを実施していた。

広域避難地となっている都立汐入公園では、公園管理者（東京都）、荒川区、保育所において連絡会議を行い、今後の避難訓練やイベント実施の共有をしていくことが話し合われていた。

都立木場公園では、多くのボランティア等の活動団体があり、公園管理者が主体となり連絡協議会がつくられているが、保育事業者も連絡協議会に参加し、情報交換を行っていた。

公園マネジメント拠点として保育施設活用の可能性

千葉大学　木下 勇

1.保育施設と公園の相乗関係を

（中略）

公園の側としては、公園の管理運営が今は課題となっている。（中略）使われない公園は荒れてきて、犯罪等の場ともなりかねない。様々な立場の利用者にいかに満足の行く公園ライフを提供できるかが、その公園マネジメントが重要となっている。しかし、公園各々に常に管理者が居るわけではなく、近隣住民はじめ住民の関わり、住民参加の公園マネジメントが重要となっている。

一方、保育施設の側としては、規制緩和で駅前保育等、十分な園庭を持たない保育施設が待機児童対策で立ち上がっているが、子どもは十分に日の当たる屋外で遊び、様々な体験をすることが発達上、重要なことであることは数々の発達心理学等の研究成果でも明らかなことである。「保育所保育指針」 の第一章の総則の(3)において、保育の環境とは次のように記されている。

「保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。そして、人、物、場が相互に関連し合って、子どもに一つの環境状況をつくり出す」と。

つまり、駅前保育のビルの中よりも、公園内で、公園の遊具のみでなく公園の自然の要素や、利用者の社会の事象に触れることの方が、保育の環境としては適したものとなる。

この公園と保育施設の両者が WinWin の関係で相乗効果を発揮するならば、それは今までにない公園と保育施設となるであろう。

2.地域ぐるみの保育へ

その WinWin の関係の構築のためには、保育施設側が公園のマネジメントに関わることが重要な要件となる。（以下略）

（出典：保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会，平成 27 年度横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業「都市公園を活用した保育施設の設置に関するガイドライン作成　これからの保育施設と公園マネジメントの可能性-平成 27 年度研究会報告書-[68]，2016 年 3 月，p.9-10）

２）公園関連団体と保育所事業者とのイベント等の事例

公園愛護会がある反町公園（横浜市）では、公園愛護会と保育所との合同イベントを実施していた。



（反町公園（横浜市））
写真 7-1 保育所と公園愛護会との合同イベント
（焼き芋大会、クラフトづくり）
（出典：横浜市記者発表資料）

３）地域と保育所事業者とのイベントの事例

地域から保育所設置が求められた中山とびのこ公園（仙台市）では、保育所と地域とのイベントを実施していた。

保育所内で地域の方を招いて実施した夏祭りを、今後公園を利用して拡大実施したいという声があった事例もみられた※23。



（中山とびのこ公園（仙台市））
写真 7-2 保育園の擁壁に飾るモザイク壁画をアーティストや
大学の指導の下、地元の中学生が制作
（写真提供：社会福祉法人中山福祉会）

４）大学と保育所事業者との連携の事例

都立代々木公園内の認定こども園では、東京大学と保育所事業者が連携し、認定こども園内のコミュニティスペースに「The Children and Community Learning Center」を設置している。このセンターは、展示、保育・教育者のための研修施設、保育・教育関係者のための調査研究機能、子育て・教育・地域情報・子育て相談の４つの機能を持っている。



（都立代々木公園（渋谷区））
写真 7-3 認定こども園内のコミュニティスペースで
教育に関する展示を実施

※23　久保公園（西宮市）

Ⅷ　保育所等施設の設置により期待される効果等

都市公園法運用指針（第 4 版）では、保育所等社会福祉施設による都市公園の占用（法 7 条第 2 項）についての趣旨として、以下の記載がある。

> 本制度の活用により、一般公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないよう配慮しつつ、都市公園のストックの有効活用が図られることで、公園利用の促進と合わせて保育の受け皿整備等社会的課題への解決への効果が期待されるところである。
>
> （都市公園法運用指針（第 4 版），５．（１）趣旨, p. 26）[62)]

都市公園への保育所等施設の設置においては、保育所等施設の配置や都市公園の再整備等の工夫、適切なマネジメントや多様な主体との連携により、社会的課題の解決や都市公園の価値の向上につながる多くの効果を生み出すことが期待される。

社会的課題の解決としては、待機児童問題などの保育需要への対応や、地域の子育て支援への寄与、保育所等施設が地域との関わりを持つことによる地域活性化などが期待される。

都市公園の価値向上としては、保育所等施設の設置そのものが、都市公園の子育て支援機能を充実させることにつながり、また、都市公園の子育て支援機能の充実により子育て世代をはじめとした公園利用の増進が期待される。

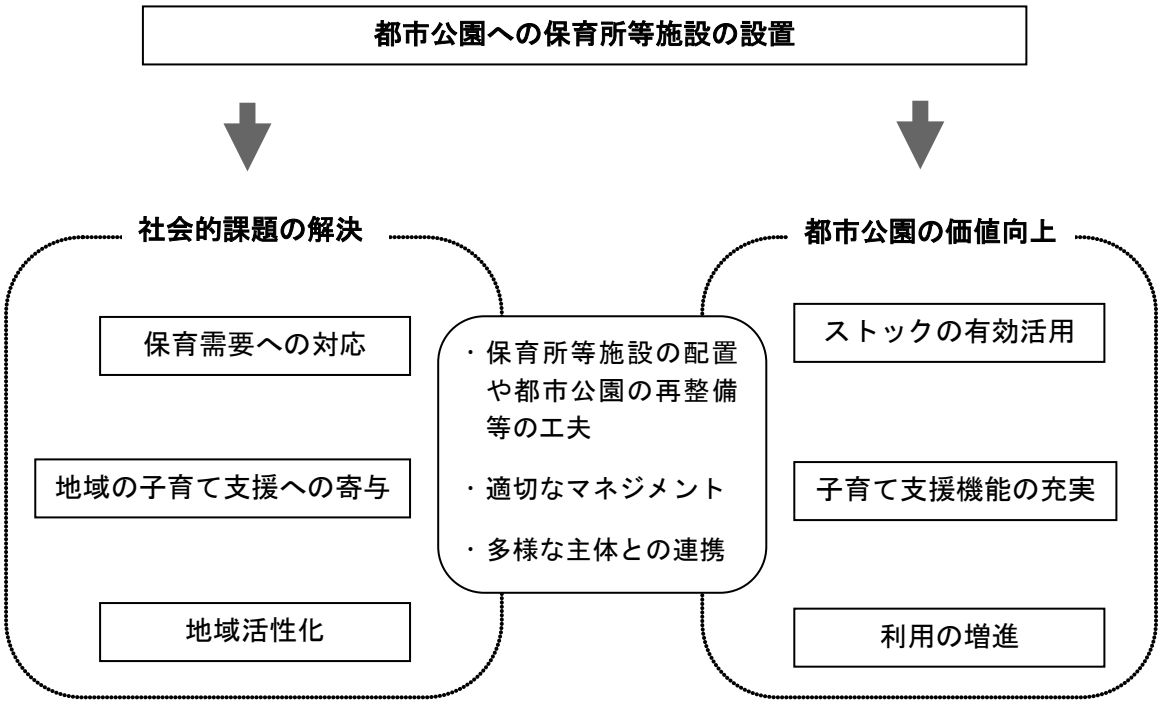


図 8-1 都市公園への保育所等施設の設置により期待される効果

１．社会的課題の解決

保育所等施設を都市公園に設置することで、本制度の目的でもある、保育需要への対応のほか、地域の子育て支援への寄与や、地域活性化などの社会的課題の解決に寄与することが期待される。

（１）保育需要への対応

保育需要の高まりから待機児童問題が深刻化している地域では、保育所等施設の敷地確保が困難な場合も多い。そのため、都市公園の一部を活用して保育所等施設を設置する本制度自体が、社会的課題の解決につながっているといえる。

（２）地域の子育て支援への寄与

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、保育所は、子育て支援の一環として、保育に支障のない範囲で、地域の保護者等に対する子育て支援に努めることが記載されている。

> 第４章子育て支援
> （中略）
> ３　地域の保護者等に対する子育て支援
> （１）地域に開かれた子育て支援
> ア　保育所は、児童福祉法第48条の４の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。
>
> **（保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号, p. 57-58）**[85)]

これを受けて、保育所においては、地域の保護者等に対して、園庭や施設の開放、一時預かり、子育て相談等を実施している。事例調査を行った保育所等施設においても、子育て相談や、栄養相談をはじめ、子育て支援に関するイベントを実施している保育所が多くみられた。また、荒川区では、新設する認可保育所には、子育て交流サロンの設置等を義務づけており、都市公園内に保育所を設置した都立汐入公園や宮前公園内にも、子育て交流サロンが設けられていた。このように、都市公園に保育所等施設が設置されることにより、地域の子育て支援にも寄与するものと考えられる。



（宮前公園（荒川区））

写真 8-1 保育所内に設置された子育て交流サロン

（３）地域活性化

保育所等施設が地域との関わりを持つことにより、まちづくりの視点からの地域活性化、地域コミュニティの形成、地域の防災力の向上などが期待される。

１）まちづくりの視点からの地域活性化

仙台市の中山とびのこ公園では、中山地域のコミュニティ活性化構想の実現のひとつとして、安心して安全に子育てできるまちづくりを掲げ、構想実現のために、地元自ら社会福祉法人を設立し、仙台市に保育所の設置・運営を要望した。保育所設置に伴い、公園の芝生の張替を、芝生の寄付を受けて、地域のイベントとしてコミュニティが実施するなど公園管理の一部を担うとともに、公園を中心として地域のコミュニティが活性化しているといった側面もみられた。

また、仙台市では都市公園内の保育所等施設設置において期待できる効果として、地域のコミュニティ活性化、待機児童の減少、公園の安心・安全の向上をあげていた（図 8-2）。

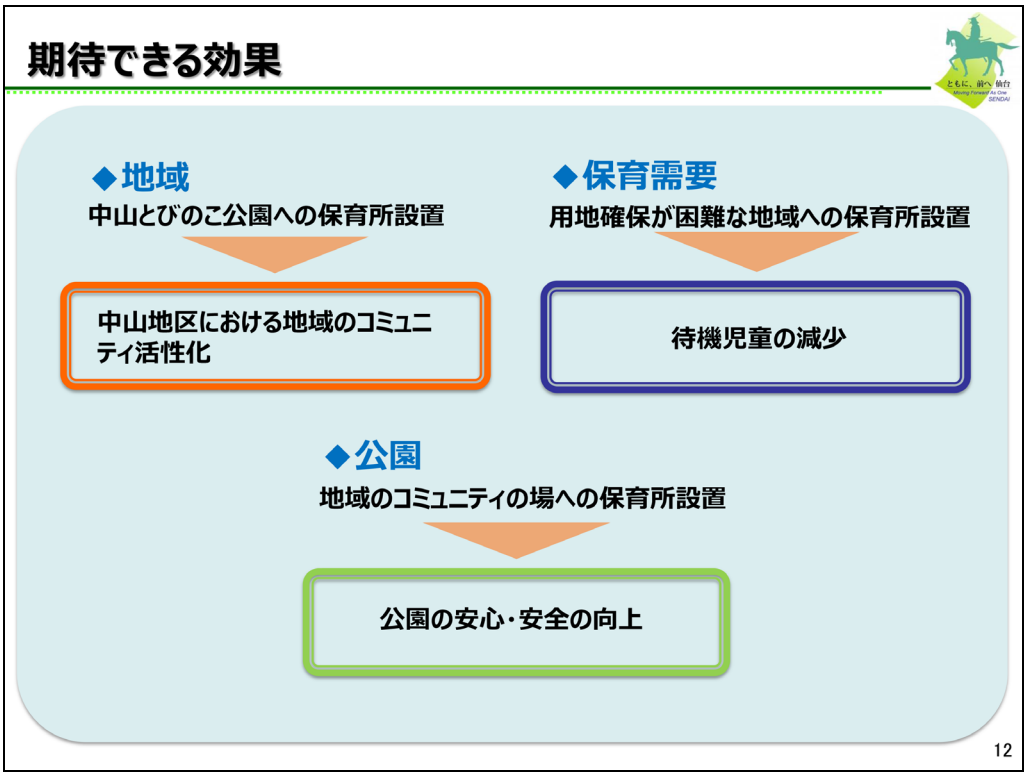


図 8-2 都市公園内の保育所設置における期待できる効果

（出典：「都市公園内への保育所設置について（2016 年 9 月 1 日 仙台市建設局百年の杜推進部公園課）[86]）

三輪ら[87]は、「まち保育のススメ（萌文社）」の中で保育施設を核としたまちづくり、まちの活性化について述べている中で、公園に子育てインフラ施設を付加し、保育施設、こどもとその保護者、近隣住民とともに、保育施設を含めた公園を利用しマネジメントしていく試みは、保育施設をまちづくりに資する施設として新たな視点で捉え直し、そのつくりこみのデザインを再考することにもつながると述べている。

保育施設を新たな視点で捉えてまちをデザインする

（中略）保育施設の増設を待機児童対策事業の側面だけで捉え続けることには限界があります。（中略）人口減少が進み、空き地・空き家問題や、都市の空洞化といった課題も山積みする中で、都市に施設をつくる際にそれを具体的にどこにどのようにつくるかといった計画づくりは大事な視点です。（中略）保育施設をまちづくりに資する施設として新たな視点で捉え直し、そのつくりこみのデザインを再考する。具体的には保育施設という組織・施設単体だけでなく、子どもとその保護者、そして近隣住民の指向を踏まえた都市施設として、新しいマネジメント手法を検討することも一つの解決策になるでしょう。例えば、最近よく話題にあがる公園内に保育施設の設置を促進する動きも、なかなか自立的な施設運営がむずかしいとされる公園というインフラに、社会性が高い都市機能である子育てインフラ施設を付加しつつ、保育施設だけでなく、子どもとその保護者、ひいては近隣住民と共にその都市施設を利用し、みんなでマネジメントしていく試みと捉えれば、その一端となっていることが理解できます。

（出典：三輪律江, 尾木まり編著（2017）, まち保育のススメ, 萌文社, p. 111-112）[87)]

２）地域コミュニティの形成に寄与

事例調査からは、保育所内への地域の方が無料で利用できるカフェの設置による地域交流の事例※24や、保育所と公園愛護会の合同イベントが行われた事例※25がみられた。また、保育事業者からは、地域の方を招いて実施した夏祭りを、今後公園を利用して実施したいという声や、台風後の心配や交通事情について気にかけてもらっている等、地域から見守られているとの声が聞かれ※26、保育所等施設が地域の一員として地域コミュニティの形成に寄与していることがうかがえた。

３）地域の防災力の向上

公園が避難地となっている場合、地域との防災訓練の実施を検討する※27、保育所に備蓄倉庫を設ける※28などの事例がみられた。

児童福祉法第45条の規定に基づく児童福祉施設の運営に関する基準の中で、「児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準　第6条第1項）とされ、「前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。」（同基準　第6条第2項）とされており、保育所等施設においては、これを参酌して定める都道府県条例に基づき定期的な防災訓練等を実施している。事例調査では、保育所等施設の実施する防災訓練において、指定管理者や、公園の市民団体が参加するなどの事例もみられた※29ことから、これらの取組を通じ地域の防災力の向上に寄与することが期待される。

※24　都立和田堀公園（杉並区）
※25　反町公園（横浜市）
※26　例えば、久保公園（西宮市）
※27　例えば、都立汐入公園（世田谷区）、都立東綾瀬公園（足立区）
※28　中比恵公園（福岡市）
※29　例えば、都立代々木公園（渋谷区）

２．都市公園の価値向上

保育所等施設を都市公園に設置することで、使われていない場所や建物を活用することによるストックの有効活用、利便性や防犯性の向上など都市公園の子育て支援機能の充実、利用の増進などの都市公園の価値の向上が期待される。

（１）ストックの有効活用

事例調査においては、保育所等施設は、これまでの公園利用に支障がない場所、利用が少ない場所、使われなくなった施設の跡地等に設置されることが多くみられた。新たに保育所等施設が設置されることにより、施設利用者による新たな人の流れや、保育所等施設の周辺が緑化されるなどで、賑わいが創出された、明るくなったという声も聞かれ※30、ストックの有効活用が図られていることがうかがえる。



（反町公園（横浜市））
写真 8-2 用途廃止により利用されていなかった管理詰所を保育所に

（２）子育て支援機能の充実

保育所等施設に、多目的トイレやカフェ、授乳・おむつ替えスペース、子育てサロンなど一般利用者も利用できる施設を整備することにより、公園利用者の利便性が向上することによる子育て支援機能の充実が期待される。

また、保育所整備にあわせて、公園内に多目的トイレを設置したことにより、近隣の幼稚園や保育園の利用が増えたという事例※31もみられる。このように、保育所等施設の設置に合わせて、子育て支援機能を充実させることも効果的である。



（都立汐入公園（荒川区））
写真 8-3 保育所内に設置されている子育て交流サロン

さらに、保育所等施設は通常20時頃まで開園しているため、非常に暗い公園内に比べて明るく防犯性の向上につながっているのではないかといった意見※32や、夜間に外部照明を点灯している施設※33もみられるなど、保育所等施設の設置により、防犯性の向上にも寄与していることが考えられる。

（３）利用の増進

事例調査からは、保育所等施設事業者が、施設周りの清掃を行う、花を植えるという活動※34が

※30　例えば、中比恵公園（福岡市）、都立東綾瀬公園（足立区）、宮前公園（荒川区）など
※31　久保公園（西宮市）
※32　都立東綾瀬公園（足立区）
※33　宮前公園（荒川区）
※34　例えば、中比恵公園（福岡市）、しながわ中央公園（品川区）

みられた。また、保育所等施設事業者からは、今後の活動として自治会等とベンチの塗り替えなど公園をよりよくしていく活動をしていきたいという声もあった。

保育所で実施したイベントから、公園のイベントに発展したという事例や、公園のイベントに保育所が協力を行ったり、保育所の園児が参加したりという事例もみられた。

これらの事例からは、保育所等施設が公園のマネジメントに寄与していることがうかがえるとともに、利用の増進にもつながっていることが期待される。

事例調査対象公園(保育所占用)

No.	公園名	公園種別	開園面積(ha)	所在地	保育所等施設	開所年月日	備考
1	中山とびのこ公園	近隣	1.2	宮城県仙台市	中山とびのこ保育園	H29.4.1	国家戦略特区法
2	都立汐入公園	総合	12.9	東京都荒川区	にじの森保育園	H29.4.1	国家戦略特区法
3	西大井広場公園	近隣	1.3	東京都品川区	まなびの森保育園西大井	H29.4.1	国家戦略特区法
4	反町公園	近隣	2.4	神奈川県横浜市	いずみ反町公園保育園	H29.4.1	国家戦略特区法
5	ふれあい緑地	緩衝緑地	12.9	大阪府豊中市	トレジャーキッズふれあい緑地保育園	H29.12.1	国家戦略特区法
6	中比恵公園	近隣	1.3	福岡県福岡市	中比恵ソレイユガーデン保育園	H29.4.1	国家戦略特区法
7	都立代々木公園	総合	54.1	東京都渋谷区	まちのこども園代々木公園	H29.10.1	国家戦略特区法
8	都立木場公園	総合	23.9	東京都江東区	MIWA 木場公園保育園	H30.4.1	国家戦略特区法
9	都立和田堀公園	総合	26	東京都杉並区	Pico ナーサリ和田堀公園保育園	H30.4.1	国家戦略特区法
10	しながわ区民公園	総合	12.7	東京都品川区	にじいろ保育園勝島	H30.4.1	国家戦略特区法
11	羽鷹池公園	街区	2.6	大阪府豊中市	羽鷹池ひだまり保育園	H30.4.1	国家戦略特区法
12	久保公園	街区	0.69	兵庫県西宮市	ゆめっこわかば保育園	H30.4.1	国家戦略特区法
13	宮前公園	近隣	1.9	東京都荒川区	荒川区立小台橋保育園	H30.7.1	国家戦略特区法
14	南砂三丁目公園	近隣	3.9	東京都江東区	グローバルキッズ南砂園	H30.8.1	都市公園法改正
15	都立東綾瀬公園	総合	15.8	東京都足立区	足立区立あやせ保育園	H30.9.3	国家戦略特区法
16	水谷橋公園	街区	0.06	東京都中央区	まなびの森保育園銀座	R2.4.1	立体都市公園制度

調査年度：平成29年度～平成30年度

参考・引用文献

1) 少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～2020 年５月 29 日，内閣府ＨＰ https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/r020529/shoushika_taikou.pdf（令和 3 年 2 月 8 日閲覧）
2) 令和２年度版少子化社会対策白書，内閣府ＨＰ https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/r02honpen.html（令和 3 年 2 月 8 日閲覧）
3) 記者発表資料「保育所等関連状況取りまとめ(平成 30 年４月１日)及び「待機児童解消加速化プラン」と「子育て安心プラン」集計結果を公表」（平成 30 年 9 月 7 日）【概要】待機児童の解消に向けた取組の状況について，厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00002.html（令和 3 年 2 月 8 日閲覧）
4) 記者発表資料「保育所等関連状況取りまとめ(平成 30 年４月１日)及び「待機児童解消加速化プラン」と「子育て安心プラン」集計結果を公表」（平成 30 年 9 月 7 日），保育所等関連状況取りまとめ（全体版），厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00002.html（令和 3 年 2 月 8 日閲覧）
5) 子ども・子育て支援，厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/index.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
6) 地域子育て拠点事業について，厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
7) 地域子育て支援拠点事業実施要綱，厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/content/000638481.pdf（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
8) 環境教育・学習関連施策，文部科学省ＨＰ http://www.mext.go.jp/a_menu/kankyou_gakusyuu/index.htm（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
9) 環境教育指導資料［幼稚園・小学校編］，国立教育政策研究所ＨＰ http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
10) 健康・医療・福祉のまちづくりの推進，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
11) 大都市戦略の策定について，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tk1_000025.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
12) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
13) 社会資本整備重点計画について，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000003.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
14) 元気発進！子どもプラン【計画期間：平成22～26年度】，北九州市ＨＰ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0083.html（令和3年2月9日閲覧）
15)大道和彦(2017) 東京都における子供の遊び場(子育てニーズ)に対応した公園づくりについて，都市公園 217，14-17
16) 東京都子供・子育て支援総合計画（平成 27 年 3 月），東京都福祉保健局ＨＰ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/kokosienkeikaku/kokokeikaku2731.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
17) 赤ちゃんの駅,板橋区ＨＰ https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/akachan/1004704.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
18) 赤ちゃんの駅，いちのみや子育て支援サイト，http://kosodate.city.ichinomiya.aichi.jp/genre/koryutsudoumanabu/koryutsudoumanabushisetsu/465.html（令和 3 年 2 月 9 日閲覧）
19) 赤ちゃん・ふらっと事業（東京都内の授乳室・おむつ替えスペース），東京都福祉保健局ＨＰ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html（令和3年2月9日閲覧）
20) 長岡市都市整備部公園緑地課/長岡市教育委員会子育て支援部子ども家庭課（2011）千秋が原南公園における子育て支援についてー保育士の要る公園ー：公園緑地，72(2)，13-15
21) 中川信行(2016)長岡市における子育て支援と連携した公園づくりについて：ランドスケープ研究，

80（2），123-124
22）一般社団法人日本公園緑地協会（2018）公園緑地マニュアル 平成29年度版，一般社団法人日本公園緑地協会，p.5
23）小澤紀美子（2011）こどもの発育と子育てのための公園のあり方，公園緑地72（2），4-6
24）押田佳子（2017）未就学児を対象とした子育てしやすい公園遊び：都市公園217，10-13
25）北九州市建設局公園緑地部緑政課（2007）子育て母さんの声を、公園にー子育てに配慮した乳幼児コーナーづくりー，公園緑地 68（3），17-19
26）さぽーたーぼしゅう，長岡市ＨＰ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/supporter.html（令和3年2月9日閲覧）
27）長岡市政だより（平成28年1月／第736号），長岡市ＨＰ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/elibrary/kouhou/nagaoka/file/h2801.pdf（令和3年2月10日閲覧）
28）仲良く遊ぼう安全に，一般社団法人 日本公園施設業協会ＨＰ https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/（令和3年2月10日閲覧）
29）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成24年3月 国土交通省），都市公園におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインについて，国土交通省ＨＰ kohttps://www.mlit.go.jp/toshi/park/parkun.html（令和3年2月10日閲覧）
30）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会，国土交通省ＨＰ https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000110.html（令和4年1月31日閲覧）
31）だれもが遊べる児童遊具広場の整備について，東京都建設局ＨＰ https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/kouen0086.html（令和4年1月31日閲覧）
32）新着情報，吉田ふれあい広場ＨＰ http://www.yoshida-fureai.com/news/6754.html（令和3年2月10日閲覧）
33）バリアフリーマップ，東京都公園公園協会ＨＰ https://www.tokyo-park.or.jp/map/oyamadairi_bf.pdf（令和3年5月28日閲覧）
34）みーんなの公園プロジェクトＨＰ https://www.minnanokoen.net/（令和3年2月15日閲覧）
35）武田信子（2007）乳幼児の子育てを支援する地域の公園：公園緑地68（3），11-13
36）足立区都市建設部みどりと公園推進室公園管理課（2011）地域ボランティアによる子育て支援：公園緑地72（2），16-18
37）札幌市 環境局 みどりの推進部 みどりの管理課（2012）幼児の公園利用に配慮した「キッズコーナー」の整備，公園緑地72（5），30-32
38）地方分権改革有識者会議 第41回提案募集検討専門部会配布資料，内閣府ＨＰ https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/tebukai41shiryou04_1.pdf（令和3年2月15日閲覧）
39）子育て支援プログラム,愛知県児童総合センターＨＰ https://www.acc-aichi.org/parenting/sofubo-enogu/（令和3年2月15日閲覧）
40）千秋が原地区全天候型施設デザイン設計業務，デザイン研究開発 2007年度活動報告[3]，長岡造形大学ＨＰ http://www.nagaoka-id.ac.jp/contents/pdf/rd/pdf_rd_200703.pdf（令和3年2月15日閲覧）
41）第一運動公園，逗子市ＨＰ http://www.city.zushi.kanagawa.jp/sports/daiichi-kouenn/（令和3年2月15日閲覧）
42）新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書,P25-26，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html（令和3年2月15日閲覧）
43）プレイヴィル 安満遺跡公園，ボーネルンドプレイヴィルＨＰ https://playville.bornelund.co.jp/playville-amaiseki-park/（令和3年2月15日閲覧）
44）吉田ゆり：子育ての場としての公園：公園緑地72（2），10-12
45）てくてく・子育て相談，長岡市ＨＰ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/event_soudan.html（令和元年10月28日閲覧）
46）てくてく・ぎゃらりー，長岡市ＨＰ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/gallery_11.html（令和元年10月28日閲覧）
47）群馬県キッズハッピーネットワークとは,観音山ファミリーパークＨＰ

http://www.kfp-tomo.org/support/（令和3年2月15日閲覧）
48）令和２年度版　子育て情報誌「ざまっぷ」，座間市ＨＰ http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1191216057077/index.html（令和3年2月15日閲覧）
49）子育て支援（森のようちえん），公園での取り組み，大野極楽寺公園ＨＰ https://www.ohnogokurakujikouen.jp/efforts.html#kosodate（令和3年2月15日閲覧）
50）森のようちえんとは，NPO法人森のようちえん全国ネットワーク連盟ＨＰ http://morinoyouchien.org/about-morinoyouchien（令和3年2月15日閲覧）
51）森川みゆき（2013）子どもの身近な遊び場を考える その3 ―プレイパーク開設場所の実態から―：八洲学園大学紀要 第9号，75-80
52）「開催までの手順」，プレーパーク（子どもたちの森公園、他） 千葉市ＨＰ http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/pure-pa-ku.html（令和3年2月15日閲覧）
53）宮崎県 幼児期における環境学習マニュアル，宮崎県ＨＰ https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/gakushu/contents/youjiki/（令和3年2月15日閲覧）
54）グローイングアップ・ワイルド（Growing Up WILD），一般財団法人公園財団ＨＰ https://www.prfj.or.jp/business/human/human01.html（令和3年2月15日閲覧）
55）今治自然塾　幼児環境教育プログラム「森育（もりいく）」，今治市ＨＰ https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/moriiku/（令和3年2月15日閲覧）
56）椎野 亜紀夫（2019）保育施設の園外活動による都市公園利用様態と利用者属性との関係性，ランドスケープ研究，82(5)，487-492
57）代替園庭の公園・児童遊園の整備に対する意見公募の結果公表，千代田区ＨＰ https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/p-comment/h27/h280105.html（令和3年2月15日閲覧）
58）令和2年版 厚生労働白書p.181,182，厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/content/000735866.pdf（令和3年2月15日閲覧）
59）子育てナビ，長岡市ＨＰ https://nagaoka-city.mamafre.jp/archives/service/ichiji-kosodatenoeki/（令和3年1月11日閲覧）
60）一時保育について，ご利用にあたり 寺山公園子育て交流施設い～てらすＨＰ https://e-terrasse.jimdofree.com/ご利用にあたり/（令和4年1月11日閲覧）
61）見える化改革報告書「公園・霊園事業」（平成 30 年 7 月 12 日 東京都建設局)p.63，東京都ＨＰ http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi17/02-2_kensetu/sankousiryou.pdf（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
62）都市公園法運用指針（第 4 版）（平成 30 年 3 月 国土交通省都市局）
63）都市公園法改正のポイント，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
64）建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）について，国土交通省ＨＰ https://www.mlit.go.jp/common/001255083.pdf（令和 4 年 1 月 11 日閲覧）
65）建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）について，国土交通省ＨＰ https://www.mlit.go.jp/common/001255084.pdf（令和 4 年 1 月 11 日閲覧）
66）都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について，国土交通省都市局公園緑地・景観課長ほか通達　平成 29 年 6 月 15 日，国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/common/001211373.pdf（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
67）都市公園における保育所等施設の占用に関するパンフレット（地域住民も子どもも元気になる公園保育所の OPEN に向けて），国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
68）保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会，平成 27 年度横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業「都市公園を活用した保育施設の設置に関するガイドライン作成，これからの保育施設と公園マネジメントの可能性-平成 27 年度研究会報告書-，2016 年 3 月
69）福岡市資料，中比恵公園保育所占用事業概要（平成 29 年 4 月 4 日）
70）平成 29 年 4 月開所予定分内装整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付（神奈川区反町公園内）募集要項（平成 28 年 横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課）

71）平成２７年度 豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】ふれあい緑地（３－２街区）Ver.（平成 27 年度 3 月 豊中市こども未来部こども政策課）
72）中比恵公園内認可保育所 設置・運営者公募要領（平成 29 年 4 月開設分）（平成 28 年 3 月 福岡市こども未来局）
73）「都市公園における保育所占用許可基準」，大阪市ＨＰ
http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000444692.html（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
74）福岡市資料,中比恵公園占用許可条件
75）記者発表資料「日本工業規格（JIS）を制定・改正しました（平成 29 年 7 月分）～案内用図記号などの JIS を制定・改正～（平成 29 年 7 月 20 日）」（資料 2）案内用図記号の JIS 改正，経済産業省ＨＰ https://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170720002/20170720002.html（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
76）社会福祉法人春陽会 中比恵ソレイユガーデン保育園，福岡市保育協会ＨＰ
http://www.hoiku.or.jp/search/page.php?en_no=02032（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
77)保育所整備の手引き－整備希望の皆様へ－（令和 3 年 8 月版 横浜市こども青少年局こども施設整備課）p.8，横浜市ＨＰ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.files/tebiki01.pdf（令和 3 年 10 月 26 日閲覧）
78）（仮称）代々木公園原宿門保育施設設置・運営事業者募集要項（平成 28 年 渋谷区こども家庭部）
79）品川区立西大井広場公園内認可保育所整備・運営事業者の選定に係る簡易型プロポーザル実施要領（平成 28 年 品川区子ども未来部）
80）都立汐入公園内私立認可保育所整備・運営事業者公募要領（平成 27 年 9 月 荒川区）
81）子ども施設環境配慮手引書 子ども施設と地域との共生に向けて（平成 29 年 1 月 大阪府），大阪府ＨＰ http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/kodomo_tebiki.html（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
82）田中稲子ほか（2009）横浜市における駅前保育施設の園外活動の場としての街区公園利用とその評価に関する研究，都市計画論文集，44-3，373-378
83）「園庭なし」の認可保育所　都心で顕著　市民団体 100 市区調査，東京新聞 2017 年 10 月 14 日朝刊
84）園庭のない保育園の子どもたちを応援する事業（子どもたちの「ヒーローバス」運行プロジェクト），目黒区ＨＰ http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/cf-project-jigyonaiyo.html（令和 4 年 3 月 3 日閲覧）
85）保育所保育指針,平成 29 年厚生労働省告示第 117 号,第 4 章
86）都市公園内への保育所設置について（2016 年 9 月 1 日 仙台市建設局百年の杜推進部公園課），第 74 回杜の都の環境をつくる審議会 資料，仙台市ＨＰ https://www.city.sendai.jp/hyakunen-chose/kurashi/shizen/midori/shingikai/kankyo/documents/74_shiryou3.pdf（令和 3 年 2 月 15 日閲覧）
87）三輪律江,尾木まり編著（2017）まち保育のススメ，萌文社，p.111-112

資料編

（事例集）

１．調査事例一覧

表-１　調査事例一覧（子育て支援全般）

区分	No.	特徴	公園名	公園種別	開園面積(ha)	所在地	事例集での掲載頁
施設の整備（ハード面）	1	未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」の設置	水城公園	総合	12.5	埼玉県行田市	事例- 8～10
	2	東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置	都立武蔵野の森公園	広域	38.5	東京都府中市、調布市、三鷹市	事例-11～13
	3	再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置	第一運動公園	地区	5.5	神奈川県逗子市	事例-14～16
	4	新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営	千秋が原南公園	近隣	2.0	新潟県長岡市	事例-17～19
	5	公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置	一ノ木戸ポプラ公園	街区	1.3	新潟県三条市	事例-20～23
	6	屋内型子育て支援施設の設置と運営	蓮華寺池公園	総合	30.7	静岡県藤枝市	事例-24～26
	7	官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置	鶴見緑地	広域	122.6	大阪府大阪市	事例-27～29
	8	全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として、子どもの遊びを専門とする民間会社を選定	安満遺跡公園	総合	21.8	大阪府高槻市	事例-30～32
	9	官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・運営	府営久宝寺緑地	広域	38.4	大阪府八尾市	事例-33～35
	10	再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置	本城西公園（ほか）	近隣	1.7	福岡県北九州市	事例-36～37
子育て支援の取組（ソフト面）	11	県民参加による多様な子育て支援プログラムの実施	観音山ファミリーパーク	広域	60.3	群馬県高崎市	事例-38～40
	12	プレーパーク受け入れの手続き	御成台公園（ほか）	近隣	3.5	千葉県千葉市	事例-41～43
	13	利用者の意見を反映させた子育て支援プログラムの実施	幕張海浜公園	広域	68.4	千葉県千葉市	事例-44～46
	14	地域・教育事業と連携した子育て支援	都立小山内裏公園	総合	45.9	町田市、八王子市	事例-47～49
	15	私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り	神田児童公園（ほか）	街区	0.2	東京都千代田区	事例-50～52
	16	乳幼児対象のプレーパーク「おひさまぴよぴよ」の開催	都立光が丘公園	総合	60.7	東京都練馬区	事例-53～55
	17	「森のようちえん」開催や子育て支援のサービス提供	大野極楽寺公園	総合	38.4	愛知県一宮市	事例-56～58
	18	乳幼児用の環境教育プログラム「moricco（もりっこ）」を実施	今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）	総合	33.9	愛媛県今治市	事例-59～61

表-２　調査事例一覧（保育所等施設占用）

区分	No.	特徴	公園名	公園種別	開園面積(ha)	所在地	開所年月日	備考	事例集での掲載頁
保育所等施設の設置	1	地域の商店街・町内会が設置・管理に参画	中山とびのこ公園	近隣	1.2	宮城県仙台市	H29.4.1	国家戦略特区法	事例-64～67
	2	地域住民による施設利用にも配慮	都立汐入公園	総合	12.9	東京都荒川区	H29.4.1	国家戦略特区法	事例-68～71
	3	交通の便の良い駅の近隣にある公園に保育所を設置	西大井広場公園	近隣	1.3	東京都品川区	H29.4.1	国家戦略特区法	事例-72～74
	4	公園内の旧管理詰所を有効活用して改修	反町公園	近隣	2.4	神奈川県横浜市	H29.4.1	国家戦略特区法	事例-75～79
	5	保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用	ふれあい緑地	緩衝緑地	12.9	大阪府豊中市	H29.12.1	国家戦略特区法	事例-80～83
	6	都市の中心部にある公園に保育所を設置	中比恵公園	近隣	1.3	福岡県福岡市	H29.4.1	国家戦略特区法	事例-84～87
	7	都市の中心部にある公園にこども園を設置	都立代々木公園	総合	54.1	東京都渋谷区	H29.10.1	国家戦略特区法	事例-88～91
	8	周辺保育所の利用が多い公園に保育所を設置	都立木場公園	総合	23.9	東京都江東区	H30.4.1	国家戦略特区法	事例-92～94
	9	子育て支援のためのカフェと屋内プレイスペースを設置	都立和田堀公園	総合	26	東京都杉並区	H30.4.1	国家戦略特区法	事例-95～97
	10	再整備した子どもの遊び場に隣接して保育所を設置	しながわ区民公園	総合	12.7	東京都品川区	H30.4.1	国家戦略特区法	事例-98～101
	11	保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用	羽鷹池公園	街区	2.6	大阪府豊中市	H30.4.1	国家戦略特区法	事例-102～105
	12	交通公園内の使用されていない建物の跡地に保育所を設置	久保公園	街区	0.69	兵庫県西宮市	H30.4.1	国家戦略特区法	事例-106～108
	13	公共施設の更新のため新設公園に保育所を設置	宮前公園	近隣	1.9	東京都荒川区	H30.7.1	国家戦略特区法	事例-109～111
	14	駅前の利便性を活かして公園に保育所を設置	南砂三丁目公園	近隣	3.9	東京都江東区	H30.8.1	都市公園法改正	事例-112～115
	15	公設公営の保育所を設置	都立東綾瀬公園	総合	15.8	東京都足立区	H30.9.3	国家戦略特区法	事例-116～119
	16	保育所の設置に立体都市公園制度を活用	水谷橋公園	街区	0.06	東京都中央区	R2.4.1	立体都市公園制度	事例-120～122

２．サブインデックスによる整理

事例集を参照、検索しやすくするために表-3のようにサブインデックスを設定し、事例集（子育て支援全般及び保育所等施設占用）における計34の掲載事例を施設の整備（ハード面）及び子育て支援の取組み（ソフト面）毎にサブインデックスにより、表-3、4のように整理した。なお、表-3、4における事例No.は、子育て支援全般におけるNo.とし、保育所等施設占用の事例が該当する場合には、No.欄では、保育と記載し、公園名で該当公園を記載した。

表-３　サブインデックスの設定

	サブインデックス	整理の基準	整理区分
共通項目	①公園種別	都市公園の種別で区分する。	1 街区公園 2 近隣公園 3 地区公園 4 総合公園 5 運動公園 6 広域公園
	②実施場所	手法が実施された公園内の場所について、屋外、屋内の施設、その両方で区分する。	1 主に屋外 2 主に屋内 3 屋外と屋内の両方
	③新設、再整備、改修等注)	新　設：新たな公園として整備するもの。 再整備：既存公園の全体の施設内容やレイアウト等を変更するもの。 改　修：一部の施設の追加・取替や部材の改善等を実施するもの。	1 新設の公園 2 既存公園に施設を再整備 3 既存公園の施設を改修 4 既存施設をそのまま活用
	④実施主体、連携先	設置された施設の計画・施工、プログラムの企画・実施等、該当する手法の実施主体となった組織等で区分する。 併せて、手法の実施に当たり連携した組織等があった場合も区分する。	1 地方公共団体（公園） 2 地方公共団体（公園以外） 3 指定管理者 4 民間団体・事業者 5 市民
期待される役割	⑤子育てしやすい環境の創出	子育てをしやすくするための施設設置や、プログラム等による機会の提供がある場合。	1 子どもの居場所 2 子連れで過ごしやすい場 3 おむつ替え、授乳、見守りの場 4 保育の場や機会
	⑥保護者の不安解消	子育て中の保護者に対する、子育てに関する不安解消を目的としたサービス提供がある場合。	1 親子の交流の場や機会 2 相談・助言・講習会の機会 3 情報の提供
	⑦子どもの健全な育成	乳幼児に対して、遊び・学び・交流の場やプログラム提供がある場合。	1 遊びの場や機会 2 自然とのふれあいの場や機会 3 多世代との交流の機会

注）本技術資料では、新設、再整備、改修を上記のように定義した。

表-4　掲載事例のサブインデックスによる整理（施設の整備（ハード面））

区分	No.	特徴	公園名	①公園種別						②実施場所			③新設、再整備、改修等				④実施主体、連携先					⑤子育て環境				⑥不安解消			⑦健全な育成		
				1 街区公園	2 近隣公園	3 地区公園	4 総合公園	5 運動公園	6 広域公園	1 主に屋外	2 主に屋内	3 両方	1 新設の公園	2 既存公園に施設を再整備	3 既存公園の施設を改修	4 既存施設をそのまま活用	1 地方公共団体（公園）	2 地方公共団体（公園以外）	3 指定管理者	4 民間団体・事業者	5 市民	1 子どもの居場所	2 子連れで過ごしやすい場	3 おむつ替え、授乳、見守りの場	4 保育の場や機会	1 親子の交流の場や機会	2 相談・助言・講習会の機会	3 情報の提供	1 遊びの場や機会	2 自然とのふれあいの場や機会	3 多世代との交流の機会
施設の整備（ハード面）	1	未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」の設置	水城公園				○					○		○			◎	●	●			○	○	○		○	○	○	○	○	
	2	東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置	都立武蔵野の森公園						○	○				○			◎	●	●			○	○	○		○	○	○	○		
	3	再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置	第一運動公園			○				○				○			◎	◎	●		●	○	○	○		○	○	○	○		
	4	新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営	千秋が原南公園		○					○			○				●	◎				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置	一ノ木戸ポプラ公園	○						○			○				◎	●	●			○	○	○	○	○	○	○	○		
	6	屋内型子育て支援施設の設置と運営	蓮華寺池公園				○			○				○			◎		●			○	○	○		○	○	○	○		○
	7	官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置	鶴見緑地						○			○		○			◎			●		○	○	○		○			○	○	○
	8	全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として、子どもの遊びを専門とする民間会社を選定	安満遺跡公園				○					○	○				●	◎		●		○	○	○					○	○	
	9	官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・運営	府営久宝寺緑地						○		○			○			◎		●	●		○	○	○							
	10	再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置	本城西公園（ほか）		○						○			○			◎				●	○	○	○					○		
	17	休憩所の改修による授乳スペースの設置	大野極楽寺公園				○			○					○		◎		●				○	○							
	保育	公園内における保育所等施設の占用[注3)]	中山とびのこ公園（ほか）	○	○	○	○	○		○				○			●	◎	◎	◎		○	○	○	○						

注１）④実施主体、連携先の◎は実施主体、●は連携先

注２）No.12 の行以下は、子育て支援の取組（ソフト面）及び保育所等施設占用で収集した事例であるが、施設の整備（ハード面）の面でも特徴が見られたため掲載した。

注３）保育所等施設の占用では様々なケースが考えられるため、該当すると考えられるものを記載した。

表-５　掲載事例のサブインデックスによる整理（子育て支援の取組（ソフト面））

区分	No.	特徴	公園名	①公園種別						②実施場所			③新設、再整備、改修				④実施主体、連携先					⑤子育て環境				⑥不安解消			⑦健全な育成		
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3
				街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	主に屋外	主に屋内	両方	新設の公園	既存公園に施設を再整備	既存公園の施設を改修	既存施設をそのまま活用	地方公共団体（公園）	地方公共団体（公園以外）	指定管理者	民間団体・事業者	市民	子どもの居場所	子連れで過ごしやすい場	おむつ替え、授乳、見守りの場	保育の場や機会	親子の交流の場や機会	相談・助言・講習会の機会	情報の提供	遊びの場や機会	自然とのふれあいの場や機会	多世代との交流の機会
子育て支援の取組（ソフト面）	11	県民参加による多様な子育て支援プログラムの実施	観音山ファミリーパーク						○	○						○			◎	●								○			○	○	
	12	プレーパーク受け入れの手続き	御成台公園ほか		○						○					○	◎			●		○	○			○			○	○	○
	13	利用者の意見を反映させた子育て支援プログラムの実施	幕張海浜公園						○	○						○			◎	●						○	○		○		
	14	地域・教育事業と連携した子育て支援	都立小山内裏公園				○			○						○			●	◎						○					
	15	私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り	神田児童公園（ほか）	○						○						○	◎	◎				○		○	○				○		
	16	乳幼児対象のプレーパーク「おひさまぴよぴよ」の開催	都立光が丘公園				○				○					○	●		●	◎		○	○			○		○	○	○	○
	17	「森のようちえん」の開催	大野極楽寺公園				○					○				○			●	◎					○	○			○	○	
	17	「赤ちゃんの駅」の登録	大野極楽寺公園				○			○						○		●	◎				○	○							
	18	乳幼児用の環境教育プログラム「moricco（もりっこ）」を実施	今治西部丘陵公園（しまなみｱｰｽﾗﾝﾄﾞ）				○			○			○				◎		○										○	○	
	4	「子育て相談」の開催	千秋が原南公園		○					○			○				●	◎			●						○					
	保育	周辺保育所の園庭としての公園利用	都立木場公園				○				○					○			◎			○							○	○	

注１）④実施主体、連携先の◎は実施主体、●は連携先

注２））No.21 の行以下は、施設の整備（ハード面）及び保育所等施設占用で収集した事例であるが、子育て支援の取組（ソフト面）の面でも特徴が見られたため掲載した。

事例集の見方（保育所等施設占用以外）

都市公園で子育て支援（保育所等施設占用以外）を実施している地方公共団体へのアンケート調査結果をもとに、以下の事項についてとりまとめた。

◆概要

子育て支援を実施している該当公園の概要について、以下の項目について記載した。

項　目	記載内容
公園名	施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組み（ソフト面）が行われている公園の名称。なお、子育て支援の取組み（ソフト面）において、同様の取組が他の公園でも行われている場合は、特定の公園名の後に（ほか）と記載した。
公園種別	住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園、国営公園、緩衝緑地等の種別
面積	計画面積及び調査時点の開園面積 （計画面積( )内は開園面積）例：52.1ha(40.5ha)
開園年月	最新の開園年月
所在地	該当する公園の所在地
公園管理者	自治体等の公園管理者。() 内は主な担当課
指定管理者	指定管理者がいる場合の指定管理者名
図面等	都市内での配置図、公園平面図、施設写真、子育て支援の取組み（ソフト面）ではイベント等の写真等
都市内での配置	該当公園の都市内での地理的位置や交通機関からのアクセス、周辺の土地利用や主要施設の状況など
公園の特徴	該当公園の子育て支援上の特徴

◆ハード面

項　目	記載内容
背景と目的	主に、施設の整備（ハード面）の事例において、当該施設の整備にいたった背景及び目的
実施プロセス	当該施設の整備にいたるまでのプロセス
内容	当該施設の整備概要、事業費等

◆ソフト面

項　目	記載内容
背景と目的	主に、子育て支援の取組（ソフト面）の事例において、その実施にいたった背景及び目的
内容	当該取組みの実施概要等
支援体制	当該取組みの実施にあたっての関連部局や関連団体等との連携や役割分担、支援体制

◆事業効果

施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組（ソフト面）の実施によって、利用者増や利用活性化などの事業効果の回答があった事例について記載した。

◆その他の取組状況

事例の対象とした施設の整備（ハード面）または子育て支援の取組（ソフト面）以外に、特に補足しておくべき取組がある場合に記載した。

◆配慮事項

子育て支援機能を発揮するために配慮していることとして、安全面（公園まで、公園内）、防犯、衛生面のほか、「その他」として以下の項目に対しての回答があった場合に記載した。

項目	記載内容
その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ②子どもの健全な成長への配慮 ③子どもの年齢層への配慮 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ⑧その他

◆備考

・事例の対象とした施設の整備（ハード面）及び子育て支援の取組（ソフト面）の課題または公園全体の課題等について回答があった場合について記載した。

・出典や用語の説明等補足的に説明が必要な場合に記載した。

１．未就学児専用の子育て支援施設「きっずぷらざあおい」を設置

公園名	水城公園	公園種別	総合公園	面積	15.40ha (12.47ha)	開園年月	昭和 39 年 4 月
所在地	埼玉県行田市水城公園 1249		公園管理者	行田市（都市整備部都市計画課）			



水城公園　平面図（行田市提供資料より作成）



外観（行田市 HP より）



きっずぷらざあおいプレイルーム



屋外公園部分の遊具

（写真提供：行田市）

都市内での配置	市の中心市街地にある。
公園の特徴	水城公園は忍城の外堀を利用して、中国江南地方の水郷式造園の手法を取り入れた水郷公園として整備された公園で、園内には市民広場、庭園、錦鯉池、しのぶ池、あおいの池

		などがあり、四季を通じて、桜、古代蓮、花菖蒲、ツツジ、ホテイアオイなどが咲き、市民の憩いの場として、家族連れや釣人で賑わっている。また、園内にある忍城址は、観光客に人気の高いエリアとなっている。
ハード面	背景と目的	○背景 ・本市のシンボルともいえる水城公園は、多くの市民や観光客の憩いの場として親しまれているが、子育て中の親とその子どもが休憩できる施設がない状況であった。 ○目的 ・幼児が体を動かし、自然と触れ合う場の提供。 ・妊娠期から母親等が相談できる場を提供することで、育児負担の軽減と育児の孤立化防止を図る。 ・地域の子育て親子や世代間、子ども連れの観光客の交流を促進し、地域振興を図る。
	実施プロセス	○きっずぷらざあおい （ハード） 平成 25 年 5～8 月　建物改修設計（旧管理事務所） 平成 25 年 12～平成 26 年 3 月　建物改修工事 平成 25 年 4～9 月　公園整備設計 平成 25 年 11～平成 26 年 3 月　公園整備工事 （ソフト） 平成 26 年 3 月　委託先募集、決定 平成 26 年 4 月 12 日（土）　開所
	内容	○きっずぷらざあおい （建物部分） 構造：木造 1 階建て、延べ床面積：162.3 ㎡ 建物内：プレイルーム、多目的室、ロッカールーム、トイレ（大人用、子ども用） ※大人用トイレは、多目的トイレとして車椅子の方も利用可能。 ※建物と公園に入るには、スロープ設置済。 都市公園法上の分類：教養施設（水城公園学習棟） （屋外公園部分） 面積：1268.03 ㎡（フェンスで囲われている） 施設：ふわふわドーム、複合遊具、水遊び場 ○事業費 「キッズプラザあおい」施設関連（施設費及び屋外広場整備費） 建物関連　20,191,500 円（設計 1,018,500 円、工事 19,173,000 円） 屋外公園関連　32,982,300 円（設計 1,941,450 円、工事 31,041,150 円） 助成金　4,500,000 円（埼玉県ふるさと創造資金）
ソフト面	内容	（きっずぷらざあおい） ○事業概要 ・地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、保護者の子育ての不安感等を緩和することを目的とする。 ○運営体制 ・常時２人以上の職員を置く。（現在は午前３名、午後２名） ○開園時間 ・年末年始を除く　8：30～17：00（火曜日は屋外広場のみ開放） ○講座の事例（毎月行うものではなく、月ごとに代わることがある。） ・マタニティサロン、お父さんサロン、ベビーマッサージ教室、子育て相談ほか
	支援体制	都市整備部都市計画課：公園整備設計・工事 建設部営繕課：建物改修設計・工事 健康福祉部子ども未来課：運営委託法人選定 きっずぷらざあおい運営受託者（NPO 法人子育てネット行田）：きっずぷらざあおいの運営のほか、屋外公園部分の日常清掃（落ち葉清掃、遊具の掃除等）
事業効果		（公園） ・市民の憩いの場として利用されており、健康増進のためのウォーキング、家族連れや釣人の利用が多い。※利用促進の取り組み実績なし。 （きっずプラザあおい） ・開所以降の来場者数について把握しており、年間のべ３万人ほどの来場者がいる。 ・利用促進の取り組みとして、ベビーマッサージ等乳幼児とその保護者向けの講座を実施している。
その他の取組状況		○本公園における再整備において、子育て支援を向上させる取組 ・ジャブジャブ池、遊具、ユニバーサルデザイントイレの整備を予定。 ・平成 30 年 9 月に行田市の指定有形文化財「旧忍町信用組合店舗」を移築してオープンしたカフェの運営事業者からの提案で店内には、キッズスペースや授乳スペース等があり、キッズメニューなどもある。

		○本公園内（未供用部分）の児童センターとの連携について ・隣接する児童センターの公園におけるイベントの実施事例なし。
配慮事項	安全面	○公園まで ・直接園内にアクセスできる駐車場が整備されている。市道により公園が東西に分かれているが、歩道と横断歩道が整備されているため、移動の際の安全が確保されている。 ○公園内 ・除草や樹木の剪定などの定期的な園内管理、公園内の遊具点検の実施、火気の使用を禁止。
	防　犯	・園内灯の点灯、園内の除草や樹木の剪定を定期的に行い園内の見通しを確保。
	衛生面	・定期的にトイレ清掃や園内清掃（ごみ等）を行い、衛生面に配慮している。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・多目的トイレにおむつ替えの場所がある。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・子どもが自然に触れられるほか、園内にある忍城址では歴史的文化遺産の学習の場として教養を養うことができる。 ③子どもの年齢層への配慮 ・子ども用の遊具のほか、高齢者向けの健康器具も設置している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・園内各所にベンチを配置、多目的トイレの設置
備考		○少子高齢社会への対応についての課題等 ・昭和３０年代～４０年代に開設した公園が多く公園施設の老朽化が深刻であり、誰もが安心安全に利用できるよう公園施設（遊具、トイレ等）の更新やバリアフリー化が必要である。 ・地域の街区公園について、除草等の日常管理を自治会に委託しているが、今後自治会内の高齢化が更に進行することで、管理できない自治会が増え、地域コミュニティの場としての公園機能が希薄化してくる。

（平成 30 年 11 月調査時点）

２．東京都の施策「安心で自由な子どもの遊び場の整備」を受け、未就学児用施設「のびのび親子館」を設置

公園名	都立武蔵野の森公園	公園種別	広域公園	面積	38.8ha (38.5ha)	開園年月	平成 12 年 4 月
所在地	東京都府中市朝日町 3 丁目、調布市西町、三鷹市大沢 5・6 丁目			公園管理者	東京都（西部公園緑地事務所）		
				指定管理者	（公財）東京都公園協会		



のびのび親子館
（サービスセンター内）

（出典：（公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/map/musashinonomori_map_20190702.pdf（令和 3 年 2 月 22 日閲覧）より作成）

武蔵野の森公園　平面図



のびのび親子館



のびのび親子館

（出典：（公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/facilities058.html（令和 3 年 2 月 22 日閲覧））

都市内での配置	調布飛行場に隣接、公共施設・学校、住宅地等に囲まれている。
公園の特徴	・調布飛行場を挟んで北地区、南地区に分かれ、北地区は中央に大芝生広場がありファミリーのピクニック的利用中心、南地区は周辺各市が運営するスポーツ施設が多くを占めスポーツ利用中心。 ・公園のサービスセンター内に未就学児が遊べる「のびのび親子館」がある。

ハード面	背景と目的	（のびのび親子館） ○背景 ・子育て支援のまちづくりを推進するために『10 年後の東京』への実行プログラム 2010」（平成 22 年 1 月）において事業（事業年度平成 22～24 年度）として「のびのび親子館」の設置が施策化された。 事業の柱は、①幼児とその保護者がが安心して遊び、見守ることができる「わくわく広場」、②休憩や雨天時の利用を想定した「親子のびのび館」、③小学生以下を対象にこれまで禁止されていたキャッチボールの等の球技を気兼ねなく行える「いきいき運動広場」の 3 つで構成された。 ○目的 ・子供が安心して自由に遊ぶことができる空間を提供すること。
	実施プロセス	平成 22 年 1 月　施策化 平成 26 年 4 月　利用開始
	内容	○建築概要 ・構造：鉄骨造　・建築面積：125 ㎡　・延べ床面積：125 ㎡ ○施設概要 ・都市公園法上の分類：休養施設 ・キッズコーナー、赤ちゃんコーナー、倉庫、洗面所
ソフト面	背景と目的	－
	内容	○利用概要 時間：通年（年末年始を除く）午前 10 時～午後 4 時 利用形態： ・小学生未満の乳幼児と保護者等（大人 1 人につき子ども 5 人まで） ・館内の利用は 30 人程度を限度とし、状況に応じて入場を制限する場合がある。 ・「赤ちゃんコーナー」は 0～2 歳までの子どもと保護者の方のみ。 （団体利用の場合） 時間：毎週水曜日（ただし、祝日は除く） 利用時間：①10 時～12 時、②12 時～14 時、③14 時～16 時の 3 コマ 利用団体；1 団体 20 名以上の子供の利用とする。（小学生未満） ○利用促進 ・利用促進イベント実施の際、園内、近隣市内等に周知している。 ○イベントの例 ＜「おはなしキャンプ」のおはなし会＆工作＞ 日時：平成 31 年 3 月 23 日（土）午後 1 時 30 分～ 内容：絵本の読み聞かせ、工作 参加費：無料 協力：おはなしキャンプ ＜親子ストレッチたいそう＞ 日時：　平成 31 年 3 月 13 日（水）午前 10 時～11 時 内容：・お母さんの日頃のストレスを軽減するヨガストレッチ ・季節の変わり目によく感じる不調の整え方を学びましょう ・お子様と一緒にご参加できます ・終了後、子育てのとまどいなどをチャイルドコーディネーターの資格を持つ講師とお話しができます。協力：ヨガインストラクター、チャイルドコーディネーターの資格をもつ講師 申込：事前申し込み必要（サービスセンター窓口へ直接、または電話）。参加無料 定員：親子 20 組程度（先着順）
	支援体制	（指定管理者：（公財）東京都公園協会）のびのび親子館の管理運営
事業効果		○利用状況 ・入館時利用カードに記入してもらい、利用状況を集計している。
配慮事項	安全面	○公園まで ・歩道のバリアフリーが確保されている ○公園内 ・入園後、入館までバリアフリーが確保されている
	防　犯	・サービスセンター窓口を経由して入館するため、見知らぬ大人が入り込まない。
	衛生面	・サービスセンター建物内、園内トイレ、園地全域に定期的に清掃を行っている。

	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・誰でもトイレ、授乳室（おむつ替え兼）がある。 ③子どもの年齢層への配慮 ・幼児用室内遊具、絵本等を幅広く用意している。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・サービスセンターにて職員が常時管理している。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・イベントにて子育て専門家のアドバイスを受ける機会提供。 ・館内に「自由ノート」を置いて利用者同士の交流をサポート。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・サービスセンター中庭のデッキにテーブルを設置し飲食利用に提供。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・毎月数回、ボランティア指導者による子育て支援イベントを実施。 （絵本読み聞かせ、歌や工作、親子体操など）
備考		（参考） ・大道和彦(2017) 東京都における子供の遊び場（子育てニーズ）に対応した公園づくりについて，都市公園 217、P14-17

（平成 30 年 11 月調査時点）

３．再整備に合わせ、児童館機能を持つ体験学習施設「スマイル」を設置

公園名	第一運動公園	公園種別	地区公園	面積	5.5ha (5.5ha)	開園年月	昭和 47 年 9 月
所在地	神奈川県逗子市池子 1 丁目 11−2	公園管理者	逗子市環境都市部緑政課				



（逗子市 HP：http://www.city.zushi.kanagawa.jp/sports/daiichi-kouenn/（令和 3 年 2 月 22 日閲覧）から引用）

第一運動公園平面図



体験学習施設受付



体験学習施設利用状況



乳幼児用コーナー（ほっとｽﾍﾟｰｽ）



こどものひろば

都市内での配置		逗子市池子地区に位置する当該地は、北西に池子の森、北東に神武寺鷹取山の「大規模緑地」と「斜面緑地」に東西を囲まれた住宅地域に囲まれた地区公園。公園からは山々が望め、公園東には池子川が隣接し、水と緑豊かな逗子の環境を体現できる公園である。市の中心的な位置にある公園は、広域避難場所に指定されている。
公園の特徴		体験学習施設のほかに野球場やテニスコート、弓道場等運動施設がある。夏季の屋外プール（流水、25m、幼児用）が運営しているときは、有料駐車場（110 台）が満車になるほど賑わっている。市の防災計画において、広域避難場所に指定されており、防災機能を備えた施設にもなる。
ハード面	背景と目的	○背景 ・これまで市内になかった児童館設置についての請願を受け、中高生で構成される検討委員会を立ち上げた。この検討委員会で児童館設置の可能性を検討した。そこでまとめられた報告書を踏まえて、児童館的機能を有す施設（体験学習施設「スマイル」：あくまでも児童館に準ずる施設という扱いであり、児童福祉法で定められた施設ではない。）の整備を含めた第一運動公園整備基本計画を策定するに至った。 ・第一運動公園は、軍事施設の跡地を整備している。 ○目的 ・市の中心的な位置にある当該公園内に、青少年の健全育成を主体とし、子どもからお年寄りまで、ふれあいを中心とした様々な活動が体験できる施設として整備された。
	実施プロセス	平成 22 年度　第一運動公園再整備基本計画 平成 22 年度～平成 23 年度　第一運動公園再整備基本設計 平成 23 年 9 月　プール閉鎖　平成 24 年 7 月～10 月　解体工事 平成 24 年 12 月～平成 26 年 3 月　建築工事 平成 25 年 2 月～平成 26 年 3 月　電気設備工事、機械設備工事 平成 25 年 8 月　一部供用開始（プール、有料駐車場、体験学習施設C棟、D棟） 平成 26 年 4 月　公園供用開始　平成 26 年 4 月　体験学習施設とカフェの名称募集 平成 26 年 4 月 26 日　体験学習施設供用開始（スマイル、ちょこっと：名称発表）
	内容	○建築概要　建築基準法上用途：集会場 構造：鉄骨構造、建築面積：2,41610 ㎡、延べ床面積：2,399.88 ㎡ ○施設概要 Ａ棟：プレイルーム、カフェ、トイレＡ Ｂ棟：乳幼児プレイルーム、幼児用トイレ、多目的室１・２、給湯室 C-1 棟：多目的室３、ラウンジ、多機能トイレ、男女トイレ C-2 棟：事務所、集会室、プール管理室、医務室、障がい者用トイレ、 障がい者用シャワー室、倉庫 Ｄ棟：男女プール更衣室、シャワー通路、男女トイレ、倉庫 Ｅ棟：多目的室４（演奏、演劇、映像鑑賞）、準備室、男女トイレ、男女シャワー Ｆ棟：多目的室５（屋内運動施設）、準備室 ○都市公園法上の分類：教養施設（体験学習施設） ○事業費 公園：総事業費 ・本体工事費：955,939,950 円（建築、機械、電気） うち補助（社会資本整備総合交付金）：506,230,000 円 基本計画 21,000,000 円、実施設計業務 38,325,000 円、解体工事 20,685,000 円 測量業務 844,200 円、地質業務 4,216,800 円、工事監理業務委託 8,925,000 円 「スマイル」の施設関連（施設費）： ・体験学習施設費（消耗品費 8,073,913 円、庁用備品 4,798,982 円、 機械器具費 2,296,385 円、その他備品 19,212,287 円）
	その他	・スマイルの整備に合わせて、隣接する「こどもひろば」を含めた公園の再整備を行った。設置されている遊具は既存のものもある。スマイル近くにある「滑り台」は、乳幼児の使用ができない等の課題も見られる。当初設置されていたハンモックは危険なため、撤去した。 ・スマイルは建物の構造上、各部屋に屋外から入ることが可能で、利用する際は職員が部屋の開錠を行っている。雨樋がなく、雨天時に雨漏りがする等の問題もある。 ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設に則した施設整備（トイレ等）
	背景と目的	・逗子市は、従来「青少年会館」を有していたが、同施設が廃止となった際に、職員を含めて体験学習施設に、子育て支援や子どもの居場所づくりの機能を移行させた。

ソフト面	内容	体験学習施設「スマイル」 ○事業概要 ・児童青少年の健全育成にかかる居場所づくり、各種講座の開催、イベントの実施 ・スマイルのプレイルームは、逗子市の５つの小学校区に設置された乳幼児と親のための遊び場「ほっとスペース」のひとつである（池子ほっとスペース）。 ・スマイルでのイベントは、年間 20 件程度実施している。参加対象は小学生～高校生だが、小学生の参加が多い。年間 1,500 名の参加がある。参加者には小学生も回答できる簡易なアンケートも実施し、要望等を把握している。 ・スマイルでは、0 歳児～4 歳児が親子で楽しめるよう逗子在住の現役ママ達が企画した「親子ひろば」を年１回開催している。参加者は 500 名程度。 ・ほっとスペースと隣接するカフェの運営は、逗子市社会福祉協議会へ委託している。 ・近くの保育園から歩いてきて、園庭的な利用もされている。
	支援体制	（市役所内の連携体制） ・緑政課：公園、緑地の計画、整備、管理 ・教育委員会教育部子育て支援課青少年育成係：体験学習施設「スマイル」管理・運営 ・スマイルの運営スタッフは 11 名で、そのうち 6 名は非常勤である。スタッフは保育士資格を必要としていないが、保有している者が採用されている。 ・文化スポーツ課（指定管理者で体育協会）：有料施設（運動施設、駐車場）を所管。 （市民参加） ・学生のサポートチーム（3～4 名）による運営支援
事業効果		・スマイルの年間利用者数の目標値は 4 万人であり、平成 26 年の開所以来これまで 2 万人程度で推移している。 ・スマイルの年間の利用者は、約 26,000 人（平成 29 年度）に達している。ほっとスペースやカフェを訪れる親子連れも増加していることから、公園の賑わいや幅広い世代の公園利用に繋がっていると考えている。
その他の取組状況		（管理運営） ・建物の防犯対策は夜間警備システム（セコム）。防犯カメラは、スマイル以外の公園内にも設置されている。迷惑利用者とは、夜間に施設近くでたむろする中高生のことで、施設の破壊やタバコの吸殻放置等が見られる。 （利用状況把握、利用促進） ・スマイルの利用者は市内に限定しておらず、市外からの利用者も見受けられる。利用する際には必ず登録をして、カードを作成する必要がある。利用状況の把握については、利用開始時にカードを提示して利用受付を行うため、入館・退館の管理、利用者の集計をシステム管理している。 ・館内の装飾、講座及びイベント等の実施、ＨＰ・ＳＮＳを活用した情報発信
配慮事項	安全面	・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設、遊具点検
	防　犯	・防犯カメラ設置
	衛生面	・トイレ、水飲場の充実、公園内の分煙実施
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳用の場所がある、幼児用トイレの設置、おむつ替えの場所がある等 ②子どもの健全な成長への配慮 ・スマイル内に学習室を設置、イベント時に児童青少年に関する啓発活動を実施 ③子どもの年齢層への配慮 ・Ａ棟プレイルーム内に設置 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・乳幼児と親のためのあそび場（ほっとスペース）の実施 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・ラウンジに掲示板やパンフレットスタンドを設置して情報提供、ほっとスペースやカフェにも掲示板等を設置して情報提供 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・ちょこっとカフェを設置、ほっとスペースとカフェの間に多目的トイレを設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・ほっとスペースにおけるイベントの実施
備考		P-PFI を活用した公園整備を実施予定。ニーズに対応した公園統廃合を今後検討。

（平成 30 年 11 月調査時点）

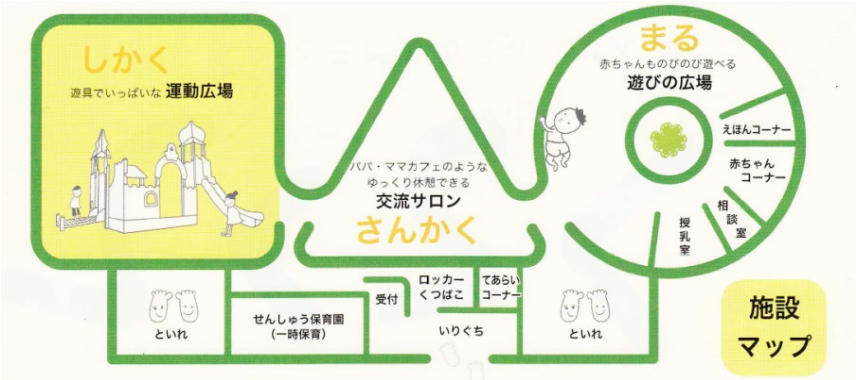
４．新設による子育て支援の拠点施設の整備と運営

公園名	千秋が原南公園	公園種別	近隣公園	面積	(2.0ha)	開園年月	平成 21 年 5 月
所在地	新潟県長岡市千秋 1 丁目 99 番地 6			公園管理者	長岡市（都市整備部都市施設整備課）		



（千秋が原地区全天候型施設デザイン設計業務資料 http://www.nagaoka-id.ac.jp/contents/pdf/rd/pdf_rd_200703.pdf(令和 3 年 2 月 22 日閲覧)より作成）
千秋が原南公園 平面図

都市内での配置図（国土地理院地図より作成）



子育ての駅千秋施設マップ（出典：子育ての駅千秋案内パンフレット）



千秋が原南公園



平成 21 年 5 月 5 日てくてくオープン時のようす

（出典：長岡市 HP https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/index.html（平成 30 年 3 月閲覧））

都市内での配置		信濃川の左岸、大手大橋の西詰に位置しており、この地域には、大型商業施設、医療機関、大学、スポーツ施設などがあり、長岡市の重要な地域として発展している。また、信濃川に近接しており、豊かな自然があり、堤防上には桜づつみ(桜並木)があり、多くの市民が散策、ウォーキングなどに利用され、市民の憩いの場として、広く愛されている場所に位置している。
公園の特徴		・公園内に保育士のいる子育て支援施設（子育ての駅千秋）を設置している。 ・駐車場（無料 100 台）があり市内外から大勢の利用がある。比較的、保育園や小学生などの利用が多い。
ハード面	**背景と目的**	・雪国の長岡では、冬の間、公園が雪で閉ざされてしまい、子どもの遊ぶ場や保護者の公園デビューの場、交流の場が無くなってしまうことから、「雨や雪の日でも、おもいっきり遊ばせる場所がほしい」、「屋根がある公園がほしい」といった声が市民から多く寄せられ、千秋が原南公園の中に屋根付き広場を整備する際に、子育て支援も含めた施設を設置した。
	実施プロセス	平成 13 年度　長岡駅前に開設した「ちびっこひろば」（屋内施設）での子育て支援の取り組みが好評であったことから、市民のニーズ調査を実施。子育て相談や親同士の交流の場が求められていることがわかった。 平成 14 年度　屋根付き公園施設の基本的事項を検討 平成 16 年度　全天候型公園施設の検討を経て「こども王国基本構想」を策定。構想に基づき千秋が原南公園（仮称）基本計画検討開始 平成 18 年度～19 年度　施設の機能や活用方法などを検討する「子どもの遊び場夢空間」市民検討会を組織。市内の長岡造形大学が設計に携わり、建物と内装をデザインしたほか、室内遊具を選定。 平成 20 年度　工事着手 平成 21 年 5 月 5 日　開園
	内容	○建築概要 子育ての駅千秋： ・子育ての駅千秋（愛称：てくてく）は、雨や雪の日でも子どもと思いきり遊べる全天候型の広場と保育士を配置するなどの子育て支援機能を一体的に整備した施設（教養施設、運動施設、休憩施設、管理施設）。 ・施設面積：約 1,280 ㎡ ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：運動施設、休養施設、教養施設、管理施設 ・地域子育て支援拠点事業（厚生労働省）における「一般型」の「常設の地域子育て支援拠点（拠点施設）」に該当する施設 ○施設概要 ・子育ての駅千秋：運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室（有料 1 時間 300 円） ・公園内には異なるテーマで円をモチーフにした“えんえん”が存在。えんえんには、砂場や遊具、植栽などがある。 ○事業費 ・約 6 億 9 千万円（うち子育ての駅千秋 約 4 億 4 千万円、公園 2 億 5 千万円） ・補助事業：都市公園事業（国庫補助事業） ・事業期間：平成 19 年度～平成 20 年度
	その他	・公園施設の所管は国土交通省、子育て支援施設の所管は厚生労働省であり、１つの建物内に２つの省が関係している。そのため、協議及び調整に苦労した。
ソフト面	**背景と目的**	―
	内容	○事業概要 ・親子で楽しめる遊びや多世代が交流するイベント、季節に応じたイベント等を実施。 ・子育てに役立つ講座を実施。 ・子育て何でも相談員では「子育てコンシェルジュ」を配置し、随時子育てなどの相談対応や情報の提供、関係機関へのつなぎなどを行っている。 ・市民サポーター体制を整え、団体や個人に「子育ての駅サポーター」としてボランティアでイベントや研修、施設の維持管理等の運営に協力をいただいている。地域の中学生にもイベントボランティアとして参加を依頼している。 利用料：無料（登録制） 開園時間：9:00～18:00 休館日：毎週水曜日(祝日は開館)、年末年始(12/30～1/1)

	支援体制	○子育ての駅千秋運営体制 ・保育士８名、子育てコンシェルジュ１名、子育ての駅サポーター ○支援体制 ・子ども・子育て課：子育て支援施設の運営 ・都市施設整備課：施設の維持管理・整備 ※必要に応じて、打合せや協議等を行っている。
事業効果		・令和２年度入館者数　63,118 人 ・子育ての駅千秋では、毎年 13 万人程度の利用があり、令和 2 年度末時点の利用累計は約 173 万人。
その他の取組状況		○園地管理 ・多くの人が訪れることから、日常の維持管理(芝生、樹木の維持管理、ごみ拾い、清掃など)はこまめに行っている。 ○その他 ・防災用にソーラー発電式時計を設置。 ・てくてく前の花壇には、四季折々の花を植えたり、樹木は紅葉する広葉樹を植え、訪れる方々に安らぎを提供している。
配慮事項	安全面	○公園まで ・てくてくの前には、バス停がある。商業施設などからのアクセスとして、歩道は整備されている。冬の安全確保として、駐車場には消雪パイプを設置している。 ○公園内 ・定期的に遊具、せせらぎ、ベンチ、東屋、照明、園路などの公園施設の点検を実施しており、芝生、植栽の管理も含めて、民間業者に委託。歩車分離として、公園内の自転車利用は禁止。幅広い年齢の子どもたちが利用するので、草取り、除草（薬品や使用時期等）に配慮。
	防　犯	・夜間の照明の設置、職員が定期的に施設周りをパトロール。てくてく内では来館時には必ず受付で利用者名簿の記入、名札の着用をお願いしている。施設内には、防犯カメラを設置している。
	衛生面	・公園の見回り時に、ごみや犬のふんなどがあれば撤去し、必要に応じて消毒。・犬の散歩が多いため、フンの持ち帰りを促す看板を設置。せせらぎには消毒施設があり、定期的な点検を実施。園内のトイレも定期清掃を行っている。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳室やおむつ替えの場所を設置。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・公園と信濃川の堤防が一体となった公園の作りなので、自然に触れ合うことができる。堤防上の桜づつみ(桜の並木)では、四季を感じることができる。 ③子どもの年齢層への配慮 ・赤ちゃんと過ごすコーナーや絵本コーナーのほか、子供たちに人気のあるエアー遊具など体を思いっきり動かせる大型遊具なども配備し、赤ちゃんから小学生まで幅広い年齢層が遊べる施設となっている。多世代交流の場として、親だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんにも多く利用されている。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・地域の中学生にもイベントボランティアとして参加を依頼している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・授乳室やおむつ替えコーナーのほか休憩スペースでの飲食が可能となっている。公園内には、熱中症対策として、水飲み場や東屋の設置、多目的トイレ、様々な形のベンチやテーブルも配置されている。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・公園を利用したイベント(冬場の雪を利用したイベントなど)の開催 ・テーマを持った”えんえん”では、食育の一環として、さつまいもの植え付けを行っており、収穫時には親子でいも堀り体験なども行っている。 ・その時間を親子で楽しむことはもちろん、家庭でも楽しめるような内容を考えている。 ・利用されるお子さんの年齢が幅広いのでどの年齢でも対応できるような配慮をしている。
備考		長岡市 HP てくてく https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tekuteku/index.html（令和 3 年 2 月 22 日閲覧） 長岡市 HP ちびっこひろば https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tibiko_hiroba/index.html(令和 3 年 2 月 22 日閲覧)

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

５．公園に隣接した小学校跡地の再整備による子育て拠点施設「あそぼって」の設置

公園名	一ノ木戸ポプラ公園	公園種別	街区公園	面積	1.27ha (1.27ha)	開園年月	平成 28 年 4 月
所在地	新潟県三条市興野１丁目２番 30 号		公園管理者	三条市（建設部建設課）			



（三条市 HP https://www.city.sanjo.niigata.jp/material/files/group/28/000100328.pdf（令和 3 年 2 月 22 日閲覧）資料より作成）一ノ木戸ポプラ公園　平面図



あそぼって全景



公園全景



あそぼって施設内



あそぼって施設内

（写真提供：三条市）

都市内での配置		三条市市街地にある。
公園の特徴		シンボリックな大型複合遊具があり、中央部にはイベント等で使用できる円形のウッドデッキを設置。公園には子育て拠点施設「あそぼって」が隣接し、平日の日中も親子連れ（未就学児等）の利用も多い。
ハード面	背景と目的	○背景 ・一ノ木戸小学校の跡地活用として事業が始まり、あそぼっては耐震性上問題が無かった旧体育館をリノベーションした。子供を遊ばせることのできる場所が少ないとの子育て世代のニーズがあり整備をしたもの。 ・建設時は、旧学校用地として一体の土地であったが、管理分担のため公園用地と子育て拠点施設に分割した。（学校用地のうち、体育館を改修してあそぼって（子育て拠点施設）に改修し、体育館以外の用地は公園となっている。） ・なお、一ノ木戸小学校は、平成 24 年に別の場所に新築した。 （あそぼって） （所管）子育て支援課 （当時の整備費）教育総務課（現在の管理費）子育て支援課 ※三条市教育委員会では、整備費は教育総務課、管理は担当課。 ○目的 ・子育て中の親子が集い、遊べる場を新たに開設し、子育て講座の開催や休日一時保育を実施することで、子育てにおける不安や負担感の軽減を図る。
	実施プロセス	（公園） H24 計画、H25 旧校舎取壊工事・調整池基本・実施設計、 H26 調整池工事・公園基本・実施設計、H27 公園工事、H28 開園 （あそぼって） H26 計画、H27 実施設計・工事・あそぼって指定管理者募集、H28 開館
	内容	（あそぼって：子育て拠点施設 ※公園区域外のため公園施設ではない） ○建築概要 旧小学校体育館を改修（建築本体、電気設備、機械設備工事） ・構造：鉄骨造 1 階建、建築面積：1,313.39 ㎡、延べ床面積：1,209.40 ㎡ ○施設概要 ・遊びの広場 1、事務室 1、保育室 1、おむつ替え室 1、授乳室 1、研修室 2、相談室 1、アリーナ 1、ポプラ児童クラブ 1 ※入口にスロープがあるほか、多目的トイレあり ○事業費 ・あそぼって施設関連（施設費）：207 百万円　都市再生整備計画事業を活用 （公園） ○事業費 ・総事業費（うち用地費）：474 百万円　都市再生整備計画事業を活用
ソフト面	背景と目的	―
	内容	（あそぼって） ○事業概要 ・子育て中の市民に交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育てに係る不安等を緩和し、児童の健全な育成を支援するため、次の事業を行う。（利用対象者：小学校低学年までの児童及びその保護者、妊婦、子育て支援に係る活動を行う方） 1　子育て中の市民に交流の場を提供すること。 2　子育てに係る相談に関すること。 3　子育てに係る情報の提供に関すること。 4　子育てに係る講習会等の実施に関すること。 5　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）における満 1 歳から小学校就学前までの児童の一時保育の実施に関すること。 6　その他目的を達成するために必要な事業 ○利用概要 ・対象者：就学前の乳幼児を基本とし、小学校低学年までの児童及び子育てをしている大人

		・開設時間：午前 9 時～午後 6 時（休館日 第 2、第 4 火曜日、12 月 30 日～1 月 3 日） ○休日一時保育 ・休日（土・日・祝日）の一時保育を実施。 ・対象：三条市に住所のある満 1 歳から就学前の児童 ・時間：午前 8 時～午後 6 時 ・料金：1 時間当たり 300 円（前払い） ・申込方法：事前にあそぼってに空き情報を確認し、申請書を提出。 ○利用状況・利用促進 ・平成 28 年度利用者数 56,322 人、平成 29 年度利用者数 56,520 人 ・各種子育て講座やイベントの開催、休日一時保育の実施などにより、あそぼっての利用促進に取り組んでいる。 ・平成 30 年度利用者数：51,014 人 ・平成 31（令和元）年度利用者数：44,268 人 ○子育て支援のためのイベント ・子育て拠点施設あそぼって内で、多種のイベントを実施している。 ○課題 ・公園に隣接して「あそぼって」があることで、公園利用者への対応が想定以上に多くなり、あそぼっての運営に支障が出ることがあった。 ・怪我をした場合の軽処置依頼が頻繁にあること。 ・公園内の利用ルールについての問い合わせや要望が頻繁にあること（中学生など大きな子どもが遊具を占領して、小さい子どもが遊べないから注意して欲しい、犬の散歩をやめさせて欲しい等） ※本来、街区公園では管理者が常駐することはないので、上記の議論はあまり起きないと思われるが、隣接地に「あそぼって」があることで、このような対応が発生している。現在は公園所管課と連携して対応している。 （公園） ○利用状況・利用促進 ・利用状況の数的把握は実施していない。 ・オープン当時は、公園を知って頂くことを目的としたイベントを実施。 ○子育て支援のためのイベント ・公園内では特に無し。
	支援体制	（建設課） ・公園整備に関する実施計画から工事管理一式、交付金対応 （子育て支援課） ・あそぼっての指定管理等運営に関すること （教育総務課） ・あそぼってに関する実施計画及び交付金対応 （建築課） ・あそぼって及び公園トイレ建築等に関する工事監理一式 （指定管理者（あそぼって）:特定非営利活動法人三条おやこ劇場） ・あそぼっての管理運営 ・指定管理者への公園管理上の協力要請事項 ・公園内のゴミ拾い（主にあそぼって周辺） ・公園利用に関する現場での軽微な問い合わせへの回答 ・公園利用時の軽微な怪我に対する対応（絆創膏等提供） ・上記の軽微ではない事象に対する建設課への連絡
事業効果		（公園） ・通常の利用については、面積に比例した多くの利用を頂いている。また保育園・小学校の遠足や地域の方の観桜会、BBQ、PTA イベント、三条マルシェなど団体の利用者が増えている。 （あそぼって） ・既存施設の利用が地理的に難しかった潜在的利用者の掘り起こしに成功し、子育て世代の交流の拠点となっている。
配慮事項	**安全面**	○公園まで ・公園周辺の歩道に不陸が大きい箇所が多く、バリアフリー対応の修繕を行った。 ・公園の一辺に接する既設歩道が幅 2m 程度となっていたが、約 10m に拡幅し、公園に接する幹線道路の車道からの離隔を取ることで、利用者の安全性を考慮。 ○公園内 ・公園内のほぼ全てで段差をなくし、ベビーカーや車椅子等でも移動可能な公園とした。
	防　犯	・公園内の照明は 18 時から 22 時の間で消灯時間を変動しながら運用している。 （現在、駐車場部分と公園部分を季節により消灯時間を変えて運用。防犯と騒音等の苦情による観点から。）

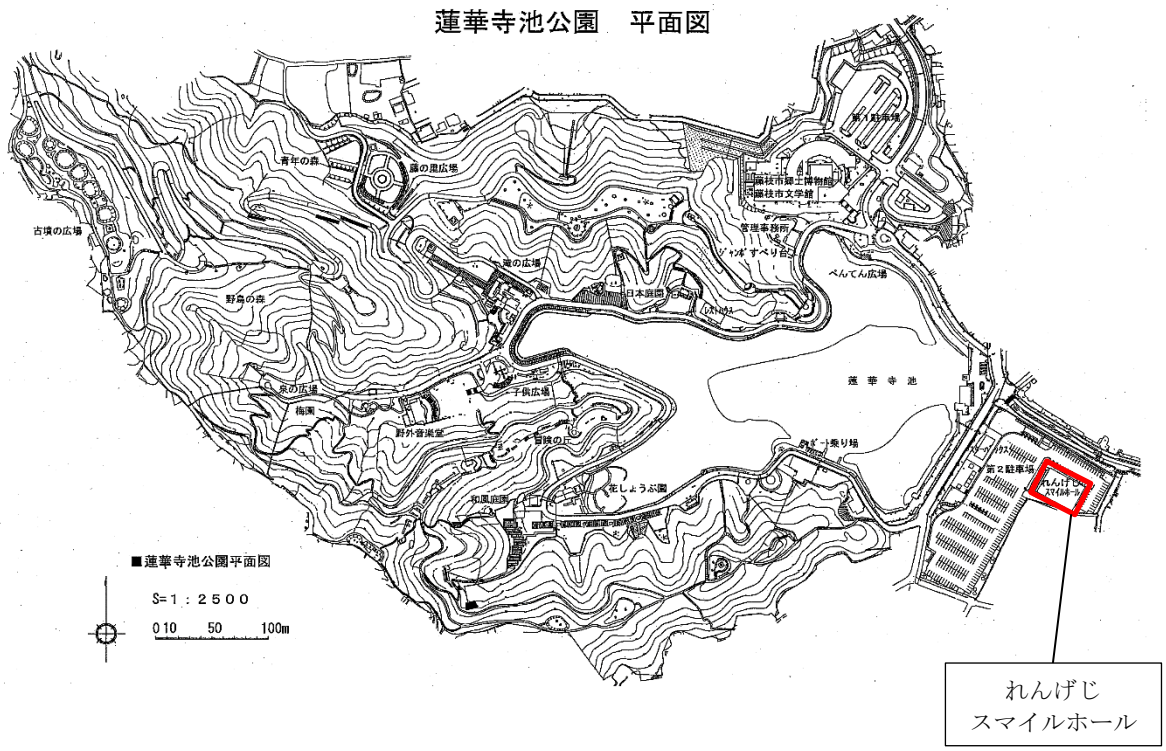
		・防犯パトロール実施箇所に指定し、定期的に巡回を行っている。
	衛生面	・トイレは週２回の清掃を行い、清潔さを確保。 ・条例で公園内は禁煙としている。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・公園の多目的トイレにオムツ替え台、男女個室トイレにベビーチェアーを設置。 ・併設する子育て拠点施設あそぼってに授乳室、幼児用トイレ、オムツ替え室がある。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・四季を感じる多様な樹木を配置したことにより、現在では近隣小学生による草花校外学習の場として利用されている。 ③子どもの年齢層への配慮 ・整備時年齢層を調整し、隣接する子育て拠点施設あそぼってに乳幼児用遊具を設置。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・地元自治会の方からゴミ拾いに併せて、利用者同士の安全等に目を配って頂いている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・公園内では特に無し。 ・併設する子育て拠点施設あそぼって内で、イベントや資料掲示等を実施。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・遊具付近には四阿やベンチを配置し、公園の多目的トイレにはオムツ替え台、男女個室トイレにベビーチェアーを設置。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・年に数回、三条マルシェ等の地元と連携した親子で楽しめるイベントを実施。 ・近隣小学校の PTA イベントの場として提供。
備考		・公園の管理について、現在三条市では有償ボランティアの活用や包括的維持管理業務委託をスタートさせており、今後継続的な維持管理ができるか模索中。

（平成 30 年 11 月調査時点：一部時点更新）

６．屋内型子育て支援施設の設置と運営

公園名	蓮華寺池公園	公園種別	総合公園	面積	31.30ha (30.65ha)	開園年月	昭和 60 年 3 月
所在地	静岡県藤枝市若王子 474-1			公園管理者	藤枝市（花と緑の課）		
れんげじスマイルホール担当課	藤枝市（健康福祉部児童課）						
れんげじスマイルホールプレイゾーンの運営	株式会社ティップネス（指定管理者：令和 3 年度～）						

蓮華寺池公園　平面図



蓮華寺池公園 平面図（藤枝市提供平面図より作成）



（改修前：県立高校体育館）



（改修後：子育て支援施設）

れんげじスマイルホール正面



プレイゾーン



駐車場内の飲食施設とイベント広場の新設

（写真提供：藤枝市）

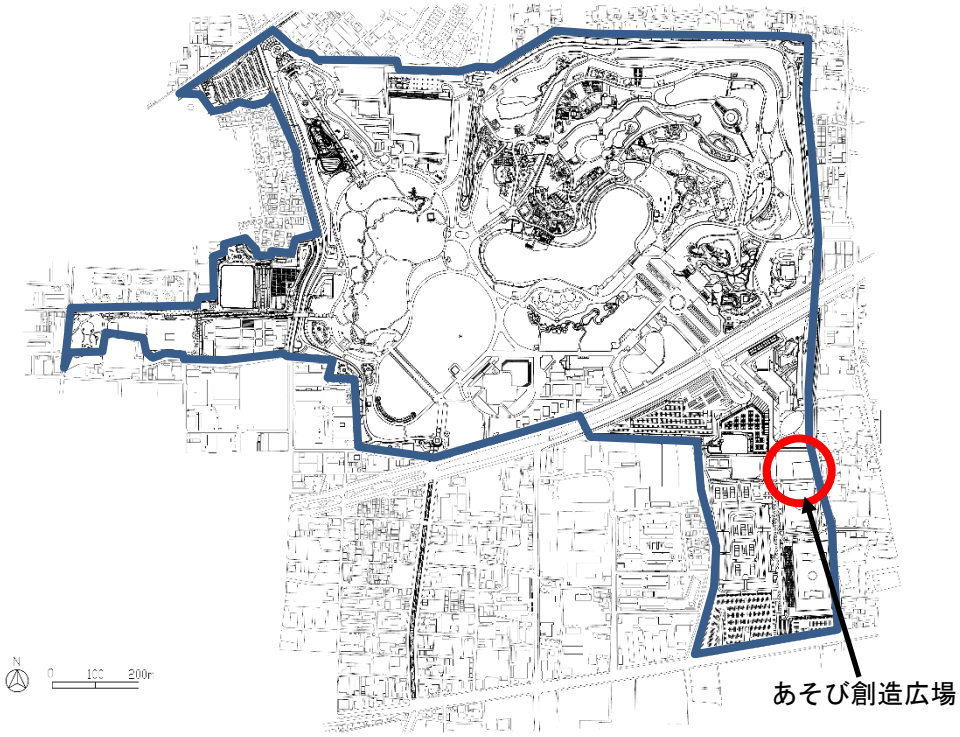
都市内での配置		藤枝市の中心部に位置し、市街地の中にある自然環境を活かした緑豊かな公園で、商店街が隣接している。
公園の特徴		市民の憩いの空間として、四季をおりなす自然景観が来園者に安らぎと潤いを与えている。
ハード面	背景と目的	子育て支援施設の新設は、蓮華寺池公園再整備計画の中のひとつとして実施されており、同時期に、駐車場内に、民間飲食施設（スターバックス）の誘致や、イベント広場の整備も行った。 れんげじスマイルホールは、“スポーツと健康づくり”の拠点として、「からだづくり応援施設」をコンセプトに、子どもたちの運動の習慣づけと強い体づくりを支援する施設となっており、市が子育て支援施設として整備した。
	実施プロセス	平成 25、26 年度に計画・設計 平成 27 年度に工事・運営事業者公募 平成 28 年度にオープン。
	内容	（子育て支援施設　れんげじスマイルホール「キッズパーク」について） ・県立高校の体育館であったところを改修し、エントランスホール、案内所及び便所棟を増築し、子育て支援施設とした。 ・公園の駐車場内に位置する。 ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設 ・スマイルホール「キッズパーク」は、2 つに分かれており、子どもたちが遊具を使って自由に遊べるプレイゾーンと子どもや親子がさまざまな運動プログラムに参加できるスポーツゾーンを設けている。 ・改築・改装にあたっては、社会資本整備総合交付金を使用した。 ・施設概要 【増築棟】木造　延床面積 115.97 ㎡ 【改修棟】鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　延床面積 678.34 ㎡ 【総事業費】1 億 4,606 万円　【工事費】1 億 2,230 万円　【遊具購入費】1,430 万円 【安全対策費】502 万円　【音響設備費】110 万円　【事務・庁用品費】334 万円
ソフト面	背景と目的	－
	内容	○施設内容 【プレイゾーン】 対　象：０歳～小学校６年生までのお子様（保護者同伴） 利用料：無料 利用時間：10:00～12:00 12:30～14:30 15:00～17:00 休場日：毎週木曜日、年末年始(木曜日が祝日の場合は翌日) ・れんげじスマイルホールのプレイゾーン利用にあたって、0 歳から 2 歳までの子どもが利用する「ちびっこ広場」と 3 歳以上の子どもが利用する「わんぱく広場」に分け安全面に配慮している。また、年齢層に応じた遊具を配置している。 【スポーツゾーン】 利用料：有料 子どもや親子を中心としたスポーツ教室などの運動プログラムを実施している。 ○利用者数（平成 28 年度実績） ・プレイゾーン年間利用者数　133,949 人 内訳　市内利用率 47.9%、市外利用率 42.1% 3 歳以下 57.1%、4～6 歳 26.7%、小学生 16.2% ・スポーツゾーン教室等利用者数　7,697 人 ○運営 ・運営は平成 28 年度から令和 2 年度までは委託、令和 3 年度からは指定管理者制度を導入している。 ・当初、スマイルホール内のプレイゾーンの運営を一般公募により選定し、応募の条件としてスポーツゾーンでの自主事業及び企画事業を行うこととして募集した。指定管理者制度導入時も公募の上、指定管理者を決定している。 ・その他、施設の維持管理及びスポーツゾーンの夜間等の貸出し業務は、令和 2 年度までは市が、令和 3 年度からは指定管理者が実施している。 ・キッズパークの遊具は、受託事業者からの提案も参考にする中で、市が遊具を選定し購入した。 ・公募に際しての人員配置条件として、保育士又は幼稚園教諭の有資格者を 1 名配置しなければならない旨を明記し、子育て相談等を行っている。平成 30 年 12 月からは、保育士の有資格者を 2 名配置している。 ・運営費は、国の子ども・子育て支援交付金も活用し、運営委託者（又は指定管理者）に支払い、そのほか、教室等の収入で運営費を賄っている。教室等収入は、全て受託事業者（又は指定管理者）の収入としている。

	支援 体制	・都市建設部花と緑の課：公園再整備工事 ・健康福祉部児童課：運営事業者公募、運営管理 ・指定管理者（株式会社ティップネス）：れんげじスマイルホールプレイゾーンの運営
事業効果		H29 の来園者数は約 152 万人で、前年に比べ 5 万人程度増えている。
配慮事項	安全面	○公園まで ・バリアフリー化や、れんげじスマイルホール周辺にカラーコーン、コーンバー等を設置。 ○公園内 ・定期的な公園施設の安全点検を実施。
	防　犯	・照明灯の設置及びれんげじスマイルホールエントランスに防犯カメラの設置等
	衛生面	・園路、トイレ等の清掃管理 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンについては、２時間ごとに清掃及び衛生管理作業を実施。 ・れんげじスマイルホールでは、エアコンフィルターの定期的な清掃及び年１回専門業者により洗浄清掃を実施。 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーン内は飲食禁止のため、通路部分に給水スペースを設置。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・おむつ交換室、授乳室を完備 ②子どもの健全な成長への配慮 ・子どもが人と自然にふれあえる公園環境づくりを推進 ・れんげじスマイルホール内のプレイゾーン利用に際し、保護者に子どもと一緒に遊具で遊んでもらうようにしている。 ③子どもの年齢層への配慮 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンについては前述。 ・その他、定期的にスタッフ間でミーティングを行い、ヒヤリハットの場所の共有化を図り、スタッフの配置場所に配慮している。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンにおいて、気軽に相談できるよう常時保育士又は幼稚園教諭の資格のある者を配置している。 ・れんげじスマイルホールのオープンに当り、市内の子育て支援施設の休場日と重ならないようにするため、木曜日に休場日を設定。 ・れんげじスマイルホールのエントランスにおいて、市内地域子育て支援センター及び「おやこ館」のパンフレットを配架し、休場日でも他の施設を紹介している。 ・その他子どもを対象としたイベント情報の提供のため、チラシ等の配架。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・れんげじスマイルホールのプレイゾーンは、親子で楽しくカラダを動かす子育て支援施設のため、保護者も子どもと一緒に遊ぶように促している。（保護者に子どもと一緒に遊んでもらうようにするため、プレイゾーン内には座れる場所を作っていない）
備考		出典：蓮華寺池公園再整備計画（藤枝市，平成 28 年 10 月）

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

7．官民連携事業により、公園内に「こども向けのホスピス」を設置

公園名	鶴見緑地	公園種別	広域公園	面積	124.70ha (122.56ha)	開園 年月	公園：昭和 47 年 4 月 あそび創造広場：平成 28 年 4 月開設
所在地	大阪市鶴見区緑地公園ほか			公園管理者	大阪市（あそび創造広場担当：建設局公園緑化部調整課）		
指定管理者	（公園）鶴見緑地スマイルパートナーズ （あそび創造広場部）（公社）こどものホスピスプロジェクト（設置許可）						



鶴見緑地平面図（大阪市提供資料）



あそび創造広場入り口



絵本コーナー（あそび創造広場）



どんぐりの部屋/おもちゃの部屋（あそび創造広場）



みんなの中庭（あそび創造広場）

（写真提供：大阪市）

都市内での配置		・園内には、大阪メトロ鶴見緑地駅（市内第 4 のターミナルである京橋駅から 10 分、インバウンドで賑わう心斎橋駅から 22 分）や、園東側には近畿自動車道や第 2 京阪道路などの高速道路も整備されており、交通の利便性が優れている。 ・周辺は主に住宅地となっている。
公園の特徴		鶴見緑地は、平成 2 年に開催された国際花と緑の博覧会のテーマである「自然と人間との共生」を継承し、花や緑や水といった豊かな自然の中でスポーツ、レクリエーション、文化活動など幅広い利用が楽しめる都市公園（広域公園）である。
ハード面	背景と目的	○背景 ・当該地は、鶴見緑地の駅前エリアとして、広域公園及び、街の玄関口として、来園者や地域住民が快適、安全に楽しむための場所として、駅前のポテンシャルを活かした新たな公園の魅力や街の賑わいを創出するために、民間事業者のノウハウを活かしながら整備を行っている。 ○目的 ・事業者公募により、一般の子どもと重い病気を持つ子どもが一緒に利用できる遊びの空間を提供する場として提案を受け、外部の学識経験者による審査を経て管理・運営事業者として決定した。
	実施プロセス	・平成 20 年度「鶴見緑地駅前エリア整備基本計画検討会議」を開催し基本方針・基本計画とりまとめ ・平成 25 年度　整備・管理運営事業者募集 ・平成 26 年度　事業予定者の決定 ・平成 27 年度　工事着手 ・平成 28 年度　事業運営開始
	内容	（あそび創造広場） ○事業概要 ・一般の子どもと重い病気を持つ子どもが一緒に利用できる遊びの空間。屋外原っぱエリアでの冒険遊びや屋内施設でのクラフトワーク、おもちゃを使った遊びを提供する。 ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設 ○建築概要 ・構造：木造　地上 2 階建て、建築面積：651 ㎡、延べ床面積：988 ㎡ ○施設概要 ・建物エリア：プレイルーム、絵本コーナー、おもちゃ室、休憩室など ・原っぱエリア：芝を整備し、一般開放 ○事業費等 ・あそび創造広場関連（整備費）：設置許可
ソフト面	背景と目的	－
	内容	（公園） ・鶴見緑地公園については、鶴見緑地フェスタやマルシェなど、参加・体験型のイベントを多く実施することにより、多くの方々に公園に足を運んでいただけるよう取り組んでいる。 （あそび創造広場） ○一般向けプログラムの一例 ・「広場」連携プログラム（年次で募集する所定の時間帯） ・地域向けイベント（毎月第 3 日曜） ・原っぱのご利用（10 時～17 時、火曜・水曜は閉鎖） ・あそび創造広場については、自主媒体等を利用し、利用促進を行っている。 ・運営者への公園管理上の協力要請事項 ・地域住民や他の公園施設との交流・連携を行うことを施設の運営者に求めた。
	支援体制	・近隣の協力病院との連携。
事業効果		－
その他の取組状況		○他の公園の取組 ・天王寺公園、大阪城公園が民間活力の導入により、子育て支援機能の向上のために、再整備実施。
配慮事項	安全面	○公園まで ・駅から出るとすぐに公園敷地内となっており、駅からの距離が近い。 ○公園内 ・日々の巡回や点検により危険個所を早期に察知し、解消（修繕・立入禁止対応など）している。
	防　犯	・園内では 24 時間警備員を配置し、巡回しており、山のエリアでは、開園時間の設定をしている。子ども見守りカメラ（防犯カメラ）を設置している。

	衛生面	・トイレについては、清掃を週 4 日（繁忙期は毎日）行い、清潔さを確保している。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・園内の一部のトイレに幼児用トイレ及びおむつ替えシートを設置している。 ・園内に授乳室は無いが、利用希望のお声があった際には、園内施設（咲くやこの花館やパークセンター事務所の更衣室）をご利用いただいている。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・広大な緑地の中で、ＢＢＱやキャンプなどの野外活動や、パークゴルフ、乗馬（曳馬）といった普段の生活ではあまり体験できないことができる。 ③子どもの年齢層への配慮 ・花や樹木等の自然のほかに、咲くやこの花館（温室植物園）、多目的ホール、乗馬苑、パークゴルフ場、ＢＢＱ場、キャンプ場、球技場、庭球場、運動場といった様々な施設があり、幅広い年齢層に楽しんでいただいている。親子で楽しめるイベントや、高齢者向けの健康教室など幅広い年齢層に楽しんでいただけるように、イベントを多く開催している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・レストラン・売店・自販機、休憩スペースの設置をしている。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・親子で参加できる、野菜の育成事業（植付け、除草、収穫、食育の体験）の実施。鶴見緑地フェスタ、生き物観察会、クリスマスリース作り教室など、親子で参加できるイベントの開催。
備考		○課題 ・住区基幹公園を中心とした小公園においては、公園を活用した地域活動（公園愛護会など市民協働による公園の維持管理等）がこれまでも継続的に展開されているが、今後少子高齢化が進むことで、より地域の実情に応じた展開を図っていくことも考えられる。例えば、地域によっては公園愛護会などの市民協働による維持管理だけでなく、周辺企業や他の地元団体などと連携してこれまでの硬直した活動を活性化することも想定され、行政側もそれらを受け入れられる体制や活性化を促していく方策などを今後検討していく必要があると考える。

（平成 30 年 11 月調査時点）

８．全天候型の屋内施設を設置し、管理運営事業者として子どもの遊びを専門とする民間業者を指定

公園名	安満遺跡公園	公園種別	総合公園	面積	21.8ha (21.8ha)	開園年月	平成 31 年 3 月 23 日一次開園 令和 3 年 3 月 27 日全面開園
所在地	大阪府高槻市八丁畷町			公園管理者	高槻市（歴史にぎわい推進課）		
				指定管理者	安満遺跡公園パートナーズ		



（出典：安満遺跡公園全天候型屋内施設（遊びの創造）管理運営事業　事業者募集要項 p5 の図面をもとに作成）

安満遺跡公園計画平面図



（ボーネルンド HP: https://playville.bornelund.co.jp/playville-amaiseki-park/（令和 3 年 2 月 22 日閲覧）から引用）

全天候型屋内施設（子どもの遊び場　プレイヴィル安満遺跡公園）

都市内での配置		・主要駅から徒歩約１０分圏内のまちなかにある ・ＪＲ及び阪急の線路や住宅に囲まれている
公園の特徴		・市の中心市街地にある広大な緑の空間 ・弥生時代の歴史資産である史跡安満遺跡（国指定）を保存・活用しながら防災機能を備えた公園として整備 ・「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトとした、市民協働による公園づくり ・公園全体を民間事業者の指定管理によって運営 ・都市公園法上の公園施設設置管理許可に基づく民間店舗を複数導入
ハード面	背景と目的	○背景 ・「高槻市総合戦略プラン」に基づき、未来を担う子どもたちの成長にゆとりと安心感をもって子育てできるまちづくりを目指し、定住人口の増加や子育て支援施策の拡充を図る取組みを進めている。 ○目的 ・本市の中心市街地において子育て支援施設を整備するにあたり、施設内に「待機児童解消・多機能保育」、「母子保健」、「子育て支援人材育成」機能を整備するとともに、隣接する公園区域内に「遊びの創造」機能として全天候型屋内遊び施設を整備することとしている。
	実施プロセス	○公園整備 ・平成２５年度に公園整備構想策定 ・平成２６年度に基本設計、平成２７年度の実施設計 ・平成２８年度に工事着手 ・平成３０年度に指定管理者募集 ・平成３１年３月２３日に一次開園、令和３年に全面開園 ○全天候型「子どもの遊び施設」 ・平成２８年度　運営事業者募集 ・平成３０年度に民間事業者が工事着手 ・平成３１年３月２３日にオープン
	内容	（公園関連） ○事業費 ・防災事業エリア（約 8.4ha）：防災公園街区整備事業（UR 都市機構）を活用 ・史跡事業エリア（約 13.4ha）：文化庁の助成制度を活用 （パークセンター） ○建築概要 構造：鉄骨平屋建て　　建築面積：２，４６９㎡ 施設概要：公園事務所、多目的室、多目的スタジオ、工作調理室、ランニングステーション、全天候型屋内遊び施設（※）、トイレ、授乳室　ほか ○事業費 ・建築工事費：パークセンター全体　約８．２億円（補助金含む） ・遊具設置や内装等の事業実施に必要な設備は、事業者の自己負担により整備 （※全天候型屋内遊び施設（屋内：８４０㎡、屋外：５２８㎡）） ○事業概要 ㈱ボーネルンドが運営する「子どもの遊び」を中心とした有料施設で、屋内にはボールプールや遊具などを整備するとともに、ベビー、アクティブ、アトリエ、ワークショップの各ゾーンに区分し、年齢層に合わせた遊びを提供する。屋外ゾーンでは大型遊具のほか、水や砂を使った遊びができる遊具を提供する。 ・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：教養施設
ソフト面	背景と目的	―
	内容	（公園） ○団体活動の受入 ・公園施設を活用し、各種の活動などの受入も行っている。公園の業務（植栽管理、利用案内、イベント運営）の体験、花壇の植付け、園内清掃など （全天候型屋内遊び施設） ○管理運営 ・都市公園法上の管理許可に基づき株式会社ボーネルンドが管理運営（管理期間５年、更新可） ・「子どもの遊び」サービスを提供（有料） ・市には許可に基づく使用料（1,400 万円／年）を納付 ・運営者への公園管理上の協力事項 市民や行政、指定管理者、店舗事業者など、公園の活動主体が集まって連携や協力を話し合う「安満遺跡公園魅力アップミーティング」への参加

	支援体制	○他部局との連携 ・公園に隣接する区域に子育て支援施設「高槻子ども未来館」（母子保健センター、認定子ども園、子育て支援人材育成）を整備（平成 31 年 4 月開館）しており、この施設と公園との連携が図れるよう整備を進めた。 ・運営事業者の選定にあたっては、子育て支援担当部局が中心となって公募、選定を行った。 ・「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに、公園で活動したい市民メンバーの団体「安満人倶楽部」（あまんどくらぶ）が開園前から様々な活動に取り組んでいる。 色々なテーマに分かれて、来園者に楽しんでいただけるイベントやプログラムを企画・実施している。
事業効果		
配慮事項	**安全面**	○公園まで ・本市は子育て世代を含め自転車利用が多いため駐輪場（台数）を充実させた計画とし、広幅員の歩道整備や自転車通行帯の整備 ○公園内 ・出入口や通路や駐車場など公園内施設について条例に基づくバリアフリー対応で整備、指定管理者による遊具の定期安全点検の実施
	防　犯	・防犯カメラの設置、警察による夜間巡回の協力
	衛生面	・喫煙コーナーを設置してそれ以外の場所での喫煙を禁止、主に児童が遊ぶエリア付近には手洗いを設置
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・公園内のトイレにベビーチェアを設置、パークセンター内に授乳室やオムツ替え室を整備 ②子どもの健全な成長への配慮 ・市民活動によるプレーパークの開催（園地で実施）、市民活動によるプレーパークでは市民ボランティアによるプレーリーダーを配置 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・パークセンター内のエントランスホールに休憩スペースを配置、屋根付き広場やタープ設置による日除け施設を整備、公園内トイレには多目的トイレブースを整備
備考		○課題 ・施設の管理運営を行う事業者と意見交換しながらパークセンターを整備することとしていたが、事業者が事業内容を確定する時期とパークセンターの整備時期にタイムラグが生じ、工程や計画修正等の調整に苦労した。 ○高槻子ども未来館 ・平成 31 年 4 月から、安満遺跡公園に隣接する区域にオープンした。この施設は新たな就学前児童の拠点として、1 階に高槻認定こども園、2 階に子ども保健センター、3 階に子育て支援人材育成施設で構成される。

（平成 30 年 11 月調査時点：一部時点更新）

９．官民連携事業により、公園内に子育て支援機能を有する便益施設をコンビニが設置・管理

公園名	府営久宝寺緑地	公園種別	広域公園	面積	48.1ha (38.4ha)	開園年月	昭和 46 年 4 月
在地	大阪府八尾市西久宝寺ほか		公園管理者	大阪府（都市整備部八尾土木事務所都市みどり課）			
			指定管理者	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体			



便益施設（外観）



便益施設（ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｺｰﾅｰ）

（写真提供：大阪府）



（大阪府提供資料をもとに作成）
府営久宝寺緑地平面図



久宝寺緑地プール



よちよちランド

その他の公園施設

（写真提供：大阪府）

都市内での配置	大阪府の市街地である大阪市・八尾市・東大阪市の３市にまたがり立地している。大阪を環状的に通る幹線道路（中央環状線）を挟む形状をしており、住宅・工場など密集市街地が隣接している。
公園の特徴	大阪四大緑地のひとつで、大阪府の東部地域に比較的に少ないプール、野球場、陸上競技場などスポーツ施設を中心に、樹林地、芝生広場、児童遊戯場などのレクリエーション施設を備えている。また、各市の防災関連計画により広域避難場所として、また、大阪府地域防災計画において自衛隊、消防、警察などの後方支援活動拠点として位置づけられている。

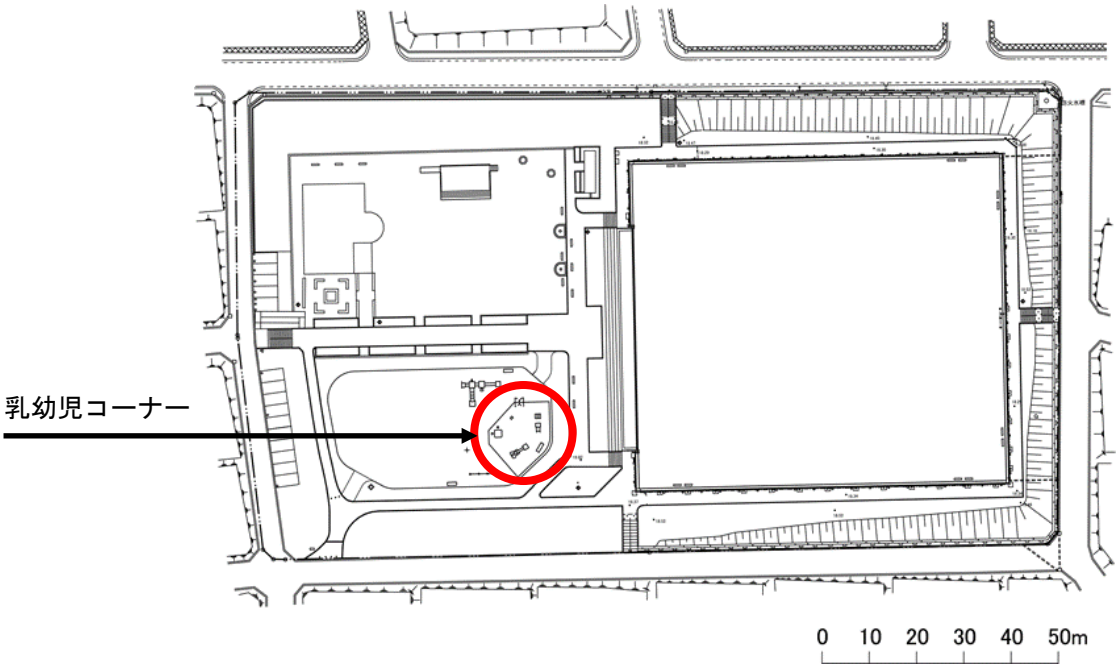
<table>
<tr><td rowspan="3">ハード面</td><td>背景と目的</td><td>○背景と目的
　久宝寺緑地は、スポーツ施設、芝生広場、遊技場など多彩な施設を備えており、子供からお年寄りまで幅広い世代に利用され、年間の利用者数は約 200 万人にのぼる。大阪中央環状線などの幹線道路により隔てられた３つの地区のうち北部に位置する北地区については、来園者の約７割が利用するにもかかわらず、売店がなく、多くの利用者から軽飲食施設の要望を受けていた。
　また、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まるなど、防災公園としての久宝寺緑地の役割が重要となっており、より一層の防災機能を充実させることが求められた。さらに、この北地区には授乳室などの施設がなく、乳幼児用の施設の充実が求められた。
　このような久宝寺緑地に求められる多様なニーズに応えることにより一層質の高いサービスの提供を図るため、民間事業者の企画力やノウハウを活用することとした。
○コンセプト
・公園利用者のみならず地域の方々にとって便利な買い物ができる場
・子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や障がい者にもやさしい便益施設として、憩いと安らぎの空間を提供
・年中無休 24 時間灯りをともし続けることで、防犯や緊急時の拠点になる場として貢献
・久宝寺緑地の防災力を高める便益施設</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td>・平成 28 年 11 月公募開始　・平成 29 年 2 月事業者決定
・平成 29 年 8 月着工　　・平成 30 年 1 月開設</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>（便益施設）
○施設の事業概要
・公園インフォメーション機能等を備えた売店
・乳幼児用の施設や場所の確保
　公園インフォメーションスペース内には授乳室・乳幼児が安心して遊べるスペースを併設、多目的トイレにはベビーチェア、大人も使えるおむつ交換台やオストメイト対応便器を設置、イートインスペースは６人掛けのテーブル２か所及び子どもの遊びコーナーを配置して土日には多くの親子連れに利用されている。
・都市公園法上の（公園施設としての）位置づけ：便益施設（売店）兼休憩施設
○建築概要
・構造：軽量鉄骨造
・建築面積：278.01 ㎡（うち公園インフォメーション 53.5 ㎡）設置許可区域 950.50 ㎡
・延べ床面積：278.01 ㎡
○事業費
便益施設の施設関連（施設費）：事業者負担費用
・施設整備費：124,000 千円、保証金：14,000 千円、設置許可使用料：1,200 千円／年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ソフト面</td><td>背景と目的</td><td>○事業者公募時の参考資料のなかに、運営のイメージが記されている。
・指定管理者（公園コンシェルジュ）が常駐し、公園利用者へきめ細かなサービスを提供するインフォメーションスペースは、公園利用者に認知しやすく室内からも公園の景色が楽しめる開放的で利用しやすい空間であり、授乳コーナーや、乳幼児や高齢者等の休憩場所など、あらゆる公園利用者が「この公園には、この施設があるから安心して行ける。」と思えるハートフルな施設が充実
・久宝寺緑地を管理する指定管理者がインフォメーションスペースを運営することとなるため、指定管理者と常に連携を図り、公園の顔となる魅力施設となるよう、ハード、ソフト両面での提案を求めます。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>・子どもの遊びへの人的サポート体制での配慮：ボランティア
・情報提供・交流：子育て中の親同士が交流できる機会の提供
・イベント：絵本の読み聞かせ会・公園の自然素材を用いたワークショップの開催等
・子どもの健全な成長への配慮
　公園インフォメーションでは指定管理者による公園コンシェルジュが常駐し、公園をより楽しんでもらえるような新たなサービスを提供。「ぼうさい」や「生きもの」をテーマにした絵本棚を設けている。</td></tr>
<tr><td>支援体制</td><td>・毎月ローソン・公園指定管理者・大阪府の３者で「にぎわい施設管理運営調整会議」を開催し、情報の共有やサービスの向上に向けて取り組んでいる</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業効果</td><td>○効果
・利用者の満足度の向上、公園や地域の賑わいが増加した。
○効果の調査
・毎年公園の利用満足度調査を実施。（→H29 年度の結果は、ローソン設置前）
・平成 30 度も実施を予定している。（平成 30 年 11 月現在）</td></tr>
</table>

その他の取組状況		○事業者への公園管理上の協力要請事項 ・店舗の一部を公園インフォメーションスペースとして整備。おむつ替えベットや授乳室を設けるなど乳幼児連れの利用者に配慮させる。 ・公園内で実施される各種イベントや施設利用者への弁当予約販売など実施。 ・ＢＢＱシーズンなどに合わせて、販売品目の内容をきめ細かく調整（紙皿、氷、飲物など） ・地域の特産品販売（大阪産品）の販売を実施。 ・来園者の店舗内トイレ使用への協力。 ・防災公園に由来する防災グッズ販売。 ○他の府営公園の状況 ・服部緑地は都市部近郊に位置し転勤族が多い。そのため、都市緑化植物園では、温室の一部にベビールームを設置し、子育てママの交流支援として、「赤ちゃんと音楽で遊ぼう」、「子どものための花育教室」、「ベビーマッサージ」などのプログラムを展開している。
配慮事項	安全面	○公園まで ・主要駅からの車歩道分離、バリアフリー対応 ○公園内 ・バリアフリー対応、遊具点検等
	防　犯	・夕方時の照明や見通しの確保等 ・便益施設（店舗）内にデジタル録画式の防犯カメラシステムを導入
	衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保、公園内の禁煙実施　等
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・前述 ②子どもの健全な成長への配慮 ・前述 ③子どもの年齢層への配慮 ・授乳室・乳幼児が安心して遊べるスペースの設置、バリアフリー対応 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・ボランティア ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・子育て中の親同士が交流できる機会の提供 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレ・授乳室の設置、休憩スペース・カフェの設置等 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・絵本の読み聞かせ会・公園の自然素材を用いたワークショップの開催等
備考		○設置事業者の課題 ・平日・夜間の収益獲得が難しく、周辺住民の利用拡大を図る周知方法等に課題。 ・公園に隣接している立地特性から、天候（台風、猛暑、寒波など）の影響を受けやすく、商品の在庫管理等、工夫が求められている。 ○事業の課題 ・府営公園は少子高齢社会等の地域課題の解決の場として機能することが役割の一つと考えるが、そうした課題対応の主体である地元市との連携が希薄。

（平成 30 年 11 月調査時点）

１０．再整備による乳幼児専用の遊び場「乳幼児コーナー」の設置

公園名	本城西公園（ほか）	公園種別	近隣公園	面積	1.7ha (1.65ha)	開園年月	昭和 55 年 3 月
所在地	北九州市八幡西区千代ケ崎 1 丁目 12			公園管理者	北九州市（公園緑地部みどり・公園整備課）		



本城西公園平面図（北九州市提供平面図より作成）



コーナーの囲い



ゾウのすべり台



幼児用遊具（汽車）



縁台

（写真提供：北九州市）

都市内での配置	市営団地に隣接している。
公園の特徴	・子供の利用が多い。また、市民センターが併設されているのでイベントでの利用も多い。 ・乳幼児コーナーを整備するモデル事業の第 1 号公園である。

ハード及びソフト面	背景と目的	○背景 ・乳幼児に対象を絞った母と子の遊び場をつくるため、「子育てに配慮した公園整備」をはじめた ○乳幼児コーナーの役割 ・親子のふれあいの場所 ・子どもの発達を実感できる場所 ・母親同士の情報交換の場所 ・子育ての先輩からアドバイスをもらえる場所
	実施プロセス	○経緯 ・平成 15 年度から 17 年度まで、市内 7 区（7 公園）にてモデル事業を行った。 ・事業効果検証のため整備の翌年度に、利用者アンケートや担当者への意見聴取を実施。 ・モデル事業が好評であったことをうけ、平成 18 年度から 27 年度まで、毎年度市内 2 公園ずつ整備した。 ○公園の選定基準 ・公園が幼児率の高い地区にあること ・子育てサークル等の活動拠点が隣接すること ・地元が熱心に活動している公園であること ○モデル事業の手法 ・第 1 段階：地元団体（公園愛護会等）に整備の目的や概要を説明し理解を得る。 ・第 2 段階：子育てサークルの母親らと、アンケート調査や実地見学などを通して意見交換し整備案を練る。
	内容	○施設 ・キッズコーナーを設置しており、フェンス内に子供用の遊具を設置している。 ・コーナーの囲い、スツール、縁台、幼児用遊具（ゾウの滑り台、汽車、キリンの身長計） ・予算額 500 万円／公園
	その他	○整備のルール ・整備案の決定に、子育て中の母親の意見を反映させる ・既存の公園の一角につくる ○遊具に対する母親らからの提案 ・砂場は清潔であり、大きな園でなく母子が対面利用のために細長い形とする ・汽車や動物をモチーフとした遊具 ・幼児用ローラー滑り台、幼児用パネル ・全体的にカラフルであること ○その他施設に対する母親らからの提案 ・オムツ替えのための「縁台」 ・地面も一つの遊具と考えた「築山」 ・「身長計」 ・乳幼児が飛び出さないための「柵」
事業効果		
配慮事項	安全面	○公園内 ・当市におけるバリアフリー基準を満たしている。遊具の点検については巡視員による点検を行っている。
	その他	③子どもの年齢層への配慮 ・幼児用のすべり台を設置している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・親が座れるようにベンチを設置している。
備考		○課題 ・フェンスの出入り口がいたずらで破壊されるため、現在は取り外している。 （参考） ・北九州市建設局公園緑地部緑政課（2007）子育て母さんの声を、公園に－子育てに配慮した乳幼児コーナーづくり－，公園緑地 vol68(3),p17-19

（平成 29 年 11 月調査時点）

１１．県民参加による多様な子育て支援プログラムの実施

公園名	観音山ファミリーパーク	公園種別	広域公園	面積	60.3ha (60.3ha)	開園年月	平成 15 年 5 月（一部） 平成 18 年 4 月（全面）
所在地	群馬県高崎市寺尾町 1064-30			公園管理者	群馬県（県土整備部都市計画課）		
				指定管理者	NPO 法人 KFP 友の会		



観音山ファミリーパーク　平面図

（出典：観音山ファミリーパーク HP　http://www.kfp-tomo.org/map/（令和 3 年 2 月 22 日閲覧））



0-3 くらぶ　親子 de 英語



0-3 くらぶ　リトミック



0-3 パパくらぶ



4-6 キッズくらぶ

（写真出典：指定管理者提供（H28））

都市内での配置		・高崎市郊外の観音山丘陵に位置し、自然に囲まれた公園。 ・路線バスが土日のみ（4 月から 11 月まで 1 日 3 便）のため、利用者の多くは自家用車で来園している。
公園の特徴		・県内の子育て支援団体との連携等によりイベントや講座の運営を行っている。 ・子育て中の親同士の交流や父親の育児参加によって子育て不安の解消を図っている。
ハード面	背景と目的	「県民参加型公園づくり」の実践の場として、公園建設時から地域住民等との協働により整備計画を作成。
	実施プロセス	平成 15 年 5 月　一部供用開始 平成 18 年 4 月　全面供用開始
	内容	○講座会場（クラフト工房）概要 ・絨毯をしきつめた部屋を一つ設置。 ・小規模な厨房を設置して、多様なイベントの受け入れを可能にしている。 ・KIDS&BABY コーナー：絵本や木製おままごとで遊べる。 ①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳室、屋内キッズスペース、おむつ替えスペース（工房事務所や救護室の一部を利用）を設置。
	その他	○公園内での子育て支援のための施設 ・遊具、ペダルなし幼児用自転車コース、多目的広場、噴水広場等の設置。
ソフト面	背景と目的	・県民参加型の公園として、公園開園前から県民参加を円滑に行うための組織を立ちあげ、講座及びイベントを開催。まちづくりや子育て支援に関係のある県民が組織の運営に参画している。 平成 17 年　NPO 法人格を取得。NPO 法人 KFP 友の会発足。 平成 18 年　指定管理者として観音山ファミリーパークの管理・運営を開始。
	内容	○活動概要 ・未就園児を対象とした講座の開催、県民参加イベントの開催、小学生向け体験講座の開催 ・県内子育て支援団体との共催によるスポーツ大会、イベント、講座の開催 ・クラフト工房を主な会場として下記の活動を開催。 ①　0-3 くらぶ（乳幼児と母親向け講座） 対象：0～3 歳と母親／開催日：毎週火曜、水曜、木曜／時間：10:30～11:30（会場は 13 時まで開放）参加費：300 円／参加方法：予約不要 平成 29 年度講座：おやこ de ゴスペル、おやこ de 英語、フラレアくらぶ（メレフラ）、まめっちょの会（わらべ歌等）、ジムナパーク（体操等）、ホホハハ（笑い）ヨガくらぶ、Enjoy photo life、イングリッシュタイム、おやこヨガ、リトミック、エンジェルクラブ（ベビーマッサージ）、ベビーダンス ②　0-3 パパくらぶ（乳幼児と父親向け講座） 対象：0～3 歳と父親／開催日：毎月第 1 日曜、年間 11 回（1 月は休み）／時間：13:30～14:30 参加費：300 円／参加方法：予約制／平成 29 年度講座：0-3 くらぶに準ずる ③　4-6 キッズくらぶ（幼児のみまたは親子向け講座） 対象：4～6 歳・4～6 歳と保護者／開催日：毎月第 3 土曜、年間 22 回（5 月は休み） 時間：午前の部 10:30～11:30、午後の部 13:30～14:30／参加費：500 円／参加方法：予約制 平成 29 年度講座：逆上がりを楽しく（7 回）、キッズ英語（2 回）、運動だいすき！（4 回）、親子で Enjoy photo life（2 回）、親子で早く走れる走り方（5 回）、親子 de デコスイーツづくり（2 回） ④　子育て支援ユニット 県民が主催する講座（ユニット）にも子ども・親子向けのものが多く、以下のような例がある。 子ども宇宙センター（ペットボトルロケット工作・打上げ体験等）、スポ育 CLUB（子どもの運動神経を鍛える）、みみずくクラブ（親子陶芸教室）、HAPPY FAN KIDS イングリッシュ（未就学児の英会話教室）等 ○講座の決定 ・県民が主催する講座（県民の自主運営）と、公園側で用意する講座と分けており、県民主宰講座を補完。 ・講座の開設は営利性がなく、公園の講座として相応しいとされるものを理事会で決定。 ・現在の講座数は、ほぼ屋内活動で施設に空きがないため、新規募集は行っていない。受講生の減少や講師の都合により活動できなくなった場合は代替団体を受け入れ。
	支援体制	○理事会の構成 ・組織を運営する理事の構成が、子育て支援に関連する団体の代表者や事務局担当者を中心に構成されており、県民による運営の一助となっている。

事業効果		
配慮事項	安全面	○公園内 ・イベント開催時の駐車場の誘導 ・公園施設・樹木・遊具の点検及び補修、鳥獣・熱中症に係る注意喚起 ・関係車両の乗り入れ時間を制限
	防　犯	・夜間利用は制限している。近隣交番との連絡を密にしている。記録型監視カメラ計７台を設置している。職員による園内巡回。注意喚起看板の設置
	衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保、ペットの入園規制、朝晩のゴミ拾いの実施 ・群馬ビジタートイレ（備考参照）に認定されている。清潔等を評価されている。 ・飲食を提供する場合、保健所の許可を得ているキッチンカーに限定、職員が食品衛生管理者の認定を受けている。 ・ペットを禁止し幼児が裸足で遊べる環境づくり。
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・自然の森トレッキング、スポーツ大会開催等による身体の健全な発育促進 ・自然観察会、花苗育成会、夏休み自由学校等による環境教育の実施 ・できるだけ、「見させる、聞かせる」だけの事業ではなく実体験できるプログラム作りに留意している。 ③子どもの年齢層への配慮 ・乳幼児コーナーの設置、乳児向け講座の開催。 ・シニア向けの行政の公民館のような事業ではなく、県民の主体性(自主運営)に任せた運営。ファミリー層(幼児を連れた世代)への積極的な取り組み。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・SNS による情報発信、子育て中の親同士が交流できる機会、子育て不安解消、父親の育児参加 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレの設置、休憩スペースの設置、噴水広場付近の四阿設置
備考		○子育て支援活動の課題 ・ノウハウ・意欲のある職員の維持及び確保 ・公園単独での活動やノウハウの蓄積には限界があり、近隣地域で活動している団体との連携を図り維持して行く必要があるため、ネットワークの中に入って行ける人材の確保が必要。 ・手作り感のない事業に人は集まらないため、効率よく手作りの事業を展開する経験と能力が必要。 群馬県立観音山ファミリーパーク HP　http://www.kfp-tomo.org/ （令和 3 年 2 月 22 日閲覧） ○ぐんまビジタートイレ認証制度 群馬県 HP　http://www.pref.gunma.jp/01/g3510114.html（令和 3 年 2 月 22 日閲覧） ＮＰＯぐんま HP　http://www.npogunma.net/visitoilet/index.html （令和 3 年 2 月 22 日閲覧） ○群馬県キッズハッピーネットワーク 群馬県内の子育て支援団体が、『子どもの健全育成』を目的としネットワークを結びました。子どもが学び、喜び、自らの意思で行動できるよう、子どもたちの未来が活力にあふれ、明るく豊かな社会で活躍できるよう取り組んでいる。 群馬県立観音山ファミリーパーク HP　http://www.kfp-tomo.org/support/ （令和 3 年 2 月 22 日閲覧）

（平成 29 年 11 月調査時点）

１２．プレーパーク受入れの手続き

公園名	御成台公園（ほか）	公園種別	近隣公園	面積	3.5ha (3.5ha)	開園年月	平成 5 年 3 月
所在地	千葉県千葉市若葉区御成台 3-1182-2 ほか			公園管理者	千葉市（公園緑地部（若葉公園緑地事務所））		



御成台公園平面図

（出典：千葉市 HP_千葉市が管理する都市公園（若葉区）_10.御成台公園（近隣公園）をもとに作成
https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/documents/641onaridai.pdf（令和 3 年 3 月 1 日閲覧））






プレーパークの様子

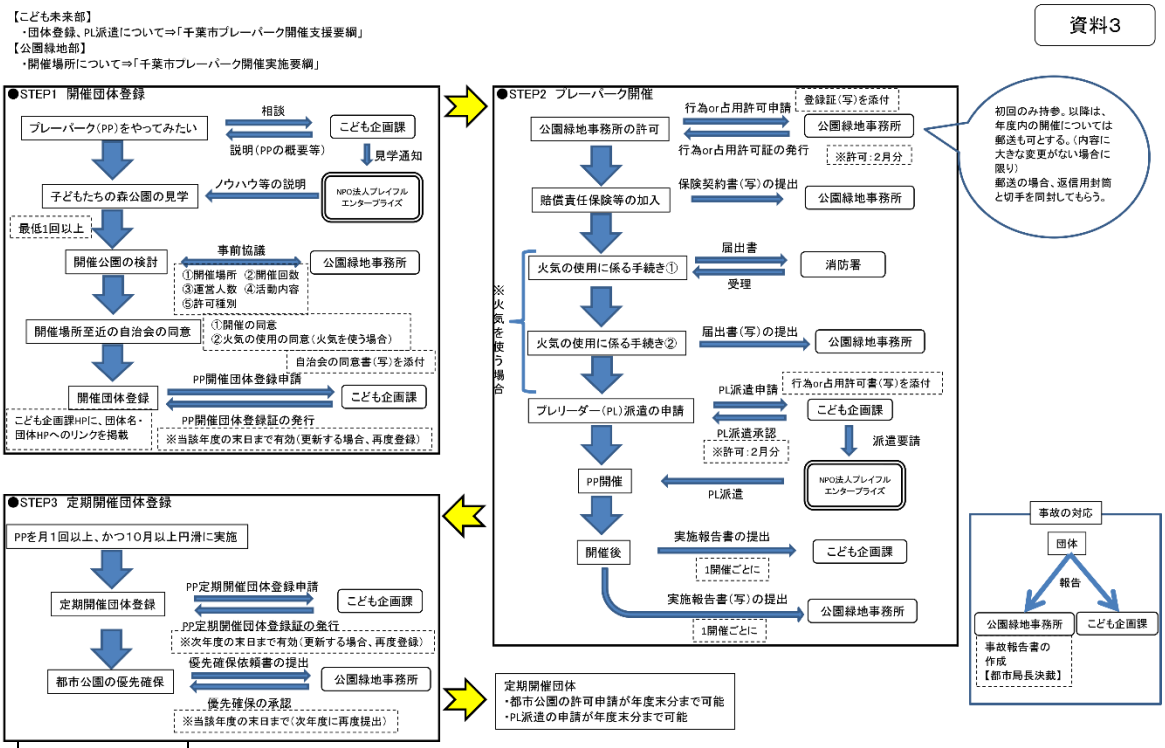
（出展：わくわくの森おなりだい HP https://sites.google.com/site/playparkprepare/）

都市内での配置	・東京情報大学が隣接している。
公園の特徴	・プレーパーク「わくわくの森おなりだい」を定期開催している。 ・千葉市と市民が協働してプレーパーク事業を運営している。

ハード面	背景と目的	・プレーパークの開催に際し、ロープや滑車など大量の機材を持ち込む必要性があった。 ・倉庫を公園内に設置する事で、プレーリーダーや開催団体の負担を軽減したい旨の要望がこども企画課を経由し、公園管理課に提出された。
	実施プロセス	・公園管理課では上記の要望を受け、「プレーパーク用倉庫の設置に係る許可基準」を制定した。
	内容	・プレーパーク用倉庫の設置
ソフト面	背景と目的	（千葉市内公園） 平成 9 年　子どもたちのワンダーランド基本構想策定 平成 13 年　子どもたちの森（仮称）基本計画策定 平成 14 年　「子どもたちの森をつくる会（現 NPO 法人プレイフルエンタープライズわかば)」発足 平成 16-17 年 「子どもたちの森で遊ぼう会」実施 平成 18 年　「自然遊びわかばの会」発足、子どもたちの森で森遊びの実施 平成 19 年　既存樹林地内に「子どもたちの森公園」開園（常設型） （御成台公園） ○発足した背景 ・プレーパークは自分のやりたいことを自ら見つけて自由に過ごしたり、さまざまなことにチャレンジしたりする場であり、開催団体は自分たちの地域にプレーパークを作ろうと地域の有志達により、発足した。 ○経緯 平成 27 年 3 月 15 日　プレ・プレーパーク実施 平成 27 年 4 月　開催団体登録 平成 27 年 5 月 6 日　プレーパーク実施開始 平成 28 年　定期開催団体登録 ○公園が選ばれた理由 ・開催団体の者の自宅から近いこと。 ・木々が多く、自然豊かな公園であること。 ・樹木が多く見通しが悪い公園であったため、人の流れを作り常に人が利用する公園にしたかった。
	内容	（千葉市内公園） ○千葉市内でプレーパークの開催を支援する仕組について ・市民（任意団体）が自主的に千葉市内でプレーパークの開催を希望する場合、千葉市よりプレーリーダーの派遣支援を受けて実施することができる。 ・開催手続きについては、市の公園緑地部と子ども未来部、地元町内会や管轄する消防署などの承諾が必要となることから、開催団体にとって分かりやすいように事務フローチャートが公園緑地部から示されている。 ・フローチャートは、プレーパークの開催が、他の公園利用者よりも「優先的な予約が取れる」「占有使用ができる」といった要素が発生することから、都市公園使用のルール作成の必要性もあり、公園緑地部が作成した。 ○千葉市内プレーパーク開催団体登録数：８団体（子どもたちの森公園以外） 定期開催団体登録数：７団体 ○運営の役割について こども未来部　：プレーリーダー派遣委託・開催団体登録手続き・登録証発行、プレーリーダー派遣承認 公園緑地部　：公園の使用許可（場所の提供） 地元町内自治会：開催の承認と周知 管轄する消防署：火気使用の届出 市民（わくわくの森おなりだい実行委員会等）：プレーパークの開催運営 プレーリーダー派遣委託先：プレーリーダーの派遣 （御成台公園） ○プレーパーク「わくわくの森おなりだい」について 開催日時：第２日曜日、10：00～16：00 開催場所：御成台公園 許可申請：行為許可・占用許可 ○内容 プレーリーダーの数：１人 参加者数：子ども 30～40 人程度 大人　15～20 人程度 その他：若葉区地域活性化支援事業から１年間支援を受けていた。

		○運営：プレーパークわくわくの森おなりだい実行委員会 主な活動：広報（チラシ作成、Facebook への投稿など）・ミーティング・備品の整備、メンテナンス ○協働：千葉市こども企画課（委託先）NPO 法人プレイフルエンタープライズわかば

■千葉市プレーパーク要綱のフロー



千葉市プレーパーク要綱のフロー図（千葉市 HP より引用 http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/kaisaitejun.pdf(令和 3 年 3 月 1 日閲覧)）

	支援体制	前述
事業効果		
その他の取組状況		○たんぽぽ部について（現在は終了しています） ・乳幼児を持つ親が地域と関われる場を少しでも増やすことを目的に、2 年前より乳幼児向けプレーパークのたんぽぽ部を開催。 ・近隣の幼稚園が半日保育や休園になりやすい水曜日の 10 時～14 時に開催している。 ・気候の安定している 4～6 月、9～11 月のみ開催している。雨天は中止。 ・実際の参加者が少ないことが今後の課題。広報活動の強化、イベント企画など、知ってもらう努力が必要。 ・上記以外の月は御成台 3 丁目の集会所を借りて、手仕事部を内部で開催している。地域の主に女性に周知し、プレーパークを知ってもらうきっかけを作ろうと計画中。
配慮事項	**安全面**	○公園内 ・ハザードの回避
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・子どもたちも大人たちも自分らしくいられる場であること。(家や学校、職場以外の第三の居場所の提供) ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・地域の大人と子どもが繋がれる場であること。(斜めの関係作りをすることで子どもたち健全育成に寄与したり、安全な街作りに貢献する) ⑧その他 ・60 代、70 代の方たちの活躍の場であること。また働いている世代が地域と繋がる場であること。(若い段階から地域と関わることで退職後も地域で孤立することなく生活ができるようにすることがねらい)
備考		千葉市プレーパーク支援要綱 https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/kaisaisienyoukou.pdf（令和 3 年 3 月 1 日閲覧） わくわくの森おなりだい FB http://www.facebook.com/wakumori.onaridai

（平成 29 年 11 月調査時点）

１３．利用者の意見を反映させた子育て支援プログラムの実施

公園名	幕張海浜公園	公園種別	広域公園	開設面積	71.9ha (68.4ha)	開園年月	昭和 62 年 4 月
所在地	千葉県千葉市美浜区ひび野 2-116			公園管理者	千葉県（県土整備部公園緑地課）		
指定管理者	県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ（A～C ブロック）						



幕張海浜公園平面図（Ａ・Ｂ・Ｃブロック）（県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ提供）



ベビーマッサージ教室



アンケートへの記入



パパママ講座①



パパママ講座②

（写真提供：県立幕張海浜公園みどりと海パートナーズ）

都市内での配置		・商業施設、企業、居住区（マンション）、文京地区（学校などの教育機関）に囲まれ、駅からのアクセスも良い。
公園の特徴		・子育て世代向けのイベントを多く開催、その都度アンケートを取り、次の内容へ活かしている。 ・未就学の乳児と親が一緒に参加出来る講座などを行い、その都度アンケートを取り子育て世代のニーズを把握している。
ハード面	背景と目的	―
	実施プロセス	―
	内容	・施設のハード的な改修はしていないが、既存の施設を利用し、簡易授乳室・オムツ替え室として利用できるようにしている。オムツ替え用のシートなども準備している。気軽に利用してもらえるよう、案内の掲示を貼り出している。
ソフト面	背景と目的	・地域でベビーマッサージ教室を行っている方（特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会 http://www.npo-rta.org/（令和 3 年 3 月 1 日閲覧）所属）から、公園でも開催したいとパークセンターに打診があった。
	内容	○講座・イベント概要 ・パークセンターの会議室で子育て支援の講座、イベントを開催 ➤ベビーマッサージ教室（H24 開始・春と秋に実施・各 3 回の講座） ➤ファーストサイン教室（H25 開始・春と秋に実施・各 3 回の講座） →赤ちゃん（お座り～おしゃべり前）とのコミュニケーション講座 ➤産後リメイクボディ教室（単発） ➤パパとママのベビーマッサージ体験教室（単発・春と秋） ・講座の終了後に、参加者に対して講座に関するアンケートを実施している。 ・産後リメイクボディ教室や父親も含めたベビーマッサージ教室は、アンケートの結果をうけて開催したもの。 ○配慮事項 ・会場設営 ・赤ちゃんイベント実施時は、オムツ替え時に使える防水シート、床に敷くマットを用意し、空調による温度管理や衛生面に特に注意している。 ・小さな子供の目線に指はさみ危険の表示を貼る。 ・赤ちゃんイベント時は授乳する母親もいるので、外から見えないよう入り口に目隠しをする。 ・蚊や虫などの注意 ・親子で遊べる機会の提供 ・小学 2 年生以下は保護者同伴などの注意事項を記載して告知。 ・公園を活かした自然観察会や、一緒に体験できるものなどを多く開催。 ・参加者の体調管理に留意し水分補給などの呼びかけを行うほか、公園内には害虫なども生息しているため、必要な注意喚起を必ず行っている。 ・子どもの幅広い年齢層への対応 ・内容によって対象年齢を分ける。 ・赤ちゃんイベントについては、月齢に合わせた内容・対象にし、室温や衛生面に特に注意。 ・子育て中の親への情報提供・交流 ・赤ちゃん講座の際に毎回終わりの 20 分程度を親同士の交流の時間とし、子育ての悩みや親同士の交流が図れるようにしている。また講座の講師はロイヤルセラピスト協会認定講師であり、質問なども出来る時間としている。 ・保護者のための施設整備における配慮 ・普段は講座を行っているパークセンター内会議室が休憩スペースとなっている。 ・その他 ・男性の子育て参加を応援するため、「パパママ講座」の開催など、男性も一緒に参加できる親子のイベントを企画している。
	支援体制	○運営体制 ・ロイヤルセラピスト協会認定講師（外部講師）を招き、ベビーマッサージ教室、ファーストサイン教室については連続 3 回講座、パパママについては 1 回単発の講座を春と秋に実施している。 ・保育士の有資格者（所長、主任 2 名の女性）を配置している。主任については、子育て支援センターでの勤務経験あり。 ・赤ちゃん講座を行う際は、授乳する母親がいる為、女性スタッフにて対応。

事業効果		○事業効果 ・緑のある中で行うことは開放感があり、リラックスできるとの声がある。教室の後も、公園で散歩をするなどができる。施設（子育て支援）に行くというよりも公園に行くという方が、参加しやすいとの意見あり。 ・公園としては、その後のイベント参加リピーターへ繋がる効果がある。子供たちの成長を一緒に見守り、公園を好きになってもらえる。
その他の取組状況		○他部署・機関との連携 ・近隣保育園 5 校と共に作り上げるイベント（七夕飾りや日本庭園ライトアップイベントでの灯ろう作成の協力等を依頼）。 ・近隣福祉施設（高齢者・知的障がい者）と協力した清掃活動・花植え活動 ・近隣教育機関の職場体験等受け入れ
配慮事項	**安全面**	○公園内 ・危険な生き物などに関する周知徹底 ・赤ちゃんイベントの際は気候の良い時期に実施（真夏・真冬は避ける） ・台風など天候が不安定な時は中止や延期の措置を取るなど、公園へ向かうまでの間の状況にも注意。 ・危険個所などがあれば、柵や掲示にて告知。
	防　犯	・年に 1 度近隣居住区の防犯委員会と共に公園内のパトロールをし、危険個所や照明不灯が無いかなどを確認。毎日の巡回、安全管理を徹底している。
	衛生面	・パークセンターでの手消毒ジェルなどの設置。
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・公園ならではの自然素材（木の実や落ち葉など）を使った工作会など、自然に触れられ、想像力を伸ばせるようなイベントを多く開催。体験型のイベントなど。
備考		○課題 ・子育て支援のために配置している屋内施設はなく、多目的に利用しているため、常時子育て中の親子を受け入れ支援をしたり、遊び場として開放することはできていない。

（平成 29 年 11 月調査時点）

１４．地域・教育事業と連携した子育て支援

公園名	都立小山内裏公園	公園種別	総合公園	面積	67.7ha (45.9ha)	開園年月	平成 16 年 7 月
所在地	東京都町田市小山ケ丘 2・4 丁目、八王子市南大沢 4・5 丁目、鑓水 2 丁目			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会						



（出典：（公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map064.html（令和 3 年 3 月 1 日閲覧））

小山内裏公園平面図



パークセンター外観



ゆうゆうくらぶ



いきいき交流の集い



いきいき交流の集い

（写真提供：東京都西部公園緑地事務所）

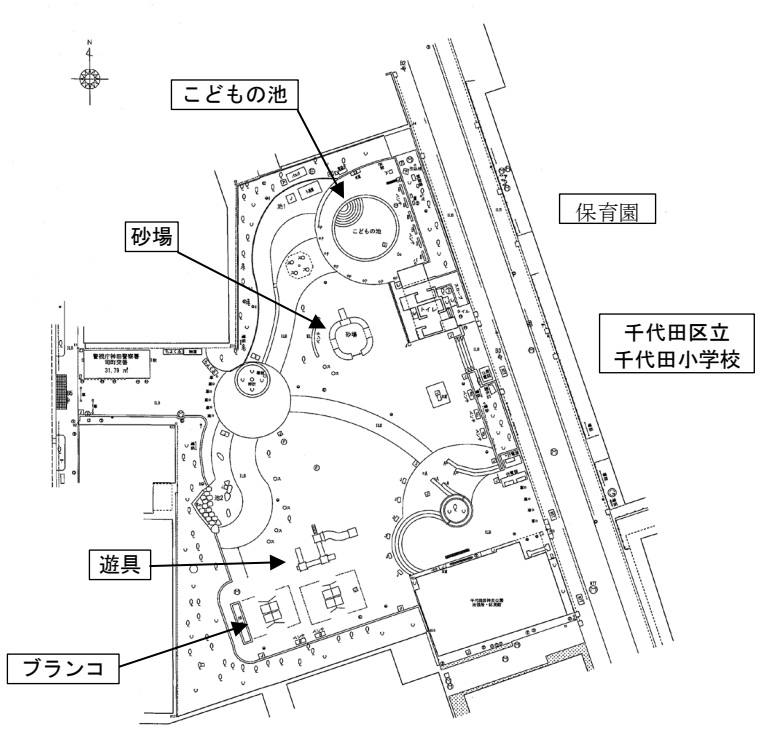
都市内での配置		・多摩丘陵の主稜線上に位置し、北側は多摩川の支流である大田川の源流部に当たり、湧水豊かな谷戸の地形が良好な姿で保存されている。公園の大部分は雑木林で覆われ四季を通じて様々な生きものが見られ、多摩地区では希少な動植物が生息している。多摩ニュータウンの団地や多摩境駅周辺商業団地に近接し尾根緑道を境に八王子、町田両市に位置している。 ・京王線多摩境駅より徒歩 10 分。京王線南大沢駅よりバス 5 分。
公園の特徴		・ボランティア団体や利用者、指定管理者がお互いに協力し合い、地域の子育て世代や就労支援学校の活動を支援。
ハード面	背景と目的	・東京都が公園施設の設置を検討する際、開園前から活動していた地元のボランティア団体の意見・要望を聞いて設置。
	実施プロセス	昭和 45 年 12 月　小山公園 都市計画決定（17.3ha） 昭和 54 年 3 月　内裏公園 都市計画決定（14.0ha） 平成 12 年 12 月　鑓水小山緑地 都市計画決定（35.8ha） 都立小山内裏公園は、２つの都市計画公園（小山公園、内裏公園）の区域と１つの都市計画緑地（鑓水小山緑地）の区域の一部を合わせて１つの都市公園として開園している。 平成 16 年 7 月　開園（45.7ha）都立公園初の指定管理者制度開始 平成 17 年 2 月　追加開園（45.9ha）
	内容	・ボランティア活動等各種事業のため、ミーテイングルームやシンク、カウンターがサービスセンター館内に設置されている。
	その他	・東京都福祉保健局の「赤ちゃん・ふらっと事業（※1)」に協力し、授乳やおむつ替えができる施設として登録し、ベビーベッドや授乳用のいす等を備えたスペースを備えている。 ・親も含めたすべての利用者のために、パークセンター屋内から屋外に続くテラスに、休息用・憩いのためのイスとテーブルを設置している。 ・パークセンター内展示室に、子ども向けの絵本コーナーを設置したり、動植物や昆虫に関する展示を設置することにより、自然に親しめる配慮をしている。
ソフト面	背景と目的	ボランティア団体「どんぐり分校」と協力した活動及び都立南大沢学園と協力した取組は、ボランティア団体主体で活動を開始した。活動の一部は、「八王子ふれあい・いきいきサロン事業（※3)」として八王子市の支援を受けている。 平成 18～20 年　「多摩・島しょ子ども体験塾事業（※2)」の支援で育児サロン等に必要な設備・備品を整備 平成 21 年～　「八王子市ふれあい・いきいきサロン事業（※3)」の支援で、接客の実習として来園者に提供する飲料やお菓子を購入 平成 22 年　どんぐり分校が NPO 法人化
	内容	（子育て支援） (1)ゆうゆうクラブ: 指定管理者がボランティア団体「どんぐり分校」と協力し、以下の活動を実施 上記ボランティアと地域住民､指定管理者が連携し､月齢児の親子等を対象にした｢公園育児サロン」を週 1 回程度開催（予約不要)。 ・保育士資格をもったボランティアや近隣の保育園職員が運営。 (2)その他 ・ボランティアの畑グループが地域の保育園向けに「里芋掘り」体験を実施。 （就業体験） (1)指定管理者がボランティア団体「どんぐり分校」と協力し、以下の活動を実施 隣接する都立南大沢学園（就労支援学校）の生徒が上記ボランティア指導のもと、公園のパークセンター内で接客等の実習を週 2 回（10:00～13:00）実施。 ・食品コースと福祉コースの生徒を受け入れている。 ・各回生徒 4～5 人、付添いの教員 1～2 人、どんぐり分校のボランティア 2～3 人で運営。 ・学校での事前学習と教員の補助が充実しており、上記ボランティアは、主にお客さんとの交流・コミュニケ―ションを意識してサポート。 (2)指定管理者指導のもと、都立南大沢学園と協力し、以下の活動を実施。 就労支援学校「都立南大沢学園」の生徒が、作業実習の場として園内各所の剪定（不定期）や清掃作業（週 1 回程度）を行っている。 ・館内は福祉コース、園内はエコロジーコースが担当。 ・エコロジーコースは掃除のほか、剪定や畑の手入れも実施。 ・スケジュールは学校が管理しており、その都度、指定管理者と学校で作業内容を相談。 ・作業は造園などの専門性をもった教員の指導のもと、生徒と教員で実施。 （多世代交流） ・毎月第１・３水曜日に「いきいき交流の集い」を開催し、地域住民交流の場を提供している。ボランティアや地域協力者と協働で、ミニコンサート、就業体験、公園育児サ

		ロン、だれでも自由に演奏できるピアノ、里山移動図書館等を運営し、子どもから高齢者まで、多世代交流の機会を創出している。
	支援体制	・コンサートや就業体験、公園育児サロンのチラシ・ポスター作成や園内掲示といった広報活動は職員が積極的に協力実施している。
事業効果		○利用促進 ・町田市子ども生活部と公園が協力し、地域の保育園の持ち回りで子育て支援イベントを実施。
その他の取組状況		・パークセンター内展示室に、子ども向けの絵本コーナーを設置したり、イベント時を中心に屋外で読書に親しめる「里山移動図書館」を開催している。動植物や昆虫に関する展示を設置することにより、自然に親しめる配慮をしている。 ・パークセンター前の舗装路にチョークで自由にお絵かきできる「らくがきロード」等アート遊びを行う里山アートイベント、近隣保育園の園児たちが色付けしたこいのぼりを飾るこどもの日イベント、親子で参加可能な昆虫観察会、スマホアプリを活用して公園内で遊べるプレイコンテンツなどを企画・提供している。
配慮事項	安全面	○公園内 ・毎月、職員による遊具を点検している他、年に２回専門業者による点検を実施している。 ・トイレや遊具など小さなお子様の利用が多い場所や公園利用者数の多い時季は、樹木点検を重点的に行うことで、落枝事故等の未然防止に努めている。 ・車いすやベビーカー等が通行しやすい「バリアフリー対応ルート」を公園リーフレットに記載し、パークセンターでの配布やホームページへの掲載を行い、周知に努めている。 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出の事務連絡や、国や都のガイドラインを踏まえた感染防止対策を徹底し、施設利用時の検温とマスク着用、定期的な消毒と換気、社会的距離の確保等感染症拡大防止に努めている。
	防　犯	・警察 OB で構成される安全防犯チームが定期的に公園を巡回・監視し、防犯・事故予防の視点から園内チェックを行っている。 ・普段から所轄警察との連絡・協力関係強化に努めている。 ・利用者への声がけやコミュニケーションをこまめに行い、防犯に関する情報収集に努めている。 ・通勤通学に使われている主要園路の一部と、住宅街に隣接する広場に園路灯が設置されている。
	衛生面	・公園内及びパークセンター内トイレは、週 3 回程度の清掃（委託）及び職員による毎日巡回・適宜清掃を行っている。さらに、高圧洗浄を始めとする特別清掃を適期に行うことで衛生面のさらなる向上に努めている。 ・パークセンター内のトイレには石鹸を、センター入口には消毒用アルコールを設置している。
備考		※1　赤ちゃん・ふらっと事業 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/akachanflat.html（令和 3 年 3 月 1 日閲覧） ※2　多摩・島しょ子ども体験塾事業 H18～21 まで実施。現在は「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」となっている。 http://www.tokyo-mayors.jp/taikenjuku/project/outline.html（令和 3 年 3 月 1 日閲覧） https://www.tokyo-mayors.jp/katsudo/kyodo/renkei.html（令和 3 年 3 月 1 日閲覧） ※3　八王子市ふれあい・いきいきサロン事業 高齢者自らが居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、高齢者同士または世代を超えた仲間づくりの場を提供するサロン活動の場を八王子市が指定し支援する事業。高齢者の外出機会を増加させ、孤独感や引きこもりの解消につなげ、地域社会における健康でいきいきとした生活の実現を図ることを目的としている。 （留意点・課題） ・ボランティア団体の継続性（高齢化による後継者不足）と、指定管理者制度による指定管理者切り替え時の引継ぎ。自治体や社会福祉協議会との連携体制の維持。

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

１５．私立保育所が代替園庭として利用する公園の再整備と公園安全利用指導員による見守り

公園名	神田児童公園（ほか）	公園種別	街区公園	面積	0.22ha (0.22ha)	開園年月	昭和６年１月
所在地	千代田区神田司町 2-2		公園管理者	千代田区（道路公園課）			



神田児童公園　平面図（千代田区提供平面図をもとに作成）



公園全景



遊具



公園内喫煙禁止カンバン



公園内禁煙の案内



砂場



バケット付きブランコ

都市内での配置		小学校、保育園と道路を挟んで隣接している。大通りと連絡する入口がある。
公園の特徴		大型遊具がある。多くの子供が遊んでいる。サラリーマンの利用も多い。
ハード及びソフト面	背景と目的	○背景 ・本事業は、「ちよだみらいプロジェクト」施策の目標、「保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます」に基づき実施するものである。 ・増大する保育需要に対応して民間保育所を誘致・整備しているが、新規開設園について専用の園庭を設置することが困難な状況であるため、利用者の増加が見込まれている。 ○目的 ・代替園庭で園児たちが安心して安全に遊ぶことができるよう、遊具等の整備や禁煙時間帯の設定などを行っていく。
	実施プロセス	平成 27 年度　　事業開始 平成 28 年 1 月　パブリックコメント実施
	内容	「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」事業（子ども部　子ども支援課） ○事業年度 ・平成 27 年度～平成 29 年度 ○対象公園等 都市公園 11 箇所、児童遊園 3 箇所、国有地 3 箇所 （平成 29 年実施内容） （1）整備内容 ・美倉橋東児童遊園の全面改修を完了 ・堀留北児童遊園の砂場の砂を衛生維持のため除去及び補充 ・宮本公園に飛び出し防止用ガードコーンを設置 ・神田児童公園の滑り台安全柵改修 （2）公園安全利用指導員による見守り 園児が安心して安全に遊ぶことができるよう、公園安全利用指導員による公園・児童遊園の巡回や私立保育所の戸外活動への帯同、近隣に不審者情報があった保育所への見回りなどを実施した（今後も公園安全利用指導員による見守りは継続）。 （平成 28 年度実施内容） （1）整備内容 ・美倉橋東児童遊園の全面改修に着手 （2）禁煙の呼びかけ 平成 28 年 4 月から代替園庭として利用している西神田公園、五番町児童遊園、神田児童公園、佐久間公園、和泉公園、淡路公園の公園・児童遊園については、禁煙　時間帯（午前 10 時～12 時）を設定したり、子どもが利用している間の禁煙の呼びかけ看板を設置するなど、禁煙の協力を公園利用者に呼びかけを実施した。 （3）公園安全利用指導員による見守り 園児が安心して安全に遊ぶことができるよう、公園安全利用指導員による公園・児童遊園の巡回や私立保育所の戸外活動への帯同、近隣に不審者情報があった保育所への見回りなどを実施した。 （平成 27 年度実施内容） （1）整備内容 ・西神田公園の砂場周囲への柵を設置 （2）パブリックコメントの実施 公園や児童遊園の整備を行うにあたり、各出張所や保育園等に意見箱を設置するとともに、ホームページ上で整備に関するパブリックコメントを行った。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（実施期間　平成 28 年 1 月 5 日～22 日）　単位（件）
<table>
<tr><th>要　望</th><th>要望数</th></tr>
<tr><td>喫煙対策などパトロールの強化</td><td>132</td></tr>
<tr><td>乳幼児用の遊具の充実・整備</td><td>72</td></tr>
<tr><td>砂場等の整備により園児専用の遊び場を確保</td><td>37</td></tr>
<tr><td>安全対策整備（危険個所の改修、安全柵等の設置）</td><td>34</td></tr>
<tr><td>園児専用の利用時間帯の設定</td><td>31</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>38</td></tr>
<tr><td>計</td><td>344</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>支援体制</td><td>道路公園課：事業実施主体（整備）
子ども支援課：公園安全利用指導員による見守り、各園との調整やニーズ調査、公園利用者への聞き取り等</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業効果</td><td>私立保育園が代替園庭として利用する回数が増加している。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">配慮事項</td><td>安全面</td><td>〇公園まで
・歩道の確保、近隣駅のバリアフリー化
〇公園内
・出入口及びトイレのバリアフリー化</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td>・誰でもトイレの不正利用（路上生活者等の長時間使用）等がないかパトロールで確認</td></tr>
<tr><td>衛生面</td><td>・日常的清掃、砂場周りに柵を設置、公園内の禁煙実施</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・トイレ内ベビーチェアの設置
②子どもの健全な成長への配慮
・子どもが自然に触れられる（池、植栽等）
③子どもの年齢層への配慮
・ブランコについてイス型とバケット型を設けて、児童、幼児ともに利用できるよう配慮をしている。
④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮
・他の公園でプレーリーダーの配置を行っている（子どもの遊び場事業）。
・喫煙防止のパトロールを行っている。
⑥保護者のための施設整備における配慮
・多目的トイレの設置、遊び場の近くにベンチを配置</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td>参考資料：
〇ちよだみらいプロジェクト-千代田区第 3 次基本計画 2015-（平成 27～36 年度
出典：https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/sogokekaku/mirai-project.html（令和 3 年 3 月 1 日閲覧）
〇千代田区主要施策の成果（平成 29 年度、平成 28 年度、平成 27 年度）
出典：https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/zaise/shisaku/index.html
（令和 3 年 3 月 1 日閲覧）</td></tr>
</table>

（平成 30 年 11 月調査時点）

１６．乳幼児対象のプレーパーク「おひさまぴよぴよ」の開催

公園名	都立光が丘公園	公園種別	総合公園	面積	60.7ha (60.7ha)	開園年月	昭和 56 年 12 月
所在地	東京都練馬区光が丘 4 丁目 1 番 1 号			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会						



（出典：光が丘公園 HP　https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map023.html（平成 31 年 2 月閲覧）をもとに作成）

都立光が丘公園平面図



お昼ご飯



広場斜面での穴掘り、水遊び



おひさまぴよぴよ受付



木に取り付けられたブランコ

<table>
<tr><td colspan="2">都市内での配置</td><td>・都営大江戸線光が丘駅や商業施設と隣接し、周辺に光が丘団地がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td>・プレーパーク等で子育て中の親同士が交流できる機会がある。
・平日は乳幼児を対象にしたプレーパークを実施している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハード面</td><td>背景と目的</td><td>－</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ソフト面</td><td>背景と目的</td><td>平成 15 年　地域の子育てサークル主催で光が丘公園でプレーパークを開始
（乳幼児～中学生を対象に平日と土日に実施）
・プレーパークでは大きな子供が走り回ったり、ノコギリや釘を使っているため、乳幼児を連れた親からは「危ないのでうちの子供にはまだ早い」といった声が聞かれたが、平日の昼は小中学生の利用がないため、乳幼児連れの親子が集まってくるようになった。
平成 19 年　小さな子供向けの冒険遊び場開始
（のちの「ちびっこプレーパーク」「おひさまぴよぴよ」）
・平日の昼は小中学生の利用がなく、安心して乳幼児連れの親子遊べるため、小さな子供向けの冒険遊び場づくり（ハザードを取り除いたうえで、小さな段差など小さなリスクを作る）を実施。
・その後、活動名を「ちびっこプレーパーク」に名称を変更。「ちびっこ」をつけたことで小さな子供が対象であると認識され、参加者が急増。
平成 21 年　乳幼児向けの室内遊び場（あそびっこはうす）を公園近隣に設置
・親への教育・支援の必要性が課題として見られ、子育てひろばへ登録。
・親は誰かと話せる環境に満足したが、遊びが足りていない子供に室内は不十分であった。
・練馬区の「民設子育てひろば事業」（※1）として助成を受ける。
平成 23 年 子育てサークルを NPO 法人化し「NPO 法人あそびっこネットワーク」設立。
・練馬区の「外遊びの場の提供事業」（※2）として助成を受ける。
平成 27 年 活動名を「おひさまぴよぴよ」（愛称：おひぴよ）に変更
令和元年　法人名を「NPO 法人 PLAY TANK」に変更。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>○おひさまぴよぴよ概要
開催：毎週木・金曜日 9 時 30 分～13 時 30 分
参加費：無料（予約不要）
・NPO 法人あそびっこネットワークが 0～3 歳の親子を対象にプレーパーク及び子育て支援を実施。
・子育て経験のある地域の主婦または乳幼児に関わる仕事をしていた保育士が「子育て支援者」としてサポート。子育て支援者には子育て支援と外遊びにおけるハザードの取り除き方を教育。
・屋外での活動ではあるが、室内の地域子育て支援拠点（※3）と同様に、育て支援センターとの連携や親への子育てノウハウの教育を実施。
・公園の近隣には子育て支援のための屋内施設「あそびっこはうす」を設置。外遊びに抵抗のある親への導入として活用し、おひさまぴよぴよの見学会等を実施。
○占用許可
・光が丘公園芝生広場の南側の一部（5,000 ㎡）を、開催日に関し、東京都から占用許可を受けている。たき火遊び、水遊び、木登り、穴掘りなどの実施については、公園占用許可書に「指定した場所以外で火の使用や穴掘り等の禁止行為を伴う活動をしないこと。」と記されている。また、「占用に関する細部については、光が丘公園サービスセンター長の指示に従うこと。」とされている。
○利用状況
・天候がよければ一日あたり 10 組～60 組の参加がある。
○その他
・現在、「おひさまぴよぴよ」は、練馬区内の都立光が丘公園を含む都立公園 3 カ所及び区立公園 3 カ所の計 6 カ所で開催している。</td></tr>
<tr><td>支援体制</td><td>おひさまぴよぴよ運営：ＮＰＯ法人あそびっこネットワーク（※4）
公園でのサポート：指定管理者　公益財団法人東京都公園協会
占用許可：東京都東部公園緑地事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業効果</td><td></td></tr>
</table>

その他の取組状況		・プレーパークの他、様々な体験を通じて子どもたちに自然の大切さを体感してもらうことを目的として、自然観察会、木登り体験イベントを開催 ・自然観察会は、「NPO 法人みどり環境ネットワーク！」、「NPO 法人生態工房」の協力を得て公園サービスセンターが主催 ・木登り体験は、「特定非営利活動法人ツリーマスタークライミングアカデミー南関東ブロック」が運営し、公園サービスセンターがサポート。
配慮事項	**安全面**	○公園まで ・公園へのアクセスについてホームページ等で分かりやすく案内 （複数の交通手段、駅からのアクセス等） ○公園内 ・各施設の点検及び補修 ・園路の不陸等の補修 ・樹木点検及び剪定 ・遊具定期点検及び補修
	防　犯	・職員及び警備員 ・警察による園内巡回 ・樹木剪定（死角を無くす） ・防犯カメラの設置
	衛生面	・トイレ、水飲み場、ベンチ、授乳室等の清掃
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・パークセンター内に授乳及びおむつ替えスペースの設置。 ・園内トイレにベビーベット（6 号トイレ）とベビーチェア（7 号トイレ）を設置。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・自然観察会等を開催し、自然に触れられる機会を提供。 ・防災訓練等は実施し、防災について学ぶ機会を提供。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・プレーワーカー（スタッフ）の配置（プレーパーク） ・年に 4 回、近隣住民と園内の死角を無くすため、剪定作業を実施。 ・光が丘公園サービスセンターが、主に広場の樹木の枝折れ取りや剪定、地面の整備などの環境整備や工作に使う木の提供・運搬を手伝っている。 ⑧その他 ・子どもたちが気軽に立ち寄れる、親しみあるサービスセンター作り（季節にあった飾り付け等） ・職員による巡回時の声かけ
備考		※1　練馬区民設子育てひろば事業 http://www1.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00002451.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧） 練馬区教育委員会　ねりま子ども家庭支援センター「民設子育てひろば事業」補助金（21 年度より 29 年度現在まで継続） ※2　練馬区外遊びの場提供事業 http://www1.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00002449.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧） 練馬区教育委員会　ねりま子ども家庭支援センター「外遊びの場の提供事業」補助金（23 年度より 29 年度現在まで継続） ※3　地域子育て支援拠点 厚生労働省がすすめる、子育ての不安感等を解消することを目的とした 0～3 歳の乳幼児親子が無料で利用できる公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所のこと。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧） ・子育てひろば（東京都福祉保健局） https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/hiroba.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧） ※4　　PLAYTANK プレイタンク（旧ＮＰＯ法人あそびっこネットワーク） https://playtank.tokyo/（令和 3 年 3 月 2 日閲覧）

（平成 29 年 11 月調査時点）

１７．「森のようちえん」開催や子育て支援のサービス提供

公園名	大野極楽寺公園	公園種別	総合公園	面積	38.4ha（38.4ha）	開園年月	昭和 41 年
所在地	愛知県一宮市浅井町大野字小屋裏 1400			公園管理者	一宮市（まちづくり部公園緑地課）		
指定管理者	（一財）公園財団						



（出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisetsu/kouen/1017179/1021068.html
（令和 3 年 3 月 2 日閲覧））

大野極楽寺公園平面図



幼児利用の配慮（赤ちゃんの駅他告知）



授乳スペース



幼児利用の配慮（洗面所の踏み台）



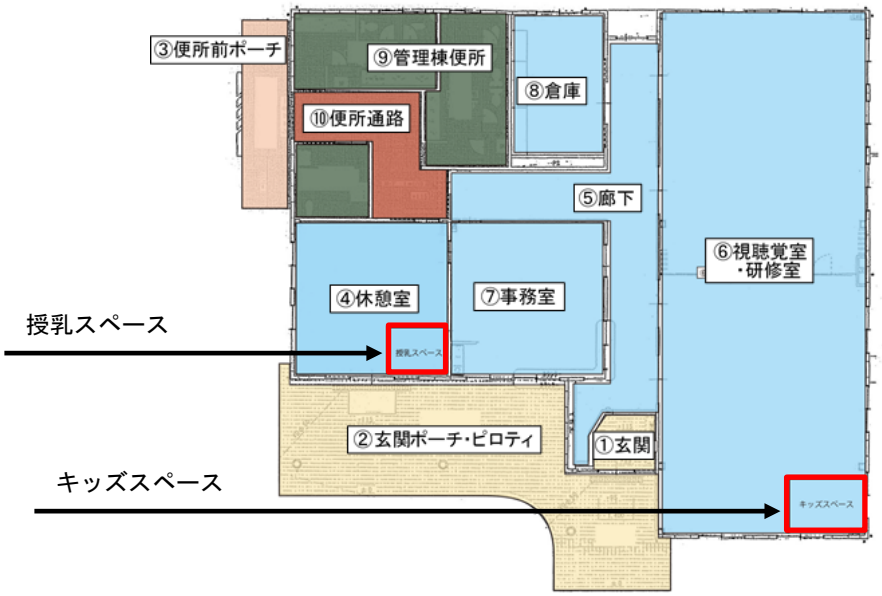
森のようちえん（中学生との交流）



森のようちえん（花とのふれあい）



森のようちえん（木の実とのふれあい）

<table>
<tr><td colspan="2">都市内での配置</td><td>・大野極楽寺公園は木曽川（南派川）沿いにある公園</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td>・子育てに関する公園の特徴は、一宮市赤ちゃんの駅事業※1に登録、授乳スペースの確保、遊び場スペースの設置、多目的トイレにベビーベッドを設置（一宮市）、管理棟トイレに足載せ台、子ども用便座設置、子供用サンダルの設置（指定管理者）。
・子育て環境も含む公園周辺の状況としては、ファミリー・サポート・センター事業※2の実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハード面</td><td>背景と目的</td><td>大野極楽寺公園では、子育て世代でも公園を快適に利用できるよう、一宮市公園緑地課と共に授乳スペースの確保やキッズスペースの設置等を進めてきた。そのような中、一宮市子育て支援課において「赤ちゃんの駅」という事業（H29）が立ち上がったため、同事業への参画を機に、ハード面において更に利便性の向上を図ることとした。</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td>・資産となるような設置物や、建物の躯体の改変については一宮市が長期スパンで計画的に対応。
・仮設物や消耗品等の設置については、指定管理者が利用動向を見つつ対応。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>・授乳スペースの設置ほか、キッズスペース。
・指定管理者は、トイレの洗面台に乳幼児用の踏み台、小さいスリッパ、小さい便座を置いて対応している。


（出典：指定管理者提供図面をもとに作成）
大野極楽寺公園管理棟</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ソフト面</td><td>背景と目的</td><td>大野極楽寺公園では、指定管理開始当初より高齢者向けの取り組みを推進。しかし若年層、特に乳幼児等を抱えた親子向けの取り組みに欠けており、公園の幅広い利用推進のためにも、子育て支援事業の積極的な推進が必要と考えた。そこで、新たに市民活動との協働事業ならびに市の事業との連携等を行うこととした。
①森のようちえん活動受け入れ
子育て支援に力を入れたいと考えていた時に、地元の方々から公園で活動したいとの申し出を受けたことがきっかけ。公園との連携を行う前は、個人サークル的に活動していたとのこと。公園での受け入れ態勢を整えるため、市役所とも調整し、許可を得た上で実施。なお平成 28 年度は回数も少なく試験的に活動していたが、平成 29 年度に入り年度事業として正式に運営を開始。</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>①森のようちえん
主宰：おさんぽや ふぅのみ
活動実績
・未就園児親子対象 「さくらんぼ組」
年間 44 回 定期コース、、年間 11 回 月一単発コース
・2 歳児お預かり野外保育 「やまも組」
年間 36 回 定期コース
・その他
公園以外でも、 0 歳児向けのベビーマッサージや英語読み聞かせ、助産師さんによるお話会などを行っている。

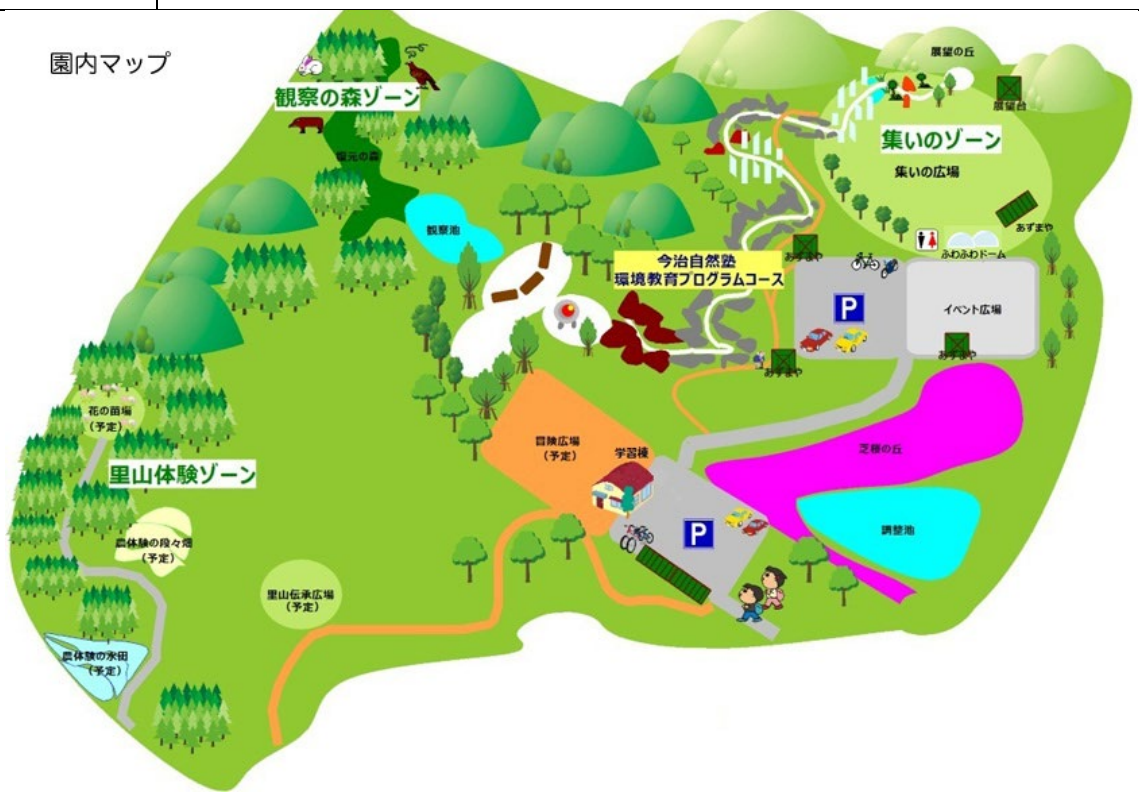
②赤ちゃんの駅
一宮市が子育て支援の新たな施策として「赤ちゃんの駅」事業を始めたため、大野極楽</td></tr>
</table>

		寺公園、光明寺公園ともに登録を行ったもの。事業に協力していることを示すステッカーを貼り、一般に明示できるようにしている。 ③うごく子育てサロンこっこ※3 　一宮市子育て支援センターに公園として協力することを申し出たところ、地元浅井町界隈での移動子育て支援センター受入箇所が今年度は無いとの話を受けたため、大野極楽寺公園で月１回の受け入れを行うこととしたもの。
	支援体制	（以下の①～③は上記ソフト面の内容に対応した公園管理者側の支援体制） ①広報協力、運営上必要となる資材の提供、活動場所の無償提供、優先予約等。また実施内容によって公園スタッフがサポート。 ②一宮市への情報提供のみ。 ③活動場所の無償提供、優先予約。 ・一宮市こども部子育て支援課
事業効果		・森のようちえん参加者が年々拡大。平成 30 年度は週 4 日ペースで開催中。平成 31 年度は週 5 日とし、主催団体を NPO 化する方向で調整中。 ・一宮市の子育て支援事業も徐々に浸透。参加者が徐々に増加。 ・上記利用者からの口コミ等により、家族連れの公園利用も増加し、公園認知度向上に寄与している。
その他の取組状況		（指定管理者：(一財)公園財団） ○子育て支援センターへの協力としては下記の通り。 ・移動子育て支援センターの受入 ・育児講座、公園へいこっ！等への協力 ・サポーター募集、イベント広報掲示等 　⇒子育て支援課への協力 ・児童育成連絡協議会会議の開催場所提供 ・子育て支援課事業の広報支援 ○利用指導 ・火起こしの手伝い等（ＢＢＱコーナーにて） ・水源地などの普段利用禁止のエリアに案内することも実施している。
配慮事項	安全・衛生面	・子供用の医薬品準備、スタッフに対してイベント開始前にその日行われる園内作業、危険個所等の情報提供
	防　犯	・トイレは子ども一人で行かせない。笛を持ち歩く等の工夫も。
	その他	③子どもの年齢層への配慮 ・離乳食温めサービス、授乳スペース貸出、授乳用衝立購入など ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・人的なサポート体制の確保は、シフト検討時にサポートできる体制を考慮して作成 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・親に対する支援は、休憩室掲示板に各種情報の提供
備考		※１　一宮市赤ちゃんの駅事業 　一宮市の事業であり、子育て家庭が安心して外出できるよう、乳幼児を連れた方が授乳やおむつ替えのために立ち寄ることができる、一定の条件を備えた施設を「一宮市赤ちゃんの駅」として登録している。 （出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jigyosha/annai/1019291.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧）） ※２　ファミリー・サポート・センター事業 　いちのみやファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方がお互いに助け合う組織で、子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）は、会員登録をし、会員の方が安心して相互援助が行えるよう、依頼会員には「説明会」を、援助・両方会員には「講習会」「説明会」を実施している。 （出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/kosodate/1000154/1001293.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧）） ※３　うごく子育てサロンこっこ 　一宮市の事業であり、「こっこ」号が地域の施設におもちゃなどを積んで出かけ、「うごく子育てサロンこっこ」を開設、「こっこ」の会場では、親子で遊んだり、来所された方同士話をしたりすることができ、子育て相談や情報提供も行っている。 （出典：一宮市 HP https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/kosodate/1000154/1010631/index.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧））

（平成 29 年 11 月調査時点）

１８．乳幼児用の環境教育プログラム「moricco（もりっこ）」を実施

公園名	今治西部丘陵公園 （しまなみアースランド）	公園種別	総合公園	面積	34.9ha (33.9ha)	開園年月	平成 23 年 3 月 (一部開園)
所在地	愛媛県今治市高地町 2 丁目乙 429-1			公園管理者	今治市（公園緑地課）		
指定管理者	株式会社今治. 夢スポーツ						



（出典：今治市 HP　https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/kouen_about/
（令和 3 年 3 月 2 日閲覧））

今治西部丘陵公園平面図



ふわふわドーム



moricco（生き物ふれあい）



moricco（草遊び）



moricco（木登り）

（写真提供：今治市）

都市内での配置		近くに住宅街がある、自然豊かな場所、駐車場があり車での来園が容易。
公園の特徴		・大きな芝生広場があり、芝生広場は平面で見通しがよい。 ・環境教育の場がある。
ハード面	背景と目的	○背景 ・これまで、タオルの生産等、商業の街であった今治市が、今治に広がる豊かな自然と共存することによって、『心の豊かさ』と『本当の幸せ』を感じられる街づくりを目指し、今治自然塾の活動に留まらず、環境教育・体験都市として、今後も更なる発展に取り組むこととなった。今治自然塾がオープンした平成 23 年 4 月 17 日、今治市は今治自然塾宣言※1 を行った。 ○目的 ・自然に親しみ、体験を通じて自然との共生を学ぶことを目的に造られた。
	実施プロセス	・今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）は新都市開発の一環で造られ、平成 23 年 3 月 31 日に、全体面積 34.9ha のうち約 11ha がオープン
	内容	○公園の概要 ・公園の周辺には豊かな森が広がり、多くの動植物が生息している。 ・公園内には広い原っぱもあり、自然を身体で感じながら、思いっ切り走り回ることもできる。 ○事業費 ・公園：総事業費（うち用地費）46.9 億円（33.1 億円） （施設） ・平成 24 年 3 月 30 日、公園内に学習棟がオープンした。 ・学習棟には貸室として、工房、レクチャールーム、展示室がある。ものづくり、講演会、会議、作品展示などの利用が想定されている。
ソフト面	背景と目的	○背景 ・ハード面の背景に同じ。 ○目的 ・自然への「ありがとう」の心と「思いやり」の心を育むこと。 ○プロセス（幼児環境教育プログラム「moricco」） ・平成 23 年から計画、同年 12 月からプレスタート ・平成 24 年から本格的に受入開始
	内容	（今治自然塾　幼児環境教育プログラム「moricco（もりっこ）」※1） ・幼児を対象にした、自然体験型の環境教育で、子ども主導の時間（ゴールデンタイム）と大人主導の時間（プログラム）を設けており、それぞれの時間がより活かされるように構成されている。様々な体験を通して、自然と子どもの距離を縮め、自然と正しい付き合い方ができるヒトの育成を目指す。 ○課題 ・インストラクターの人材不足
	支援体制	・市の子育て支援課の協力の下、遠方の保育所からも参加できるようバス代を予算化。 （その他の関連団体等） ・市内子育てサークルの体験として利用有 ・市内幼稚園が「moricco」の体験を実施
事業効果		○事業効果 ・団体で来てくれる園とのつながりができた。 ・年間を通して同じプログラムを行なうのではなく、時期や参加者の要望に合わせてプログラムを考案していくことで、満足度があがり「また来たい」と思っていただける。 ○事業効果の調査 ・参加者や引率者との振返りの実施
その他の取組状況		（「moricco」以外の子育て支援のイベント） ・幼児から参加できるイベントの実施（アスファルトにチョークでお絵かき等） ・天体望遠鏡を使った星空観察会 （その他のプログラム） ○今治自然塾　環境教育プログラム
配慮事項	安全面	（公園内） ・多目的なトイレの設置、遊具点検、園内巡視、園内放送
	防　犯	・駐車場利用時間の制限、園内照明の消灯
	衛生面	・トイレの清掃、施設の点検・清掃

	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・トイレを多目的にし、オムツの交換などにも利用可 ・施設内にチャイルドスペース（プレイマット）を設置 ②子どもの健全な成長への配慮 ・自然を身近に感じ自然に対し感謝の気持ちを持てるような体験活動 ・野外での活動を通して人間性を高める活動 ③子どもの年齢層への配慮 ・子どもたちが能動的に主体となって遊ぶ時間を大切にすることで、それぞれが年齢にあった楽しみ方を見出している。 ・3 歳未満のお子さまもいろいろな植物を触ったり、木や石を叩いて音を楽しんだりしている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・イベント開催時には対象年齢を儲け告知する。 ・イベントへの参加者同士が交流を持てる機会を持つ。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・遊具側に屋根つきの大型休憩所を配置 ・多目的トイレの設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・イベントの開催の曜日や時期を考え、親子で参加しやすいようにする。同じことをやっても難易度を変えて子供も親も幅広い年齢層が楽しめるよう企画。
備考		（少子高齢化対応における課題） ・地元管理の公園において、高齢化に伴い、管理の継続が難しくなっている。 ※1 今治自然塾宣言 （出典：今治市 HP https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/kouen_imabari/ （令和 3 年 3 月 2 日閲覧）） ※1 今治自然塾　幼児環境教育プログラム「moricco」 （出典：今治市 HP https://www.city.imabari.ehime.jp/kouen/seibukyuuryou/moriiku/ （令和 3 年 3 月 2 日閲覧））

（平成 30 年 11 月調査時点：一部時点修正）

４．事例集（保育所等施設占用）

事例集の見方

都市公園内に保育所等施設を設置している地方公共団体（保育事業者を含む）へのアンケート調査結果をもとに、以下の事項についてとりまとめた。

◆概要

保育所等施設施設を設置している該当公園の概要について、以下の項目について記載した。

項　目	記載内容
公園名	占用許可により保育所等施設施設を設置している公園の名称。
公園種別	住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園、国営公園、緩衝緑地等の種別
面積	計画面積及び調査時点の開園面積 （計画面積( )内は開園面積）例：52.1ha(40.5ha)
開園年月	最新の開園年月
所在地	該当する公園の所在地
公園管理者	自治体等の公園管理者。() 内は主な担当課
指定管理者	指定管理者がいる場合の指定管理者名
図面等	都市内での配置図、公園平面図、保育所等施設施設写真、保育所等施設でのイベント等の写真等
都市内での配置	該当公園の都市内での地理的位置や交通機関からのアクセス、周辺の土地利用や主要施設の状況など
公園の特徴	該当公園の子育て支援上の特徴

◆保育所等施設設置の取組状況

公園内に、保育所等施設を設置するに至った背景及び目的、その実施プロセス、関連部局間での役割分担等の以下の項目について記載した。

項　目	記載内容
背景と目的	保育所等施設を公園内に設置するに至った背景及び目的
実施プロセス	保育所等施設を公園内に設置するに際して行ったプロセス
公園選定経緯	保育所等施設を公園内に設置するに際して該当公園を選定した経緯
募集要項	保育事業者選定にあたり、募集要項等で公募している場合は、その要項等の名称及び公園の維持管理に関連する部分についての抜粋
公園改修（整備）	保育所等施設設置に併せた公園側での子育て支援関連の公園改修（整備）等
役割分担	保育所等施設設置や管理運営に際しての保育部局と公園部局での役割分担
その他	その他、保育所等施設設置における課題や苦労した点や特筆すべき事項

◆保育所等施設概要

都市公園内に設置した保育所等施設の概要について、以下の項目について記載した。

・名称、事業主体、認可の区分、占用者、占用面積、占用期間、占用後の取扱、占用料、建物構造、延床面積、建築面積、開設年月日、開所時間（延長時間）、定員、園庭利用状況

なお、園庭利用状況は、保育所等施設内に園庭を設置している場合はその設置面積、公園を園庭として利用している場合はその利用面積、また園庭の利用状況について回答があった場合はその内容を記載した。

◆公園の配慮事項

子育て支援機能を発揮するために配慮していることとして、安全面（公園まで、公園内）、防犯、衛生面のほか、「その他」として以下の項目（次頁）に対しての回答があった場合に記

載した。なお、主に、地方公共団体の公園部局からの回答であるが、一部、保育事業者からの回答を含む。

項目	記載内容
その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ②子どもの健全な成長への配慮 ③子どもの年齢層への配慮 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ⑧その他

◆保育所等施設設置・管理運営における配慮事項

保育所等施設を公園内に設置するにあたり、その設置及び管理運営に関連する配慮事項として以下の項目について該当がある場合に記載した。

項　目	記載内容
敷地の接道	保育所等施設の敷地と道路の接道状況
公園内での敷地選定	該当公園内における保育所等施設の敷地の選定方法
占用部分との境界	保育所等施設の敷地（占用部分）と公園部分の境界部の処理方法
インフラ整備	保育所等施設が電気、上下水道、ガス等を利用するためのインフラ整備について、その方法、公園側との工事の費用分担、占用許可条件等について
駐輪場等設置	保育所等施設利用者が利用する駐輪場の設置状況等
駐車場等設置	保育所等施設利用者が利用する駐車場の設置状況等
送迎時の主な交通手段	保育所等施設利用者の保護者の送迎時の主な交通手段
住民との合意形成	保育所等設置が決定してから設置されるまでの間の住民との合意形成のプロセス
地域や公園利用者への配慮	地域住民や公園利用者への配慮のための施設設計上の工夫や管理運営における配慮事項について示した。主には以下の項目について該当がある場合に記載した。 ○周囲との景観の調和（保育所等施設設置にあたっての周囲との景観の調和対策等） ○保育所等施設からの音の対策（保育所等施設における近隣地区への防音対策等） ○一般開放施設（施設利用者以外も利用可能な一般に開放している施設等） ○送迎時の安全対策（自動車、自転車の利用指導、警備員の配置等） ○地域交流（子育て相談、イベントの実施、地域との交流等）
公園の管理・運営への協力	公園の清掃や公園側で実施するイベント等への協力など公園の管理・運営への協力事項
保護者への配慮	保育所等施設利用者である保護者への施設設計上や管理運営上の配慮事項
園児への安全対策等	保育所等施設の園児に対する安全対策における配慮事項

◆事業効果

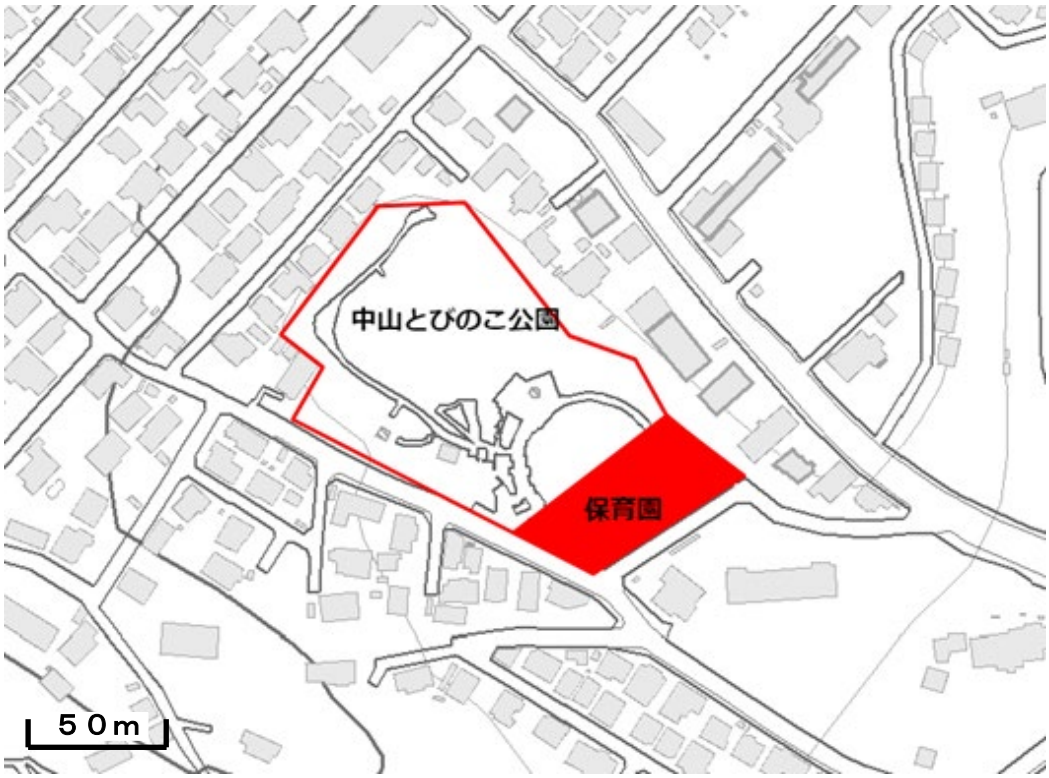
公園内への保育所等施設設置による事業効果に関する公園担当部局、保育担当部局、それぞれの意見と利用状況や利用形態の変化に対する回答が得られた場合に記載した。

◆その他

少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題や今後の予定等の特筆すべき事項がある場合、また、用語の説明等補足的に説明が必要な場合にその他として記載した。

１．地域の商店街・町内会が設置・管理に参画

公園名	中山とびのこ公園	公園種別	近隣公園	面積	1.16ha (1.16ha)	開園年月	平成 11 年 4 月
所在地	仙台市青葉区中山二丁目 4-448 外		公園管理者	仙台市（建設局公園課、青葉区公園課総務係）			



中山とびのこ公園　平面図（国土地理院地図）



保育所全景



敷地内の駐車場



保育所内部



地域住民との張芝イベント



公園からみた保育所（右側の芝生広場は地域イベントで張芝を実施）



地元中学生との壁画アートイベント



イベントによる壁画アート

（写真提供：社会福祉法人中山福祉会）

都市内での配置		郊外の住宅地内にある。
公園の特徴		・子どもの遊び場、地域の憩いの場として親しまれており、日頃より子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されている。 ・西側広場にて月 2 回サッカー教室の利用がある。 ・地域防災計画において、地域避難場所に指定されている。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	・平成 28 年度の待機児童数 213 人（前年度より－206 人）で、依然として待機児童解消に向けた取り組みが必要な状況であった。また、保育需要が高い地域における保育所整備は急務であったが、保育所用地の確保が極めて困難な状況であった。 ・中山地区は、保護者の通勤経路途上にある地域であり、保育所の設置要望が高い地域であった。 ・特区を活用した都市公園内保育所設置を検討していたところ、中山地区の地元団体からの要望があり、中山とびのこ公園に整備することとなった。

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td></td><td colspan="5">

（出典：第 74 回社の都の環境をつくる審議会資料）</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td colspan="5">平成 27 年 8 月　仙台市が国家戦略特区に指定
平成 27 年 11 月　中山商店街振興組合理事長、中山学区連合町内会長、なかやま街づくり委員会委員長の連名により、中山とびのこ公園への保育所設置に係る要望書が提出
平成 28 年 7 月　保育所事業者主催にて公園周辺住民説明会を開催
平成 29 年 4 月　開所</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="5">地元団体からの要望</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="5">・募集要項は作成しておらず、その都度協議を行った。</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="5">・行っていない。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="5">・公園担当部局：公園占用手続等。
・保育担当部局：整備事業者の選定、施設整備費補助金の交付等
・他：特区担当部局による国家戦略特区に係る手続き</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">〇保育所設置における課題や苦労した点
課題：事業者には公共の場である公園の占用であることを理解していただく必要がある。
苦労した点：事前協議では、保育所機能・公園機能の双方を活用し、公園利用者や地域団体との相互の連携・交流を目指していたが、目標の開設日に向けた整備が先行し、十分な検討を行う時間を確保することが困難であった。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">保育所等施設</td><td>名称</td><td colspan="2">中山とびのこ保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人中山福祉会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人中山福祉会</td><td>占用面積</td><td>2, 061 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>10 年間（H29.4.1～H39.3.31）</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td colspan="2">月額 120 円/㎡のところ、減免措置により年額 140 万円（当初 5 年間は 2 分の 1）</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造 2 階建て</td><td>延床面積</td><td colspan="2">約 900 ㎡</td><td>建築面積</td><td>㎡</td></tr>
</table>

概要	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間 （延長時間）	7：15～19：15 （18：15～19：15）	定員	90 名
	園庭利用状況	・園庭あり（300 ㎡）				
公園の配慮事項	安全面	○公園内 ・通常の公園管理の一環として、公園内の遊具については定期点検を実施している。				
	防　犯	・通常の公園管理の一環として見通しの確保等には努めている。				
	衛生面	・通常の公園管理の範囲内で実施している。				
	その他	②子どもの健全な成長への配慮 ・保育所以外の子ども達もこれまで通り自由に公園を利用できるよう配置等について保育所事業者と協議を行った。 ③子どもの年齢層への配慮 ・保育所設置にあたっては特に行っていない（既存遊具として幼児用遊具や複合遊具が設置されている）。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・保育所設置にあたっては特に行っていない（既存施設としてベンチや四阿、多目的トイレがある）。				
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道している。				
	公園内での敷地選定	・これまでの公園利用を大きく妨げないよう配置に配慮した。				
	占用部分との境界	・フェンスにて分離				
	インフラ整備	・公園外からの引込み等インフラについては，すべて保育所設置事業者負担。				
	駐輪場等設置	・駐輪場を設置している。				
	駐車場等設置	・10 台分の駐車場を設置。				
	送迎時の主な交通手段					
	住民との合意形成	・反対意見もあったが、保育所事業者により説明会を開催するなどして対応した。 ・保育所事業者主催にて住民への説明会を開催した。				
	地域や公園利用者への配慮	○送迎時の安全対策 ・送迎等により車の往来が多くなることから地元住民からの意見を受け、保育所事業者にて誘導員の配置等を行った。 ○地域交流 ・保育園の擁壁に飾る壁画を本保育所の設計にも携わったアーティストや大学の指導の元、地元の中学生がモザイク壁画を制作し、完成披露会を行った。 ・地域活性化の面としては、保育園の開園式の際に商店街の店舗が料理を提供するなどといった機会もあり、より地元の商店街を身近に感じてそれが客数などにもつながっているのではないかと感じている。				
	公園の管理・運営への協力	・保育園前の公園広場の芝生の状態がよくなかったため、保育所事業者の声掛けで、ゴルフ場より 300 坪の芝生の提供をいただき、仙台市の許可を得て、地域住民 120 名の参加により張り替え作業を行った。				
	保護者への配慮	・駐車場、駐輪場の設置				
	園児への安全対策等	・エントランスにオートロックが設置。				
事業効果		○公園担当部局 ・今のところ目立った変化は無い。 ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 ・今のところ目立った変化は無い。				
その他						

（平成 29 年 11 月調査時点）

２．地域住民による施設利用にも配慮

公園名	都立汐入公園	公園種別	総合公園	面積	12.9ha (12.9ha)	開園年月	平成 18 年 4 月
所在地	荒川区南千住八丁目		公園管理者	東京都（建設部公園緑地部）			
指定管理者	（公財）東京都公園協会						



汐入公園　平面図（荒川区提供）



保育所正面（樹木は既存のものを活かしている）



公園植栽部との隣接側（柵はしていない）



屋上広場（一般利用可能）



テニスコート・園路との隣接部（柵あり）



テラス（園児の水遊びや子育て交流サロンでも使用）



保育所内に設置されている子育て交流サロン



エントランスホール（子育て支援イベントにも利用）



保育所内のようす（３、４、５歳児室）

都市内での配置		・南千住駅より徒歩 12 分 ・近隣は多くの高層マンション、団地がある（住宅地に囲まれている）。
公園の特徴		・親子連れなどの近隣住民の利用が多い。 ・子どもが遊べる複合遊具や噴水、のびのびと遊べる広場がある。 ・にじの森保育園（平成 29 年 4 月 1 日開設）の他に、汐入東小学童クラブ（平成 30 年 4 月 1 日開設）が占用許可施設として設置されている。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	・保育所を整備した都立汐入公園がある南千住地域は、大規模な再開発によりファミリー世帯が多く流入しており、保育需要が非常に高い状況である。しかし保育施設は不足しており、平成 27 年 4 月時点で待機児童数が 6 人、平成 28 年 4 月時点で 24 人、平成 29 年 4 月時点で 41 人となっており、待機児童対策が必要な地域となっている。 ○国家戦略特区制度の活用の意義 ① 区立しおいり保育室（定員９９人）を廃止し、都立汐入公園内保育所（定員１６２人）を開設することで、保育定員を６３人拡大 ② 保育所用地の確保に苦慮している中、周りの広大な広場を園庭代わりに利用できる。また、昨今、問題となっている「子どもの声」に対する苦情対策としても有効 ③ 区立しおいり保育室の廃止後は、同スペースを学童クラブ等として活用。保育需要増加への対応だけでなく、区の子育て施策全体にとっても有意義
	実施プロセス	平成 26 年度より都市公園内へ保育施設等が設置できるよう規制緩和を求めてきた。 平成 27 年　7 月 15 日　国家戦略特区法が改正⇒都市公園内への保育所設置が可能に 平成 27 年　9 月　都立汐入公園内私立認可保育所整備・運営事業者公募要項配布 11 月 26 日　東京圏国家戦略特別区域会議で区域計画の作成 11 月 27 日　東京圏国家戦略特別区域諮問会議で区域計画の認定 12 月　事業者決定 平成 28 年　6 月 20 日　都立汐入公園内保育所部分の占用許可 平成 29 年　4 月　1 日　開所
	公園選定経緯	しおいり保育室周辺で整備可能な公園が汐入公園だったため。
	募集要項	・都立汐入公園内私立認可保育所整備・運営事業者公募要項（平成２７年９月 荒川区） →屋上園庭の一般開放と子育て交流サロン専用室の設置を義務付け
	公園改修（整備）	特別な対応はしていないが、日常の維持管理において、視認性確保のため、送り迎えで利用する自転車置き場脇の低木の高さを低くしたり、小さな子どもの目線から危険と思われる場所（広場の窪み、障害物、老朽化した設置物の除去）への対応他、受動喫煙防止の掲示物や声掛けによる注意喚起などを行った。
	役割分担	・公園担当部局（都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6">・保育担当部局：運営事業者の選定、保育所の認可申請手続き</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
　国家戦略特区の認定を受け、都市公園法の例外として、保育園を整備することができるようになったが、他の条文や法令、都の条例は遵守しなければならなかったので、関係部署(建築指導課等)と調整しながら進める必要があった。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="2">にじの森保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="3">社会福祉法人三樹会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人三樹会</td><td>占用面積</td><td>1,604.62 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td colspan="2">10 年間（更新を妨げない）</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td>非公表</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造平屋建て</td><td>延床面積</td><td colspan="2">1,401.73 ㎡ （1 階 1365.18 ㎡、塔屋階 36.55 ㎡）</td><td>建築面積</td><td>1,365.18 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td colspan="2">平成 29 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td colspan="2">7：15～19：15
（18:15～19:15）</td><td>定員</td><td>162 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・敷地内園庭なし（ただし屋上に一般利用者（予約制）が利用できる広場がある）。
・公園を園庭とする場合の届出上の面積：1,500 ㎡
・汐入公園内のふれあい広場や多目的広場をよく利用する（よく使う時間帯は 10 時～11 時）。
・汐入公園の他にも、瑞光橋公園やリバーハープ公園も利用する。
・公園を利用する際は、帽子の色で他の園の児童と見分けがつくようにする、先生の見える範囲で行動させるといった点を注意している。
・一般利用がない場合は、屋上広場も利用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園内
・園内は定期的に職員や警備員が巡回し、安全確保に努めている。
・遊具等は専門業者による定期点検を行っている。</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td colspan="6">・定期的に樹木を剪定し、見通しや園路灯の明るさを確保している。</td></tr>
<tr><td>衛生面</td><td colspan="6">・職員や警備員による定期的な巡回を実施し、園内の衛生面等をチェックし、適宜清掃等を実施している</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・園内のだれでもトイレにおむつ替えシートを設置している。
②子どもの健全な成長への配慮
・イベント時において、子どもが参加できる防災ワークショップやおえかき、おりがみなどのプログラムを行っている。
⑥保護者のための施設整備における配慮
・夏場は、子ども達が多く遊ぶ噴水近くのベンチはヨシズを設置し、日陰を確保している。
⑦親子で遊べる機会の提供における配慮
・親子で参加できるイベントプログラムを多数開催している。
（子育て支援のためのイベント）
・保育所設置以前から、こいのぼりや七夕、どんぐり等のイベントを行っている。
・マンションが増えてきたことにより近隣に保育園等が増え、多くの子ども達が園内に遊びにくるようになった。そのため、子ども達に楽しんでいただけるよう、子供参加型のプログラムを始めた。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設設置・管理運営における配慮事項</td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">・接道していない。
・建築基準法 43 条の接道義務に対処するために、建築基準法 44 条 1 項 2 号を準用し、仮想敷地境界線を設定した（新建築 2017.7 月号　p175）。</td></tr>
<tr><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">・区からの設置要望に基づき、周辺地域での待機児童の状況を踏まえ場所を選定。以前は、プレイグラウンドとされていた場所であり、主に子ども達が体を動かせる遊び場として、特に週末の利用頻度が高かった。
・緑地を減らさないよう、もともとダスト舗装だったプレイグラウンドに保育所を整備した。</td></tr>
<tr><td>占用部分との境界</td><td colspan="6">・正面及び、テニスコートと隣接する部分は、フェンスを設けているが、その他の部分は、植栽で分離している。</td></tr>
<tr><td>インフラ整備</td><td colspan="6">・整備地から道路まで距離があったため、インフラの整備に苦慮した。インフラの設置は事業者で行ったが、保育施設までの引き込み部分については、区で行った（占用料別途）。</td></tr>
<tr><td>駐輪場等設置</td><td colspan="6">・駐輪場は、東京都との協議の中で、保育所の敷地内には設置せず、すぐ近くの公園内の駐輪場を使用することとあったため、駐輪場を設けていない。
・保護者は、公園内の駐輪場に停めて、歩いて送迎するという運用としている。</td></tr>
<tr><td>駐車場等設置</td><td colspan="6">・駐車場の設置はなし。
・送迎時の車利用は認めていない。</td></tr>
</table>

	送迎時の主な交通手段	
	住民との合意形成	・都立汐入公園が広域避難場所に指定されていたため、保育園ができることによる、緊急避難時への影響を心配する声があったが、理解をしていただいた。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・公園との調和を図るため、必要な場所を除いて、柵・フェンス等で公園と保育園を区切らないよう努めた。 ○一般開放施設 （屋上広場の一般開放） ・東京都との協議の中で、既存のプレイグラウンドに保育所を設置する代替広場として、屋上に一般も利用できる広場（人工芝）を設けた。（荒川区が、募集要項に施設整備条件として記載） →週３日程度の利用があり、登録利用団体は２団体程度である。利用者は、予約をし、インターフォンで連絡後、外階段から屋上に上がる。予約受付は保育所にて行っている。 （子育て交流サロン専用室の設置） ・乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とする子育て交流サロン専用室を設置している。（荒川区が、募集要項に施設整備条件として記載）
	公園の管理・運営への協力	・東京都・荒川区・保育所で第１回目の連絡会議を行い、今後公園と避難訓練やイベント等を共有した活動をしていきたいという意見が出された。
	保護者への配慮	・エントランスにつながるスロープ部分にベビーカー置場を設けている。 ・保護者が送迎時に門の開錠ができるよう、全員にセキュリティカードを配布している。 ・お迎え時には照明をつけている（特に公園内の街灯を増やしたということはない）。
	園児への安全対策等	・園舎に侵入できる箇所(エントランス部のスロープ及び屋外階段の入口)にオートロックを設置している。 ・防犯カメラ・機械警備を設置している。外周柵が低いため、防犯カメラは多く設置している。
事業効果		○公園担当部局（都） ・１９時以降まで保育園に人がいることで、公園内の不審者や悪戯が減ったように思われる。防犯面の向上があったように感じられる。 ○保育担当部局 ・待機児童解消に一定の効果があった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・以前から周辺の保育園や幼稚園からの来園者が多かったため、来園者の利用状況や形態に特段の変化は感じられない。
その他		○汐入東小学童クラブ ・都立汐入公園内に平成 30 年 4 月 1 日より開設

（平成 29 年 11 月調査時点）

３．交通の便の良い駅の近隣にある公園に保育所を設置

公園名	西大井広場公園	公園種別	近隣公園	面積	1.3ha （1.3ha）	開園年月	昭和 55 年 3 月
所在地	品川区西大井 1-4-10、品川区二葉 2-19-7			公園管理者	品川区（防災まちづくり部公園課）		



西大井広場公園平面図（立会道路南側部分のみ）（品川区提供）



公園内広場からみた保育所



道路（歩道部）からみた保育所



広場側には、防球ネットを設置



再整備で保育所前に幼児用遊具を設置

都市内での配置	ＪＲ西大井駅から徒歩２分の位置にある。

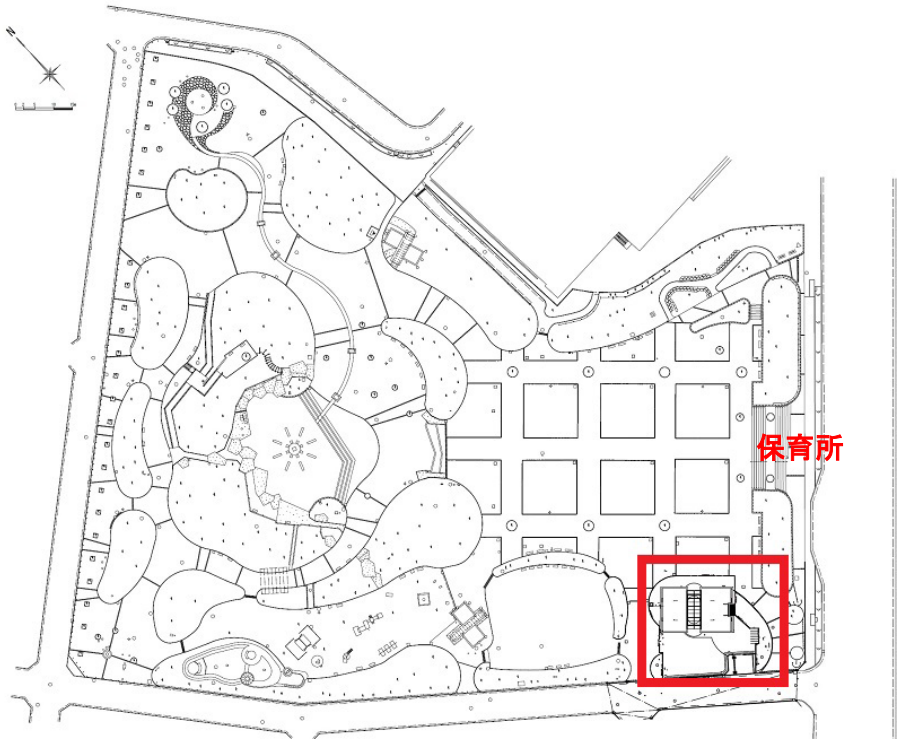
<table>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td colspan="6">立会道路をはさんで南北に跨る公園。南側は多目的広場、北側は緑道風公園として整備されている。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">保育所等施設設置の取組状況</td><td>背景と目的</td><td colspan="6">○背景
・地元から公園に接道する道路への通路設置の要望を受け、公園の一部を園路にする計画を進めていた。計画を進めていく際、待機児童対策として国家戦略特別区域法・施行令等の改正が行われ、都市公園内に保育所の設置が可能となった。品川区では、待機児童解消を図るため、当該公園内に認可保育園の設置計画を進める運びとなった。
○目的
・待機児童解消のため</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td colspan="6">設置計画の段階で住民向け説明会を複数回実施。</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="6">・公園等の利用状況調査結果及び施設計画検討調査結果等を踏まえ、候補となる公園の絞り込みを行った。本公園は、ＪＲ西大井駅（横須賀線、湘南新宿ライン）付近に近接し、商業施設・高層マンション整備が進む利便性の高いエリアに立地していることや、本公園を中心とした近隣地域における入園申込み状況（保育ニーズ）等に鑑み、保育所の整備を決定した。</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="6">・品川区立西大井広場公園内 認可保育所整備・運営事業者の選定に係る簡易型
プロポーザル実施要領
→安全対策として防球ネットの整備を義務付け</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">・乳幼児用遊具の設置
・公園改修時期と重なり、園路や多目的トイレの設置等を実施した。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">・公園担当部局：公園内配置の検討。再整備。
・保育担当部局：区内保育園配置の検討。保育事業者調整（民設民営のため、施設建築、運営、占用手続きは保育事業者）。
・土木管理部局：占用許可</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
・特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="2">まなびの森保育園西大井</td><td>事業主体</td><td colspan="2">株式会社こどもの森</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">株式会社こどもの森</td><td>占用面積</td><td>約 500 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td colspan="2">10 年間（H28.8.1～H37.7.31）
更新を妨げない</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td>平成 29 年度
月額 510 円/㎡（減免有）</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造 3 階建て</td><td>延床面積</td><td colspan="2">610.66 ㎡</td><td>建築面積</td><td>312.3 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td>平成 29 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td colspan="2">7：30～20：30
（18：30～20：30）</td><td>定員</td><td>100 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・園庭面積　128 ㎡
・代替遊技場として西大井広場公園を指定している。届け出上の面積 13,456.69 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園まで
・公園の南北には歩道が整備されている。東側は園路を整備した。
○公園内
・年一回の遊具点検の実施。
・保育所の防球ネットの設置にあわせ公園部分にも防球ネットを設置した。</td></tr>
<tr><td>衛生面</td><td colspan="6">・管理委託業者により、毎日トイレ清掃を実施。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・平成 28 年度に「多目的トイレ」を整備（もともと公園改修にて多目的トイレを設置する計画であった。公園改修工事が保育園設置工事と同時期になった）。
・平成 28 年度に保育所設置に合わせ、保育所前に幼児用遊具を設置した。
④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮
・管理委託業者が駐在し、利用調整等を行っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">保育所等施設設置・</td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">・接道している。</td></tr>
<tr><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">・築山部を改修し、保育園の占用場所としたため、公園利用者の利用可能な広場面積及び場所は変わっていない。
・一般公園利用者との動線を分けるため、保育所出入口（計画地の南東部）の設置位置を指定して整備（募集要項に記載有）</td></tr>
<tr><td>占用部分との境界</td><td colspan="6">・フェンス（H1,800cm）を設けている。</td></tr>
<tr><td>インフラ整備</td><td colspan="6">・事業者で設置（敷設に係る費用を補助、占用料別途）。</td></tr>
<tr><td>駐輪場等設置</td><td colspan="6">・保護者の送迎時の駐輪場を設けている。</td></tr>
</table>

管理運営における配慮事項	駐車場等設置	・給食の材料搬入、緊急時等に利用する車両置き場を確保 ・自動車での登園は認めていない。
	送迎時の主な交通手段	・公園周辺の徒歩・自転車で通える範囲に居住している人が多い。 ・自動車での登園は認めていない。
	住民との合意形成	・乳幼児人口の増加が続いており、保育需要も高まっている状況。 ・設置計画の段階で住民向け説明会を 3 回実施。
	地域や公園利用者への配慮	○整備中の対応 ・交通安全対策としてガードマンを配置。 ○周囲との景観の調和 ・公園及び周辺の住宅地等の景観と調和するものとして整備（募集要項記載） ○保育所からの音の対策 ・保育所から出る音に配慮し、グラスウールを厚めに入れる等の防音性能を高めて整備。 ○一般開放施設 ・保育所内に誰でも利用可能な授乳スペース、誰でもトイレを設置（保育所が開所している時間（月～土 7：30～20：30。日曜・祝祭日を除く）のみ利用可能）。 ○送迎時の安全対策 ・保育所利用者に対し、自転車送迎時のマナーの徹底を図り、公園利用者への迷惑とならないよう配慮。
	公園の管理・運営への協力	―
	保護者への配慮	・ベビーカー置場、自転車駐輪場所の設置。（募集要項に必要施設として記載あり）
	園児への安全対策等	・保育所の出入口にカメラ付きインターホン及び電子錠を設置。 ・保育所の敷地（園庭部分）と公園敷地との間に高さ 1800cm のフェンスを設置。 ・安全対策（防球ネットの整備） 公園での球技利用を想定して、公園と保育所敷地との間に防球ネットを整備。 （募集要項に、「公園は野球・サッカー等の球技で利用するため、防球ネットを整備すること。」と記載あり）
事業効果		○公園担当部局 ・特になし ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 ・特に変化なし。
その他		○品川区での他の都市公園への保育所の設置の事例 ・しながわ区民公園（平成 30 年 4 月 1 日開所）

（平成 29 年 11 月調査時点）

４．公園内の旧管理詰所を有効活用して改修

公園名	反町公園	公園種別	近隣公園	面積	2.4ha (2.4ha)	開園年月	昭和 38 年 3 月
所在地	横浜市神奈川区反町 1－12			公園管理者	横浜市（神奈川土木事務所）		



反町公園平面図（横浜市提供平面図より作成）



保育所正面



公園内広場との隣接側



保育所園庭



保育所から公園への出入口部



保育所出入口



公園出入口と保育所出入口



公園愛護会と保育所の合同イベントチラシ
（横浜市提供）



公園愛護会と保育所の合同イベント実施結果の記者発表
（横浜市提供）

都市内での配置		・神奈川区役所及び横浜銀行アイスアリーナに隣接 ・反町駅（東急）徒歩約7分（約500m）／東神奈川駅（JR）徒歩約7分（約520m）／京急東神奈川駅（京急）徒歩約9分（約650m）
公園の特徴		・区役所に隣接する公園として、区民祭り等のイベントが数多く開催されるなど、活発に利用されている。 ・公園愛護会（2団体）があり、園内の清掃・除草や花壇づくり等の活動を行っている。 ・広域避難場所に指定されている。
保育所等施設設置	背景と目的	（背景） ・反町公園が位置する東神奈川区反町エリアは当時、就学前児童数が増加傾向にあり、保留児童数も区内12エリア中3番目に多いエリアであった（平成27年4月時点）。 ・区役所に隣接し、JR、東急東横線、京急線など交通利便性が高い立地であった。 ・用途廃止した旧公園管理詰所の建物を有効活用することで、現状の公園利用や景観等を損なわずに保育所等の設置が可能であった。 （目的） ・今後も保育需要が高まることが予想される中、用地の確保が難しいなど、保育所設置が困難な地域への新たな対応策として公園を活用することとした。

<table>
<tr><td rowspan="6">の取組状況</td><td>実施プロセス</td><td colspan="5">平成 27 年 4 月　国家戦略特別区域法の改正の動きを踏まえ、庁内での検討を開始
保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会設立
（学識経験者及び行政（保育担当部局、公園担当部局））
7 月　保育所等の設置を検討する公園のリストアップ（リストアップは、保育ニーズが高いところを中心として、公園の規模、近くに保育施設がないなどの諸条件をもとに行った。）
8～10 月　具体的に公園の活用可能性を検討
保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会（第 1 回、第 2 回）において、公園の絞り込み
11～12 月　現地調査により、具体的な整備場所を検討
都市公園内の保育所等設置について関係部署の検討会議を開催
保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会（第 3 回）において現地調査の結果を共有
平成 28 年 1 月　横浜市において保育所等の設置を検討する都市公園を神奈川区「反町公園」に選定
1～2 月　反町公園での保育所整備について地元町内会等へ説明
3 月　東京圏国家戦略特別区域会議において計画案に盛り込まれる
4 月　区域計画が認定される
5～6 月　関係部署と調整し、運営法人募集要項を作成
7～9 月　運営法人公募及び決定
10 月　工事説明会の実施
11～3 月　工事
平成 29 年 3 月　完成
4 月　開所</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="5">○保育施設による公園活用とマネジメントの在り方研究会（横浜市（公園担当部局、保育担当部局）及び学識経験者で構成）を設置するとともに、保留児童数、マンション建設計画、接道条件、駅からの距離、都市公園法の建ぺい率等をもとに選定した。
また、研究会では以下のような検討を行った。
・都市公園を活用した保育施設の設置に関するガイドライン作成
・保育所開所後の伴走支援として、地域と保育所の交流等のあり方
・周辺の各資源などとの併用活用も含めた子育て世代へ向けた居住政策モデルや、子育てしやすいまちづくり展開にあたっての基礎資料の整理</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="5">平成 29 年 4 月開所予定分内装整備費補助事業 横浜市民間保育所整備に係る公有地・建物貸付（神奈川区反町公園内）募集要項（横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課）
→・公園内設置の保育所として公園美化に努め、清掃活動等に協力
・公園愛護会の結成後は、連携に努め、運営活動に参加
・広域避難場所に指定されているため、災害時には、敷地内への受入れ
・敷地内に緊急車両用の駐車場を確保
・保護者送迎用の駐輪スペースを敷地内に確保（自動車での送迎はしないことを想定）
などを記載。</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="5">・防災倉庫を保育園敷地から園内の別の場所に移設した。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="5">・公園担当部局：候補地のリストアップ、公園管理詰所の廃止及び所管換え手続き、公園占用許可手続き、その他公園関係の調整
・保育担当部局：全体調整、特区申請、保育運営事業者の選定、公園内の既設インフラの分離、公園管理詰所の改装工事（保育運営事業者）、その他保育所関係の調整</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">○保育所設置における課題や苦労した点
・保育ニーズと保育所が整備可能な公園の条件を満たす候補地の選定
・保育所のセキュリティ確保と、公園とのつながりの双方に配慮した境界部分の設え
※現在は、保育所のセキュリティ確保のため、境界部にフェンスを設置している
・保育所と公園の双方に相乗効果が生まれるような連携方法の検討及び募集要項に記載する理念や地域交流・地域支援等に関する項目、評価方法の検討
・建物の改修は新築よりも手間がかかった。
・公園管理上の制約を受ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="2">いずみ反町公園保育園
（いずみ東白楽保育園分園）</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人いずみ</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">横浜市こども青少年局</td><td>占用面積</td><td>622.63 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>5 年間
（更新を妨げない）</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td colspan="2">月額 500 円/㎡（横浜市公園条例における「その他の占用物件」の使用料を適用）</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="2">鉄筋コンクリート造平屋建て</td><td>延床面積</td><td>169.70 ㎡</td><td>建築面積</td><td>㎡</td></tr>
</table>

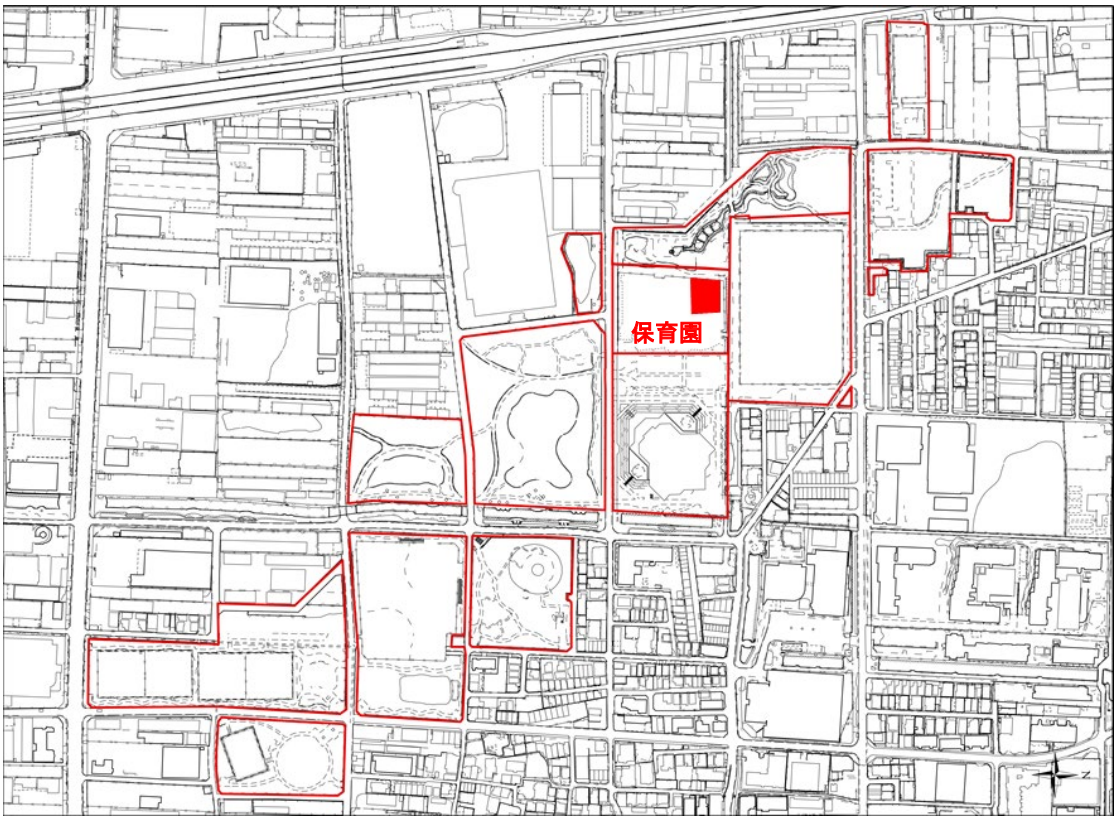
	開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日	開所時間 （延長時間）	7：00～20：00 （7：00～7：30） （18：30～20：00）	定員	40 名
	園庭利用状況	・敷地内園庭面積：170.43 ㎡ ・横浜市の基準では、保育施設は必ず園庭を設けることとしている。そのため、管理詰所であったスペースの前庭を園庭として確保し、当初置いてあった防災倉庫を保育所の敷地外に移設した。 ・園庭のほかに、園内や他の公園も利用している。				
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・ＪＲ東神奈川駅・京急東神奈川駅・東急反町駅のいずれからも歩道を歩いて公園までアクセス可能。 ○公園内 ・園内を移動しやすいように各所スロープ等の設置 ・年間４回の点検作業（神奈川土木事務所直営、委託業者にて実施）				
	防　犯	・公園内の照明灯は、ソーラータイマーにより日没から日出まで点灯させている。 ・広場中心部は中低木類をなくし、見通しを確保。				
	衛生面	・トイレ清掃の実施（委託業者にて 30 回程度/月） ・公園内全体のゴミ清掃（委託業者にて 5 回程度/週）				
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・トイレ内（男女）おむつ替えベッドの設置 ・乳幼児用遊具の設置				
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道している。				
	公園内での敷地選定	・使われなくなった公園管理詰所の有効活用のため、公園内での敷地選定はない。				
	占用部分との境界	・一部フェンスで分離している。当初はプランターで境界を明示していたが、セキュリティ確保のため、現在は保育所がフェンスを設置している。				
	インフラ整備	・公園内のインフラ分離（公園用、保育施設用）等を市で実施した。				
	駐輪場等設置	・保護者の送迎用の駐輪場あり。				
	駐車場等設置	・緊急車両用の駐車スペースを設けている。 ・駐車場利用による送迎は、緊急時を除いて原則禁止。				
	送迎時の主な交通手段	・自転車による送迎が多い。				
	住民との合意形成	・住民への説明会を数回開催。 ・反対意見などは特になく、逆に好意的な意見がみられた。				
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・当該保育所は、もともと公園施設として当然に公園機能への影響や美観に配慮して設置された「公園管理詰所」を用途廃止した後に改装したものである。 ○保育所からの音の対策 ・特別な対策は実施していない。 ○一般開放施設 ・保育園の外壁に、公園からも見ることができる壁掛けの時計を設置した。 ○地域交流 ・地域住民を招いた開所式及び内覧会を実施（保育所設置時）。 ・地域のお祭りや行事等が行われる際には積極的に参加。				
	公園の管理・運営への協力	○イベントの実施 ・横浜市では公園愛護会に対し、焼き芋づくりなどのイベント支援を行っており、実施ノウハウの提供・道具等についても横浜市で支援している。反町公園愛護会は平成 28 年度に結成されたばかりであり、公園愛護会・保育園の親睦を深めるきっかけづくりの場とするため、横浜市、反町公園愛護会及び保育所で検討を行い、合同で焼き芋大会・クラフトづくり体験イベントを実施した。 ・市としては、保育事業者と愛護会でさらに交流を持ってもらいたいと考えている。 ○募集要項での条件付け（公園について） ・公園美化に努め、清掃活動等に協力すること。 ・公園愛護会の結成後は、連携に努め、運営活動に参加すること。 ・広域避難場所に指定されているため、災害時には、敷地内への受入れを行うこと。 ○募集要項での条件付け（公園内での保育所整備の考え方） 公園内に保育所を設置する特殊性を鑑み、公園内の保育所ならではの地域交流・地域支援等を行う場所として、以下を明示し、公園との連携に配慮を求めている。 ア）公園内に設置にされていることを活かした地域交流・地域支援等についての具体的な検討例				

		イ）施設整備にあたって工夫する点（アの検討事項と連動した施設計画の工夫点等も含む） ウ）公園で催されるイベント等への協力体制 エ）開所後の運営上の取組 オ）その他
	保護者への配慮	・駐輪場、ベビーカー置き場の設置
	園児への安全対策等	・開園時も門扉を施錠し、インターホンで確認のうえ、送迎を行っている。 ・セキュリティシステムの導入。
事業効果		○公園担当部局（環境創造局、神奈川土木事務所） ・利用されていなかった公園管理詰所が再利用されたことにより、財産を有効活用できたことに加え、保育園が常に利用されていることで防犯面での安心感も生まれた。 ○保育担当部局（こども青少年局） ・整備に適した用地の確保が困難な中、保育所を設置した定員分の受入れ枠を確保することが出来た。 ○利用状況や利用形態の変化 ・遊具は保育所設置前からあり、もともと子育て世代の利用があった。特に大規模な改修は行っていないので、保育所設置前後での公園利用者の利用形態は変わっていない。
その他		○占用について ・公園施設である公園管理詰所の用途を廃止した後に、建物（公有財産）を環境創造局からこども青少年局に所管換えしたうえで、神奈川土木事務所が、都市公園法に基づく保育所の占用許可をこども青少年局に対して出している。建物はこども青少年局の所管となっているので、建物使用料は発生しないが、建物・園庭等の保育所敷地に対してこども青少年局より「保育所」の占用料を徴収している。 ・占用者であるこども青少年局は、保育運営事業者に建物・園庭等の保育所敷地を貸付け、土地建物の使用料を徴収しているため、こども青少年局に対しての公園占用料の減免措置は行っていない。 ○公園愛護会の発足について ・反町公園は、平成 26 年度に公園管理詰所が廃止され、環境創造局の直営よる常駐管理がなくなるとともに、身近な公園として神奈川土木事務所の管理となることから、地域を主体とした愛護会を発足させた。 ・保育所のある特殊な公園として、保育所と地域が win-win の関係になるように、公園愛護会と連携することにした。 ・保育所側も愛護会と協力していきたい意向があった。

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

５．保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用

公園名	ふれあい緑地	公園種別	緩衝緑地	面積	13.5ha (12.9ha)	開園年月	平成 9 年 10 月
所在地	大阪府豊中市服部西町 5 丁目、服部寿町 3・5 丁目地内				公園管理者	豊中市（公園みどり推進課）	



ふれあい緑地平面図（豊中市提供平面図より作成）



保育所正面



庇とウッドデッキ



送迎用駐輪場



航空下に位置する



三層の防音扉



裏手の入口部分



赤ちゃんの駅（授乳、おむつ替えコーナー）



赤ちゃんの駅（サイン）

都市内での配置		大阪国際空港の南東に位置し、航路直下の約 13ha の公園である。住宅地内にあるが、最寄り駅から徒歩約 15 分の位置にある。
公園の特徴		・大阪国際空港周辺地域における航空機の騒音、排気ガス等を軽減緩和のため、50.0ha の緑化計画の内 13.0ha が一般市民も利用できるように公園として整備された。 ・大型遊具があり、親子連れなどの利用が多い、駐車場もある。 ・夜間閉鎖型の公園
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・豊中市全域にて平成 27 年 4 月 1 日時点で待機児童は 253 人発生しており、豊中市子育ち・子育て支援行動計画のなかで保育の需要をおよそ 1,400 人分（平成 30 年度）とし、その確保策を定め平成 27 年度から平成 29 年度で整備し、平成 30 年度当初に待機児童の解消を目標に取り組んでいるところであった。民有地等とのマッチング事業による民間保育所整備など様々な手法を用いて取り組みを進めていたが、住宅が密集する本市においては、保育所に適した物件が少ないという課題があった。その中で、特区法の改正があり公園での保育所整備が可能となったことから、待機児童解消のため公園を活用した保育所整備に取り組んだ。 ○目的 ・待機児童解消のため
	実施プロセス	平成 28 年　3 月　募集要項配布 5 月　審査、ヒアリングを経て事業者決定 9 月　国家戦略特別区域諮問会議において区域計画が認定 9 月　豊中市公園条例等の改正 平成 29 年　3 月　公園占用許可申請 6 月　整備着工 11 月　工事完了 12 月　開設
	公園選定経緯	特区法による条件（広場面積の 30%が占用面積の上限）と保育所整備に必要な面積から一定規模の広場面積を有する公園を抽出し、当該公園周辺の待機児童の状況や当該公園の利用状況などをかんがみ場所を選定した。事業者選定後、近隣住民説明会を複数回開催し、住民の要望等の反映ができるように整備を進めた。

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td>募集要項</td><td colspan="6">平成２７年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】ふれあい緑地（３－２街区）Ver.
豊中市こども未来部こども政策課 平成 27 年度（2015 年度）3 月
及び「羽鷹池公園・ふれあい緑地（３－２街区）募集要項 の一部変更 及び追加 について」
・航路直下の土地であるため、防音等に配慮された建物（保育園）を整備すること。
・公園内での保育所になるため、保育所敷地を塀や柵で囲むこと。
・敷地内に駐輪スペースを設けること。
・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。
・公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力すること。
・占用許可区域内に保護者が送迎の際に一時的利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。
・公園内には、緊急車両以外の車両の乗り入れは認めない。
・公園内は、自転車及びバイクに乗ったままの移動を禁止とする。
・乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流と繋がりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的した「地域交流事業」を実施するとともに、そのためのスペースを確保すること。
・保育事業に係る公園の駐車場の利用は認めない。なお、事業者が駐車場を必要とする場合は、事業者の責任で別途確保すること。
　などの記載が見られる。</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">特になし</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
・都市公園を活用する前例がない整備事業であるため、公園担当部局、建設部局、事業者との調整。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="3">トレジャーキッズふれあい緑地保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="2">株式会社セリオ</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td>株式会社セリオ</td><td>占用面積</td><td colspan="2">約 988 ㎡（本体部分 520 ㎡・通路部分　468 ㎡）</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>H29.3.21～H39.3.20
（更新は、2 回まで）</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td colspan="2">3,600 円/㎡・年</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造 2 階建て</td><td>延床面積</td><td>461.3 ㎡</td><td>建築面積</td><td colspan="2">277.41 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td>平成 29 年 12 月 1 日</td><td>開所時間</td><td>7：00～19：00</td><td>定員</td><td colspan="2">80 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・保育所敷地内の園庭面積は、79.57 ㎡
・公園を園庭とする場合の届出上の面積：12.9ha（一般利用の範囲での利用を認めている）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園内
・自転車、ベビーカーでの通園がスムーズにできるような、アプローチを確保している。</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td colspan="6">夜間閉園</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・保育所内に赤ちゃんの駅※を設置している。
⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮
・保育所による、育児相談会等で、保育士からの育児アドバイス、子育て中の親同士が交流できる機会の提供。（募集要項記載事項）
⑦親子で遊べる機会の提供における配慮
・保育所による親子で参加できるイベント（園庭開放等）の開催（募集要項記載事項）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設設置・管理運営</td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">・接道していない。
・接道義務に対応するため、市道からの芝生広場部分をみなし道路として別途占用許可を出している（ただし占用料は減免）。</td></tr>
<tr><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">・アクセス面では主要道路に面する場所が望ましかったが、公園入り口をふさがないよう、少し内部に位置するよう計画した。</td></tr>
<tr><td>占用部分との境界</td><td colspan="6">・塀を設置。（「保育所敷地を塀や柵で囲むこと」募集要項に記載有り）</td></tr>
<tr><td>インフラ整備</td><td colspan="6">・敷地までのインフラは事業者で設置（市の補助あり、占用料別途）</td></tr>
<tr><td>駐輪場等設置</td><td colspan="6">・占用許可区域外に自転車等を停めないよう園敷地内に駐輪場を整備することとした。（募「敷地内に駐輪スペースを設けること」集要項に記載有り）
・園内のバイク、自転車に乗ったままの移動は禁止されている。（募集要項に記載有り）</td></tr>
<tr><td>駐車場等設置</td><td colspan="6">・自動車の送迎は禁止していないが、保育所敷地内に駐車場がないため、周辺の駐車場を利用するよう保護者へ案内している。</td></tr>
</table>

における配慮事項	送迎時の主な交通手段	・市内全域から園児が来ているため、送迎方法は自動車、電車、徒歩等様々。
	住民との合意形成	・住民への説明会を複数回（事業者選定後、基本設計立案時、工事開始前等）開催した。地域からの設置要望無し。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと（募集要項に記載有り） ・木材が多用された内外観となっている。 ○保育所からの音の対策（航路直下のための防音対策） ・航路直下の土地であるため、防音等に配慮された建物を整備することを募集要項に記載した。 ・保育事業者において保育所施設の設計段階より、飛行機の防音対策について検討し、三重扉を二重に設ける、庇を大きくとるなど工夫をしている。 ○一般開放施設（赤ちゃんの駅） ・公園利用者のために保育所内に「赤ちゃんの駅」を設け、おむつ替えや授乳スペースを提供している（募集要項記載事項に該当）。 ○地域交流 ・豊中市が主催するふれあい緑地フェスタにおいて、保育所も出展者の１団体として参加をした（H30）。
	公園の管理・運営への協力	・(保育事業者回答) 地域の方から公園で夏祭りを行うので一緒にどうかと提案されている。また、公園管理の方からの声掛けなどももらっている。 ・募集要項に、公園でのイベント等の事業や維持管理事業について、積極的に協力することと記載した。 ・2018 年 5 月に実施したふれあい緑地フェスティバルでは、イベント等で協力を行った。
	保護者への配慮	・
	園児への安全対策等	・保育所メイン出入り口には電子錠を整備している。 ・入口にオートロック設置（保護者へカードキーを配布している）。
事業効果		○公園担当部局 ・園児が利用することで、公園が明るい雰囲気になった。 ・保育士側が感じる保育環境としては非常にいい環境であるかと思う。 ○保育担当部局 ・待機児童解消に向けた対策の一つとして寄与している。 ○利用状況の変化 ・園児が公園内を利用することにより、明るい雰囲気になった。 ・保育所がふれあい緑地フェスティバルの出展者として参加した。
その他		※豊中市赤ちゃんの駅 豊中市は、乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児の遊び場を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として開放している。「赤ちゃんの駅」には標識を掲示している。 （出典：豊中市 HP https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.html（令和 3 年 3 月 2 日閲覧））

（平成 29 年 11 月調査時点）

６．都市の中心部にある公園に保育所を設置

公園名	中比恵公園	公園種別	近隣公園	面積	1.3ha (1.3ha)	開園年月	昭和 43 年
所在地	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 12			公園管理者	福岡市（博多区役所維持管理課公園係）		



中比恵公園　都市内での配置図（地理院地図より作成）



保育所正面



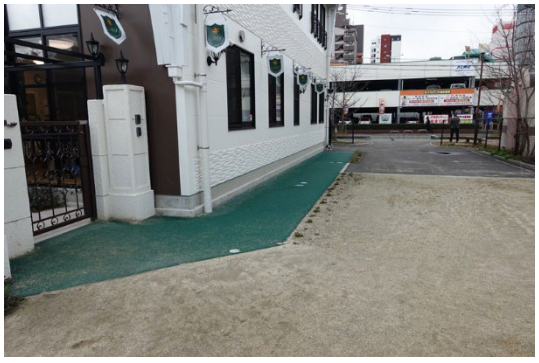
保育所入口



緑化部分（設置許可）



屋上緑化



接道義務への対処におけるただし書き道路部分
（占用範囲外）



隣接する公園内広場

１．対象公園の選定

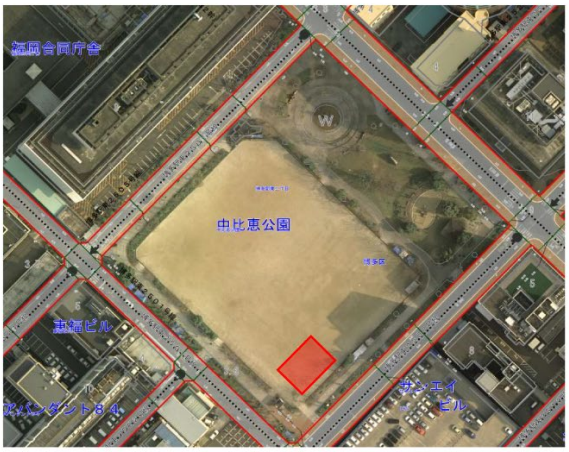
対象となる公園を以下の考え方から選定。

（１）公園面積が 5,000 ㎡以上の箇所　→155 箇所選定
　　都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないため。
（２）保育所のニーズが高いエリアで，地形等の支障がない箇所　→６４箇所選定
（３）広場内で占用可能面積が 500 ㎡以上確保できる箇所　→ ４３箇所選定
　　保育所の設置に必要な面積が確保できる箇所
（４）特に不足が著しい中央区，博多区で選定（こども未来局）　→ ８か所選定
（５）個別事情を勘案（近隣の既存園がある箇所など除く）　→ ７箇所を除外

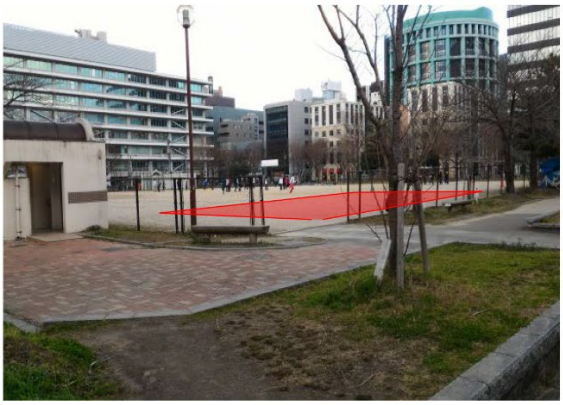
２．対象公園と保育所設置の概要

（１）公園概要

・所在地：博多区博多駅東２丁目（堅粕校区）
・面　積：12,911 ㎡(近隣公園)
・うち広場面積：約 6,400 ㎡



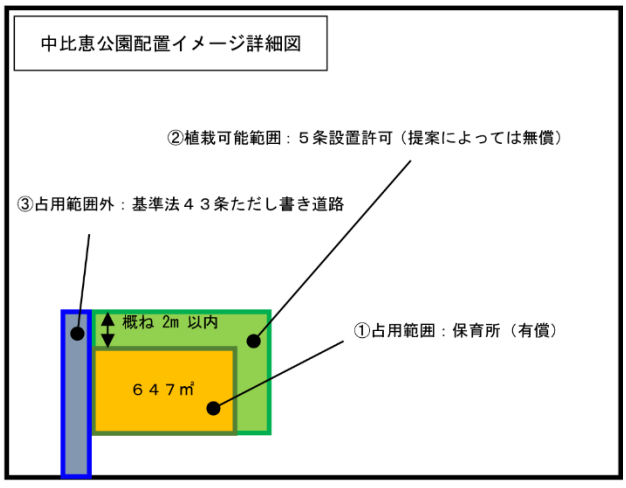
【当該地域の特徴】
・全市平均より高い入所申込率
・駅周辺は利便性が高く，周辺地域からの需要も多い
⇒都心部における保育需要対策に効果的



対象公園の選定方法（福岡市提供資料）

○公園内の占用条件





公園内の占用条件（福岡市提供資料）

都市内での配置		・最寄り駅（ＪＲ博多駅）から徒歩 10 分圏内に位置しており、都心部の公園である。 ・国の機関（福岡合同庁舎）や事業所、専門学校などの高層ビルなどに周囲を囲まれている。
公園の特徴		芝生広場、多目的広場等がある。昼は、オフィスワーカーの利用が多い。
保育所等	背景と目的	保育所の認可部局（市こども未来局）では、福岡市内において、さまざまな整備手法により保育所の確保を行ってきたが、都心部である JR 博多駅周辺は地価の負担等により新規保育所の設置が長年できておらず、保育の受け皿不足が課題であった。このような中、国家戦略特区法の改正により、都市公園内保育所占用が特例措置化されたことから、こども未来局より都市公園内への保育所設置に向けた検討の依頼があった。

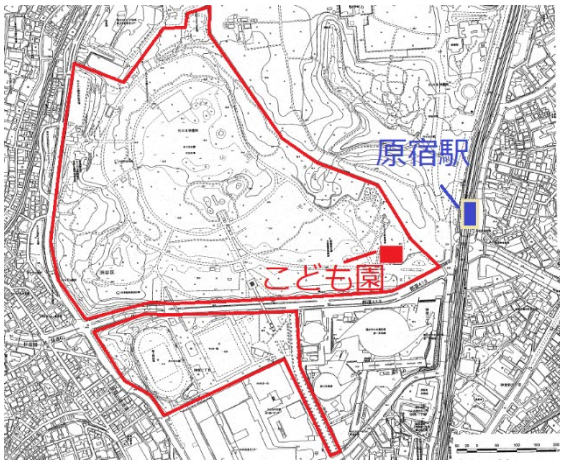
<table>
<tr><td rowspan="6">施設設置の取組状況</td><td>実施プロセス</td><td colspan="6">国家戦略特別区域法改正（H27.9 施行）を受け、保育所整備が遅れている市内の状況を鑑みて、活用する方向で検討が進められた。当該公園の位置する地域住民には事業者公募の前に一度説明会を開いている。
平成 28 年 3 月　公募開始
6 月　運営事業者剪定
8 月　特区に係る手続き（特区会議）
9 月　特区認定、工事着工
平成 29 年 3 月　園舎完成
4 月　開所</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="6">○対象公園の選定
対象となる公園を以下の考え方から選定。
①公園面積が 5,000 ㎡以上の箇所 → 155 箇所選定
・都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないため。
②保育所のニーズが高いエリアで、地形等の支障がない箇所 → 64 箇所選定
③広場内で占用可能面積が 500 ㎡以上確保できる箇所 → 43 箇所選定
・保育所の設置に必要な面積が確保できる箇所
④特に不足が著しい中央区、博多区で選定（こども未来局） → 8 箇所選定
⑤個別事情を勘案（近隣の既存園がある箇所など除く） → 7 箇所を除外
⑥中比恵公園を選定</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="6">中比恵公園内認可保育所設置・運営者公募要領（平成 29 年 4 月開設分）
平成 28 年 3 月 福岡市こども未来局
保育所の公募要件の中で、建設にあたっての近隣住民及び地域への対応、地域とのかかわり・送迎時の対応・騒音対策等、公園利用者の安全確保及び利便性の向上、地域貢献活動への取り組み、公園の維持管理への貢献（公園内清掃、花壇整備など）、を事業者選定の評価項目としている。
・公園利用者の安全確保及び近隣の交通安全対策を行ってください。
・建物の外観は公園施設や周辺施設と調和するものとしてください。
・公園施設や周辺環境との調和を図るために、建物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内緑化に取り組んでください。また、敷地内で緑化を図ることが困難な場合は、保育所敷地周辺に植栽することも可能です。（以下略）
・地域貢献・維持管理活動（公園内の清掃や花壇整備など）に積極的に取り組んでください。
・原則として、敷地内には車両の乗り入れはできません。このため、送迎時の保護者用駐車場を近隣に 3 台以上確保するとともに運営時における自動車による送迎への対応策を講じてください。（以下略）
・公園の周りには有料の駐輪場が設置されていますが、保育所施設内にも、保護者送迎用の駐輪場を設置してください。
・公園内では、一般の公園利用者による球技が行われることがありますので、児童の安全確保のための対策を講じてください。
などの記載有り</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">・（博多区 維持管理課）バイク進入対策として出入口部に設置していた車止めを一部撤去し、ベビーカーが通りやすいように改良。（別の要因もあり実施したもの）</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">・公園担当部局：公園担当部局： 対象となる公園の整理、都市公園法による占用許可条件の整理など
・保育担当部局：校区ごとの保育需要の整理、公募(設置･運営事業者の選定)</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
・特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="3">中比恵ソレイユガーデン保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人春陽会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人春陽会</td><td>占用面積</td><td>647 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td colspan="2">10 年間（H29.4.1～H39.3.31）
更新は妨げない</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td>月額 420 円/㎡</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造 3 階建て</td><td>延床面積</td><td colspan="2">778.9 ㎡</td><td>建築面積</td><td>400.6 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td>平成 29 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td colspan="2">7：00～20：00
（18：00～20：00）</td><td>定員</td><td>90 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・50 ㎡程度の小規模の園庭があり、滑り台、のぼり棒、雲梯などがある。
・申請上の屋外遊戯場面積：140.04 ㎡（中比恵公園）
・中比恵公園は、遊具がないので身体を動かす活動、散歩などに利用している。運動会や夏祭りで使用する際には、別途許可申請を行っている。</td></tr>
<tr><td>公園の</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園まで ・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。
○公園内 ・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。</td></tr>
</table>

配慮事項	防　犯	・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。
	衛生面	・特になし（一般的な住区基幹公園と同等）。－
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・保育所は道路に接道していないため、公園内の広場の一部を建築基準法第 43 条ただし書き道路として申請している。
	公園内での敷地選定	・（住宅都市局 みどり政策課）技術基準（①外観、構造等（美観等としての機能を害しないものとする等）、②占用する場所（公園内の広場面積の 30/100 以内とする等））、周辺のインフラ状況、などから選定した。
	占用部分との境界	・一部フェンスを設置している。
	インフラ整備	・保育事業者が設置（占用料別途）
	駐輪場等設置	・駐輪場設置（募集要項記載事項）
	駐車場等設置	・送迎用の駐車場を保育事業者が公園外に 3 台確保している（募集要項記載事項）。 ・車による敷地内への乗り入れは、原則禁じているが、自動車による送迎は認められている。（募集要項記載事項）
	送迎時の主な交通手段	・近隣住民が多く、保護者の送迎は自転車が最も多い。
	住民との合意形成	・公園内への保育所設置の要望はなかった。 ・中比恵公園は区画整理の中で整備を行った経緯があり、地域の一部の方には土地を取られたと思っている方もおり、地域説明会の中で反対があったようだが、納得いただいたうえで、整備を行った。 ・地域への説明会を行った。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・保育所の公募要件の中で、建物外観の公園施設や周辺施設との調和、緑化率向上への取り組みを事業者選定の評価項目としている。 ○保育所からの音の対策 ・二重サッシ、強化ガラスを使用 ○地域や公園利用者のための施設 ・保育所内に備蓄倉庫を設けている（保育事業者の提案）。 ・（保育事業者回答）地域の防犯のために、外壁に街灯をつけている。 ・（保育事業者回答）保育所の周りを緑化したいと事業者から提案があり、植栽については公園管理者と協議を行った上で、設置管理許可で設置し、土地使用料は減免とした。 ・保育施設周りを緑化することで、花が増えてうれしいとの声が聞かれるようになった。 ○地域交流（一般開放施設） ・地域の子育て世帯における親子の遊び場と保育園児童との交流の場として、月 1 回、園庭開放及び園内開放を実施している。
	公園の管理・運営への協力	・設置許可による緑化 ・（博多区 維持管理課）清掃等の日常活動の実施。
	保護者への配慮	・駐輪場の設置、近隣駐車場の確保
	園児への安全対策等	・門はオートロック ・公園広場に面しておりボールなどが入ってくることの心配から、フェンスの高さに関して協議を行ったが、通常の高さ（1,800㎝）になった。当初は、ボールが保育施設内に入ってくることがあったが、利用者の方が配慮してくれるようになった。
事業効果		○公園担当部局（博多区 維持管理課） ・公園が、これまであまり見られなかった園児や保護者で賑わうため、明るい雰囲気となった。 ・地域住民の参加も呼び掛けて行う幼稚園行事もあるため、地元コミュニティ形成のにも寄与している。 ○保育担当部局（こども未来局 事業企画課） ・中比恵公園内保育所である「中比恵ソレイユガーデン保育園」では平成 30 年 4 月にて 87 名の児童を受入れており、待機児童解消に寄与している。 ○利用状況や利用形態の変化 ・（保育事業者回答）地域の方には、花を植えたことで、散歩コースにしたという利用者の声もみられる。 ・（博多区 維持管理課）以前は大人によるサッカー等の練習でグラウンド使用される場合もあったが、幼稚園児が利用する場面が増えた結果、利用者同士で譲り合って利用されるように感じる。
その他		

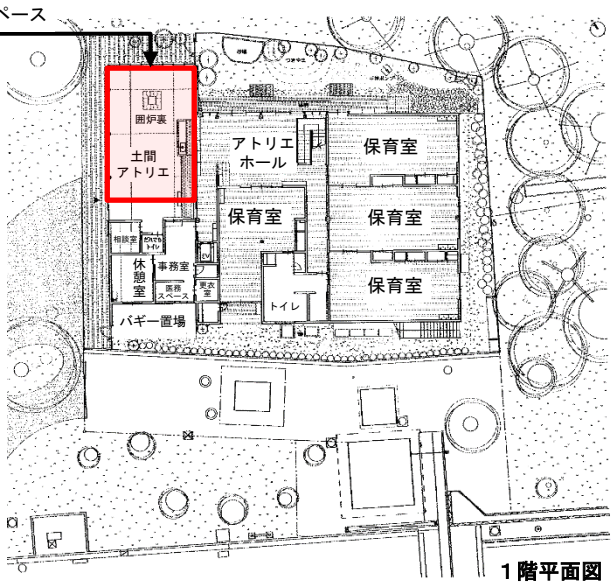
（平成 29 年 11 月調査時点）

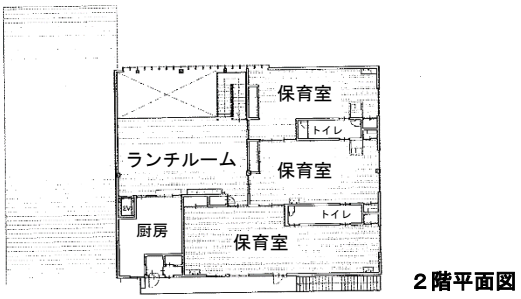
7．都市の中心部にある公園に認定こども園を設置

公園名	都立代々木公園	公園種別	総合公園	面積	65.80ha (54.1ha)	開園年月	昭和 42 年 10 月
所在地	渋谷区代々木神園町、神南二丁目			公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）		
指定管理者	（公財）東京都公園協会						



代々木公園平面図（東京都提供平面図より作成）





施設平面図（東京都提供平面図より作成）



保育所正面



公園内広場との隣接側



隣接する広場



地域コミュニティスペース（東京都写真提供）

都市内での配置		都心部にあり、JR 原宿駅から徒歩 3 分である。
公園の特徴		・都心部では貴重な自然に接することが可能な空間である。また誰にでも開かれた場である都立公園内にあることにより、地域コミュニティの場として子どもにとって有益な保育が展開できる。 ・親子連れなどの近隣の住民の利用の他、近隣保育園等の遠足等にも利用されている。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・代々木公園周辺地域には、平成 29 年 4 月 1 日現在、渋谷区の約 6 割にあたる 153 人の待機児童がおり、内訳は、上原地区 55 人、初台地区 46 人、大向地区 24 人、千駄ケ谷地区 28 人である。代々木公園は、上原・初台・千駄ケ谷・大向の 4 地区に囲まれており、今回の整備により、特に千駄ケ谷や大向地区の方々に通いやすい位置に設置された。 ・国家戦略特別区域制度を活用することができた。
	実施プロセス	平成 28 年 1 月　渋谷区が東京都建設局に代々木公園内での保育施設整備を協議 4 月　民設民営の保育施設を設置・運営する事業者を公募 6 月　事業者決定 9 月　国家戦略特区区域計画認定 12 月　東京都から占用許可を受ける。 平成 28 年 12 月～平成 29 年 7 月　工事 平成 29 年 10 月　開所
	公園選定経緯	・渋谷区内には他に本公園に匹敵する規模の公園はない。
	募集要項	（仮称）代々木公園原宿門保育施設 設置・運営事業者募集要項 ⑥子育て支援事業（認定こども園の場合） （ア）全ての子育て家庭を対象とする地域子育て支援事業を実施すること。（例：一時保育、子育てひろば等） （イ）保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う相談事業を実施すること。 などの記載がある。
	公園改修（整備）	・特になし
	役割分担	公園担当部局（都）： 保育担当部局：
	その他	○保育所（認定こども園）設置における課題や苦労した点 ・計画敷地に電気、上下水道の引込がなく、事前のインフラ整備が必要であった。

保育所等施設概要	名称	まちのこども園代々木公園	事業主体	ナチュラルスマイルジャパン株式会社		
	認可の区分	認可（私立） 保育所型認定こども園	占用者	ナチュラルスマイルジャパン株式会社	占用面積	873.80 ㎡
	占用期間	9 年 3 ヶ月 （H28.12.15～H38.3.31）	占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	木造 2 階建て	建物延床面積	871.23 ㎡	建築面積	604.86 ㎡
	開設年月日	平成 29 年 10 月 1 日	開所時間	7：30～20：30	定員	128 名
	園庭利用状況	・こども園の敷地内に園庭があるが、（80.15 ㎡）基準面積を満たしていないため、代替地として公園（代々木公園）を申請している。 ・代替遊戯場（代々木公園）の届け出上の面積 540,609.15 ㎡ ・基本的に、天候の良い午前中は公園に出ていることが多い。おおよそ、年齢ごとに活動をしている。広い公園なので、年齢や発達に応じて、活動場所を変えている。				

公園の配慮事項	安全面	○公園まで （こども園事業者） ・園舎は公園の中にあり、園舎を出るとすぐに公園という立地なので、公園までの安全面ということは無いが、逆に接しているからこそ、出入り時のセキュリティには気をつけている。 ○公園内 ・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認 （こども園事業者） ・放し飼いの犬に近づかない。 ・撮影者を見かけたら職員が積極的に声をかけている。 ・広大な公園で、様々な方が来られているので、不審者には気をつける。見通しの悪い奥には入らない。
	防　犯	・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認
	衛生面	・トイレ、水飲みなどの衛生面（清潔さ）の確保 （こども園事業者）

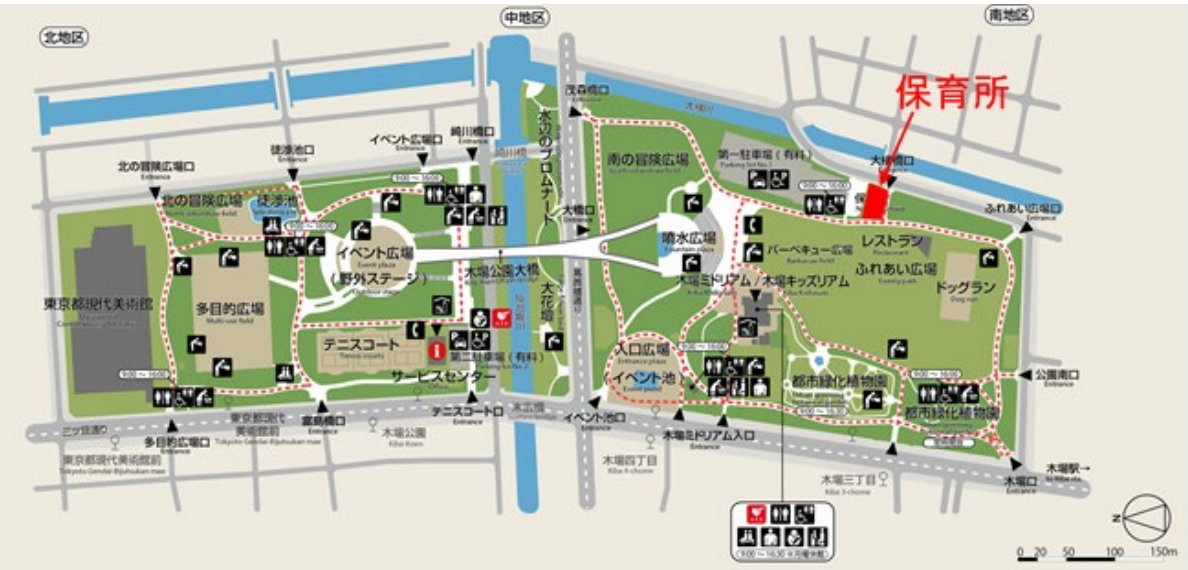
		・乳児は公園内トイレを使用しない。幼児も極力園舎内トイレを使用するようにしている。 ・水飲み場は使用しないように、飲み物を持参する。 ・地面に座る際に、０歳児はレジャーシートを敷く。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳用の場所・おむつ替えの場所がある ②子どもの健全な成長への配慮 ・子どもが自然に触れられる、自ら遊びを創り出していけるよう、関わりに気を付けている。 ③子どもの年齢層への配慮 ・幼児用自転車の貸出し、幼児用サイクリング広場・練習コースの設置 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 （こども園事業者回答） ・基準よりも、余裕を持った職員配置を行う。 ・コミュニティコーディネーターの配置 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 （こども園事業者回答） ・令和２年度から、地域の子育て家庭に向けて出産前後の家庭向けのオンライン保育体験と育児相談（Welcom Room）を実施している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレの設置、休憩スペース・売店の設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・親子で参加できるイベントを開催 （こども園事業者回答） ・立地を活かし、子供の普段の散歩先や遊びを紹介しながら親子で触れ合う「親子ピクニック」を公園内で開催している。 ⑧その他 （こども園事業者回答） ・園内のコミュニティスペースを活用し、保護者同士、保護者と保育者で子どもについて語らう「いろりを囲む会」の実施や家庭で不要になった絵本交換会を開催したり、子どもたちのおもちゃや園庭家具を作りながら交流する会を開催している。 ・保護者の方同士の仲間づくりの支援をしていくこと及び保育士の専門性を地域に生かしていくことを念頭に事業を実施している。
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道していない。 ・接道義務、建ぺい率の建築基準法適用除外を受けるための許可申請を行った。 （建築基準法第 43 条第 1 項ただし書、同法第 53 条第 5 項及び第 7 項の規定による許可を申請した。（平成 30 年建築基準法一部改正前）） ・公園管理者（東京都）と協議し、利用者が使用していない場所であり、最小限の樹木伐採で整備が可能であることから、公園運営に支障のない本敷地を選定した。
	公園内での敷地選定	
	占用部分との境界	・正面部分は、柵・塀をしていないが、ポールとロープを使用し、夜間及び休園時には、境を設けている。その他は、木塀により分離している。
	インフラ整備	・保育事業者により、直接引き込みを実施した（占用料別途）。
	駐輪場等設置	・正面に一時駐輪スペースを設けている。 ・送迎時のみの駐輪とし、公園利用者に注意するように呼びかけている。 （こども園利用者の交通手段）
	駐車場等設置	
	送迎時の主な交通手段	・保護者の送迎は、自転車が一番多いが、駅からも近く利便性が高いので、区内の幅広い地域からの通園がある。電車の利用も多い。その他、徒歩での通園者もいる。
	住民との合意形成	・地域からの反対はなかった。 ・近隣に個別説明を実施した。（神宮前地区町会連合会、明治神宮、国立代々木競技場）
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・明治神宮の横であり、また外国人観光客も多い立地から、木造の和風建築にし、公園とのデザイン面の調和をはかった。 ・公園内の施設であることから、閉ざされた場であることよりも、ガラス張りの開かれた印象を意識した。 ・こども園設置に伴い伐採した樹木については、同本数を工事後に植樹した。 ○送迎時の安全対策 ・送迎時のみの駐輪とし、公園利用者に注意するように呼びかけている。 ○東京都と渋谷区の協議事項 ・送迎時における駐輪場所の位置、保育所関係車両の通行ルート（事前にゲート、ルートを申請）、について ・運営に伴う苦情対応、災害時の連絡体制、大人数での公園利用時の申請について

	公園の管理・運営への協力	・10 月に開園したばかりの園なので、まだ行っていない。公園内での企画もあると思うが、公園では様々なイベントなども行なわれているので、園舎や併設しているコミュニティスペースを活用しての企画を考えていきたい。 ・（こども園事業者回答）支援体制として弊園にはコミュニティコーディネーターという、地域とこども園の橋渡しをする職員がおり、その職員を中心に、推進していきたい。 ・（こども園事業者回答）2018 年 5 月より、保育・教育者向けのシンポジウム、弊社で連携をしているイタリア レッジョ・エミリア市の教育に関する展示、「子どもの権利条約」に関する絵画展を開催したりしている。今後も、地域の子育て家庭に向けたイベントや、子育て支援者に向けた研修などを立案していきたい。 ・（こども園事業者回答）消防署の協力のもと実施した避難訓練では、公園の防災担当者も参加し、双方の対応を確認することができた。
	保護者への配慮	・園入り口にコミュニティスペース（土間）を設置。 ・誰でもトイレをコミュニティスペースに設け、おむつ交換台を設置。 ・コミュニティスペース内に和室の相談室を設け、個別の育児相談や面談なども受けられるようにしている。 ・夕方以降の照明設置。 ・自転車の一時置き場を設定。 ・ベビーカーは置いたまま、通勤ができるよう、ベビーカー置き場を敷地内に設けた。
	園児への安全対策等	・こども園内外の柵にはシリンダー錠を設置 ・入り口にはオートロックを設置（コミュニティスペースから園内の入り口にもセキュリティを設けており、静脈認証で入るようにしている。） ・園の入り口から見えづらい園庭の入り口と、ベビーカー置き場には防犯カメラを設置している。（令和２年、園正面入り口に向けてのカメラを２台追加し、計４台での監視体制を敷いている。） ・夕方時には照明が点灯する。 ・防犯・警備サービス（ALSOK）に加入。
事業効果		○公園担当部局（都） ・平成 30 年度に初めて公園と園児と一緒に七夕飾りを行ったが、活気や賑わいのあるイベントになった。 ○保育担当部局 ・待機児童数が減少した。保護者が申し込む希望保育園の上位である。 ○利用状況や利用形態の変化 ・送り迎えの自転車が増え、停め方等について他の公園利用者からご意見をいただくことがあるが、利用状況等の変化は特にない。
その他		

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

８．周辺保育所の利用が多い公園に保育所を設置

公園名	都立木場公園	公園種別	総合公園	面積	24.20ha (23.9ha)	開園年月	平成 4 年 6 月
所在地	江東区木場四･五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目				公園管理者	東京都（建設局公園緑地部）	
指定管理者	（公財）東京都公園協会						



都立木場公園　平面図（(公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/map/kiba_map.pdf（令和 3 年 3 月 2 日閲覧）より作成）



周辺の保育園、幼稚園等による公園利用状況



保育園正面



周辺の保育園、幼稚園等による公園利用状況



公園からみた保育園

（右上、右下 MIWA 木場公園保育園 HP https://www.miwanokai.jp/wp-content/themes/miwanokai/assets/img/nursery/kibakoen/info.pdf（令和 3 年 3 月 3 日閲覧）より引用）

都市内での配置	・最寄り駅、東京メトロ東西線木場駅から徒歩 5 分、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄大江戸線清澄白河駅から徒歩 15 分、地下鉄新宿線菊川駅から徒歩 15 分 ・近隣には高層マンションが多い。

<table>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td colspan="6">・利用状況は、犬の散歩やウォーキング、ジョギング、芝生・バーベキュー広場でのピクニックやバーベキューの利用が多い。テニスコートは学生のサークルによる利用も多い。
・公共交通手段で近隣の現代美術館や清澄庭園、江戸深川博物館等を利用する際に、本公園に立ち寄る遠方からの利用者もある。
・広域避難場所に指定されている。
・近隣保育所や幼稚園の利用が非常に多い。登録団体だけでも 30 団体はある。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保育所等施設設置の取組状況</td><td>背景と目的</td><td colspan="6">木場公園周辺のマンション開発等の影響により、待機児童の増加が顕著であり、既成市街地ということもあり土地の確保が難しく、保育所の整備が進まなかった。また、先行事例として、荒川区の汐入公園内にて保育所整備計画が認定されたこともあり、都市公園内における保育所整備に着手した。</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td colspan="6">平成 28 年 10 月　保育所事業者募集開始
平成 28 年 12 月　保育所事業者決定
平成 29 年 4 月　区域会議開催（区域計画策定）
平成 29 年 5 月　諮問会議開催（認定）
平成 29 年 7 月　着工
平成 30 年 4 月 1 日　開設
・住民説明については、平成 28 年 10 月頃より町内回覧等により随時対応。計画地周辺に住居がないため、説明会は行っていない。</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="6">待機児童が多く発生しており、整備が進まないエリアから保育所が整備できる規模の公園を選定した。</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="6">東京都立木場公園内保育所運営事業者募集要領（平成 28 年 10 月 11 日江東区）
・占用許可を受けた区域内に園庭（屋上庭園を含む）は設置しないこと。なお、木場公園内を利用する際には、排他独占的な利用はしないこと。
などの記載有。</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">・特別な対応はしていない。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">公園担当部局（都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整
保育担当部局：事業者募集、保育所認可手続き、補助金対応、公園管理者との調整、国家戦略特区制度の調整</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">〇保育所設置における課題や苦労した点
・計画敷地付近まで上下水道の本管が敷設されていないなど、インフラの整備が難航した。
・区域会議や諮問会議といった認定に向けた各種会議との調整を要した。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="3">MIWA 木場公園保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人みわの会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人みわの会</td><td>占用面積</td><td>846.38 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>10 年</td><td>占用後の取扱</td><td colspan="2">原状回復</td><td>占用料</td><td>非公表</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td>鉄骨造 3 階建て</td><td>延床面積</td><td colspan="2">1,192.53 ㎡</td><td>建築面積</td><td>497.17 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td>平成 30 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td colspan="2">7：30～20：30
（18：30～20：30）</td><td>定員</td><td>130 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用</td><td colspan="6">・園庭なし。木場公園を園庭とする場合の届出上の面積：238,711.13 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">〇公園まで
・公園周辺には歩道が確保されている。また、公園内通路を通って送迎する保護者が多いと想定されるため、安全は確保されていると思われる。
〇公園内
・保育所敷地周辺にはフェンスを設置。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・多目的トイレ、トイレ内にベビーチェアを設置、サービスセンター、木場ミドリアムに授乳室、オムツ替えスペースあり
②子どもの健全な成長への配慮
・ボランティアにより、近隣の保育園や幼稚園のサツマイモ堀り体験を実施している。
④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮
・公園内で月 1 回開催されるプレーパーク内で、プレーリーダーが配置されている。
⑦親子で遊べる機会の提供における配慮
・環境教育イベント、親子で参加できる防災イベント等を実施</td></tr>
<tr><td></td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">・接道している。</td></tr>
<tr><td></td><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">・接道していること、一般利用者があまり利用していないエリアを選定した。</td></tr>
</table>

保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	占用部分との境界	・フェンスを設置している。
	インフラ整備	・保育事業者が設置（占用料別途、ただし工事中の占用料は区が補助）
	駐輪場等設置	・駐輪場設置
	駐車場等設置	・自動車による送迎は認めていない。 ・保護者の公園内の駐車場の一般利用は認めているが、保育所の用での無償利用は認めていない。
	送迎時の主な交通手段	徒歩、自転車、ベビーカーが多い。江東区では全ての認可保育所で車の送迎は認めていない。
	住民との合意形成	・地域住民から保育所設置の要望はあった。 ・保育所設置についての反対意見はなかった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・デザイン面で公園の景観に配慮するため、事業者募集時の条件とした。 ○送迎時の安全対策 ・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟し、保育所設置についての説明、打合せを行った。その際、設計当初は、保育所入口が芝生広場側に面していたが、芝生広場を保護者等が自転車で横切って利用する懸念があるため、入口は道路側に面する、駐輪場を設ける等の設計変更を指定管理者が依頼した。 ○地域交流 ・地元の東京原木共同組合から、木育のため、材木の提供を受けた。 ・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟し、情報交換を実施 ・地域の在宅子育て家庭向けの子育て相談等を実施
	公園の管理・運営への協力	・木場公園の指定管理者と活動団体からなる連絡協議会に保育事業者も加盟
	保護者への配慮	・駐輪場、ベビーカー置き場を設置
	園児への安全対策等	・電気錠（門扉・エントランス）、防犯カメラを設置し、安全を確保 ・24 時間警備システムや非常通報装置を設置
事業効果		○公園担当部局 ・保育園の園児を含め若い世代の利用が増え、賑わいが向上した。 ○保育担当部局 ・本園含めた新設保育園の開設や既存施設の定員変更によって 900 名を超える認可保育所の定員増が図られ、平成 30 年 4 月時点の待機児童が 76 名と前年から減少した。 ○利用状況や利用形態の変化 ・出入口が園路に接しているため、送り迎えの時間帯には、園路に子どもを乗せた保護者の自転車走行が多数みられるようになった。また、出入口前園路は自転車走行者、歩行者、ランニング利用者など多数の往来があることから、衝突防止のため注意喚起を行うようになった。

（平成 29 年 11 月調査時点）

９．子育て支援のためのカフェと屋内プレイスペースを設置

公園名	都立和田堀公園	公園種別	総合公園	面積	54.40ha（26ha）	開園年月	昭和 39 年 8 月
所在地	杉並区大宮一･二丁目、成田東一･二丁目・成田西一丁目、堀ノ内一･二丁目、松ノ木一丁目			公園管理者	東京都（東部公園緑地事務所）		
指定管理者	（公財）東京都公園協会						



（（公財）東京都公園協会 HP https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/map095.html（令和 3 年 3 月 3 日閲覧）より作成）　　都立和田堀公園　平面図



保育園全景



保育園全景（道路側）



一般利用（登録制）も可能なカフェ



保育園内部の様子（2 階ホール）



保育園内部の様子（テラス）



園庭

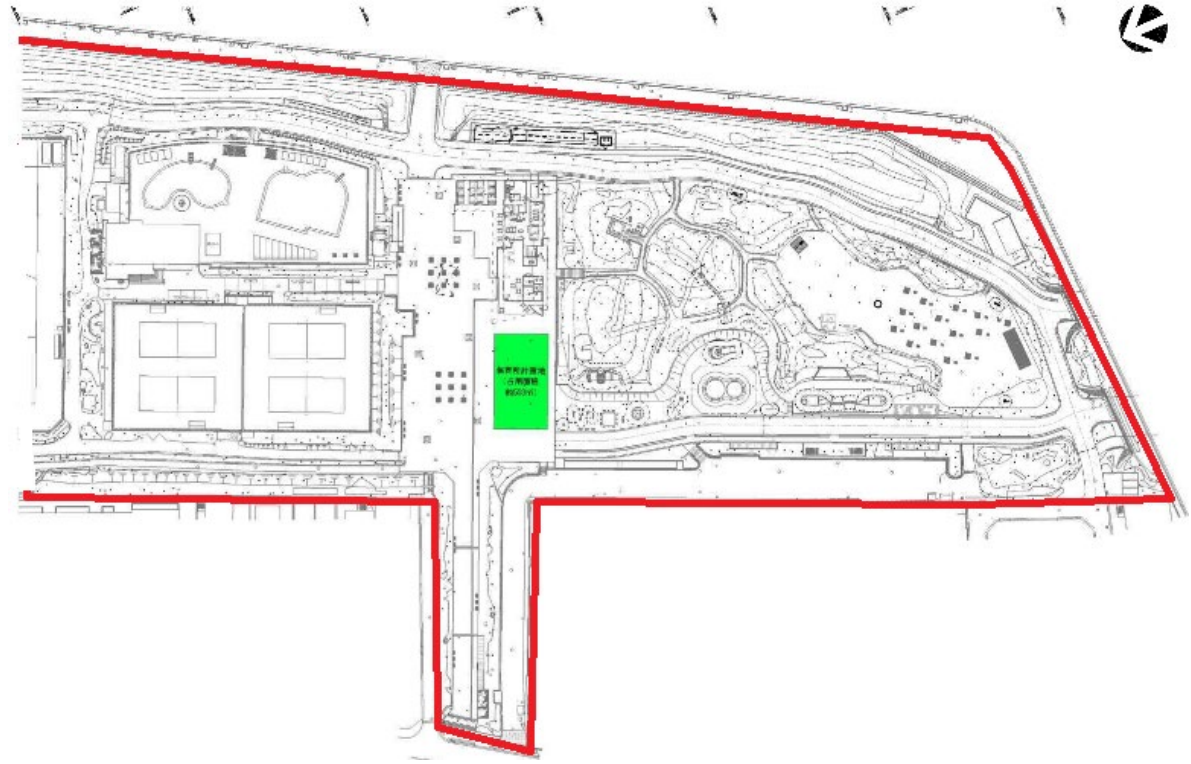
都市内での配置		郊外の住宅地の中にあるが、鉄道の駅からバスで１５分程度かかる。				
公園の特徴		親子連れなどの近隣の住民の利用が主であるが、園内のスポーツ施設等の利用で遠方からの利用者も見受けられる。				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・待機児童を解消するため区内全域で保育所整備を進めていたところ、当該公園を国家戦略特別区域制度により活用できることとなったため。 ○目的 ・待機児童の解消。				
	実施プロセス	平成 28 年 11 月 27 日　第一回住民説明会（区） 11 月 28 日　事業者公募開始 平成 29 年 2 月 9 日　事業者決定 4 月 20 日　東京圏国家戦略特別区域会議 4 月 26 日　第二回住民説明会（区・事業者） 6 月 2 日　占用許可 7 月　保育施設建築工事着手 平成 30 年 4 月 1 日　保育施設開設				
	公園選定経緯	公園管理者である東京都と協議の上、3 か所の候補地を選定した。候補地の中から、周辺の保育需要、接道条件及び利用状況等総合的に勘案し、現所在地を最終候補地とし、東京都の了承を得た。				
	募集要項	国家戦略特区活用による都市公園の保育所整備・運営事業者公募要項（平成 28 年 11 月 杉並区）				
	公園改修（整備）	・特になし				
	役割分担	・杉並区保育担当部局：候補地の選定（都公園担当部局との協議の上）、近隣住民対応、事業者の選定、保育所設置認可に係る都保育担当部局との協議 ・東京都：保育所設置にかかる占用許可、設置工事にかかる占用許可及び利用調整 ・その他連携した部局：杉並区の公園担当部局				
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・候補地の選定。				
保育所等施設概要	名称	Pico ナーサリ和田堀公園	事業主体	社会福祉法人風の森		
	認可の区分	認可（私立）	占用者	社会福祉法人風の森	占用面積	1,101.43 ㎡
	占用期間	H29.7.1～R9.3.31 9 年 9 ヶ月	占用後の取扱	原状回復	占用料	非公表
	建物構造	木造 2 階建て	延床面積	882.14 ㎡	建築面積	494.16 ㎡
	開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日	開所時間（延長時間）	7：30～18：30 （18：30～19：30）	定員	120 名
	園庭利用状況	・園庭有(108.64 ㎡)（ただし、認可基準を満たす広さの園庭ではないため、別途下記代替遊技場を設定） ・代替遊戯場：都立和田堀公園（260,502.79 ㎡）				
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・公園管理者では把握していない ○公園内 ・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認				
	防　犯	・職員・警備員による園内巡回時における安全面の確認				
	衛生面	・トイレ水飲み場などの衛生面（清潔さ）の確保				

	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・授乳用の場所・おむつ替えの場所がある ②子どもの健全な成長への配慮 ・子供が自然に触れられる、社会性を身に着けることができる ③子どもの年齢層への配慮 ・乳幼児用の遊具が設置してある。外で自由に遊べる広場がある ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレ設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・親子で参加できるイベントの開催
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	公園管理者である東京都と協議の上、3か所の候補地を選定した。候補地の中から、周辺の保育需要、接道条件及び利用状況等総合的に勘案し、現所在地を最終候補地とし、東京都の了承を得た。（再掲）
	占用部分との境界	フェンス（H1800㎜）で分離している。
	インフラ整備	公園外から引き込み、インフラについては、すべて保育所設置事業者負担とした。
	駐輪場等設置	・敷地内に、送迎時一時駐輪場及び在所中ベビーカー置き場を設置している。当該保育所は、道路に隣接しているほか、敷地と公園との境は障害を設置していて物理的に公園から直接アクセスできないこともあり、保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めは特段ない。
	駐車場等設置	・設置していない。
	送迎時の主な交通手段	・自転車利用者が多い。 ・車による送迎は、（当該保育所に関わらず区内全保育所で）認めていない。
	住民との合意形成	住民説明会を２度実施したが、特段意見等なかった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・風致地区であるため、当該規制の枠内のものとした。 ○保育所からの音の対策 ・住民説明会において特段要望等なかったため、検討していない。 ○一般開放施設（カフェ） ・園内に設置したカフェは（基本的に、コーヒーサーバや、ウォーターサーバーなどを置き、飲み物の提供は無料）、平成 30 年 12 月に本格スタートし、外から出入りできるようになっており、主に地域の子どもを持つ親を対象としており、カフェ内にちょっとした遊び場を設けている。セキュリティ上登録制としている。 ・社会福祉法人として、子育て相談や、栄養相談等の講習会等も行っている。 ○送迎時の安全対策 ・（都）送迎時に園内に不法に自転車を駐輪させないこと。 ○地域交流 ・住民等からの要望ではなく、保育所運営事業者の主体的な取り組みとして、保育所内において、子育て世帯に向けたイベントを実施している。 ○その他 ・（都）園地を利用する際の、他の公園利用者への配慮
	公園の管理・運営への協力	・現状、特段依頼等はないため、参加していない。 ・（都）避難訓練・防災訓練の実施を検討中。
	保護者への配慮	敷地内に、送迎時一時駐輪場及び在所中ベビーカー置き場を設置している。当該保育所は、道路に隣接しているほか、敷地と公園との境は障害を設置していて物理的に公園から直接アクセスできないこともあり、保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めは特段ない。（再掲）
	園児への安全対策等	・防犯カメラを設置すると共に、門扉及び建物玄関扉をオートロックとしている。
事業効果		○公園担当部局（都） ・保育園の児童や保護者の利用が増えた。 ○保育担当部局 ・保育所が開設した平成 30 年４月に、待機児童解消に至った。 ○利用状況や利用形態の変化 ・（都）園地として開放している場所の減少による公園利用者への影響
その他		・杉並区の他の都市公園内に保育所整備を行った（令和２年４月開所）。

（平成 30 年 11 月調査時点：一部時点更新）

１０．再整備したこどもの遊び場に隣接して保育所を設置

公園名	しながわ区民公園	公園種別	総合公園	面積	12.4ha (12.7ha)	開園年月	昭和 58 年 4 月
所在地	東京都品川区勝島 3-2-2		公園管理者	品川区（防災まちづくり部公園課）			
委託管理	奥アンツーカ株式会社						



しながわ区民公園　平面図（保育所設置区域を含む周辺区域のみ）（品川区提供平面図より作成）



保育所全景



プランターによる緑化



保育所内部



保育所敷地内ベビーカー置き場



隣接する公園内の子どもの遊び場①



隣接する公園内の子どもの遊び場②

都市内での配置		品川区の臨海部に位置し、周辺は住宅地、学校、高層マンション、事業所、競馬場等、多様な施設に囲まれている。最寄駅は京急本線立会川駅及び大森海岸駅、徒歩 5 分程度。
公園の特徴		遊戯施設（子どもの遊び場、プレイパーク）に加え運動施設（野球場、テニスコート、プール）や水族館、バーベキュー場、及び海水を利用した人工湖がある。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・周辺の待機児童が多かった。特区として都市公園内の保育所設置が認められた。 ○目的 ・待機児童の解消
	実施プロセス	平成 28 年 2 月　公園整備及び保育園計画説明会 9 月　募集要項配布 12 月　事業者決定 平成 29 年 2 月　東京圏国家戦略特別区域会議で計画の認定 平成 29 年　保育園施設に関する説明会 平成 29 年 4 月　保育所部分の占用許可 5 月　住民説明会実施（工事） 7 月　工事開始 平成 30 年 4 月　開所
	公園選定経緯	占用基準となっている広場面積の 30%で保育園用地を確保できる、規模の大きい公園を選定した。品川区にはあまり、大きい公園がないため、候補の公園は必然的に、当公園のみとなった。
	募集要項	
	公園改修（整備）	・（保育園整備に併せたわけではないが）、老朽化に伴う再整備を実施した。（パークセンターに救護所兼授乳室の設置、だれでもトイレの設置、バリアフリー化、遊具の更新等） ・再整備計画を行っている中で、保育所の設置が決まったため、特に再整備計画を変更する等は、なかった。 ・保育園の設置と並行して公園の再整備を実施し、減少する広場面積を最小限とした。
	役割分担	・公園担当部局：公園内配置の検討。再整備。 ・保育担当部局：区内保育園配置の検討。保育事業者調整（民設民営のため、施設建築、運営、占用手続きは保育事業者）。 ・土木管理部局：占用許可 ・建築部局：建築基準法に係る協議
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・電力供給の原則（一宅地一引込）により、別引込が実施できない。 ・接道条件等に伴う建築基準法関連の条件整理が必要。

保育所等施設概要							
名称	にじいろ保育園勝島			事業主体	株式会社ライクアカデミー		
認可の区分	認可（私立）	占用者	株式会社ライクアカデミー		占用面積	495 ㎡	
占用期間	H29.7.1～H39.3.31	占用後の取扱	原状回復	占用料	平成 29 年度 510 円/㎡（減免有）		
建物構造	鉄骨造 2 階建て		延床面積	531.24 ㎡	建築面積	300.09 ㎡	
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日		開所時間（延長時間）	7：30～19：30 （18：30～19：30）	定員	92 名	

	園庭利用状況	・園庭はないが、建物とフェンスの間のスペースに砂を敷いており、夏場はプールを置いたり、砂遊びをするなどしている。 ・代替遊戯場：しながわ区民公園（127,419.09 ㎡） ・しながわ区民公園は広いため、園外保育場所として、子どもの遊び場、プレイパークをはじめ公園内のさまざまなエリアを利用している。今後は、地域にも出ていきたいと思う。
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・アクセス道路には歩道が確保されている。 ○公園内 ・自転車用園路と歩行者用園路を分離し、バリアフリー対応としている。遊具等の点検を実施している。
	防　犯	・夜間閉鎖としている。有人管理により日常的に巡回を実施している（開園 6：00～20：30）。保育所には、緊急時対応のため、門扉のカギの貸与をしている。
	衛生面	・ペットを連れての利用は禁止している。有人管理により日常的に巡回し、清掃を実施している。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・公園内のパークセンターに救護所を兼ねた授乳室を設置している。園内のだれでもトイレには多目的ベッドを設置し、おむつ替えが可能。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・通常の遊具に加え、子どもの自主性や創造性、自己責任の意識、体力増進等を図るため「こども冒険ひろば」事業（プレイパーク）を実施している。プレイパークは、他の公園でも実施しており、ニーズがあったこともあり、再整備の際に設置した。 ③子どもの年齢層への配慮 ・3 歳以上から遊べる遊具と 6 歳以上から遊べる遊具の配置を分けて設置している。柵等では、明確に分けてはいない。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・プレイパークにはプレイワーカーを配置し、様々な外遊びを援助している。利用者数の調整が必要な遊具（ドーム型トランポリン）には管理スタッフを配置し、人数制限を行っている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・しながわこども冒険ひろば（プレイパーク）において食事会等を開催し、子育て中の親同士が交流できるイベントを開催している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・子どもの遊び場には日傘付きのテーブルベンチを配置している。トイレにはだれでもトイレを併設するとともに、パークセンターには休憩スペースを設けている（食事可能）。 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・みどりと花のフェスティバルを開催し、花々や苗の販売や昔遊び工作など、親子そろって楽しめるイベントを開催している。
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	・接道していないため、公園全体を敷地として建築基準法の手続きを行っている。 ・みなし道路についても検討したが、敷地を分断してしまうこともあり、建築部局との協議を行い、この方法を採用した。
	公園内での敷地選定	・広場面積の 30%を確保しつつ、公園利用者への影響が少ない場所を選定した。 ・保育園設置前は噴水を有する広場となっていたが、老朽化の更新に併せて噴水を撤去し、広場面積を確保することで公園利用者への影響を最小限とした。 ・しながわ区民公園内では、大きな広場があまりなく、必然的に現在の場所を選定した。
	占用部分との境界	・安全管理上フェンスで分離している。
	インフラ整備	・電気は公園から給電している。上水道については公園外から別引込。下水道は公園と共用している。全て保育園設置事業者負担。。 ・電気は公園からの給電のため、別途メーターをつけて、品川区から保育事業者に電気代を請求している
	駐輪場等設置	・職員用の駐輪場のみ設置している。保護者は公園内の駐輪場を使用するよう指導している。
	駐車場等設置	・なし
	送迎時の主な交通手段	・徒歩と自転車。車利用は認めていない。
	住民との合意形成	・住民への説明会を実施した。壁の色やフェンスの高さといった仕様に関する要望をいただいたため、設計の際に反映した。 ・保育所設置の説明会以前に、再整備計画の説明の中で、保育所の設置については、住民には把握いただいていた。

	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・目立った施設とならないようにアースカラーの外観とした。周辺にはプランターを設置し緑化している。 ○保育所からの音の対策 ・周辺の住宅地まで距離があるため検討していない。
	公園の管理・運営への協力	・保育事業者による自発的な活動として清掃を行っている。
	保護者への配慮	・ベビーカー置き場は設置している。 ・自転車は公園内の駐輪場を利用している。自転車で送迎する場合、公園利用者の通行が多い入口は利用せず、公園利用者の比較的少ない入口を利用するように指導している。当初は、敷地内に駐輪場を設けることとしていたが、公園課との協議の中で、公園内の駐輪場を利用し、そこから徒歩で送迎を行うということにした。
	園児への安全対策等	・防犯カメラ、入口にオートロック設置
事業効果		○公園担当部局 ・特になし ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。
その他		○品川区での他の都市公園への保育所の設置の事例 ・西大井広場公園（平成 29 年 4 月 1 日開所） ○その他（上記以外）の都市公園への保育所の設置 ・品川区内の都市公園内への保育所設置について、保育所の耐震化等に伴う仮園舎の計画のみ有り。

（平成 30 年 11 月調査時点）

１１．保育所利用者以外の子育て支援の場としても活用

公園名	羽鷹池公園	公園種別	街区公園	面積	2.6ha (2.6ha)	開園年月	平成 19 年 4 月
所在地	大阪府豊中市少路１丁目地内		公園管理者		豊中市（環境部公園みどり推進課）		



羽鷹池公園　平面図（豊中市提供平面図より作成）



公園からみた保育所



保育所外観



２階テラス



２階子育て支援室



園庭



屋上園庭

（写真提供：社会福祉法人あけぼの会羽鷹池ひだまり保育園）

都市内での配置		府道豊中亀岡線の東側に位置する約 2.6ha の公園である。住宅地内にあるが、大阪モノレール少路駅から北へ徒歩約 3 分の位置にある。
公園の特徴		公園の中央に羽鷹池があるため、野鳥観察をされる方がいる。遊具は健康遊具のみで高齢者の方が多く利用されている。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・豊中市全域にて平成 27 年 4 月 1 日時点で待機児童は 253 人発生しており、豊中市子育ち・子育て支援行動計画のなかで保育の需要をおよそ 1,400 人分（平成 30 年度）とし、その確保策を定め平成 27 年度から平成 29 年度で整備し、平成 30 年度当初に待機児童の解消を目標に取り組んでいるところであった。 確保策としては市有地、市有施設、国有地、民有地マッチング事業を活用した民間保育所整備など様々な手法を用いて取り組みを進めていたが、住宅が密集する本市においては、保育所に適した物件が少ないという課題があった。 その中で、特区法の改正があり公園での保育所整備が可能となったことから、待機児童解消のため公園を活用した保育所整備に取り組んだ。 ○目的 ・待機児童の解消。
	実施プロセス	平成 28 年 3 月　募集要項配布 5 月　審査、ヒアリングを経て事業者決定 9 月　国家戦略特別区域諮問会議において区域計画が認定 9 月　豊中市公園条例等の改正 平成 29 年 6 月　公園占用許可申請 7 月　整備着工 平成 30 年 3 月　工事完了 4 月 1 日　開設 ・事業者選定後、近隣住民説明会を複数回開催し、住民の要望等の反映ができるように整備を進めた。
	公園選定経緯	特区法による条件（広場面積の 30%が占用面積の上限）と保育所整備に必要な面積から一定規模の広場面積を有する公園を抽出し、当該公園周辺の待機児童の状況や当該公園の利用状況などをかんがみ場所を選定した。
	募集要項	平成 27 年度豊中市民間保育所設置・運営者募集要項【国家戦略特別区域法を活用した都市公園における保育施設の整備】羽鷹池公園 Ver. 豊中市こども未来部こども政策課 平成 27 年 3 月及び「羽鷹池公園・ふれあい緑地（3-2 街区）募集要項の一部変更及び追加について」 ○公園利用者（乳幼児）がトイレ・授乳室を利用できるための「赤ちゃんの駅」を実施すること。 ○乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流と繋がりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図ることを目的とした「地域交流事業」を実施すること。 などの記載有。
	公園改修（整備）	・実施していない
	役割分担	・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整

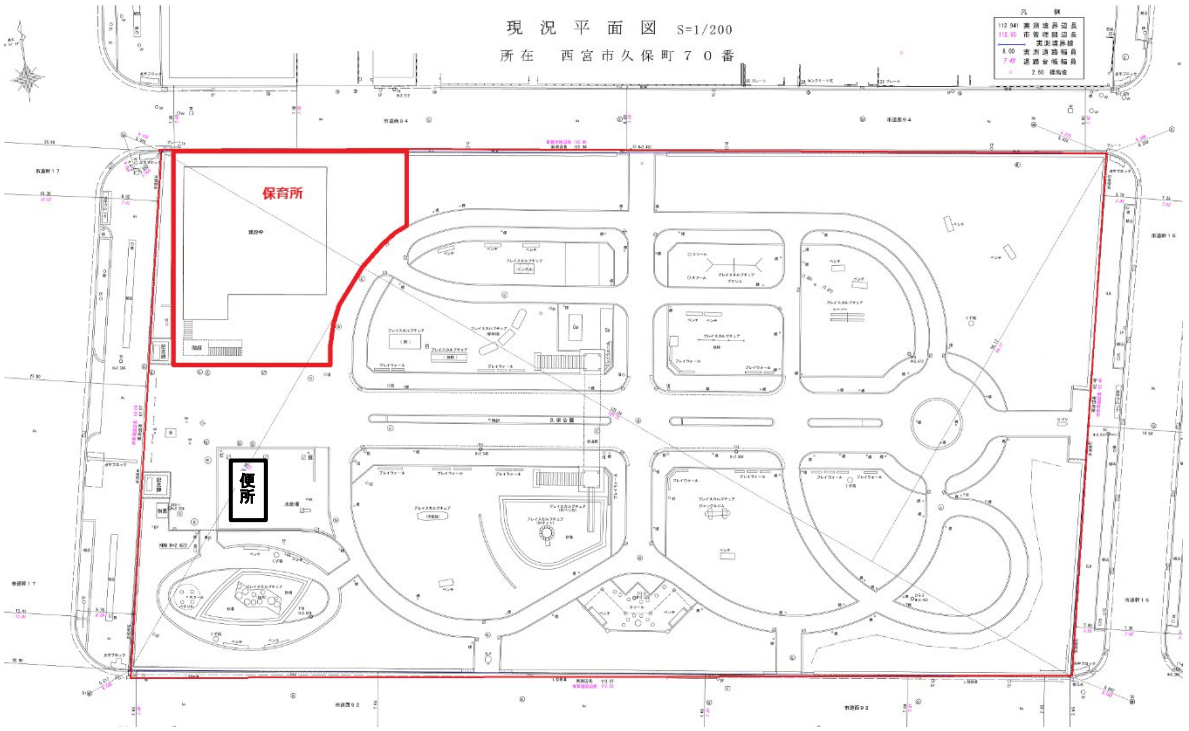
<table>
<tr><td></td><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
・都市公園を活用する前例がない整備事業であるため、公園担当部局、建築部局、事業者との調整。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="3">羽鷹池ひだまり保育園</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人あけぼの会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人あけぼの会</td><td>占用面積</td><td>399 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td colspan="2">2017.6.12～2027.5.31
（更新は 2 回まで）</td><td>占用後の取扱</td><td>原状回復</td><td>占用料</td><td>年間 3,600 円/㎡</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="2">鉄骨造 4 階建て</td><td>延床面積</td><td>641.61 ㎡</td><td>建築面積</td><td>235.06 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td colspan="2">平成 30 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td colspan="2">7：30～19：00
（18：00～19：00）</td><td>定員 79 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・園庭有　222.54 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園内
・この公園に限らず遊具施設点検を実施している。</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td colspan="6">多目的トイレの施錠開錠を 8：30～17：30 で委託して実施している。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮
・保育所内に、赤ちゃんの駅を設置している。
※赤ちゃんの駅：授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児のあそび場を提供できる施設（→事例集（保育所占用）No.5 ふれあい緑地公園参照）
②子どもの健全な成長への配慮
・自然豊かな場所に、保育所を整備し、子どもが自然と触れ合う機会を増やしている。
⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮
・保育所による、育児相談会等で、保育士からの育児アドバイス、子育て中の親同士が交流できる機会の提供。
⑥保護者のための施設整備における配慮
・保育所内に多目的トイレ設置
⑦親子で遊べる機会の提供における配慮
・保育所による親子で参加できるイベント（園庭開放等）の開催。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">保育所等施設設置・管理運営における配慮事項</td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">接道している。</td></tr>
<tr><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">公園の敷地において、一般利用者が利用できないようフェンスで囲っていた場所があり、その場所を活用した。</td></tr>
<tr><td>占用部分との境界</td><td colspan="6">安全管理上、フェンスで分離している。</td></tr>
<tr><td>インフラ整備</td><td colspan="6">インフラ整備費用については、全額市が補助した。</td></tr>
<tr><td>駐輪場等設置</td><td colspan="6">・駐輪場、ベビーカー置場を設置している。
・保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めはない。</td></tr>
<tr><td>駐車場等設置</td><td colspan="6">・保育所敷地内に保護者用の送迎用駐車場は設けていない。緊急車両用のスペースは設けている。</td></tr>
<tr><td>送迎時の主な交通手段</td><td colspan="6">・自転車、徒歩。車利用は認めているが、路上駐車がないよう園が借りている敷地外の駐車場を利用するよう案内している。</td></tr>
<tr><td>住民との合意形成</td><td colspan="6">住民説明会を 3 回実施し、一部近隣住民には個別に説明を行った。</td></tr>
<tr><td>地域や公園利用者への配慮</td><td colspan="6">○周囲との景観の調和
・建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。
（都市公園の占用の基本条件の一つ。募集要項に記載。）
○保育所からの音の対策
・近隣の住居、施設側にできるだけ開口部を最小限とし、公園側へ開口部を設ける設計とした。
○一般開放施設（赤ちゃんの駅）
・赤ちゃんの駅を設置している。
実施経緯：公園利用者に配慮した施設とするため、赤ちゃんの駅設置を公募の際の条件とした。
支援体制：市ＨＰ、冊子等で赤ちゃんの駅の場所等を周知している。
○送迎時の安全対策
・日頃の保育にて、交通安全等について学ぶ機会をつくっている。</td></tr>
<tr><td>公園の管理・運営への協力</td><td colspan="6">・実施していない</td></tr>
</table>

	保護者への配慮	・駐輪場、ベビーカー置場を設置している。 ・保護者が公園内を自転車で通行する際のルール等取り決めはない。
	園児への安全対策等	・保育所メイン出入り口には電子錠を整備している。
事業効果		○公園担当部局 ・保育園の児童を散歩させることがあるため、賑わいが向上した。 ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。保護者や保育事業者からは、公園内の保育園について緑が多く好意的な意見が多くみられる ○利用形態の変化 ・若い世代の公園利用者が増加した。
その他		

（平成 30 年 11 月調査時点）

１２．交通公園内の使用されていない建物の跡地に保育所を設置

公園名	久保公園	公園種別	街区公園	面積	0.69ha (0.69ha)	開園年月	昭和 49 年 4 月
所在地	西宮市久保町 9-20		公園管理者		西宮市（土木局公園緑化部公園緑地課）		



久保公園　平面図（西宮市提供平面図より作成）



①保育園全景（正面に、駐輪場と駐車場あり）



②保育園全景（手前の遊具は公園施設）



③保育園全景



④新設されたトイレ

（写真提供：①②③（社会福祉法人いちにわたけのこ会ゆめっこわかば保育園）、④（西宮市））

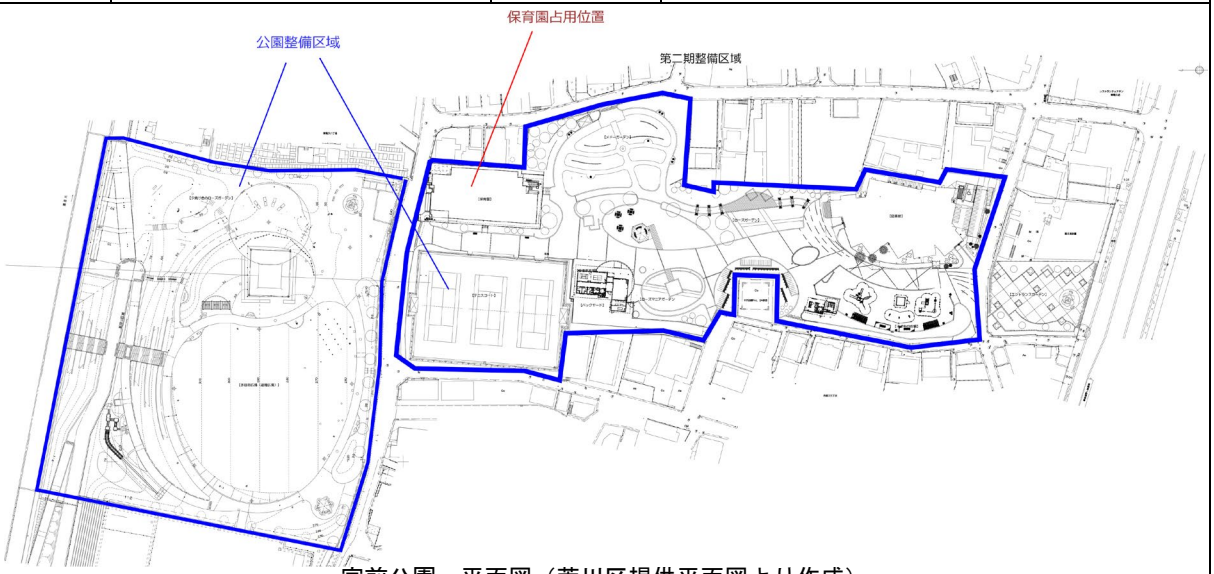
<table>
<tr><td colspan="2">都市内での配置</td><td colspan="6">・阪神西宮駅から阪神バス「交通公園前」下車徒歩すぐ。
・幹線道路に面した住宅地内。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td colspan="6">・信号機や道路標識、歩道橋、横断歩道も完備した子供たちが遊びながら正しい交通の知識とルールを学べる公園内に「まちなか」を再現した交通公園</td></tr>
<tr><td rowspan="8">保育所等施設設置の取組状況</td><td>背景と目的</td><td colspan="6">○背景
・待機児童が多いが、市内に保育所用地として利用できる土地が少なかった。しかし、久保公園内に保育所整備が可能である土地があったため、国家戦略特別区域制度の「都市公園占用保育所等施設設置事業」として申請し、認定を受けた。
○目的
・待機児童の解消のため。</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td colspan="6">平成 28 年 8 月　公園内保育所の基本構想開始
8 月末　地域への計画説明会実施
10 月　保育所運営法人の選定
12 月　関西圏国家戦略特別区域会議で計画の認定
平成 29 年 2 月　保育事業者から、近隣への挨拶及び説明実施
5 月　建物解体工事説明会実施
5 月～7 月　保育事業者から、近隣への工事内容説明実施
9 月　保育所部分の占用許可
9 月　保育事業者と工事業者から、近隣へ工事の流れについての説明実施
9 月　工事開始
平成 30 年 4 月　開所</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="6">①5,000 ㎡以上の都市公園
②保育ニーズが高い
③近隣に市有地がなく、用地確保が困難
④公園の利用者に影響が少ない
⑤造成が少ない</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="6">有</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">・解体・撤去した建物内のトイレを日常的に公園利用者用トイレとして使用していたため、多目的ブースを併設した公園トイレを新設した。
・生垣改修工事（保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応）
・数年内には、新規事業として既存公園改修事業をスタートする予定としているが、保育所整備や子供の利用が多い状況を考慮して優先して早期に実施する公園として計画している。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">・保育担当部局では、保育所整備運営法人の選定、保育所整備補助金の交付及び法人と公園担当部局間の調整</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">○保育所設置における課題や苦労した点
・特になし。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="3">ゆめっこわかば保育園
（ゆめっこ保育園の分園）</td><td>事業主体</td><td colspan="2">社会福祉法人いちにわたけのこ会</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可保育所分園
（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">社会福祉法人いちにわたけのこ会</td><td>占用面積</td><td>600.21 ㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>5 年間
（更新有）</td><td>占用後の取扱</td><td>同内容にて
5 回更新予定</td><td>占用料</td><td colspan="2">月額 536 円／㎡（減免措置適用無、占用料全額分の補助金有）</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="2">鉄骨造 3 階建て</td><td>延床面積</td><td>721.10 ㎡</td><td>建築面積</td><td>307.96 ㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td colspan="2">平成 30 年 4 月 1 日</td><td>開所時間
（延長時間）</td><td>7：00～19：00
（18：00～19：00）</td><td>定員</td><td>60 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・園庭有　191.17 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園まで
・公園外周に設置している生垣について、外周道路からの見通し確保のため、フェンスへ改修予定。（保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応）
○公園内
・遊具を含む公園施設の点検
・バリアフリーに対応した公園トイレの整備を実施</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td colspan="6">・公園外周に設置している生垣について、外周道路からの見通し確保のため、フェンスへ改修予定。（保育所整備の説明会時に伺った地域からの意見に対応）（再掲）</td></tr>
<tr><td>衛生面</td><td colspan="6">・砂場の砂について、回虫卵検査を実施している。</td></tr>
</table>

	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・おむつ替えの場所として、公園トイレに多目的ブースを併設している。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・古い形態の公園ながらも、子供たちが遊びながら正しい交通の知識とルールを学べる。 ③子どもの年齢層への配慮 ・公園施設長寿命化計画等において今後、改修を検討している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・多目的トイレの設置。施設改修については今後検討予定。
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	・阪神・淡路大震災の影響や交通安全教室の近代化により使わなくなった交通教室を実施していた建物及び駐車場を除却後の跡地に誘致した。 ・以前は交通安全教室に使用していた交通館と駐車場を市で解体し、跡地を活用することにより、公園利用者に影響がほとんどなかったため。
	占用部分との境界	・保育所敷地内に侵入防止用のフェンスを設置している。
	インフラ整備	・電気、上下水道、ガス共、公園とは完全に独立した形で引き込んでいる。
	駐輪場等設置	・送迎用の駐輪場を設置している。
	駐車場等設置	・駐車場を設置している（3 台分）。
	送迎時の主な交通手段	・（保育事業者）送迎時の交通手段は、自転車、徒歩、自家用車それぞれである。保育園敷地内に 3 台分の駐車場がある。
	住民との合意形成	・保育所整備計画及び、既存建物の解体については、市から地域へ説明を行った。 ・保育所の建設については、運営法人から地域へ説明を行った。 ・地域からは保育所設置については、概ね反対意見は無かった。ただし、現状及び保育所設置後の公園環境に対する不満、懸念があった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・公園とのデザイン面や色調の調和を求めた。 ・現状の石積み、生垣など残せる施設は流用した。 ○送迎時の安全対策 ・（保育事業者）開園当初 1 ヵ月ほどは、職員が玄関前で見守りをしていた。また行政にお願いして、近くの電信柱に「スピードを落とせ」という標識を設置してもらった。保護者には、登降園時に子どもから目を離さないように指導している。 ○地域交流事業 ・地域子育て支援事業を実施。地域公益活動を実施予定。
	公園の管理・運営への協力	・現状、特段依頼等ないため、参加していない。 ・（保育事業者）今後は、自治会等と、ベンチの塗り替えなど、公園をよくする活動にかかわっていきたい。
	保護者への配慮	・送迎用の駐輪場、駐車場（3 台分）を設置している。
	園児への安全対策等	・入口にオートロック設置。
事業効果		○公園担当部局 ・保育所と近隣自治会が連携した行事の開催や公園の運営に関わり始めた。 ○保育担当部局 ・待機児童解消に向けた対策の一つとして寄与している。 ○利用状況や利用形態の変化 ・元々、子供や保護者の利用の多い公園であったが、保育所開所後は更に利用が増えた。 ・（保育事業者）新たに公園内に多目的トイレが設置されたことで、近隣保育園や幼稚園の利用が増えた。
その他		○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般についての課題 ・子育てしやすい環境への対応として、公園内に導入する遊具については、児童向け遊具とは別に幼児の利用にも配慮した遊具設置を心掛けているが、子供の少ない地域における公園整備・再整備では、自治会とも相談し、健康遊具などの設置を進めている。

（平成 30 年 11 月調査時点）

１３．公共施設の更新のため新設公園に保育所を設置

公園名	宮前公園	公園種別	近隣公園	面積	2.7ha（1.9ha）	開園年月	平成 28 年 11 月
所在地	東京都荒川区東尾久八丁目			公園管理者	荒川区（防災都市づくり部基盤整備課）		



宮前公園　平面図（荒川区提供平面図より作成）



保育所全景



公園側からみた保育所



壁面緑化



保育所入り口



子育て交流サロン内部



屋上緑化部分

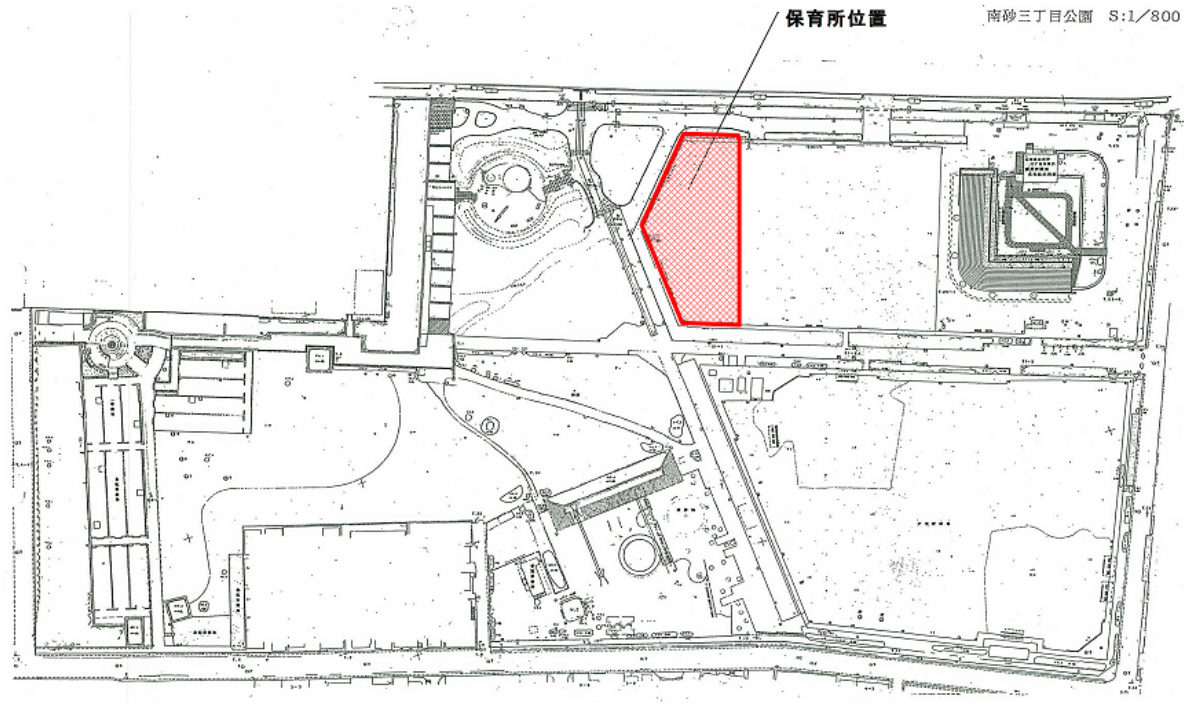
都市内での配置		周辺は住宅地であり、北端に隅田川が流れ、中央部で都電荒川線と交差する公園計画となっており、現在一部を供用開始している。				
公園の特徴		現在は、芝生広場、ガーデンエリア、図書館、子育てエリアが供用開始されている。令和３年度にテニスコート３面を整備し、令和４年４月に全面開園する予定である。				
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・近隣に老朽化に伴う建替えが必要な区立保育園があり、園児の受け入れ先が必要であった。 ○目的 ・受け入れ先として、公園内に特区を活用した保育園を整備し、建替え期間中、園児を受けいれる。				
	実施プロセス	平成 29 年 2 月　東京圏国家戦略特別区域会議で計画の変更認定 平成 29 年 2 月　保育所部分の占用許可 平成 29 年 7 月　保育園建設工事説明会、工事開始 平成 30 年 7 月　開所				
	公園選定経緯	当該エリアにおいて、保育園の占用が可能となる面積要件を満たす公園がなかったため当公園を選定した。				
	募集要項	－				
	公園改修（整備）	・特になし				
	役割分担	・公園担当部局（基盤整備課：技術指導、土木管理課：占用手続き） ・保育担当部局（保育課：園事業者調整、営繕課：建築工事）				
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・必要となる敷地面積の確保の折り合いに苦慮した。 （公園側は敷地面積を小さくして欲しいが、保育側は大きくしたい）				
保育所等施設概要	名称	小台橋保育園	事業主体	荒川区（受託者：社会福祉法人 教信精舎）		
	認可の区分	認可（公設民営）	占用者	荒川区長	占用面積	802．86 ㎡
	占用期間	H29.4.1～H32.3.31 (R2.4.1～R5.3.31)	占用後の取扱	原状回復	占用料	免除
	建物構造	鉄骨造 2 階建て	延床面積	1,204.19 ㎡	建築面積	601.66 ㎡
	開設年月日	平成 30 年 7 月 1 日	開所時間（延長時間）	7：15～19：15 （18：15～19：15）	定員	150 名
	園庭利用状況	・園庭なし ・代替遊戯場：宮前公園（2,700 ㎡）				
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・保育園のためだけではないが、周辺道路の無電柱化工事を行っている。。				
	防　犯	公園との境界部に背が高いフェンスを設置していない。				
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。 ③子どもの年齢層への配慮 ・将来的に、幼児が安心して遊べるように、幼児向け遊具を集約したスペースを整備する。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・子育て交流サロンにおいて、アドバイスや情報提供をしている。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。				
保育所等施設設置・管理運営にお	敷地の接道	接道している。				
	公園内での敷地選定	・技術基準である広場面積の 30%が確保できるエリア。 ・道路に面している場所を保育園側が希望。				
	占用部分との境界	フェンスは設置せず、植栽帯により直接入れないようにしている				
	インフラ整備	道路から直接引き込んでおり、保育園建設工事内で実施した。				
	駐輪場等設置	保育園敷地内に自転車の一時置き場はあるが、基本的には駐輪を認めていない。				
	駐車場等設置	食材搬入車用１台分あり				
	送迎時の主な交通手段	自転車				

ける配慮事項	住民との合意形成	近隣住民には個別対応し、全体としては工事説明会の場を設けた。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・緑地の確保のために屋上緑化・壁面緑化等を求めた。 ○保育所からの音の対策 ・開口部は近隣住民に向けて設置しない。 ・防音性の高い窓の設置。 ・屋上の隣地住民側と設備スペース周囲は防音パネルで囲っている。 ○一般開放施設（子育て交流サロン） ・保育園内に子育て交流サロンという、子育て中の親子が自由に遊べ、交流、相談、休憩できるスペースを設けている。 ○地域交流 ・子育て交流サロンにおいて、子育て中の親子が参加可能なイベントを定期的に開催している。 ・子育て交流サロンは、小台橋保育園が移転前から区の委託を受けて行っていた事業であり、継続して事業を実施している。
	公園の管理・運営への協力	・特になし
	保護者への配慮	・お迎えの時間帯（17 時～19 時 30 分）に見守り確認推進員を配置
	園児への安全対策等	・施設外部に防犯カメラを計 4 台設置、夜間も外部照明は点灯 ・正面玄関はオートロックでカメラ付きインターフォンにて開錠 ・お迎えの時間帯（17 時～19 時 30 分）に見守り確認推進員を配置
事業効果		○公園担当部局 ・子供たちの声により、公園に賑わいが創出された。 ○保育担当部局 ・現在は、老朽化した園舎の建替えを目的としており、仮移転により子ども達の安全性が高まった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・午前中は、園児の利用が中心となっている。
その他		○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題 ・社会情勢の変化と共に、公園自体に求められる機能も変化しつつあり、ニーズに即した公園機能を有する整備・再整備が必要となってくる。 ・また、現在の待機児童問題等の社会的課題を解決する受け皿として、都市公園を占用するという手法がとられたが、今後は、少子高齢化が進むことで、保育園以上に高齢者向け施設の需要が見込まれるだろう。占用物件においても変化が予想されることから、公園管理者には、より一層公園の柔軟な運用が求められてくる。

（平成 30 年 11 月調査時点：一部時点更新）

１４．駅前の利便性を活かして公園に保育所を設置

公園名	南砂三丁目公園	公園種別	近隣公園	面積	3.9ha (3.9ha)	開園年月	昭和 47 年 4 月
所在地	江東区南砂三丁目 14 番 6 号		公園管理者		江東区（土木部河川公園課）		



平面図（江東区提供）



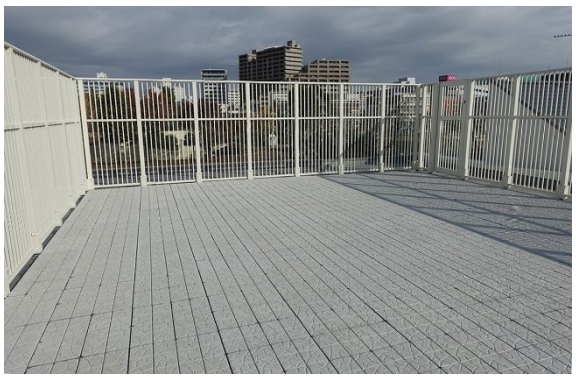
保育所正面



前庭部分



多目的室（子育て支援事業等に利用）



屋上避難場所



保育所内園庭



隣接する多目的広場

都市内での配置		本公園は、西側に都道丸八通り、南側に東京メトロ東西線南砂町駅と接続しており、公園の通過人数は非常に多い。周囲地域は、都営住宅やマンション等の住宅地に囲まれている。
公園の特徴		園内に少年野球場や多目的広場が整備されており、親子連れでの利用のほかに周辺の保育園等の利用も多く見られ、常に活気のある公園である。
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・まとまった保育所用地の確保に苦慮していたところで、都市公園法が改正された。南砂三丁目公園周辺の待機児童が多く、今後も周辺でのマンション開発が見込まれ一層の待機児童対策が必要だった。 ○目的 ・待機児童の解消
	実施プロセス	平成 29 年 5 月　改正都市公園法公布・庁内の待機児童解消緊急対策会議（全庁横断会議）で整備方針を合意 10 月　第 1 回近隣説明会実施 11 月　運営事業者募集要領配布 12 月　運営事業者決定 平成 30 年 1 月　第 2 回近隣説明会実施 2 月　保育所の工事占用許可・工事開始 7 月　工事完了・保育所部分の占用許可 8 月　開所
	公園選定経緯	国土交通省より示された公園内の保育所占用の技術的基準（主に広場面積条件）に合致する公園をピックアップし、近隣状況等を踏まえて整備する公園を決定した。
	募集要項	（仮称）南砂三丁目公園内保育所運営事業者募集要領（平成 29 年 11 月 2 日 江東区）
	公園改修（整備）	保育園関係車両の出入りなどの関係から、園路と歩道の接続部分の車止めやインターロッキングを改修した。
	役割分担	・公園部局：占用条件の整理、許可手続き、工事方法の調整等 ・保育部局：運営事業者の募集、保育所認可手続き、補助金対応、庁内調整 ・建築部局：接道条件等の許認可の整理
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・接道条件のクリア、技術基準のクリア、インフラの引き込み、公園価値向上の具体案
保育所等施設概要	名称	グローバルキッズ南砂園　／　事業主体：株式会社グローバルキッズ
	認可の区分	認可（私立）　／　占用者：株式会社グローバルキッズ　／　占用面積：894.32 ㎡
	占用期間	10 年（更新有）　／　占用後の取扱：原状回復　／　占用料：特別基準（東京都「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」の算定方法を準用）により設定、月額 263,824 円
	建物構造	鉄骨造 2 階建て　／　延床面積：792.98 ㎡　／　建築面積：471.67 ㎡
	開設年月日	平成 30 年 8 月 1 日　／　開所時間（延長時間）：7：30～20：30（18：30～20：30）　／　定員：99 名
	園庭利用状況	・園庭有（認可基準面積未満） ・園庭の広さ　128.05 ㎡ ・代替遊戯場：江東区立南砂三丁目公園 ・代替遊戯場の面積：38,645 ㎡
公園の	安全面	○公園まで ・本公園は西側に比較的交通量の多い都道に面しているが、歩道が確保されており安全面に配慮されている。 ○公園内

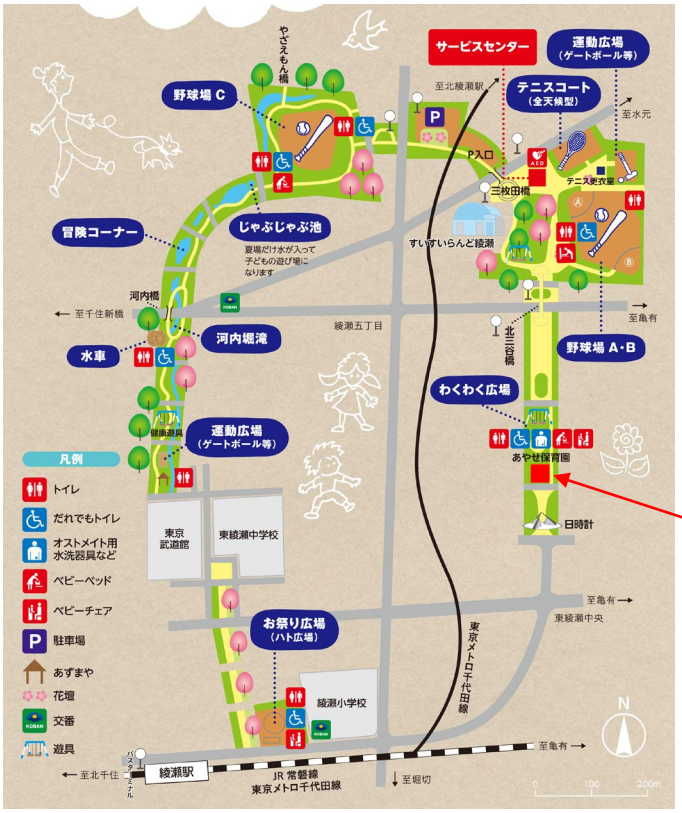
配慮事項		・保育園は三方園路に面しており、ベビーカー等の移動がスムーズであり安全面に配慮されている。
	防　犯	日中はシルバー人材センターの公園管理員が常駐し、巡回を行っている。また、樹木剪定を適宜行い、適切な照度を確保するよう配慮している。
	衛生面	・日中はシルバー人材センターの公園管理員が常駐しており、清掃を行っている。
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・園内に２箇所、だれでもトイレを整備している。 ②子どもの健全な成長への配慮 ・植栽が多く、自然に触れ合うことができる。又、遊具広場や多目的広場があり、運動も行えるのでこどもの健全な成長を促すことができる。 ③子どもの年齢層への配慮 ・遊具広場を対象年齢に分けて整備している。幼児利用を想定している広場では、犬猫のフン対策の防護柵付きの砂場や、落下高さが低いすべり台等を設置している。 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・近隣の保育園も多く利用しているが、保育園間で利用調整を図っている。 ⑤子育て中の親への情報提供・交流での配慮 ・整備した保育所内に多目的室を設け、保育所運営法人による子育て支援企画などを予定している。 ・（保育事業者）多目的室内では、読み聞かせ会を月１回実施している。 ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・整備した保育所内に多目的室・多目的トイレを設け、イベントの際には休憩所等の利用を予定している。（開放の条件等は保育所運営事業者が決定する）
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	・技術基準である広場面積基準をクリアできる場所と利用状況から選定した。以前は、多目的広場として利用されており、児童等の利用があったが、占用後に残った広場でも充分な広さが確保できている。 ・なお、同一の位置に以前は区立小学校等の仮設校舎があった経緯もあり地元合意が得やすい場所を選定した。
	占用部分との境界	・セキュリティの確保のためフェンス（H1,800cm 以上）で分離している。 ・エントランス部分は植栽により占用範囲がわかるよう整備している。
	インフラ整備	・公園外から引き込んでいる。整備費用は占用者が全額負担している。
	駐輪場等設置	・敷地内に一時駐輪場を設置している。 ・公園内は自転車走行しないよう保育所運営法人から保護者に注意喚起を行っている。
	駐車場等設置	・江東区では車での送迎は認めていないので、保護者用の駐車場は設けていない。 ・食材搬入や廃棄物回収、緊急車両は園のエントランス部分に引き込めるよう設計している。
	送迎時の主な交通手段	・徒歩、自転車、ベビーカーが多い。 ・江東区では全ての認可保育所で車の送迎を認めていない。
	住民との合意形成	近隣住民への説明会を２回実施した。説明会の周知方法は、現地への看板の設置と近隣世帯へのポスティングによって行った。反対意見は特に無かったが、近隣の小学校の通学路と通園路が重なるため、小学校と良く調整してほしいといった意見があった。全体的には、地域の子育て支援になるので喜ばしいといった意見だった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・公園の景観を損なわないよう配慮することを募集要領に記載した。また、公園内の緑化に貢献するため、区の緑化条例の基準以上の植栽を配置した。 ○保育所からの音の対策 ・都道沿線であり、住宅地に隣接していないので特に検討していない。 ○一般開放施設（水害用屋上避難場所、多目的室） ・南砂三丁目公園は荒川に比較的近い立地であり海抜が低いため、水害時の避難用に屋上に避難スペースを設けた。また、保育所利用者以外の子育て世帯の支援の場として、多目的室を設けた。 ○地域交流 ・保育所内に設けた多目的室を使用した近隣の子育て世帯への支援イベントや、公園内でのお祭りの際の休憩所などに利用できるよう予定している。近隣への開放方法は、保育所運営法人が決定する。 ・上記については、開所から間もないことも有り、未実施である。実施の際には、保育所としての運営に支障がないよう、また占用条件との整合を確保するために保育担当部局が相談に乗る。
	公園の管理・運営への協力	・特になし

	保護者への配慮	・保育所には一時駐輪場とベビーカー置き場を設置している。 ・保育所内に絵本コーナーを設け、絵本の貸し出しを行っている。
	園児への安全対策等	・防犯カメラ、エントランスにオートロック、エントランス以外の出入り口は鍵で施錠、セキュリティラインをフェンスで確保
事業効果		○公園担当部局 ・特になし ○保育担当部局 ・待機児童が減少した。保護者や近隣住民からは、緑の中での保育に非常に好意的な意見があった。 ○利用状況や利用形態の変化 ・保育所設置以前より、乳幼児や未就学児の利用が多かったため、利用形態等における今のところ特別な変化は見られない。
その他		○少子高齢社会への対応を鑑みた公園の整備・再整備、管理運営全般について課題 ・南砂三丁目公園の保育所整備の背景には区内の子ども数増加がある。また、今後の人口推移では高齢者数の増加が見込まれている。このような中、現状と将来を見据えた公園整備のゾーニングに苦慮している。

（平成 30 年 11 月調査時点）

１５．公設公営の保育所を設置

公園名	都立東綾瀬公園	公園種別	総合公園	面積	17.40ha (15.8ha)	開園年月	昭和 41 年 7 月
所在地	足立区東綾瀬一・二・三丁目、綾瀬三・五・六丁目及び谷中一丁目各地内			公園管理者	東京都（東部公園緑地事務所）		
指定管理者	株式会社日比谷アメニス東部地区グループ						



保育所

（東京都東部 7 公園 HP https://tokyo-eastpark.com/wp-content/themes/tokyo-eastpark/images/lower/higashiayase_parkmap2020.pdf（令和 3 年 3 月 3 日閲覧）より作成）

東綾瀬公園　平面図



保育所全景



保育所全景（手前は公園の園路）



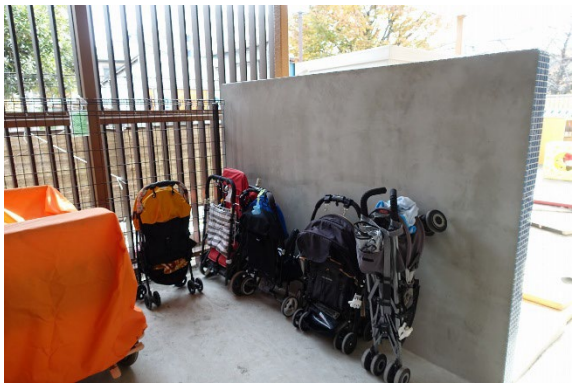
車いす用トイレ



絵本コーナー（一般利用可）



保育所内広場



ベビーカー置き場

都市内での配置		東京メトロ千代田線綾瀬駅東北約 800mに位置する、区画整理済みの第一種中高層住居占用地域。					
公園の特徴		綾瀬駅から点在する広場を遊歩道がつなぎ、区画整理により生み出された区域と合わせて構成された約２ｋｍに亘る馬蹄形公園。					
保育所等施設設置の取組状況	背景と目的	○背景 ・周辺の待機児童が多かった。特区として認められた。園舎が老朽化していた。 ○目的 ・待機児童対策、園舎の更新。					
	実施プロセス	平成 29 年 5 月　東京圏国家戦略特別区域会議で計画の認定 平成 29 年 5 月～11 月　住民説明会を 7 回実施 平成 29 年 7 月　保育所部分の占用許可 平成 29 年 12 月　工事開始 平成 30 年 9 月　開所					
	公園選定経緯	現園舎からの距離と公園の利用形態（建築物や遊具等がない）により決定した。					
	募集要項						
	公園改修（整備）	・特に無し					
	役割分担	・保育担当部局（足立区）：公園占用手続き以外を実施した。 ・公園担当部局（東京都）：保育所設置に係る占用許可、設置工事に係る工事占用許可及び利用調整					
	その他	○保育所設置における課題や苦労した点 ・（区）周辺住民の合意形成。 ・（都）特になし。					
保育所等施設概要	名称	区立あやせ保育園	事業主体	足立区			
	認可の区分	認可保育所（公設公営）	占用者	足立区	占用面積	906.83 ㎡	
	占用期間	10 年（更新有） H29.12.1～H39.3.31	占用後の取扱	原状復旧（保育需要等により継続の有無を判断）	占用料	免除	
	建物構造	鉄骨造 2 階建て	延床面積	1,166.63 ㎡	建築面積	616.42 ㎡	
	開設年月日	平成 30 年 9 月 3 日	開所時間（延長時間）	7：30～19：30 （18：30～19：30）	定員	130 名	
	園庭利用状況	・園庭無し（ただし、プールを置くスペースはある） ・代替園庭：東綾瀬公園					
公園の配慮事項	安全面	○公園まで ・（都）管理外であり、特に配慮していない ○公園内 ・不陸箇所の点検、公園内の小石の除去、遊具点検、見通しの確保					
	防　犯	見通しの確保、巡回、綾瀬警察へ巡回の依頼					
	衛生面	・毎日のトイレ清掃、犬の飼い主へマナーアップ活動、清掃の巡回					

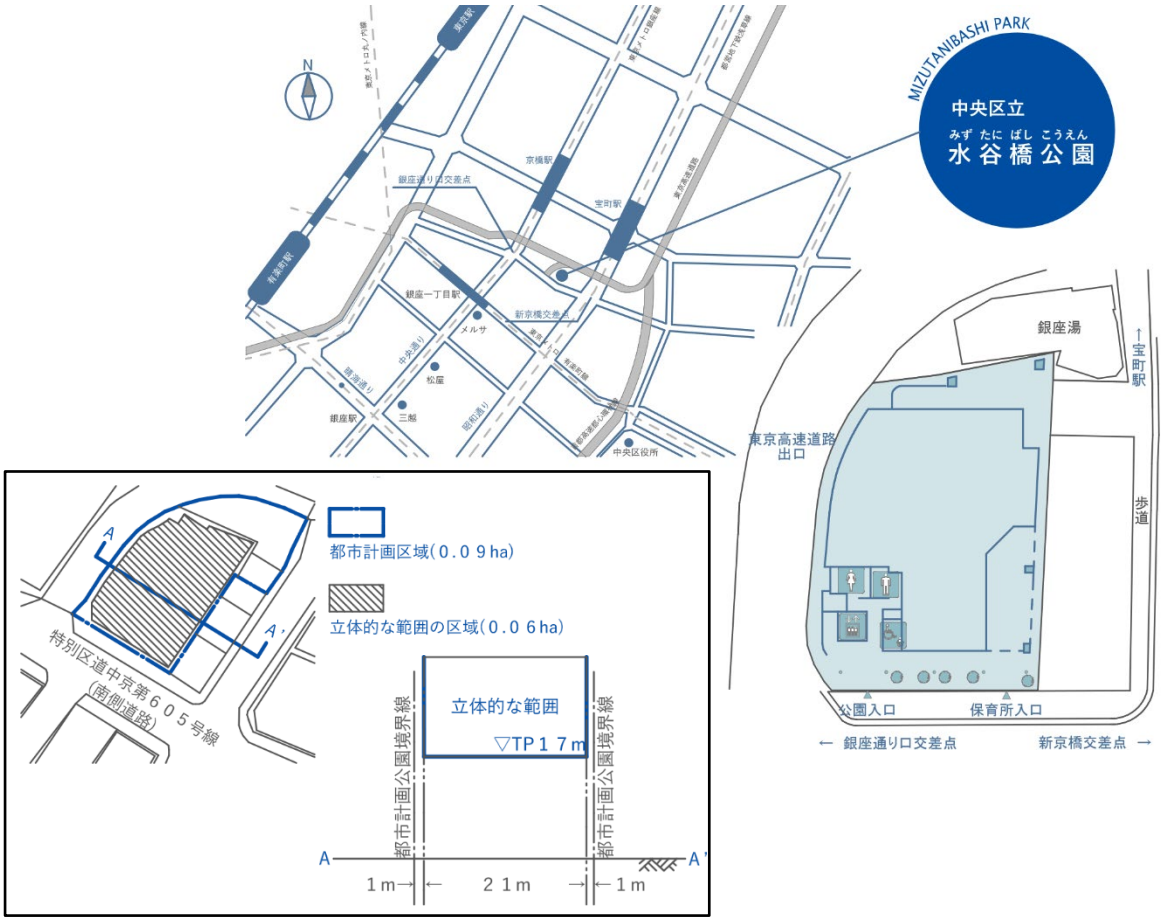
	その他	①乳幼児用の施設や場所の確保での配慮 ・多目的トイレの使用、状況によりサービスセンターの開放 ②子どもの健全な成長への配慮 ・幼稚園、小学生対象のイベントの開催、野球場の整備、都会の中の自然の提供 ③子どもの年齢層への配慮 ・こいのぼり、ペインティングなど小さい子供と親子は楽しめるイベントの開催 ④子どもの遊びにおける人的なサポート体制での配慮 ・広場の利用調整・管理など ⑥保護者のための施設整備における配慮 ・ベンチの設置 ⑦親子で遊べる機会の提供における配慮 ・イベントの開催、ボランティアが活動している花壇への案内
保育所等施設設置・管理運営における配慮事項	敷地の接道	接道している。
	公園内での敷地選定	技術基準である広場面積の 30%と、利用状況、保育所利用者に利便性の高い場所（交通機関との関連等）等から選定した。以前は、利用の少ない場所であった。一般利用者があまり利用しないエリア。利用状況調査を実施した。
	占用部分との境界	安全管理上、フェンス（H1,800cm）で分離している。
	インフラ整備	公園外から地中で引き込み、インフラについては、すべて保育所設置者負担とした。
	駐輪場等設置	・敷地外に駐輪スペースを設けている（公園の敷地を一時的に利用してよいと都から言われている）。保護者へは、公園内は園路のみ通行するよう指導している。 ・敷地内にベビーカー置き場を設置している。
	駐車場等設置	・保護者の送迎用の駐車場は設けていない。 ・公園敷地外に緊急車両、食材搬入のための駐車場を２台分確保している。
	送迎時の主な交通手段	・自転車が約６割、徒歩が約４割。送迎のための車利用は原則禁止。
	住民との合意形成	・住民への説明会を７回開催した。 ・住民からは安全対策や防犯対策等の要望があった。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・足立区景観条例に基づき良好な景観形成に努めるとともに公園とのデザイン面の調和を求めた。 ○保育所からの音の対策 ・複層ガラスを使用した防音性の高い窓の設置 ○一般開放施設 ・授乳やオムツ替えのスペース、絵本コーナーを提供している。 ○送迎時の安全対策 ・送迎時に警備員を２名配置。 ○地域交流 ・地域住民や公園利用者も参加可能な子育て相談の実施 ・子育て仲間づくりイベントの実施 ○その他 ・（都）園地を利用する際の、他の公園利用者への配慮
	公園の管理・運営への協力	・（区）特になし ・（都）平成 30 年 11 月現在、保育所占用区域外や外構部（占用区域との境界に植栽した樹木等）について維持管理に係る協定締結を都と区で協議中であり、協議後は、花壇管理、犬のマナーアップ活動、防災訓練、近隣自治会との安全協議会への参加について保育所側から申し出があれば、協力して実施する。
	保護者への配慮	・敷地外に駐輪スペースを設けている。敷地内にベビーカー置き場を設置している。
	園児への安全対策等	・防犯カメラ、入口にオートロック設置、送迎時に警備員を配置　等
事業効果		○公園担当部局（都） ・施設の周りが、夕方照明等で明るくなった。人の行き来が増えた。 ○保育担当部局（区） ・待機児童が減少した。保護者からは、公園内の保育園について緑が多く好意的な意見が多くみられる。 ○利用状況や利用形態の変化 ・（区）特になし。 ・（都）園地として開放している場所の減少による公園利用者への影響

その他	（都）占用物件について、逐条解説（都市公園法解説（改訂新版）Ｐ175）では、法第４条第１項の制限（公園施設の設置基準）を十分考慮し、同項の趣旨を徹底するように十二分に注意しなければならないとしているが、占用物件は公園施設では無いので違法では無いという解釈もあり、現場としては混乱を招きかねない。より踏み込んだ解釈があると円滑な住民対応が可能となると思われる。

（平成 30 年 11 月調査時点）

１６．保育所の設置に立体都市公園制度を活用

公園名	水谷橋公園	公園種別	街区公園	面積	0.09ha (0.06ha)	開園年月	昭和 27 年 5 月
所在地	東京都中央区銀座一丁目 12-6			公園管理者	東京都中央区（環境土木部水とみどりの課）		



立体的な範囲について（立体都市公園制度）

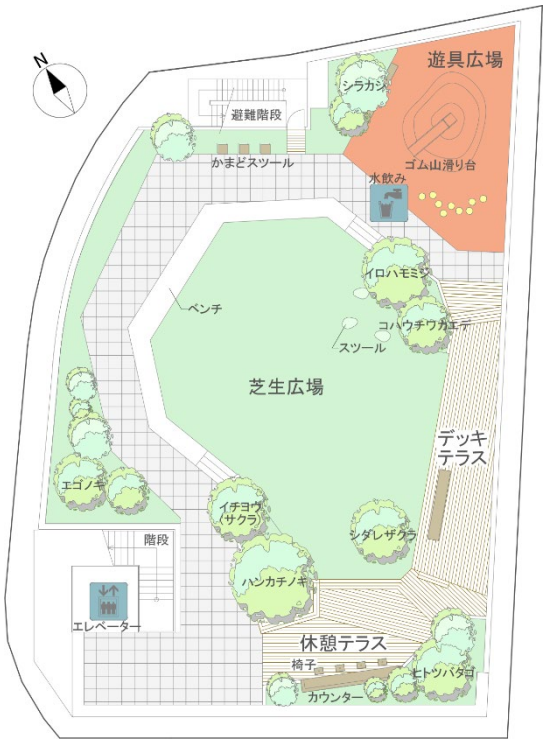
（出典：中央区立水谷橋公園パンフレット（中央区提供））



屋上南西から



上から見る南西面



公園平面図（屋上）

（出典：左写真（中央区提供）、右図 中央区立水谷橋公園パンフレット（中央区提供））

<table>
<tr><td colspan="2">都市内での配置</td><td colspan="6">中央区銀座一丁目に位置し、JR、地下鉄の複数の駅から徒歩でアクセスできる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園の特徴</td><td colspan="6">・オフィスワーカーによる利用（喫煙や休憩等）が多い。
・屋上に中央区立水谷橋公園（屋上公園）のほか、１～３階に保育所（３階は園庭エリア等）、３階に区の防災倉庫が、１階に区立の公衆便所を備えた立体公園となっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">保育所等施設設置の取組状況</td><td>背景と目的</td><td colspan="6">・区として待機児童解消を図る必要があり、本公園が良好なアクセスを有することから、区内居住者の保育需要への対応が見込めた。</td></tr>
<tr><td>実施プロセス</td><td colspan="6">平成 29 年 5 月　水谷橋公園認可保育所整備・運営事業者募集要項配布
10 月　事業者決定
令和 2 年 4 月　開所</td></tr>
<tr><td>公園選定経緯</td><td colspan="6">・本公園が改修時期を迎え、立体都市公園制度を活用した再整備を行うことになった。また、本区は待機児童解消が喫緊の課題でありながら、保育所整備が可能な事業用地や物件が少ない状態であった。そのため、再整備により生じた公園の下部空間を保育所整備に活用することとした。</td></tr>
<tr><td>募集要項</td><td colspan="6">水谷橋公園私立認可保育所整備・運営事業者募集要項（平成２９年５月東京都中央区）
○当該施設には保育所のほか、屋上に中央区立水谷橋公園（以下「屋上公園」という。）が、３階に区の防災倉庫が、１階に区立の公衆便所が設置されます。
○屋上公園
水飲み、手洗い、遊具を設置する予定ですが、あくまでも区立公園であり、当該保育所の園庭ではありません。また、屋上公園の維持管理に支障となる行為（当該保育所での独占的な使用その他公園利用者の迷惑となるような行為）はできません。
○防災倉庫（３階）
特設公衆電話等の資材が保管される予定です。
必要に応じて区の職員（委託業者を含む。）及び防災関係団体が出入りする場合があります。
などの記載有。</td></tr>
<tr><td>公園改修（整備）</td><td colspan="6">都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２０条の規定に基づく立体都市公園制度の活用により中央区立水谷橋公園を再整備し、同公園の下部空間に施設を整備。</td></tr>
<tr><td>役割分担</td><td colspan="6">・公園担当部局：
・保育担当部局：</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育所等施設概要</td><td>名称</td><td colspan="2">まなびの森保育園銀座</td><td>事業主体</td><td colspan="2">株式会社こどもの森</td></tr>
<tr><td>認可の区分</td><td>認可（私立）</td><td>占用者</td><td colspan="2">占用物件ではない。</td><td>占用面積</td><td>－㎡</td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td>－</td><td>占用後の取扱</td><td colspan="2">－</td><td>占用料</td><td>－</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="2">鉄筋コンクリート造３階建て</td><td>延床面積</td><td>1,075.71 ㎡</td><td>建築面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>開設年月日</td><td colspan="2">令和２年４月１日</td><td>開所時間
（延長保育）</td><td>7:30～20:30
(18:30～20:30)</td><td>定員</td><td>93 名</td></tr>
<tr><td>園庭利用状況</td><td colspan="6">・３階部分に園庭スペースを設けている。広さは 197.19 ㎡である。
・都条例で定める園庭の面積基準は満たせないので、代替遊戯場を設定している。
2,193.686 ㎡（中央区立京橋公園）
・一般利用者や他園の園児も利用するので、お互いに迷惑がかからないよう保育運営事業者には配慮してもらっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公園の配慮事項</td><td>安全面</td><td colspan="6">○公園内
・子育て支援機能に特化したことではないが、公園専用エレベーターを設置したバリアフリー動線の確保をしている。</td></tr>
<tr><td>防　犯</td><td colspan="6">・夜間は公園を閉鎖。また、公園内には防犯カメラを設置している。
・公園とは別動線であるが、保育所のエントランスにオートロックを設置している。</td></tr>
<tr><td>衛生面</td><td colspan="6">・公衆便所は地上階設置する。また、公園内には水飲みがある。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">③子どもの年齢層への配慮
・保育所の年齢層にも配慮した遊具を設置している。
⑥保護者のための施設整備における配慮
・公園内にベンチを多く設置している。
・多目的トイレは１階に設置している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育所等</td><td>敷地の接道</td><td colspan="6">・接道</td></tr>
<tr><td>公園内での敷地選定</td><td colspan="6">・立体都市公園制度</td></tr>
</table>

施設設置・管理運営における配慮事項	占用部分との境界	－
	インフラ整備	・区と保育事業者で詳細に工事区分を決めた。
	駐輪場等設置	・一時駐輪スペースを確保
	駐車場等設置	・なし
	送迎時の主な交通手段	・自転車での送迎が多い。自動車での送迎は原則禁止。
	住民との合意形成	・近隣の住民及び事業所に対し計画説明会を開催し、保育所整備について一定の理解を得た。
	地域や公園利用者への配慮	○周囲との景観の調和 ・保育所と公園のフロアを分けるとともに、保育所利用者と公園利用者の動線の差別化を図った。 ○送迎時の安全対策 ・保育所用の駐輪スペースを確保することにより、路上駐輪対策を行っている。 ○その他 ・ガラス窓にスモークを貼る等の目線対策を行っている。
	公園の管理・運営への協力	－
	保護者への配慮	・保育所用の駐輪スペースを確保するほか、保育所内で保護者同士が情報交換できるよう広いエントランスホールを設けている。
	園児への安全対策等	・エントランスにオートロックを設置している。
事業効果		－
その他		・本保育所は、占用物件ではない。当該施設の一部を私立認可保育所として使用するため、整備運営事業者に貸し付けている。 ・借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条第１項の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結している（年額 9,078,000 円、貸付期間：20 年間）。

（平成 29 年 11 月調査時点：一部時点更新）

国土技術政策総合研究所資料
TECHNICAL NOTE of ＮＩＬＩＭ
Ｎｏ.1192　　March　2022

編集・発行　©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは
〒305-0804　茨城県つくば市旭１番地
企画部　研究評価・推進課　TEL 029-864-2675